

紀の川市地域防災計画

令和6年3月
紀の川市防災会議

目 次

第 1 編	総則	1
第 1 章	計画の趣旨	3
第 1 節	計画の概要	3
第 2 節	計画の運用	5
第 2 章	市の概況と災害の想定	6
第 1 節	市の概況	6
第 2 節	被害想定	12
第 3 章	防災上の事務又は業務の大綱	13
第 1 節	市の処理すべき防災上の事務又は業務の大綱	13
第 2 節	防災関係機関の処理すべき防災上の事務又は業務の大綱	14
第 2 編	災害予防計画	15
第 1 章	災害に強いまちづくり	17
第 1 節	水害の予防	17
第 2 節	土砂災害の予防	21
第 3 節	道路環境の充実	23
第 4 節	建造物・宅地の災害予防	24
第 5 節	盛土防災計画	26
第 6 節	文化財の災害予防	27
第 7 節	公共的施設の災害予防	28
第 8 節	農業関係の災害予防	30
第 9 節	防災施設等の整備	31

第2章	災害に強い体制づくり	33
第1節	防災組織及び活動体制の整備	33
第2節	情報収集・伝達体制の整備	35
第3節	火災の予防	39
第4節	林野火災の予防	41
第5節	災害時医療体制の確保	42
第6節	ボランティアの活動環境の整備	44
第7節	廃棄物処理体制の充実	45
第8節	相互応援体制の充実	46
第9節	避難行動要支援者（災害時要援護者）対策	48
第10節	避難対策の充実	50
第3章	災害に強いひとづくり	53
第1節	防災訓練の実施	53
第2節	防災知識の普及	55
第3節	自主防災組織の充実	57
第4節	民間事業者の防災対策	58
第5節	防災に関する調査研究の推進	59
第3編	災害応急・復旧・復興計画	61
第1部	風水害等・地震	63
第1章	発災直後	63
第1節	応急体制	63
第2節	気象警報、地震情報、避難指示等の伝達	72
第3節	被害情報等の収集・伝達	102
第4節	災害通信	106
第5節	災害広報	108
第6節	避難支援	111
第7節	消防活動	118
第8節	医療（助産）・救護	122

第2章	1日以内に開始	124
第1節	罹災者の救出	124
第2節	捜索、遺体安置・火葬	125
第3節	公共土木施設等の応急対策	126
第4節	農業・水産・畜産の応急対策	127
第5節	道路交通の応急対策	129
第6節	輸送対策	132
第7節	自衛隊の派遣	135
第8節	相互応援	137
第9節	食料の供給	139
第10節	給水活動	141
第11節	物資の供給	143
第12節	公共的施設の応急対策	145
第13節	保健衛生	148
第3章	3日以内に開始	156
第1節	障害物の除去	156
第2節	応急対策要員の確保	158
第3節	住宅・宅地対策	161
第4節	被災者の生活の安定のための措置	166
第5節	災害救助法の適用	169
第6節	生活関連総合相談	172
第4章	2週間以内に開始	173
第1節	教育・福祉対策	173
第2節	義援金の配分	175
第5章	1か月以内に開始	176
第1節	災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付	176
第2節	被災者生活再建支援法の適用	177
第3節	施設の復旧対策	180
第2部	その他災害・事故	182
第1節	危険物等災害応急対策	182

第2節	林野火災応急対策	188
第3節	雪害応急対策	190
第4節	鉄道災害応急対策.....	191
第5節	道路災害応急対策.....	192
第3部	復興に向けて	193
第1節	復興計画の策定	193
第4編	その他計画	1
第1章	水防計画	3
第1節	総 則	3
第2節	水防組織	3
第3節	重要水防箇所等、洪水浸水想定区域	5
第4節	予報及び警報	6
第5節	水位等の観測、通報及び公表	7
第6節	気象予報等の情報収集	9
第7節	水防通信方法	9
第8節	ダム・水こう門等の操作	10
第9節	水防施設・車両の確保	13
第10節	水防活動	14
第11節	水防信号、水防標識等	20
第12節	協力及び応援	22
第13節	費用負担と公用負担	24
第14節	水防報告等	26
第15節	水防訓練	26
第16節	洪水浸水想定区域内における安全確保	27
第17節	水防協力団体	28
第2章	業務継続計画	29
第1節	業務継続計画の概要	29
第2節	被害状況の想定	32

第3節	非常時優先業務の実施体制及び指揮命令系統の確立	35
第4節	受援体制の確保	38
第5節	業務継続のための執行環境の整備	40
第6節	非常時優先業務	42
参考資料		58
第3章	受援計画	63
第1節	総則	63
第2節	人的応援の受入計画	64
第3節	人的応援の受入手順	65
第4節	物的応援の受入計画	68
第5節	物的応援の受入手順	70
第4章	南海トラフ地震防災対策推進計画	72
第1節	計画の目的	72
第2節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項	72
第3節	円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	73
第4節	関係者との連携協力の確保に関する事項	74
第5節	「南海トラフ地震臨時情報」発表への備え	75
第6節	防災訓練に関する事項	76
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	76
第8節	災害時の応急対策	76
第5章	地震防災対策アクションプログラム	77
第1節	はじめに	77
第2節	アクションプログラムの基本理念と減災目標	77
第3節	基本目標と施策体系	78
第4節	重点アクション	80

第5編 資料編	1
1 災害対策本部	3
1-1 災害対策本部の事務分掌	3
1-2 本部の標識	7
2 災害危険箇所	9
2-1 土石流危険溪流 略	9
2-2 山腹崩壊危険地区	10
2-3 崩壊土砂流出危険地区	15
2-4 地すべり危険箇所（国土交通省所管） 略	22
2-5 地すべり危険箇所（農林水産省所管） 略	22
2-6 急傾斜地崩壊危険箇所 略	22
2-7 土砂災害警戒区域等の指定状況 略	22
2-8 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の名称・所在地	23
3 気象観測施設	24
3-1 雨量観測所	24
3-2 水位観測所	26
3-3 震度観測施設	27
4 通信	28
4-1 非常通信経路	28
5 避難	29
5-1 指定避難所	29
5-2 福祉避難所	31
5-3 指定緊急避難場所	33

6	水防	34
6－1	河川の重要水防箇所	34
6－2	水防上影響のある橋梁	38
6－3	防災重点農業用ため池	39
6－4	水防倉庫及び水防資機材	47
6－5	水門・樋門・こう門の操作	48
6－6	ダム・ポンプ場の操作	51
6－7	洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称・所在地	52
6－8	洪水浸水想定区域内の大規模工場申出一覧	53
6－9	水防協力団体の指定	54
6－10	水防協力団体活動実施要領	56
7	消防	57
7－1	和歌山県下消防広域相互応援協定	57
7－2	阪和林野火災消防相互応援協定	59
7－3	消防団の組織	61
7－4	消防ポンプ自動車等現有数	62
7－5	消防水利の現況	62
8	医療救護	63
8－1	和歌山県災害拠点病院	63
8－2	医師会	64
8－3	和歌山県救急告示医療機関（岩出保健所管内）	64
8－4	和歌山県薬剤師会	64
8－5	和歌山県看護協会	64
8－6	災害時の医療救護活動に関する協定書	65
8－7	災害時の口腔歯科医療救護活動に関する協定書	68
8－8	災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書	71

9	輸送・交通	74
9-1	和歌山県防災ヘリコプター応援協定	74
9-2	災害時におけるヘリコプター発着予定地	76
9-3	林野火災時におけるヘリコプター発着予定地	77
9-4	主要避難路	77
9-5	緊急輸送道路	78
9-6	異常気象時における道路通行規制基準	79
10	災害時協定等	80
10-1	協定等の一覧	80
10-2	建設業協会との協定の内容	87
10-3	自動車整備振興会との協定の内容	89
10-4	全国ほたるのまち交流会参加市町との協定の内容	91
11	関係機関	93
11-1	防災関係機関の連絡先	93
12	物資の調達・供給及び給水	98
12-1	日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱	98
12-2	給水資機材保有状況	101
12-3	市の備蓄物資	102
13	清掃	105
13-1	エネルギー回収推進施設	105
13-2	マテリアルリサイクル推進施設	105
13-3	し尿処理施設	105
13-4	廃棄物運搬車	106
13-5	斎場	106

14	危険物施設等	107
14－1	危険物施設	107
14－2	高圧ガス関係事業所	108
14－3	毒物・劇物使用事業所	110
14－4	放射性同位元素等取扱事業所	110
15	条例・規則等	111
15－1	紀の川市防災会議条例.....	111
15－2	紀の川市災害対策本部条例.....	114
15－3	大規模工場等の用途及び規模の基準に関する条例.....	115
15－4	災害救助法による救助の程度・方法及び期間.....	116
16	参考法令.....	120
第6編	様式編	1
1	被害状況の報告.....	3
1－1	被害状況即報	3
1－2	災害概況即報	5
1－3	被害状況報告	6
2	災害救助法関係様式.....	13
2－1	災害救助費概算額調	13
2－2	災害救助基金報告書	14
2－3	避難所設置及び避難生活状況	15
2－4	応急仮設住宅台帳	16
2－5	炊出し給与状況	18
2－6	飲料水の供給簿	19
2－7	被服、寝具その他生活必需品の給与状況	20
2－8	救護班活動状況	21

2－9	病院、診療所医療実施状況	22
2－10	助産台帳	23
2－11	被災者救出状況記録簿	24
2－12	住宅応急修理記録簿	25
2－13	生業資金貸付台帳	26
2－14	学用品の給与状況	27
2－15	埋葬台帳	28
2－16	死体処理台帳	29
2－17	障害物除去の状況	30
2－18	輸送記録簿	31
2－19	実費弁償	32
3	避難所の運営	37
3－1	避難者名簿	37
3－2	避難所収容日誌	39
3－3	避難所用物品受払簿	40
4	食糧の調達・供給	41
4－1	炊出し受給者名簿	41
4－2	食糧品現品給与簿	42
4－3	炊出しその他による食品給与物品受払簿	43
4－4	炊出し用物品借用簿	44
5	自衛隊の派遣依頼	45
5－1	部隊等の派遣依頼書	45
5－2	部隊等の撤収依頼書	46
6	林野火災時の応援要請	47
6－1	林野火災用空中消火資機材借受申請書	47
6－2	林野火災用空中消火資機材使用報告書	48

7	ヘリコプターの運航要請	49
7-1	防災ヘリコプター緊急運航要請書	49
7-2	災害速報	51
7-3	災害状況報告書	52
8	義援金・救援物資の受付	53
8-1	義援金受付簿	53
8-2	救援物資受付簿	54
8-3	受領書	55
9	保健衛生	56
9-1	災害時における保健活動日報	56
10	相談・被災者支援	57
10-1	相談連絡票	57
10-2	罹災証明書	58
11	水防	59
11-1	紀の川洪水予報発表文例	59
11-2	紀の川水防警報・情報受信紙	63
11-3	水位周知河川の水位情報受信様式	64
11-4	水防実施状況報告書	69
11-5	水防協力団体指定申請書	71
11-6	水防協力団体協力活動業務計画書	72
11-7	水防協力団体認定書	73
11-8	水防協力団体協力活動報告書	73
11-9	水防法の大規模事業所申出書	74
11-10	避難確保計画・浸水防止計画作成報告書	75
11-11	自衛水防組織及び統括管理者等の連絡先報告書	76
11-12	申出の取下げ届出書	77

12	災害時要援護者	78
12－1	災害時要援護者名簿の様式.....	78
13	受援計画	79
13－1	受援管理シート.....	79
13－2	人的応援要請・受入報告書.....	80

第 1 編 総則

第1章 計画の趣旨

第1節 計画の概要

第1 計画の目的

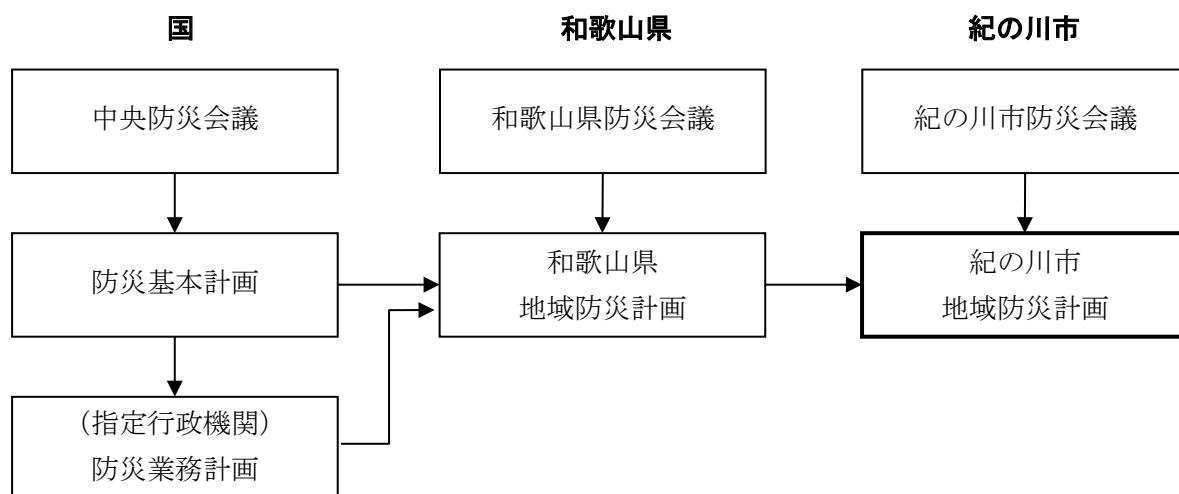
紀の川市は、我が国最大の断層である中央構造線上に位置し、直下型地震の発生が想定される。また、紀伊山地と和泉山脈に挟まれ、全国有数の多雨地帯を源とする紀の川が横断する地形のため、風水害・土砂災害も想定される。さらには、プレート型の南海トラフ巨大地震によっても、揺れや液状化による被害が想定される。

紀の川市地域防災計画は、こうした状況を踏まえ、東日本大震災や全国で相次ぐ水害など、各地における災害の経験を教訓としながら、市及び防災関係機関が、その有する機能を有効に発揮し、紀の川市における災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、市域における土地の保全並びに住民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の位置づけ

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、紀の川市防災会議が作成する計画である。国の防災基本計画、指定行政機関の防災業務計画、和歌山県地域防災計画と整合を図りながら策定する。

市、県、国における防災会議と防災計画の位置づけ



第3 計画の構成

本計画は、次の各編で構成する。

計画の構成

編	内 容
第1編 総 則	計画の目的や本市の概況、被害想定など、基本事項を記載する。
第2編 災害予防計画	平時の災害対策の基本的方向を「災害に強いまちづくり」「災害に強い体制づくり」「災害に強いひとづくり」に区分し、分野別に記載する。
第3編 災害応急・復旧 復興計画	災害発生時における災害応急対策計画を「風水害等・地震」と「その他災害・事故」に区別し、分野別に記載する。 また、災害復旧・復興にかかる取り組みを記載する。
第4編 その他計画	地域防災計画の関連計画を記載する。記載計画は以下の通り。 第1章 水防計画 第2章 業務継続計画 第3章 受援計画 第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第5章 地震防災対策アクションプログラム
第5編 資料編	各編に関連する各種資料を掲載する。
第6編 様式編	各編に関連する様式類を掲載する。

第2節 計画の運用

第1 計画の見直し・修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。したがって、各機関は、関係のある事項について、毎年市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案を市防災会議に提出するものとする。

また、災害対策は相互に有機的・一体的でなければならないことから、国や県の計画とも十分調整されたものにしていくことが必要である。

第2 計画の周知・習熟

本計画は、本市の職員、関係行政機関、関係公共機関及び市民その他防災に関する主要な施設の管理者等に周知徹底させるとともに、計画のうち特に必要と認めるものについては、地域住民にも周知徹底を図るよう措置を講じる。

また、各職員及び関係機関が、本計画に基づきそれぞれの責務を果たせるよう、平時から職員への研修、関係機関を含む訓練を定期的を実施し、計画の実効性向上を図る。

第2章 市の概況と災害の想定

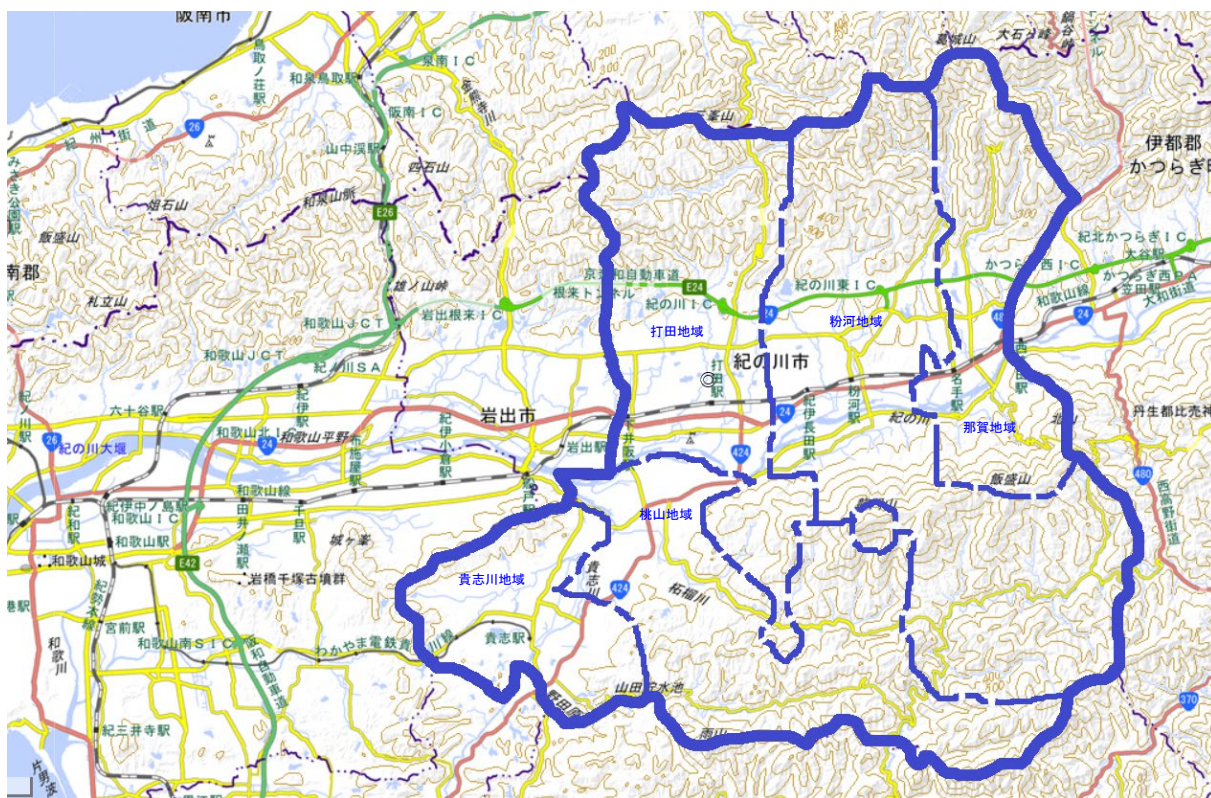
第1節 市の概況

第1 位置・地勢

紀の川市は、和歌山県の北部に位置し、北に和泉山脈、南に紀伊山地を控える総面積228.21 km^2 の市である。

和歌山県庁から20 km 圏にあり、紀の川やその支流の貴志川に沿って平地と河岸段丘上の丘陵地が発達しており、宅地や農地として利用されている。一方、和泉山脈には、標高858mの和泉葛城山などが、紀伊山地には標高756mの龍門山（紀州富士）などがそびえるが、いずれも低山地帯ながらも急峻で、土砂災害の警戒を要する箇所も多く存在している。

紀の川市の位置・地勢



※国土地理院地図に紀の川市の5地域境、5地域名を加えた。

第2 気候

気候は、年間を通じ比較的温暖で、梅雨前線や秋雨前線、台風による降雨が多いものの、盛夏時には晴天が続く日が多い瀬戸内式気候である。このため、農業用水の枯渇を防ぐため、ため池が多い。冬季は、日本海側に降雪をもたらす北西からの季節風の影響により、降雨・降雪は少ない。

また、市域の南部の山あいには、紀伊山地で発達する雨雲の影響を受け、平野部より多雨である。

第3 人口

住民基本台帳によると、令和5年3月31日現在の本市の人口は59,803人で、地域別では貴志川地域が18,887人と多い。また、75歳以上の市民が10,000人以上にのぼる。

住民基本調査人口（令和5年3月31日現在）（単位：人）

	総数	0～14歳	15～64歳	65～74歳	75～84歳	85歳以上
打田地域	15,937	2,230	9,142	2,156	1,554	855
粉河地域	11,829	1,003	6,170	1,994	1,662	1,000
那賀地域	6,481	533	3,373	1,170	860	545
桃山地域	6,669	714	3,643	1,005	819	488
貴志川地域	18,887	1,974	10,942	2,999	2,061	911
紀の川市計	59,803	6,454	33,270	9,324	6,956	3,799

第4 土地利用と交通条件

本市は、紀の川右岸（北側）にまとまった平野があり、国道24号とJR和歌山線が通り、打田地域、粉河地域、那賀地域の宅地がそれぞれ形成されている。

紀の川左岸（南側）は、右岸と比べると平坦部は少ないが、貴志川との合流部ではまとまった平野となっている。この平野は、貴志川に沿って南に延び、桃山地域、貴志川地域にも宅地を形成している。貴志川地域は、和歌山電鐵貴志川線で和歌山駅と結ばれていることから宅地開発が進み、特に西山口駅西側では大規模な住宅団地が整備されている。

道路は、京奈和自動車道、国道24号、424号、480号、県道7号粉河加太線、県道10号岩出野上線、県道13号和歌山橋本線、府県道62号泉佐野打田線などが幹線道路網を形成している。また、南部山間地の鞆淵地区には県道3号かつらぎ桃山線でアクセスする。

橋梁は、紀の川を渡る6橋、貴志川を渡る6橋を災害時にも不通区間の解消を図ることが重要である。

また、本市は農業用ため池が多く、その決壊にも留意していく必要がある。

第5 災害の履歴

本市に関係する主な災害の履歴は、次のとおりである。

1 風水害（戦後）

(1) ジェーン台風

昭和25年台風第28号。県内の死者・行方不明者48名。和歌山市で最低気圧962hPa、最大風速36.5m/s（最大瞬間風速46.0m/s）を観測した風台風で、海岸部を中心に建物倒壊、高潮による浸水をもたらした。現紀の川市域でも、丸栖小学校校舎の被害が記録されている。

(2) 七・一〇水害

昭和27年7月10日～11日の梅雨前線による豪雨。県内の死者・行方不明者16名。和歌山市の期間雨量406.4mm。現紀の川市域でも、粉河町などで水害の発生が記録されている。

(3) 七・一八水害（南紀豪雨）

和歌山県史上最悪の気象災害。昭和28年の7月18日前後の集中豪雨に起因する水害で、県内の死者・行方不明者1,047名。現紀の川市域では、貴志川流域の被害が大きく、貴志川町と桃山町で堤防が決壊して洗掘箇所が1haに達した。

(4) テス台風

昭和28年台風第13号。全国の死者・行方不明者数は戦後第5位の478名。七・一八水害の応急復旧箇所の多くが破壊された。船戸量水標の水位が6.68mと当時の過去最高記録となった（現在の船戸水位観測所の氾濫危険水位は7.00m）。

(5) 伊勢湾台風

昭和34年台風第15号。明治以降の日本における台風の災害史上最悪の惨事で、愛知県、三重県を中心に全国の死者・行方不明者5,098名（県内17名）。現紀の川市域の紀の川、貴志川で広範囲に洪水が発生した。

(6) 第2室戸台風

昭和36年台風第18号。県内の死者・行方不明者16名。和歌山市で最低気圧939hPa、最大風速35m/s（最大瞬間風速56.7m/s）を観測した風台風で、大阪に甚大な高潮被害をもたらした。現紀の川市域では農作物被害が大きかった。

(7) 昭和40年台風第23号、第24号

室戸岬で日本の観測史上最も強い最大風速69.8m/sを観測した台風。（台風第23号）紀の川水系でも床上浸水398戸、床下浸水3,588戸の被害を生じた。（台風第24号）

(8) 昭和47年台風第20号

潮岬付近に上陸した伊勢湾台風類似の台風。紀の川水系でも床上浸水22戸、床下浸水2,362戸の被害を生じた。

(9) 昭和57年7月～8月豪雨

梅雨前線と台風第9号からかわった低気圧、台風第10号により、近畿一円に水害が発生。紀の川流域で死者・行方不明者7名、床上浸水99戸など。船戸量水標の水位7.04m。

(10) 平成2年台風第19号

中心気圧945hPaで白浜町付近に上陸した台風。紀の川流域で家屋全半壊8戸、床上浸水98戸、床下浸水202戸の被害を生じた。

(11) 平成13年 6 月豪雨

梅雨前線が停滞し、貴志川、野田原川、真国川流域で合わせて床上浸水20戸、床下浸水64戸の被害が生じた。

(12) 平成16年台風第23号

近畿地方北部を中心に、全国で紀伊半島大水害と同数の98名の死者・行方不明者が出た台風（県内 2 名）。

(13) 平成23年台風第12号（紀伊半島大水害）

紀伊半島中南部の広い範囲で総雨量が1,000mmを超え、県内で61名の死者・行方不明者が出た台風。熊野川、日置川などの上流域で深層崩壊によるせき止め湖が17箇所でき、孤立集落が多く発生した。紀の川、貴志川流域でも合わせて200戸以上が浸水した。

(14) 平成25年台風第18号

初めて特別警報が発表（京都府、滋賀県、福井県）された台風。豊橋市付近に上陸。紀の川水系では床上浸水12戸、床下浸水39戸。

(15) 平成26年台風第11号

三重県に大雨特別警報が発表され、高知県安芸市付近に上陸した台風。貴志川が氾濫し、紀美野町から本市にかけて20 h a 浸水し、床下浸水 2 戸が発生した。

(16) 平成29年台風第21号

中心気圧950hPaの「超大型」を維持した状態で静岡県に上陸した台風。本市でがけ崩れが 3 件起き、1 名死亡（全国の死亡者数 8 名）。また、貴志川支流の水があふれ市内で100棟以上が浸水した。

(17) 平成30年台風第21号

和歌山市で最大風速39.7m/s（最大瞬間風速57.4m/s）を観測した風台風で、全国の死者14名。関西国際空港で高潮による滑走路全域の浸水、空港連絡橋へのタンカーの衝突が発生した。本市では停電に伴う断水や、強風による建物の破損、農業被害などが生じた。

(18) 令和5年梅雨前線及び台風第2号による大雨

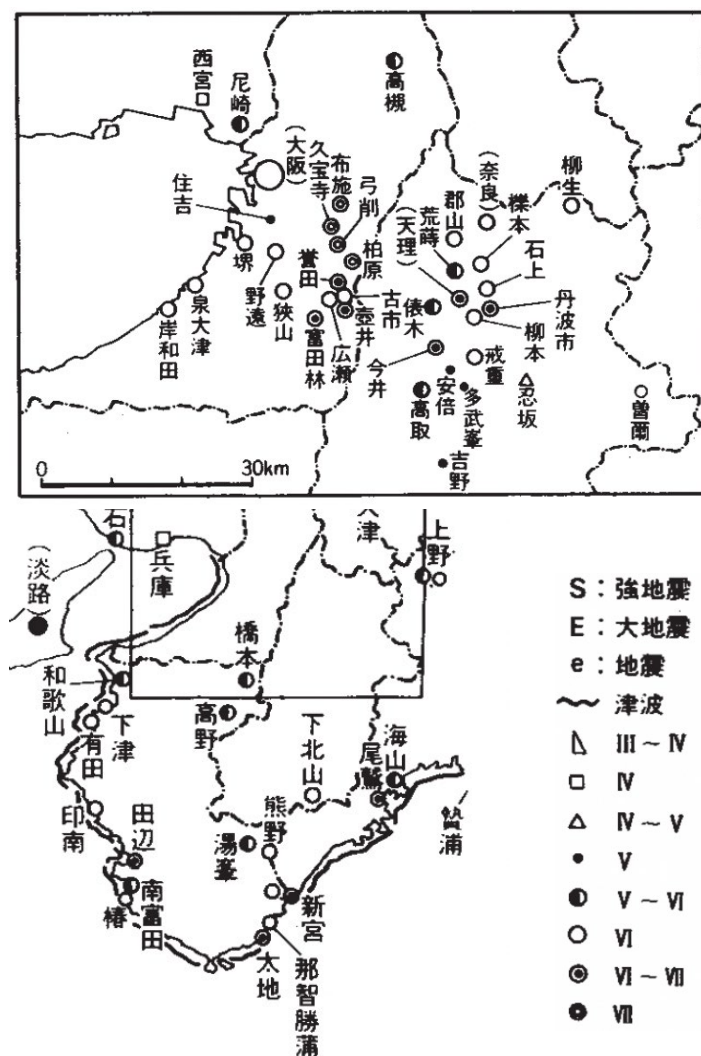
6月1日から3日にかけて梅雨前線が西日本に停滞し、前線に向かって台風第2号周辺の暖かく湿った空気が流れ込んだため大気の状態が非常に不安定となり、近畿地方、四国地方の太平洋側を中心に記録的な大雨となった。本市では死者1名、床上浸水132件、床下浸水166件、道路被害348件、その他がけ崩れや河川、橋梁の被害等多くの被害が発生した。

2 地震

(1) 宝永地震

宝永4年（1707年10月28日）に発生した歴史上日本最大級と推定されている地震。南海トラフのほぼ全域にわたってプレート間の断層が破壊され、マグニチュードは8.4～9.3、現紀の川市域の震度は5～6と推定される。現紀の川市域の被害の詳細は明らかではないが、大阪平野や奈良盆地で建物倒壊の記録がみられることから、相応の被害があったと考えられる。

宝永地震の推定震度分布

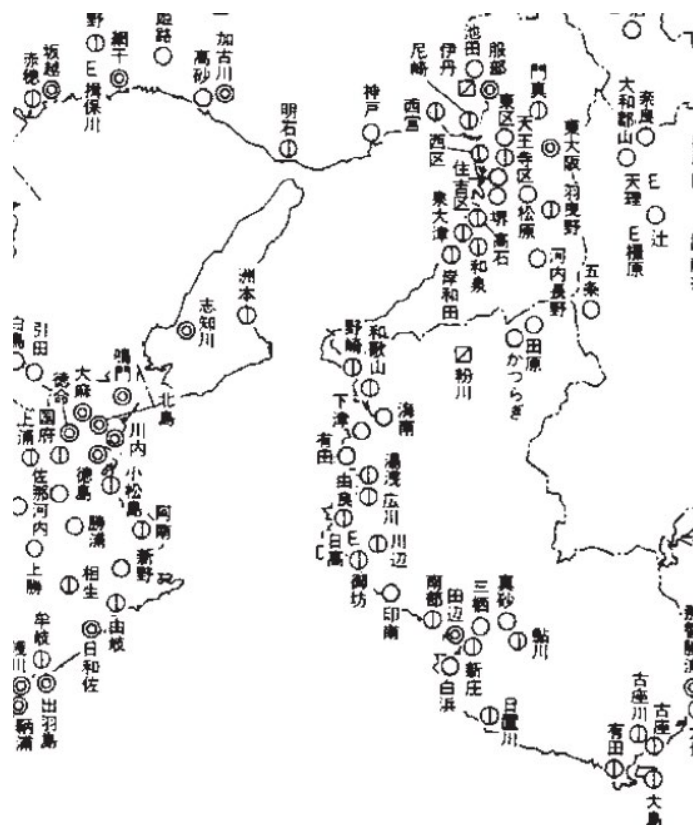


※東京大学地震研究所 宇佐美龍夫による

(2) 安政南海地震

嘉永7年（1854年12月24日）に紀州灘を震源に起きたマグニチュード8.4クラスの南海地震で、遠州灘を震源とする同規模の東海地震の翌日に起きた。和歌山で震度5～6、粉河で震度4～5と推定される。この時の津波被害を教訓に、現広川町に高さ5mの広村堤防が築かれ、のちの津波の被害軽減につながった。

安政南海地震の推定震度分布



記号	震度	記号	震度
□	Ⅳ	⊙	Ⅵ～Ⅶ
◐	Ⅳ～Ⅴ	S	強地震
○	Ⅴ	E	大地震
⊙	Ⅴ～Ⅵ	M	中地震
⊗	Ⅵ	B	地震

※東京大学地震研究所 宇佐美龍夫による

(3) 昭和東南海地震

昭和19年12月7日に、熊野灘を震源として発生したマグニチュード7.9の地震。津市などで震度6、和歌山市で震度4。建物の倒壊と勝浦で4～5mを記録した津波により、死者・行方不明者は1,000名以上に及んだ。

(4) 昭和南海地震

昭和21年12月21日に、潮岬沖を震源としたマグニチュード8.0の地震。熊野市などで震度6、和歌山市で震度5。死者・行方不明者1,443名。紀伊水道沿岸で4～6mの津波を記録し、新宮市、海南市などで甚大な被害を出した。

3 渇水

夏季に紀の川水系で降雨量が少ない年は、渇水が生じている。特に、平成6年5月～8月には、取水制限延99日間、最大取水制限率75%、紀の川の瀬切れ発生25日間の渇水が生じた。

第2節 被害想定

第1 風水害・土砂災害

本市を含む紀伊半島は、大型台風や温暖前線の活動により、暴風雨による風水害、土砂災害がしばしば発生している。

特に、紀の川上中流域は、日本有数の多雨地帯であり、下流域である本市での河川水位が上昇し、越水や堤防の決壊、合流部でのバックウォーター現象、内水滞留などが生じ、宅地や農地が浸水することが想定される。

また、線状に次々と発生する積乱雲が、ほぼ同じ場所を通過又は停滞する「線状降水帯」の影響などにより、短時間集中豪雨が起こり、上中流域の降水量が少なくても、水害や土砂災害が想定される。

さらに、ため池の堤防の越水や決壊も想定される。

第2 地震

本市では、プレート型の南海トラフ地震と、中央構造線断層帯での直下型地震で被害が想定される。

和歌山県が、南海トラフ地震は平成26年に、中央構造線断層帯は平成18年に、被害想定を行っており、これによると、中央構造線断層帯地震で五条谷区間、根来区間など複数の区間が連動した場合に、本市では震度7の揺れが予想され、地震動や火災、液状化、がけ崩れなどにより、600人以上の死者が出るものとされている。

なお、南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震・安政南海地震では約32時間の間隔を置いて発生している。また、東北地方太平洋沖地震や熊本地震においても、先に発生した地震で大きな被害を受けた後、時間を置いて再び大きな地震被害が生じており、時間差で発生する複数回にわたる被災も想定する。

和歌山県による本市の地震被害想定

項目	3連動地震	巨大地震	中央構造線断層帯地震
震源域	静岡県から高知県	静岡県から宮崎県	淡路島南沖から奈良県境付近の複数の区間が連動
地震の規模	Mw8.7	Mw9.1	M8.0
最大震度	6弱	6強	平地で7、山間部で6弱
全壊・焼失棟数	62棟（冬18時）	1,300棟（冬18時）	11,771棟（冬18時）
死者数	0人（冬18時）	53人（冬18時）	653人（冬5時）
負傷者数	61人（冬18時）	882人（冬18時）	977人（冬5時）
ピーク時避難所生活者数	4,500人（夏12時）	4,400人（夏12時）	26,715人（冬18時）

注）3連動：東海・東南海・南海3連動地震 巨大地震：南海トラフ巨大地震

Mw：モーメントマグニチュード M：マグニチュード

第3章 防災上の事務又は業務の大綱

第1節 市の処理すべき防災上の事務又は業務の大綱

第1 防災会議

紀の川市は、地域住民の生命、身体を災害から守るため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得て防災活動を行うため、防災会議を実施する。

第2 災害対策本部の組織

災害対策本部組織の各職務は次のとおり。

役 職	職 務
本部長	災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
副本部長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本部付	本部長及び副本部長を補佐し、本部の運営に参加する。
本部員	本部長の命を受け、本部の事務に従事するとともに、所属の課長等を指揮監督する。

災害対策本部の事務分掌については資料1－1参照。

第2節 防災関係機関の処理すべき防災上の事務又は業務の大綱

本市の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、相互に協力するよう努める。各機関の主な事務は次のとおり。各関係機関の所在地、連絡先については資料11－1参照。

(1) 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

(2) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

(3) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(4) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、県、市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

(5) 市民及び事業者

大規模災害に備え、市民や事業者は、飲料水、非常用食料、生活必需品等の備蓄及び自ら災害に備えるための必要な手段を講ずるとともに、災害発生時には自発的な防災活動を実施するよう努める。

第 2 編 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 水害の予防

【現 況】

1 河川の現況

本市の河川は、市域のほぼ中央を東西に貫流する紀の川と、西部を南北に流れる貴志川が市の西端で合流しており、これらに流入する支流が多数ある。紀の川は、過去にも度々水害を引き起こしており、現在も国土交通大臣直轄管理河川重要水防箇所及び重点区間が両岸に渡り指定されている。また、知事管理河川についても重要水防箇所の指定をされており、水防施設の充実が必要である。

2 内水排除対策の現況

紀の川及び貴志川の水位が上昇すると、中小河川の自然排水が不能となり、内水氾濫による被害の発生が予想される。このため、導水路、樋門、排水機場等の管理、改修等を行い、流域の治水・利水等を考慮し、排水機場、排水ポンプ車を活用して内水排除に努めている。

3 ため池の現況

農業利水のため築造又は維持されてきたため池が本市には多数あり、中には老朽化の進んだものや、現在はほとんど利用されていないものもみられる。また、宅地開発の進展が堤体付近まで及んでいる地区もあり、安全確保が重要な課題となっている。（資料6－3参照）

4 その他被害軽減対策の現況

市における水害の防御・被害の軽減のため、平常時からの雨量、水位の観測、備蓄資材の整備、水防倉庫の管理を行っている。

【基本方針】

1 河川災害防止対策の推進

河川については、過去の被害状況等を勘案して、本計画及びそれぞれの定める水防計画により河川改修及び水防施設の充実を図り、重要水防箇所及びその他水害の発生が予想される注意すべき区域については、巡視警戒・避難体制等、災害予防に必要な措置を講ずる。また、橋梁については、耐震性にも配慮した整備を推進する。

豪雨時の浸水氾濫を防止するため、導水路、樋門、排水機場の施設及び排水ポンプ車、水防資機材の点検・整備等を促進する。

2 ため池の災害防止対策の推進

ため池の崩壊は、農業関係のみならず、人命・家屋・公共施設等に被害を及ぼすことが考えられるため、管理体制を強化し、管理関係機関に厳重に指示していく。また、警戒を要するため池及びその他水害の発生が予想される注意すべき区域の巡視警戒・避難体制等、災害予防に必要な措置を講ずる。さらに、県が実施するため池等整備事業などの防災事業の実施を推進す

るとともに、ため池ハザードマップを作成し、災害の未然防止に努める。

3 水防施設等の充実

洪水による災害に対処するため、水防法の規定により、本市の区域における水防の責任を十分に果たし、水防施設の整備を図る。

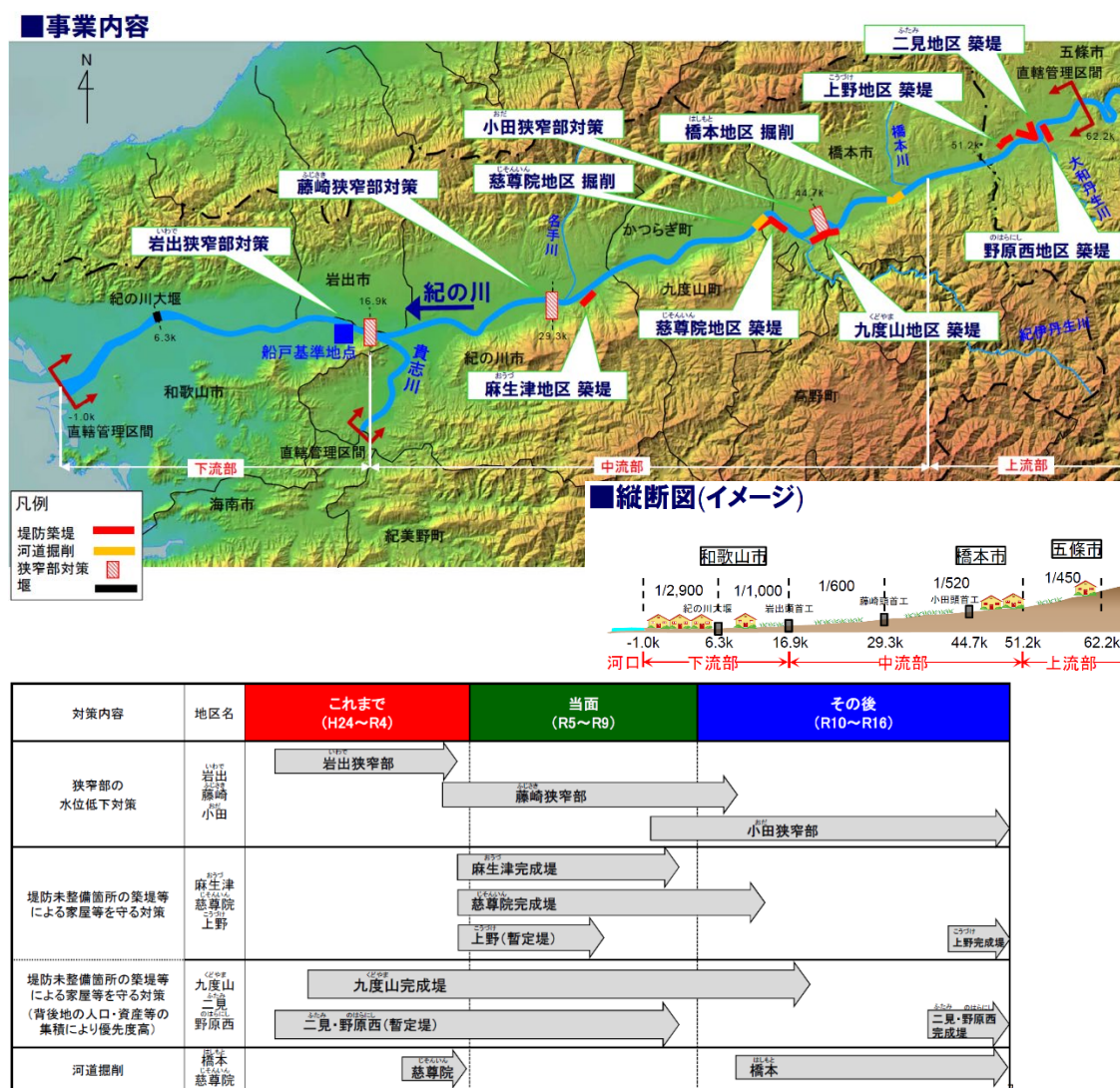
【計 画】

1 紀の川の国直轄河川整備の促進

紀の川水系では、国土交通省が紀の川水系河川整備基本方針（平成17年）、紀の川水系河川整備計画（平成24年）に基づき、紀の川直轄河川改修事業を推進している。これは、戦後最大洪水である伊勢湾台風規模の水量を安全に流下させることを目標とし、上下流バランスを確保しつつ、狭窄部対策、堤防未整備箇所等の整備、河道掘削等を行うものである。

重要水防箇所（資料6－1を参照）を中心に、国による円滑な整備を促進していく。

紀の川直轄河川改修事業の概要



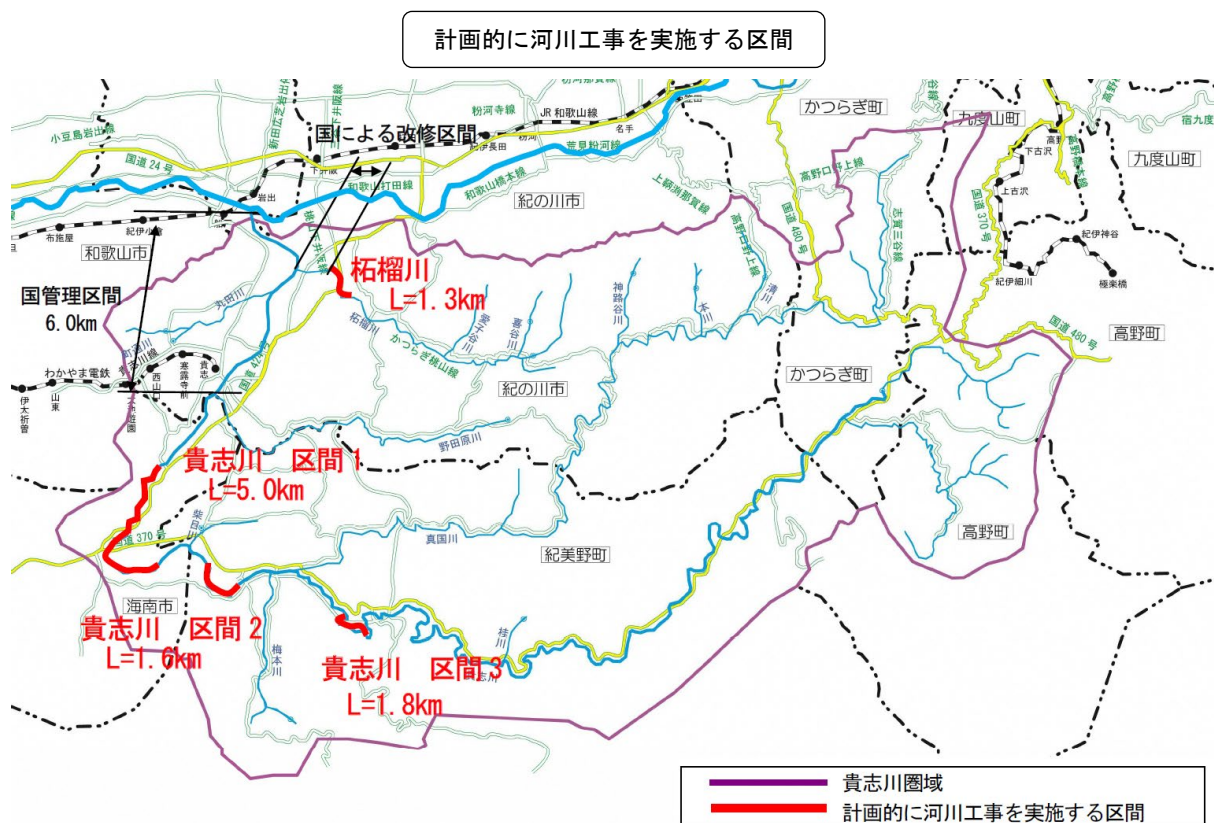
資料：紀の川直轄河川改修事業【再評価】 令和4年6月 近畿地方整備局

2 貴志川・柘榴川等の県河川整備事業の促進

貴志川やその支流の柘榴川は県が管理しており、紀の川水系貴志川圏域河川整備計画に基づき、河川整備が進められている。

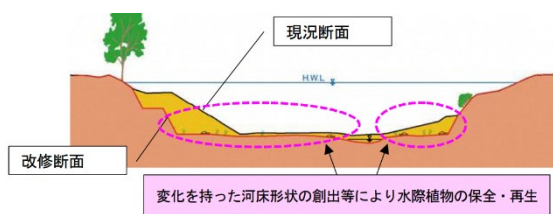
重要水防箇所（資料6－1を参照）を中心に、円滑な整備を促進していく。

紀の川水系貴志川圏域河川整備計画の概要

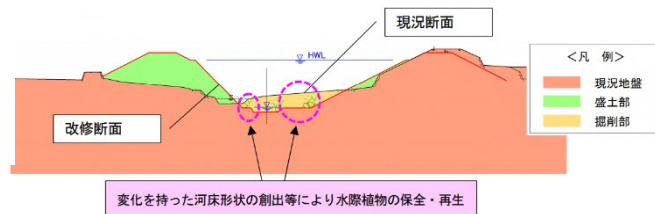


標準断面図

貴志川 区間1



柘榴川



資料：和歌山県 県土整備部 河川・下水道局 河川課（平成29年）

3 内水排除対策の推進

紀の川や貴志川には、小河川や排水路が接続しており、本流からの逆流を防ぐための樋門等や、滞留する内水を下流に放流するための排水機場（ポンプ場）、導水路等が設置されている。また、緊急排水作業には排水ポンプ車も使用され、本市でも平成24年から導入している。

こうした内水排除対策のための設備や資機材の充実、長寿命化、適正管理、使用方法の習熟に努める。

4 ダム・ため池の安全対策の推進

本市には、丘陵地を中心に多くのため池があり、一たび決壊すると、鉄砲水が低地に押し寄せることが想定される（資料6－3参照）。

このため、策定済のため池ハザードマップの周知を図り、早期避難の啓発を図るとともに、堤体改修など、防災事業を関係機関とともに推進する。

また、本市には山田ダム土地改良区が管理する山田ダムがあるほか、紀の川水系には、大滝ダム、大迫ダム、津風呂ダムなどの大規模なダムがあり、緊急放流時にはその影響による下流での浸水被害が想定されるため、避難に関する啓発を進める。

5 洪水浸水想定区域内要配慮者利用施設の避難対策の推進

本市には、洪水浸水想定区域内に多くの要配慮者利用施設がある（資料6－7参照）。

このため、これらの施設を運営する事業者と連携しながら、洪水浸水想定区域外の指定避難所への避難誘導が適切に行えるよう、施設ごとの避難計画の実効性の向上に努める。

6 水防施設・資機材の充実

水防箇所ごとに、想定される水防工法に応じた資器材の種類、数量及びそれらを収納する倉庫を整備し（資料6－4参照）、緊急時に備え、定期的な点検・補充を進める。長期の保管に適さない資材等は、民間取扱業者との協定により、確保に努める。

また、水防活動時の連絡手段として、消（水）防団幹部無線の適正管理と、必要な無線通信施設の整備に努める。

第2節 土砂災害の予防

【現 況】

1 土石流危険渓流の現況

本市には、土石流危険渓流が多数存在し、各河川上流の多くが土石流危険渓流となっており、住宅への影響が大きいと考えられるものもある。土石流災害は人的被害の発生率が高いため、土石流危険渓流等の危険箇所を中心に、砂防事業への取り組みが必要となっている。

2 山地災害危険箇所の現況

本市の山地災害危険箇所については、山腹崩壊危険地区（265箇所）及び崩壊土砂流出危険地区（331箇所）が指定されている。

3 地すべり危険箇所の現況

市域には、地すべり危険箇所が存在し、そのうち18箇所（農林水産省所管6箇所、国土交通省所管12箇所）が地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域に指定されている。地すべり災害は、発生規模が大きく、一度の発生でも多くの人命・財産を奪うことがあるため、注意が必要である。

4 急傾斜地崩壊危険箇所の現況

本市の急傾斜地崩壊危険箇所は、市全域に散在しており、そのうち29箇所が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。急傾斜地崩壊危険箇所の中には、延長が200mを超える箇所や、傾斜度が60度、高さが50mを超える箇所もある。

【基本方針】

1 砂防対策の推進

土砂災害は、他の自然災害と比べて死者の発生率が高い。特に土石流は、流速が速く、巨石を先端とする激流となって人家を急襲するため、人的被害が発生する可能性が大きいことに配慮した取り組みを行う。

- (1) 土砂災害警戒区域等を周知し、災害に備えた警戒避難体制を整備する。
- (2) 人命及び郷土を保全する災害対策としての砂防事業を推進する。
- (3) 自主防災組織等と連携し、土砂災害を対象とした防災訓練の実施やその支援を行う。

2 山地防災対策の推進

山地災害危険箇所の公表・周知を行う。また、山地災害の発生が予想される注意すべき区域の防災工事を実施するとともに、当該地区の巡視警戒体制、避難体制等を整備する。

- (1) 集落に接近した山地における山地災害の防止
- (2) 荒廃山地の修復促進

3 地すべり防止・急傾斜地崩壊防止対策の推進

土砂災害警戒区域等の周知を行う。また、地すべり、がけ崩れの発生が予想される注意すべき区域の防災工事を実施するとともに、当該区域の巡視警戒体制、避難体制等、災害予防に必要な措置を講ずる。さらに、県における防災事業の実施を促進し、災害の未然防止に努めるとともに自主防災組織等と連携し、土砂災害を対象とした防災訓練の実施やその支援等を行うことにより、避難体制の強化に努める。

【計 画】

1 土砂災害警戒区域等の警戒避難体制の強化

土石流危険渓流、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所のうち、多くは、平成13年に施行された土砂災害防止法により、土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）、土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）に指定されている。

作成済のハザードマップ等を活用し、これらの指定制度や指定区域の周知に努める。

また、土砂災害警戒区域は、区域ごとに、情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制の充実に努める。

そのほか、本市には、資料9－6のとおり、雨量により通行止めを行う県道が3箇所あり、その周知を図る。

2 土砂災害防止対策の推進

土砂災害警戒特別区域における特定開発行為の制限や建築物の構造規制、砂防指定地における立竹木の伐採、土砂の採取等の一定行為の禁止・制限、地すべり防止区域における切土・盛土等の行為の制限など、法令等に基づく適正な土地利用を図る。

また、危険箇所の危険度把握のため、定期的な調査点検・巡視を行う。

さらに、県などと連携し、治山事業、砂防事業、地すべり防止事業、急傾斜地崩壊対策事業を順次推進とともに、森林の保水力の維持・回復・向上に努める。

3 土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設の避難対策の推進

本市には、土砂災害警戒区域内に多くの要配慮者利用施設がある（資料2－8参照）。

このため、これらの施設を運営する事業者と連携しながら、土砂災害警戒区域外の指定避難所への避難誘導が適切に行えるよう、施設ごとの避難計画の実効性の向上に努める。

事業者による自衛防災組織の運営を働きかけるとともに、市は土砂災害に関する情報等の伝達方法の充実に努める。

第3節 道路環境の充実

【現 況】

1 国・県道の現況

京奈和自動車道、一般国道24号が市域のほぼ中央を東西に貫き、和歌山市及び橋本市・奈良県方面と結ぶほか、海南市方面に一般国道424号が南進しており、これらに接続する主要地方道、一般県道と併せて、市道が構成されている。また、和歌山市及び奈良・京都方面を結ぶ京奈和自動車道が和歌山県域は完成し、市内では粉河及び打田地域にインターチェンジが設置されている。

2 市道の現況

住民の生活道路であり、災害時には避難所への避難路となる市道については、道路改良等の整備が遅れているところもある。

【基本方針】

災害発生時における住民の安全な避難また緊急輸送を円滑に実施するために、災害の発生が予想される注意すべき区域に対して、災害予防工事の実施、巡視警戒等、災害予防に必要な措置を講ずる。また、県における道路災害防除事業等による防災事業の実施を促進し、災害の未然防止に努めるほか、一般送配電事業者、電気通信事業者と連携し、無電柱化について推進を図る。

【計 画】

1 道路の整備と長寿命化の推進

災害時において、道路は、避難や救護活動、物資の輸送など、様々な活動の基礎となるため、輸送能力の増強、アクセスルートの複数化、狭あい区間の解消、孤立化の防止、法面や橋梁、トンネルの崩落等の危険回避の観点から、計画的な整備と点検、予防保全型の修繕に努める。
(主要避難路は資料9-4、緊急輸送道路は資料9-5参照)

2 災害時の円滑な交通誘導と応急復旧の体制の強化

大規模災害時に、関係機関、事業所等と連携し、道路被害の状況を迅速、的確に把握し、通行止め措置や迂回路への通過車両の誘導、応急復旧工事が的確に行える体制づくりに努める。

3 緊急通行車両等の事前届出

市所有の車両について、あらかじめ県公安委員会に緊急通行車両等の事前届出を行うとともに、市内の防災関係機関についても、緊急通行車両等の事前届出手続きを要請し、届出済証の交付を受けた車両の台数や積載量等の報告を受けることにより、輸送力の把握に努める。

4 燃料の確保

災害発生時に需要が急増するガソリン等を確保するため、協定の締結など、平時からの協力要請に努める。

第4節 建造物・宅地の災害予防

【現 況】

1 土地利用の現況

本市では、一般国道24号沿道や旧貴志川町中心部において市街地が発達しており、大型専門店、スーパー、娯楽施設などが立地するほか、近年では住宅開発も盛んであると同時に農業生産も盛んに行われ、さらに工業用地を有するなど多くの機能が複合している。

近年、市街地での建築物は用途、設備も多種、多様で複雑化しており、建築物内部に展開される居住、業務生産等の活動は高度化の傾向にあり、都市機能を担っていることから、災害時における安全性の確保は、極めて重要である。また、郊外での宅地造成等も行われており、これらが無秩序に行われると、地震、火災、風水害等の災害発生時には人身事故につながるものが予測される。

2 宅地防災の課題

一方、昭和56年5月以前に旧耐震基準で建築された住宅が密集している地区は同時に道路も狭く、曲がりくねっていて公園等のオープンスペースも不足していることが多く、都市を災害に強い構造にする上で大きな狭小地になっており、火災などの災害発生時には大災害に発展するおそれがある。

3 宅地造成の規制の現況

市では、一定規模以上の開発行為及び宅地造成工事規制区域内の宅地造成工事については、災害防止に重点をおいた技術基準に基づき審査の上許可し、更に完了検査を実施している。また、宅地災害が発生するおそれがある場合には、勧告、改善命令などの措置を講じている。なお、本市では、貴志川町の一部において宅地造成工事規制区域の指定を受けている。

【基本方針】

1 災害に強い都市基盤の整備

防災基盤の強化策として、災害発生時において各種の都市施設が致命的な損壊を被ることなく、必要最小限の機能が果たせるように各種施策を推進する。このため、必要とされる都市機能関連の諸施設を県の指導、協議等により、計画的に配置、建設、改善していく。

2 建築物・宅地の安全対策の推進

火災、風水害、地震災害等に対し、建築物の安全性を確保し、人身事故を防止し、さらに都市活動の確保を図るため、県の指導、協議等により、総合的な防災対策を行う。また、大地震等に対する建築物等の安全性を向上させるために敷地内の空地、広場などを確保するとともに、建築物の建替更新等の整備を計画的に行い、災害に強いまちづくりを目指す。

開発行為、宅地造成等に伴う土地崩壊等の災害を未然に防ぐため、関係業者に防災意識を促進させ、安全な宅地の確保を図る。

【計 画】

1 建築物の安全性の確保

年2回の建築物防災週間などを中心に、家具転倒防止対策や耐震診断、耐震改修など、建築物の災害対策について啓発を進める。

また、天井や外壁、窓ガラスなどの非構造部材を含め、市が管理する公共建築物の耐震診断、耐震改修を進めるとともに、補助事業により、民間住宅の耐震診断、耐震改修を促進する。

さらに、危険空き家や危険ブロック塀の安全対策を進める。

2 危険度判定の体制の充実

地震等による被災時に二次災害を防止するため、建築物や宅地の危険度を判定する被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定の判定士の養成・確保を図る。

また、判定活動の円滑な実施を図るため、判定士名簿により速やかに判定を依頼できる体制の維持に努めるとともに、判定資機材の充実に努める。

3 災害ハザードエリアの防災まちづくりの推進

浸水想定区域、土砂災害特別警戒区域など、災害ハザードエリアの防災・減災のため、住宅金融支援機構による貸付金制度の活用などにより、宅地防災工事の実施を促進する。

また、都市再生法等に基づく移転計画の策定を検討するとともに、がけ地近接等危険住宅移転事業、防災集団移転促進事業等を活用した移転を促進する。

さらに、都市再生法や宅地造成等規制法等により、災害レッドゾーンにおける開発行為の抑制を図る。

第5節 盛土防災計画

【現 況】

令和3年7月に静岡県熱海市において発生した盛土の崩壊による大規模な土石流災害を踏まえ、和歌山県全域で盛土総点検を実施した結果、和歌山県で5,838箇所、紀の川市内で259箇所の盛土を抽出した。（令和3年12月21日時点）

【基本方針】

大雨等気象状況の変化や経年変化により盛土の状況の変化が生じるなどして、対策が必要と判断された場合には、所有者等に指導や監督を講じる。

【計 画】

盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。

第6節 文化財の災害予防

【現 況】

市内には歴史的価値のある文化財が多く残されている。貴重な文化財を災害から守り、後世に伝承していくため、警報設備、避雷設備、消火設備、防災道路等の整備を推進しているが、今後は震災に対する施設整備に取り組んでいく必要がある。

【基本方針】

文化財災害に対しての予防対策を計画し、施設の整備を図るとともに、所有者に対して必要な指導等を行う。また、文化財保護思想の普及・徹底及び現地指導の強化を推進する。文化財の所有者又は管理者は、良好な状況のもとに文化財の維持管理にあたる。

なお、詳細については、令和3年3月策定の「和歌山県文化財保存活用大綱」によるものとする。

【計 画】

1 現状把握

未指定を含む文化財リストの作成及び現況・収蔵状況を把握する。

2 防災・減災対策の促進

貴重な文化財を災害から守るため、警報設備、避雷設備、消火設備、防災進入道路等の整備を促進するとともに、那賀消防組合、文化財保護委員等の協力を得ながら、防災上必要な助言、指導等を行い、適正管理を促進する。

3 文化財保護の啓発

文化財保護月間、文化財防火デー等の行事を通じて、文化財における防災意識の啓発に努める。

4 防災訓練の推進

旧名手本陣妹背家住宅、旧南丘家住宅、紀の川市歴史民俗資料館など、市が所有する文化財の保護を想定した防災訓練を随時行う。

第7節 公共的施設の災害予防

【現 況】

1 水道の現況

水道は、市営の上水道施設及び簡易水道施設、飲料水供給施設により飲料水の供給を行っている。水道普及率は、令和4年3月末現在で95.0%だが、施設の耐震化が未対応である部分も少なくないため、災害発生時の安定供給は難しい状況にあり、これを改善することが必要である。また、「日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱」（資料12-1 参照）に基づき、災害時の相互応援体制を整備している。

2 下水道の現況

本市の下水道は、紀の川中流流域下水道（那賀処理区）の関連公共下水道の整備を行っており、下水道処理区域外の地域においては、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽の設置を進めている。下水道及び農業集落排水の普及率は、令和4年3月末現在で17.2%と低く、今後、計画的に整備を促進していく。

3 通信施設の現況

災害発生時の電話等の通信手段の確保は、最も重要課題の一つであり、災害に強い基盤整備とともに、通信手段の重層化が求められるため、管理主体である西日本電信電話(株)に十分な連携・協力を要請する。

4 電力施設の現況

電力消費は家庭でも職場においても拡大しており、このような状況で災害が発生すると、多大な影響を及ぼす危険がある。また、ライフラインは、災害応急対策及び復旧・復興対策においても必要不可欠なものであり、平素からの予防対策が極めて重要である。

5 鉄道の現況

市域には、JR和歌山線が域内を東西に通じ、東を伊都郡・橋本市・奈良県方面と結び、西を岩出市・和歌山市と結んでいる。ピーク時1時間3～4本、その他の時間帯は1時間2本程度の運行であり、5つの駅がある。また、貴志川地域には和歌山電鐵貴志川線があり、1時間2本程度の間隔で運行している。

【基本方針】

1 水道・下水道の災害予防対策の推進

水道施設の新設、改良、拡張計画等に合わせ、諸条件を考慮した上で、施設の耐震性を強化し、地震による被害を最小限にする施策を推進する。

下水道等の施設については、耐震設計の見直しに対応した施設の建設を図る。

2 民間のライフライン施設の災害予防対策の推進

西日本電信電話(株)は、電気通信設備の災害による故障発生を未然に防止し、また、地震災害による故障が発生した場合において、電気通信設備又は回線の復旧を迅速かつ的確に行い、

通信サービスの確保を図る。

関西電力送配電(株)は、電力施設の災害を防止し、また発生した被害の最小化を図り、早期復旧を実現するため、災害発生原因の除去と防災・減災環境の整備に常に努力を傾注する。

鉄道事業者は、災害による被害発生を未然に防止するため、市を含む関係機関と連携し、各事業者が定める防災計画に沿って予防対策を実施する。

【計 画】

1 水道施設の強靱化の推進

浄水施設、ポンプ所、配水池、管路などの水道施設について、法定耐用年数の超過など、老朽化への対応を図るため、施設の更新、耐震化、長寿命化を進める。

2 災害時の応急給水体制の充実

緊急遮断弁により、災害時に、配水池の水の流出を止め、応急給水用の水の確保を行えるしくみの確立を図る。

応急給水マニュアルに基づき、災害時に、給水車により、市内各地区で拠点給水が行える体制の充実に努める。

3 災害時の水道応急復旧体制の充実

「日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱」(資料12-1 参照)に基づく相互応援など、災害で水道施設に被害が生じた際の応急復旧体制の充実に努める。

4 汚水処理施設の強靱化の推進

紀の川中流流域下水道(那賀処理区)の関連公共下水道、西山地区・善田地区の農業集落排水施設、合併処理浄化槽といった汚水処理施設の更新、耐震化、長寿命化を進める。

5 下水道の応急復旧・業務継続体制の充実

紀の川市下水道事業業務継続計画に基づき、災害で下水道施設に被害が生じた際の応急復旧と、業務継続の体制の充実に努める。

6 鉄道機関の災害予防対策の促進

西日本旅客鉄道(株)及び和歌山電鐵(株)と平時から、災害時の情報の収集・伝達体制の確保など、災害予防対策に関する相互連携に努める。

7 ライフラインの災害予防対策の促進

電話、電気、ガスの各事業者と平時から災害予防対策に関する相互連携に努める。

第8節 農業関係の災害予防

【現 況】

本市の農業は、果樹、野菜、花き、花木、水稻などの複合経営を主体に、露地と施設園芸を組み合わせた農業生産が展開されており、全国有数の産地である柿、桃、いちじくなどの果樹が多く生産されている。そのため、農用地区域の土地利用は、令和3年12月31日現在、農用地約4,991haのうち、果樹園の占める割合が多くなっている。しかし、農業従事者の高齢化、兼業化、担い手不足、農用地の宅地混住化が進んだことにより、耕作放棄地の増加傾向にあるなど、農業を取り巻く環境は厳しい状況にある。

【基本方針】

各種気象災害による農作物、農業用施設等の被害の減少を図るため、関係機関を通じて、防災営農技術、気象情報等の末端への迅速な伝達、浸透に努める。

【計 画】

1 農業気象情報の活用促進

農家が農業気象情報を有効に活用し、災害による農業被害の軽減が図れるよう、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構「メッシュ農業気象データシステム」や、気象庁ホームページ「農業に役立つ気象情報の利用の手引き」（令和2年3月）などを活用し、指導・支援に努める。

2 農業土木施設の強靱化・適正管理の促進

用排水路・暗渠パイプや堰、排水機場、ため池など、農業土木施設の強靱化と適正管理を促進する。

3 災害予防につながる営農技術の普及促進

露地作物の倒伏防止のための補強や被覆等をはじめ、干害防止のための灌水システム、ハウスや畜舎等の強靱化、さらには畔や排水溝等の適正管理など、災害予防につながる営農技術の普及促進を図る。

第9節 防災施設等の整備

【現 況】

1 避難所等の現況

市域内の避難場所は、地区ごとに小・中学校、コミュニティセンター等の公共施設を指定しているが、中にはがけ地や河川に隣接している施設があり、安全性の確保が必要である。また、建築後年数を経過している施設もあり、避難施設の倒壊・損傷をなくすため、避難場所の見直しや耐震診断による補強工事と合わせて、避難所へのアクセス道路の安全性の確保も必要である。

2 備蓄の現況

災害発生時に応急用として使用する食料及び飲料、毛布、携帯トイレなどの備蓄を行っている。

3 防災行政無線の現況

本市の防災行政無線は、合併前の旧5町の設備を引き継いで運用してきたが、平成27年度より、老朽化及び関係機器の連携起動強化のため、施設のデジタル化事業を進め、令和元年度で完了した。難聴区域については、戸別受信機を設置している。今後、当該施設を維持管理し、適正な運用を図ることが必要である。

【基本方針】

1 避難所等の充実

災害発生時に円滑な避難者収容が行われるよう、避難場所の設備充実及び安全化・耐震化を進める。

2 備蓄の充実

災害応急対策を円滑に実施するため、各種応急物資を備蓄、適切な数量を確保するとともに、備蓄倉庫の整備を図る。

3 防災行政無線の充実

災害に備えての対応、応急対策・復旧活動を円滑に実施し、各防災関係機関を有機的に結ぶ県総合防災情報システムを活用するとともに、地域住民に迅速かつ正確な災害情報を提供するため、市防災行政無線の保守及び整備充実を目指す。

【計 画】

1 指定避難所の充実

本市では、資料5-1のとおり、市内各地区で災害態様別に避難所を指定している。

これらの施設の適正管理に努めるとともに、必要な修繕、耐震化などを進める。

また、避難路を含め、土砂災害、水害などの被害防止対策を進める。

さらに、避難所の案内板を随所に設置し、周知を図るとともに、鍵の開錠から、各部屋の使用方法、炊き出しの実施方法、トイレの確保まで、避難所運営の具体的な方法を地域住民が取

り決め、模擬訓練等で周知するよう働きかける。

2 指定緊急避難場所・ヘリコプター臨時離着陸場の確保

グラウンドなど公共空地は、大規模地震等の際に、建築物の倒壊や火災、土砂災害等から生命・身体を守る緊急避難場所として、また、ヘリコプターの離着陸場として活用される。

本市では、資料9-2のとおり、災害時のヘリコプター発着予定地を定めており、大規模災害時に安全にこれらの場所が活用できるよう、平時からの適正管理に努める。

3 応急物資等の備蓄の推進と受入拠点の確保

本市では、保存水500m³ 1ペットボトル、アルファ米、保存パン、備蓄携帯トイレ、毛布をはじめとする応急物資を公共施設や備蓄倉庫に分散備蓄している（資料12-3参照）。

これらの適正な管理、補充に努めるとともに、備蓄倉庫を整備するなど、備蓄場所の充実を図る。

また、食料や生活必需品、医薬品等については、販売事業者等との協定による流通備蓄調達に努める。

大規模災害では、和歌山ビッグホエール、コスモパーク加太が県の物資等の集積・仕分けの拠点となるが、ここから市の二次物資集積拠点（紀の川市民体育館、那賀体育館、桃山勤労者体育センター）に物資等を受入れ、保管や仕分けが円滑に行える手法の確立に努める。

防災公園の整備を進め、受援の拠点としての機能充実に努める。

4 防災情報通信網の充実

和歌山県総合防災情報システム、J-ALERT（全国瞬時警報システム）、衛星携帯電話など、防災情報通信機器・ネットワークの充実と安全対策に努める。非常電源の確保や着実なデータバックアップを進める。

災害時に、市民に迅速な情報提供を行うため、防災行政無線や紀の川市メール配信システムの充実に努める。

また、受領した気象警報等のうち、防災関係者、一般市民、避難行動要支援者それぞれに情報伝達する手法・内容の原則の確立に努める。

関係機関と連携しながら、市役所本庁舎、各支所等にある震度計（資料3-3）や、気温・降水量などの気象観測施設（資料3-1）、水位観測施設（資料3-2）の適正管理に協力する。

5 遺体安置、火葬の体制の充実

大規模災害時には、火葬能力がひっ迫するほか、遺体安置所が必要となる。

避難所と重複しない形であらかじめ遺体安置所を想定するとともに、協定締結等により、火葬能力の確保に努める。

第2章 災害に強い体制づくり

第1節 防災組織及び活動体制の整備

【現 況】

平時から自らの組織動員体制及び資機材等の整備を図り、防災活動を実施するための拠点整備を通じて、関係機関と相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

【基本方針】

迅速な防災活動を実施するため、必要な防災組織の整備、活動体制の確立を図る。

【計 画】

1 市の防災体制

(1) 防災会議

災害対策基本法第16条に基づき、紀の川市防災会議を設置する。

所掌事務
1 地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
2 市長の諮問に応じて紀の川市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
3 上記「2」に規定する重要事項に関し、市長に述べること。
4 本市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、本市及び関係各機関相互間の連絡調整を図ること。
5 上記「1～4」に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務。

(2) 災害対策本部

災害対策基本法23条の2に基づき、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部を設置する。

災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めるとともに、必要な所掌事務について地域防災計画に定める。

市は、所属職員に対して、訓練等を通じて、災害時の役割や体制の周知徹底を図ることを目的に、具体的な行動手順等を明確にしたマニュアルを作成するとともに、適宜必要な見直しに努める。

また、防災関係機関や民間事業者との円滑な連携を図るため、協定締結を推進するとともに、

日ごろから情報交換や合同訓練を行い、「顔の見える関係」を構築し、連携体制の強化を図る。

所掌事務
1 災害に関する情報を収集すること。
2 災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害応急対策を実施すること。

(3) 初動体制の強化

市は職員災害時初動マニュアルの作成・周知を図るとともに、災害発生時の配備体制の伝達手段を構築する。また、各配備体制に基づき、動員する職員をあらかじめ定めておく。

(4) 課題の改善

市は、訓練や実際の災害対応の経験を通して、災害応急対策の実施における課題の改善を図る。

2 市民及び事業者の役割

(1) 市民

市民は、災害発生時の被害軽減を図るため、自主防災組織等地域各種団体連携のもと、自主防災組織活動を強化し、災害に備えるよう努める。

(2) 事業者

事業者は、自主的な防災組織を編成し、事業所内における安全確保を図るほか、地域各種団体との密接な連携を図り、地域の安全に積極的に寄与するよう努める。

第2節 情報収集・伝達体制の整備

【現 況】

気象や災害に関する情報の伝達が迅速かつ的確に行われるよう、また、災害発生時に、被害情報を収集し、県及び関係機関との相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平時から情報収集伝達体制の確立に努める。

【基本方針】

迅速な情報の収集・伝達を行うために、必要な体制整備を行うとともに、多様な通信システム等を活用した伝達網の構築を図る。

【計 画】

1 情報の収集・伝達体制の整備

市は、迅速な情報の収集・伝達を行うために、必要な体制整備を図る。

- 1 風水害（気象）情報及び地震・津波情報の収集・伝達体制の確保のため、防災行政無線、その他の通信施設の充実、地震計の設置等とその運用体制の整備を図る。
- 2 災害発生のおそれがある場合は、災害の危険性の予測を行い、情報の収集・伝達体制の確立を早期に図る。
- 3 災害発生直後における被害規模把握のための、被害情報の収集・整理・報告・伝達及び広報のために必要な体制の整備を早期に図る。
- 4 要配慮者、災害による被災者、帰宅困難者等、情報の入手が困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達が可能となるよう、市は、防災関係機関や自主防災組織等と連携し、様々な広報・放送手段を講じて伝達する体制を整備する。
- 5 浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内の地下空間及び福祉施設の把握に努め、管理者等に対して、迅速に情報を伝達する体制の整備を図る。
- 6 地上の災害の影響を受けにくい通信衛星を利用し、国、県、他市町村等を結ぶ地域衛星通信ネットワークを構築する。
- 7 通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平常時より他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討する。
- 8 災害時に有効な衛星携帯電話等の移動通信系の整備を図るとともに、業務用無線保有事業所やアマチュア無線家との協力体制の構築に努める。
- 9 衛星通信、インターネット、地域防災無線等の整備により、民間事業所、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

2 情報の共有・伝達体制の強化

市は、情報の集約・共有のために、必要な体制整備を図る。

1 市から住民への伝達

住民への情報伝達を迅速に行えるよう、災害情報メールの配信システムの普及に努める。

2 和歌山県総合防災情報システムの活用

和歌山県総合防災情報システムは、県・市町村・消防機関等により速やかな防災情報の収集・配信・共有、及びＬアラート※との連動による放送事業者等への情報提供手段であることから、システムの習熟・活用を図る。

※Ｌアラート

ICT（情報通信技術）を活用して、地域の安心・安全に関するきめ細やかな情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供することを実現したもの。

3 通信システム等を活用した伝達網の整備

市は、相互連絡を緊密にとり、迅速に情報伝達を行うために、多様な通信システムを活用した伝達網の構築を図る。

なお、通信手段について、技術進歩に注視しながら、最適なものを検討するとともに増設を図る。

1 伝達網の状況

（１）市民への情報伝達

ア 防災行政無線

全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用を図るとともに気象警報等を伝達する。

イ 防災行政無線の補完措置

防災行政無線の放送は、屋外での放送のため、屋内にいる場合や気象条件によっては聞き取りづらい場合がある。そのため、防災行政無線を補完する手段（広報車両による広報や防災情報メール、SNS、ホームページ、防災行政無線電話応答サービス等）を多様に実施する。

（２）職員及び関係機関への情報伝達

ア 職員参集システム

職員への参集要請及び安否確認のためにメール配信を行う。

イ 和歌山県総合防災情報システム

気象情報等の受信及び被害状況の報告を行うとともに、防災関係機関及び他市町村相互の情報共有を図る。

ウ 衛星携帯電話

電話回線の途絶、輻輳の影響がなく、災害時における通話を確保する。

エ 消防無線

消防活動に活用する。

オ 災害時優先電話

加入回線の一部を指定し、回線輻輳時における通話を確保する。

カ 内線電話及び庁内放送設備

市相互間の通信手段に用いる。

内線電話網が被害を受けている場合は、衛星携帯電話、災害時優先電話を活用する。

キ FAX

地図情報等各種情報を送信する。

ク 安否情報システム

市・関係機関並びに施設管理者等が、被災者の安否状況を入力し、その共有を図る。

ケ 防災相互通信用無線局

防災相互通信用無線局を備える防災機関は、災害時における迅速かつ円滑な情報の収集、伝達のため、相互の連絡手段として、同無線局を活用する。

(3) その他

ア 気象・震度観測装置、簡易地震計等を整備し、詳細なデータの収集に努めるとともに、気象情報、地震情報等の情報を受ける通信網の整備を推進する。

イ 防災関係機関による緊急時の移動通信システムの提供に向けた必要な連携体制を推進するとともに、民間協力体制の推進を図る。

2 通信システムの維持管理等

災害時に通信システムが、十分機能し活用できる状態を保つために、以下の対策を講じる。

(1) 停電対策

受電系等の2ルート化を図るとともに、無停電電源装置、蓄電池等の非常電源や自家発電機の整備を図る。

(2) 耐震対策

システムの転倒防止及び建築物耐震化。

3 職員のシステム技能の向上

災害発生時に、通信機能を有効に活用することができるように、平常時から次により知識・技能の習得に努める。

(1) 平常業務における運用

防災行政無線等平常業務に運用できる通信網については、平常時から連絡手段として積極的に使用するよう努め、使用方法の習熟を図る。

(2) 通話試験の実施

随時、各通信系統網に通話試験を実施し、統制局を中心とした使用方法の習熟を図る。

(3) 通常及び随時点検の実施

通信機器の外観、機能、充電状況等について、職員による通常及び随時点検を実施し、点検技能の向上を図る。

(4) 総合点検の実施

保守業者や専門的知識を持つ職員が実施する総合的な点検に、担当職員も積極的に参画し、通信施設に関する専門知識の習得を図る。

(5) 他機関との訓練の実施

バックアップルートとして、他の機関の通信網を利用した訓練を随時実施し、その通信網の活用方法の習熟を図る。

(6) 通信訓練の実施

実際の災害を想定し、総合的な通信訓練を実施することにより通信技術の習熟を図る。

(7) 無線従事者の育成

無線従事者免許取得を推進する。

第3節 火災の予防

【現 況】

本市の常備消防体制は、岩出市との2市で一部事務組合により組織されている那賀消防組合で行われている。市内の非常備消防体制としては、那賀・粉河・打田・桃山・貴志川の5方面隊と団本部直轄の女性分団、学生分団で構成する紀の川市消防団（資料7－3参照）が、予防消防を中心とした活動を行っている。しかし、多様化する火災の発生状況により、火災に対する予防対策及び消防・救急両面での設備・装備の充実、訓練の実施等が必要とされる。

【基本方針】

1 火災予防体制の充実

火災の発生を未然に防止し、また、火災発生後の被害を軽減するために、火災予防及び消防体制を確立する。また、消防用施設の拡充強化、火災予防思想の普及、消防団の充実強化、自主防災組織の育成強化等を推進し、住民の生命財産の保護に万全を期する。

2 消防施設の整備

近年における災害の複雑化、多様化及び大規模化に対処するため、消防施設整備計画に基づく消防施設の計画的な整備を促進し、消防力の充実強化に努める。また、地震発生時には、水道施設の破壊等による消火栓の断水又は極度の機能低下が予想されるため、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等、消防水利の多元化を図るとともに、その適正な配置に努める。

【計 画】

1 那賀消防組合の消防力の充実強化

高度化、多様化する消防業務に対応するための十分な消防職員の確保と育成を図るとともに、消防ポンプ自動車、救助工作車等消防施設・車両等の更新増強、緊急消防援助隊等の消防広域応援体制の強化等により、常備消防力の充実強化を図る。

2 消防団組織の充実強化

消防団は、消火活動はもちろんのこと、災害時の応急活動など非常に重要な役割を果たしており、地域に密着した組織として、住民に対する予防啓発等幅広い分野でも活躍している（資料7－3「消防団の組織」、資料7－4「消防ポンプ自動車等現有数」参照）。

その一方で、住民の意識の希薄化や若年層の減少等の影響で、団員数の確保が課題となっている。

このため、教育訓練や講習会の実施、また消防操法大会等の出場により地域住民の理解を深めるとともに、被用者団員の消防団活動が円滑に行われるよう取り組むほか、女性や、公務員、また、大学・専門学校等に通学する学生への積極的な入団の促進に努める。

そのほか、消防団活動の安全確保に努めるとともに、処遇・装備の改善に取り組むことで消防団の充実強化を図る。

3 消防水利の確保

消防水利の確保及び水利を多元化するため、防火水槽、耐震性貯水槽の充実や、河川水等を活用した自然水利の確保に努める。(資料7-5「消防水利の現況」参照)

4 火災予防の啓発

全国火災予防運動等を通じ、火災予防の意識啓発、知識普及を図る。消火器の設置義務がない事業所等においても、積極的な配置を行うよう啓発するとともに、平成18年に設置義務化された住宅用火災警報器が取り換えの目安時期を迎えていることから、更新等を働きかける。

5 防火指導の推進

那賀消防組合、県や市の建築行政部門が連携し、事業所等に対し、消防法の規定による各種届出時や防火管理者講習、予防査察などを通じて、適切な消防計画の作成、消防訓練の実施、自衛消防組織の育成、消防用設備等の点検などに関する指導を進める。

6 自主防火組織の育成強化

那賀防火管理協議会をはじめ、女性防火クラブ、幼年消防クラブ、少年消防クラブの育成強化を図る。

第4節 林野火災の予防

【現 況】

市の林野面積は、総面積の46%近くを占めており、森林の適正な保全と災害予防に努めている。近年では、林野火災は、ほとんど発生していない。

【基本方針】

林野火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合、被害の拡大防止を図るため、火災予防及び消防体制の整備充実を図る。

【計 画】

1 林野火災予防の啓発

和歌山県山火事予防運動実施要綱などに基づき、市民や児童生徒などへの林野火災予防の啓発を推進する。

特に、火入れに関し、森林法、紀の川市火入れに関する条例、那賀消防組合火災予防条例に基づく届出・申請・許可が必要であることの周知徹底を図る。

2 巡視活動の実施

保安林、自然公園区域内のほか、火災への警戒を要する林野等を「林野火災予防地域」として、危険度の高い時期を中心に、消防団、森林組合と連携しながら、巡視活動を推進する。

3 共助協力体制の充実

林野火災の予防・鎮圧は、山林所有者や林業従事者、森林関係行政機関等の協力によるところが多く、特に鎮圧活動には、消防広域応援によって目的を達することが多いので、関係団体等と定期的に協議を行い、共助協力体制の充実に努める。

また、府県境界を接する林野火災の防御については、阪和林野火災消防相互応援協定書（資料7-2参照）の規定に基づき、協定市町等の消防本部と相互に応援を行うための定期的な協議と体制充実に努める。

4 教育訓練の実施

各消防団において、予防的措置としての防火線の設定や、火入れの際の総合防御などの教育・訓練を進める。

5 林野火災予防体制の充実

那賀消防組合、各消防団において、林野火災のための消防機材等の充実に努める。

第5節 災害時医療体制の確保

【現 況】

本市及び近隣の救急告示病院は、資料8－3のとおりである。市では、次のとおり、災害時の医療救護班の編成・派遣及び医薬品等の供給について那賀医師会、那賀歯科医師会、那賀薬剤師会と協定を締結している。

【基本方針】

市長は、県、公立那賀病院、那賀医師会、その他医療関係機関と協議し、災害時における救急医療体制の充実に努める。特に、災害発生時に本市が開設する避難所・医療救護所等を考慮し、医療救護班の派遣要請、受入れ体制について、医療機関と調整を図っておく。

【計 画】

1 災害拠点病院の災害時医療体制の充実促進

大規模災害時には、和歌山県立医科大学附属病院及び日本赤十字社和歌山医療センターの2病院が総合災害拠点病院として、公立那賀病院をはじめとする8病院が地域災害拠点病院として、災害時救急医療を行う。

公立那賀病院が、災害拠点病院として重症・重体に陥った患者の対応、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣や受入れ、患者の広域搬送などを的確に行いつつ、入院患者の治療・療養など通常業務を早期に継続・再開できるよう、職員の知識・技術の習得や必要な設備・資機材等の確保などを促進する。

2 災害対策本部医療救護体制の充実

大規模災害時には、紀の川市災害対策本部が、那賀医師会等の協力を得ながら医療救護所を設置し、避難所や在宅の避難者の医療救護を行う。

災害時に、那賀医師会等からの医療救護班の派遣や、国からの災害派遣医療チーム（DMAT）、県薬剤師会薬剤師班モバイルファーマシー（災害対応医薬品供給車両）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、さらには日本赤十字社や日本看護学会などからの専門職の派遣を受け、迅速・的確に医療救護活動が行えるよう、災害時医療救護計画の策定と訓練等による運用の確認に努める。

災害時に、人工透析、在宅酸素、難病など、災害時に特別な配慮が必要な市民の安否、容態を迅速に把握し、適切な支援を行えるしくみづくりに努める。

3 傷病者等搬送体制の充実

県や那賀消防組合と連携しながら、大規模災害時に、被災現場や医療救護所から専門医療機関、災害拠点病院までの重症患者等の搬送に関する車両やヘリコプター、その運転要員の確保に努めるとともに、不通、悪天候などを想定した複数の搬送経路の検討を進める。

4 感染症対策の強化

災害時に、新型コロナウイルス感染症をはじめ、様々な感染症等の患者への適切な治療を行

える体制について、検討を進める。

5 災害時医療に関する設備・備品等の充実

那賀医師会、那賀歯科医師会、市内の薬局等と連携し、災害時の医薬品をはじめとする設備・備品等の確保に努める。

本市が締結している医療救護に関する応援協定

No.	協定名	締結先	資料番号
1	災害時の医療救護活動に関する協定書	那賀医師会 (資料8－2参照)	資料8－6
2	災害時の口腔歯科医療救護活動に関する協定書	那賀歯科医師会	資料8－7
3	災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書	那賀薬剤師会	資料8－8

第6節 ボランティアの活動環境の整備

【現 況】

本市では、社会福祉協議会がボランティアセンター事業を実施しており、主に福祉や環境に関するボランティアの登録・育成等を行っている。これらの活動を防災分野に生かしていく必要がある。

【基本方針】

災害時において、市及び防災関係機関は、避難者の救助・救援活動、ライフラインの復旧等の災害応急対策を実施し、住民は、地域社会の中でお互いに協力して自主的な防災活動を行うことを要求される。しかし、行政や住民の対応力を超える災害においては、ボランティアの迅速かつきめ細かな対応が必要とされる。そのため、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備に努める。

【計 画】

1 災害ボランティアの養成・登録

市と市社会福祉協議会が連携し、養成講座、研修、在宅有資格者の掘り起こしなどにより、災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーターの養成・登録を進める。

2 災害時ボランティアセンターの体制づくりの推進

市と市社会福祉協議会が連携し、受入れ計画・マニュアル・様式類の作成・運用や、ボランティア活動保険加入の啓発、受付窓口の一元化、地区ごとの活動場所や野営・宿泊場所の想定など、災害時ボランティアセンターの体制づくりを推進する。

第7節 廃棄物処理体制の充実

【現 況】

市が利用している廃棄物処理施設は、資料13-1～13-3のとおりである。また、廃棄物運搬車については、資料13-4のとおりである。

【基本方針】

災害発生後に被災家屋等から排出されるごみ等を速やかに搬出し処理するために、平常業務を通じて諸計画を策定し、清掃業務の万全を期す。

【計 画】

1 業務継続体制の充実

大規模災害時に、廃棄物処理業務の継続・早期再開が果たせるよう、施設・設備の強靱化と点検体制・応急復旧体制の充実に努める。

2 災害廃棄物処理体制の充実

紀の川市災害廃棄物処理計画に基づき、大規模災害時の大量の災害廃棄物の仮置き場の確保に努める。

また、本市の施設で処理できない廃棄物の処理や、本市の施設が被災して使用できない場合の処理を想定し、協定締結などによる広域的な処理体制の充実に努める。

また、環境省災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）など、災害廃棄物に関する情報の周知に努める。

第8節 相互応援体制の充実

【現 況】

市及び那賀消防組合では、災害時の相互応援協定を締結している。継続的に各種団体と新たに協定を締結するなど、相互応援体制の確立を図る必要がある。

本市が締結している相互応援協定

No.	協定名	締結先	資料番号
1	和歌山県下消防広域相互応援協定	県下の市町村及び一部事務組合	資料7-1
2	阪和林野火災消防相互応援協定	協定市町等 (資料7-2参照)	資料7-2
3	日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策	日本水道協会和歌山県支部及び和歌山県水道協会に所属する市町村	資料12-1
4	災害時の医療救護活動に関する協定	那賀医師会 (資料8-2参照)	資料8-6
5	災害時の口腔歯科医療救護活動に関する協定	那賀歯科医師会	資料8-7
6	災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定	那賀薬剤師会	資料8-8
7	和歌山県防災ヘリコプター応援協定	和歌山県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合	資料9-1
8	災害時協定等(資料10-1参照)	関係団体(資料10-1参照)	資料10-1
9	建設業協会との協定	紀の川市建設業協会	資料10-2
10	自動車整備振興会との協定	社団法人和歌山県自動車整備振興協会那賀支部	資料10-3
11	全国はたののまち交流会参加市町との協定	全国はたののまち交流会参加市町村	資料10-4

【基本方針】

大規模災害における相互応援体制を整備するため、県内市町村、近隣市町及び他県市町村と相互応援協定を締結する。また、所管事務に関係する団体等との応援協定を締結し、協力体制を整備する。

【計 画】

相互応援体制の充実

大規模災害時の防災力の強化にむけ、相互応援協定の締結先及び協定内容の拡充を図る。

また、双方の連絡窓口（担当者名・電話番号）の確認の徹底、平時からの情報交換、共同訓練の実施など、機動性の高い応援体制づくりに努める。

第9節 避難行動要支援者（災害時要援護者）対策

【現 況】

本市の全人口に占める65歳以上の人口の割合（高齢化率）は、令和4年3月31日現在で33.5%である。今後も一層高齢化が進行するものと考えられる。

また、市域には多数の社会福祉施設が存在しており、これらの施設利用者の安全確保等の防災対策を講じていく必要がある。

【基本方針】

市域における乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、外国人など、災害に際して必要な情報を得ることや、迅速かつ適正な防災行動をとることが困難な人々に対し、迅速、的確な対応を図ることができるよう、避難行動要支援者の支援マニュアルを作成するなど、平常時から体制の整備を図る。

【計 画】

1 在宅の要支援者に関する情報の共有

要配慮者のうち避難行動要支援者について、災害時の個人情報の活用への同意を前提に名簿登録を進め、関係機関で情報共有を進める。また、情報の随時更新に努める。

2 避難行動要支援者の個別支援体制の充実

自治会役員、民生委員児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、警察、消防機関、その他、避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者の「避難支援プラン」の全体計画と特に配慮が必要な要支援者には個別避難計画を策定し、的確な運用を図る。また、作成等においてはデジタル技術を活用するよう検討を行う。

3 要配慮者利用施設での避難体制の充実

要配慮者利用施設で避難行動要支援者の避難が適切に行われるよう、避難体制の充実を促進する。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

4 要配慮者利用施設との訓練の充実

浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設への情報伝達が迅速・的確に行えるよう、連携強化及び訓練の充実を図る。

災害時要援護者名簿登録の範囲

- 1 要介護認定3～5を受けている者
- 2 身体障害者手帳1・2級所持者
- 3 療育手帳A所持者
- 4 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者
- 5 難病患者
- 6 その他、家族構成等を考慮し必要とする者

災害時要援護者名簿への記載事項

- 1 氏名 2 生年月日 3 性別 4 住所又は居所
- 5 電話番号その他の連絡先 6 避難支援等を必要とする事由
- 7 その他、避難行動要支援者の支援等の実施に関し必要と認める事項
(転出、死亡、長期入所等により、名簿から除外する)

名簿利用団体の責務

- 1 災害対策基本法に基づく個人の守秘義務の遵守
- 2 施錠可能な適正な場所での保管
- 3 必要以上の名簿の複製や、無用に共有、利用されないよう適切な管理
- 4 団体の場合は、団体内部で名簿を取り扱う者の限定
- 5 その他適正な管理上、必要であると認められる措置

4 在宅の要配慮者への情報伝達手段の確保

要配慮者一人一人に災害情報が的確に伝わるよう、防災行政無線や電話、メール、支援者の使送など、多様な手段を組み合わせる情報伝達を行うしくみを確立・維持する。

また、名簿を活用し安否確認を行うしくみの確立・維持に努める。

5 一時滞在者、外国人の避難行動支援方法の充実

観光客など、本市に土地勘がない一時滞在者や在住外国人などが、災害時に的確な避難行動がとれるよう、外国語表記を含むわかりやすい防災関係の掲示・案内に努めるとともに、避難所での受入れを想定した体制づくりを進める。

6 避難行動要支援者の被災生活支援方法の充実

本市では、打田保健福祉センター、打田中学校、貴志川生涯学習センターのほか、合わせて25箇所の福祉サービス事業所等を福祉避難所に指定している（資料5-2）。これらでの避難者の受入れや被災生活支援のきめ細かな手法の確立に努める。

また、災害時に社会福祉施設等への緊急入所を円滑に行えるよう、体制強化に努める。

そのほか、多様なニーズを想定した備蓄の確保、こころのケアなど相談支援の体制強化、仮設住宅入居に関する配慮など、避難行動要支援者の被災生活支援方法の充実に努める。

第10節 避難対策の充実

【現 況】

各事業所・施設・自主防災組織や各種団体等が受ける防災訓練や研修等において、避難場所、避難方法などの啓発を行っている。

迅速な避難、避難誘導を行うための避難計画は、各事業所や自主防災組織で任意に策定されるほか、平成29年からは、洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域の要配慮者利用施設で策定が義務化されている。

【基本方針】

1 避難体制の充実

各事業所・施設・自主防災組織が適切に避難できる体制を構築できるよう、支援に努める。

避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。

指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。

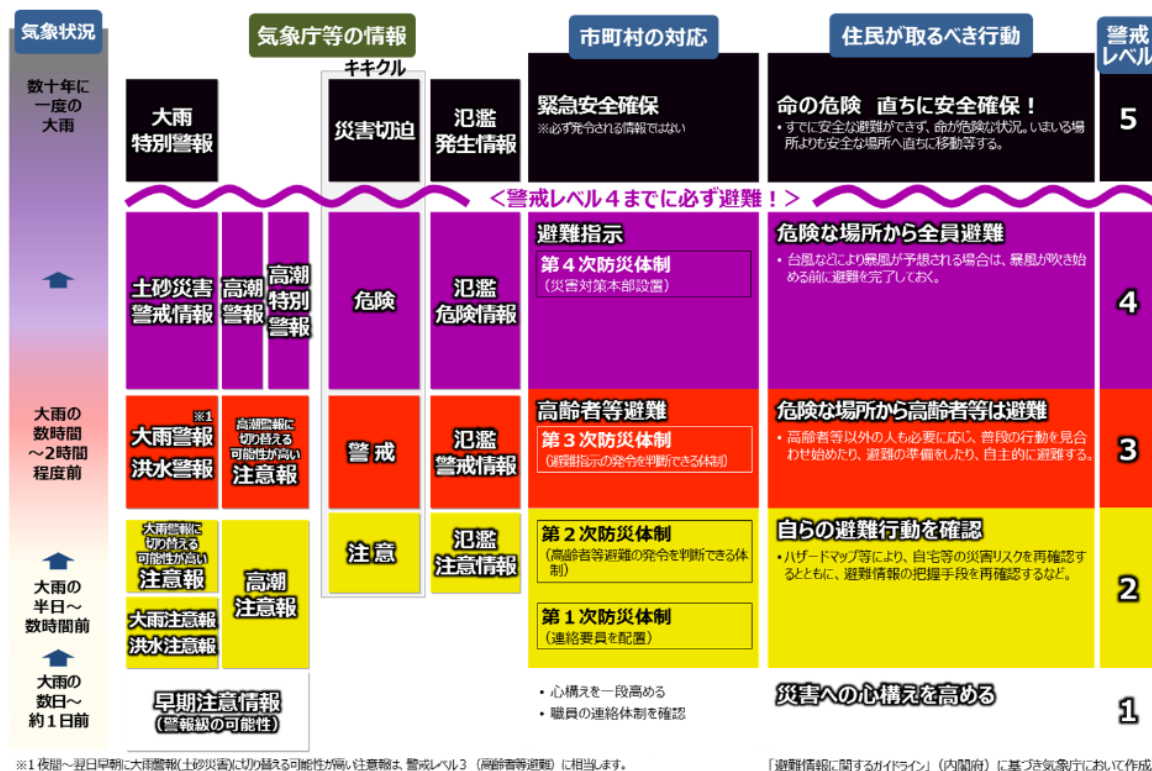
2 広域避難の体制の充実

大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、県その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

【計画】

1 避難情報の判断基準・方法の明確化と周知

5段階の警戒レベルが盛り込まれた「避難情報に関するガイドライン」（内閣府（防災担当）（令和3年5月20日施行）を踏まえ、避難すべき区域や定量的かつ、わかりやすい指標を用いた判断基準、伝達方法を明確にした「避難情報の判断・伝達マニュアル」を随時見直し、市民への周知に努める。



資料：気象庁ホームページ

2 避難計画の策定・運用の促進

各事業所、施設、自主防災組織等が適切に避難計画を、次の表を参考に策定・運用するよう支援していく。

避難計画の記載事項例

- 1 避難指示等の発令基準
- 2 避難情報並びに避難先等の伝達方法
- 3 避難場所及び避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者
- 4 避難場所及び避難所への経路及び誘導方法
- 5 避難所開設に伴う避難者措置に関する事項
 - (1) 給水、給食措置
 - (2) 毛布、寝具、衣料、日用必需品の支給
 - (3) 負傷者に対する応急救護
 - (4) ペットとの同行避難のためのケージ等の支援
 - (5) 感染症予防措置
- 6 避難所の管理に関する事項
 - (1) 避難所の管理者及び運営方法
 - (2) 避難受入中の秩序保持
 - (3) 避難者に対する災害情報の伝達
 - (4) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (5) 避難者に対する各種相談業務
- 7 避難所の整備に関する事項
 - (1) 受入施設・情報伝達施設
 - (2) 給水・給食施設
 - (3) トイレ施設（仮設トイレ、防疫用資器材、清掃用資器材等）
 - (4) ペット等の保管施設
- 8 要配慮者に対する救援措置に関する事項
 - (1) 情報の伝達方法
 - (2) 避難及び避難誘導
 - (3) 避難所における配慮等
 - (4) 福祉避難所等の活用等
- 9 避難の心得、その他防災知識の普及・啓発に関する事項
 - (1) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - (2) 標識、誘導標識等の設置
 - (3) 住民に対する巡回指導
 - (4) 防災訓練の実施等

3 広域避難の受入れ体制の充実

東日本大震災では、津波による沿岸自治体の避難者を内陸の自治体の避難所で受け入れたが、南海トラフ巨大地震においても同様のことが生じる可能性がある。

このため、大規模災害時における、市内の一部の避難所での広域一時滞在の受入れ、広域避難者の輸送手段の確保、必要物資の提供などについて、県や関係自治体、運送事業者等と具体的な検討・協議を進める。

第3章 災害に強いひとづくり

第1節 防災訓練の実施

【現 況】

本市では、災害による被害を最小限に軽減し、防災活動を円滑に実施するため、防災関係機関と地域住民の連携強化及び防災意識の高揚を図ることを目的に総合的な防災訓練を実施している。また、災害発生時に迅速に対応できるよう職員を対象とした防災訓練を併せて実施している。

【基本方針】

非常災害に備えて、防災関係業務に従事する職員の災害対応力強化、防災関係機関との連携強化及び住民の防災意識の高揚等を図るため、より実践的な訓練を積極的、継続的に実施する。

住民は、これらの機関が実施する訓練に積極的に参加することにより、的確な防災対応を体得するよう努めるものとする。職員は、大規模災害発生時における避難所運営が重要であることから、職員を対象とした避難所運営訓練を実施し、市民一丸となって地域防災力の向上を目指す。

【計 画】

1 紀の川市防災総合訓練の実施

防災総合訓練については、毎年度、大規模災害を想定した必要なメニューを企画・実施し、訓練を通じた意識高揚、知識・技術習得を図る。

例年の防災総合訓練での実施訓練内容

1 情報収集・伝達・通信訓練	2 避難誘導訓練
3 避難所開設・運営訓練	4 初期消火訓練
5 救出・救護訓練	6 応急手当訓練
7 炊き出し・配給訓練	8 水防工法訓練
9 災害救援ボランティアセンター開設・運営訓練	10 緊急地震速報対応行動訓練

2 紀の川合同水防演習の実施

紀の川合同水防演習については、毎年度、消防団員をはじめ、多くの参加を働きかけ、訓練を通じた意識高揚、水防工法等の知識・技術習得を図る。

水防演習での実施訓練内容

1 観測	2 通報	3 動員	4 輸送	5 工法	6 排水	7 水防信号

3 消防団消防訓練の実施

消防訓練については、2年に1回実施される和歌山県消防操法大会訓練での入賞や、紀の川市防災総合訓練での操法披露を1つの目標とし、本部、各方面隊で充実した訓練を行い、団員の士気高揚と技術の向上を図る。

紀の川市消防団の訓練内容

消防団本部	出初式、消防操法訓練、幹部訓練、新入団員訓練、消防団救命講習会、和歌山県消防操法大会、和歌山県消防学校消防団特別教育
各方面隊	方面隊訓練・分団訓練 消防ポンプ操法訓練、文化財防火デーに伴う総合消防訓練、秋季全国火災予防運動に伴う総合消防訓練 等

4 避難訓練等の実施促進

各学校や事業所等では、消防法、水防法、土砂災害防止法に基づき、避難訓練を行うこととなっている。

各学校や事業所等における避難訓練の充実に努めるとともに、民間における充実した実施を促進する。

5 その他の訓練の充実

職員の参集訓練、情報収集訓練、情報伝達の訓練、避難所開設・運営訓練、災害対策本部設置訓練など、市や消防団、自主防災組織による防災訓練の充実に努める。

個別訓練の例

項目	目的・内容
避難訓練	安否確認と避難所までの誘導支援。
参集訓練	勤務時間外を含めた職員の参集方法の確認。
情報収集訓練 情報伝達訓練	気象庁 HP（洪水キキクル、浸水キキクル、土砂キキクル）等、ハザードマップ（洪水ハザードマップ、ため池ハザードマップ）等で起こりうる災害情報を、正確に収集するための方法を確認。 情報通信ネットワーク、防災行政無線、衛星携帯電話、電子メール等を活用した非常時の通信連絡方法の確認。
避難所開設・運営訓練	施設管理者、自主防災組織等と連携した避難所の開設方法、避難者支援方法等の確認。
災害対策本部設置訓練	職員配備、本部員会議の開催、各部への情報伝達などの方法の確認。
その他の訓練	消火、水防工法、応急手当・救護、給食、給水、ボランティアセンターの運営等、図上演習や実地により適宜実施する。

第2節 防災知識の普及

【現 況】

本市では、防災関係機関と協力して、次の方法により住民の防災意識の高揚・知識の普及を図っている。

- 1 防災行政無線の放送による普及
- 2 新聞・広報紙・印刷物等による普及
- 3 映画・スライド等による普及
- 4 広報車の巡回による普及
- 5 講演会、研修会等の開催による普及
- 6 その他

市は、職員災害時活動マニュアルを作成・配付し、災害時には、迅速かつ適確な応急対策の実施を期している。

【基本方針】

防災関係業務に従事する職員に対する防災関係法令の周知、研修会、行事等の開催を行うとともに、次の内容について住民への普及活動を効果のある時期を選んで行う。またその際、障害者、高齢者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要配慮者や男女のニーズの違い等に十分配慮した防災知識の普及に努めるとともに、災害発生後の避難所や仮設住宅等においては、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための意識の普及、徹底を図る。

- 1 防災気象及び緊急地震速報の利用の心得をはじめとする地震に関する知識
- 2 防災の一般的知識
- 3 家の耐震化や家具等の固定の推進
- 4 地域防災計画の内容
- 5 災害時の心得
 - (1) 災害情報等の聴取方法
 - (2) 停電時の心構えや避難の方法、場所、時期等の徹底
 - (3) 非常食料、非常持出品等の準備
 - (4) 石綿（アスベスト）の吸引を防ぐ防じんマスクの備蓄及び正しい活用方法の習得
 - (5) 正確な情報の入手方法（防災わかやまメール配信サービス、ナビアプリ等）
 - (6) 避難場所安全レベルについての考え方
 - (7) 家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
(犬の登録・狂犬病予防注射接種等の法令遵守、しつけ、餌の備蓄等)
 - (8) その他災害の態様に応じたとるべき手段、方法

【計 画】

1 職員への防災教育の推進

職員が、災害時に自身が行うべき行動を的確に判断し、円滑な防災活動が行えるよう、防災

関連資料・備品の配布や研修会の実施等を通じて、防災知識・技術の普及を図る。

2 市民への防災意識の啓発と防災教育の推進

家具の転倒防止措置や、備蓄、避難方法の確認、家族との連絡手段の確保、防災メールの登録、ペットの同行避難の考え方、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えなど、防災に関する意識や行動には差がみられることから、様々な手法でわかりやすい情報提供、啓発・教育に努める。備蓄については、最低3日分、できれば7日分の備蓄が望ましいことを啓発する。

高齢者、障害者、外国人など、災害時要配慮者への防災課題に応じた啓発・教育に努める。

3 子供たちへの防災教育の実施

和歌山県教育委員会「和歌山県防災教育指導の手引き」（平成25年）などを活用しながら、学校等において、災害が起こるしくみや被害の想定、安全確保に関する知識・技術を教え、防災の重要性についての啓発を図る。

4 災害の教訓を伝承する取り組みの推進

市民の協力を得ながら、映像を含めた各種災害資料の収集・保存・公開等を進める。

災害予防運動の期間

種別	項目	期間
風水害	水防月間	5月1日～5月31日
土砂災害	土砂災害防止月間	6月1日～6月30日
	がけ崩れ防災週間	6月1日～6月7日
	山地災害防止キャンペーン	5月～6月
火災	春季全国火災予防運動	3月1日～3月7日
	秋季全国火災予防運動	11月9日～11月15日
地震	防災とボランティア週間	1月15日～1月21日
	防災とボランティアの日	1月17日
	防災週間	8月30日～9月5日
	防災の日	9月1日
	津波防災の日	11月5日

第3節 自主防災組織の充実

【現 況】

自主防災組織は、各自治区・町内会単位で整備を進めている。令和5年3月末現在、134の組織があり、組織率は88.2%である。

【基本方針】

「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神に基づき、自主防災組織の育成強化を図るとともに、具体的活動内容を明らかにし、自主防災組織の必要性の啓発と指導及び支援を行う。また、障害者、高齢者等の災害時要援護者や女性の参加の促進に努め、災害予防と応急救助が能率的に処理されるよう、常にこれら組織の整備拡充を図る。

【計 画】

1 人材の育成

市の防災啓発研修等や、県による防災リーダー育成研修会等への参加を積極的に呼びかけ、自主防災組織のリーダーの育成に努める。

また、各自治区から「自主防災組織推進委員」の推薦を受け、この推進委員を中心に、自治区・町内会単位で防災研修会等の開催を促進し、自主防災活動に取り組む人材の育成に努める。

2 自主防災組織の育成

すべての地区で自主防災活動が行われるよう、組織の育成に努める。

3 自主防災活動の支援の推進

地域の特徴に合わせ、各自主防災組織が、次のような活動が行えるよう、活動支援に努める。

自主防災組織の活動内容例

1 平常時

- (1) 防災知識の普及や防災訓練の実施
- (2) 火気使用設備、災害危険箇所等の点検・把握
- (3) 防災資機材の確保・整備
- (4) 高齢者・障害者・乳幼児等の災害時要配慮者の所在把握

2 災害時

- (1) 災害情報の収集伝達
- (2) 初期消火の実施、消防・水防活動への協力
- (3) 避難誘導・救出・救護
- (4) 避難所の設営・運営

第4節 民間事業者の防災対策

【現 況】

本市では、水防法に基づき、浸水想定区域内の延べ面積10,000㎡を超える工場・作業所又は倉庫を持つ民間事業者に対し、自衛水防組織の設立及び防災訓練の実施を促進している。

【基本方針】

民間事業者は自ら防災組織を結成するなどして、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

【計 画】

1 民間事業者の防災対策の強化促進

会社、組合などの事業者は、地域住民の雇用のある場であるとともに、社会に必要な商品・サービスの提供主体であり、災害による生命・財産の被害を最小限に食い止め、事業の継続・早期再開が果たせるよう、働きかけていく。

具体的には次のとおり働きかけていく。

- ①従業員等の防災教育への協力
- ②市防災総合訓練等への参加促進
- ③自主防災組織の活動支援
- ④法令に基づく火災予防や危険物等の安全管理への助言・指導、施設の安全対策への協力
- ⑤事業継続計画（BCP）の策定・運用への協力

2 民間事業者の協力の促進

災害時の人的・物的応援や、避難所等としての事業所の開放など、災害時における事業者の協力を協定締結等により促進する。

第5節 防災に関する調査研究の推進

【現 況】

平時から気象や災害に関する情報の整理が行われるよう、また、防災力向上のため関係機関と実施する防災活動の整理、振り返りが行われるよう、調査研究体制の確立に努める。

【基本方針】

災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、災害要因及び被害想定調査研究を実施し、自主防災組織や事業所等が行う防災活動への支援などに反映させながら、地域防災力の向上を図る。

【計 画】

1 調査研究体制の整備

国、県、研究機関等と連携し、調査研究体制の整備に努め、地域の実情に応じた総合的かつ一体的な防災活動の実施を図る。

2 防災に関する資料収集及び分析

防災研究の基礎となる過去の災害記録や防災施設に関する資料、その他各種災害に関する資料を収集し、これらを整理及び分析し、紀の川市の防災対策の検討に努める。

3 調査研究事項

紀の川市の過去の災害による被害を調査研究するとともに、近年全国各地で発生する大規模な地震や風水害による被害や、東日本大震災や紀伊半島大水害等の教訓と課題を国、県、研究機関等と連携して調査研究し、今後の防災対策に活かす。

第 3 編

災害応急・復旧・復興計画

第1部 風水害等・地震

第1章 発災直後

第1節 応急体制

【風水害時】

災害発生、又はそのおそれがある場合、職員は、配備基準に基づき配備につく。
市は災害対策本部・災害対策支部等を設置し、応急活動を実施する。

第1 災害配備基準

風水害等での職員の配備基準は、次のとおりとする。

災害配備の基準

区 分		配 備 基 準
災害対策本部 設置前の体制	警戒体制1号	●大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪のいずれかの気象警報が発表されたとき ○紀の川洪水予報が発表されたとき ○貴志川の水位が氾濫注意水位に達したとき ○梅雨前線の活発化、台風の接近等、今後の気象情報に注意し、警戒を要すると認められるとき ○その他、危機管理部長が必要と認めたとき
	警戒体制2号	○市域が台風の暴風域内に入るおそれがあり、かつ重大な災害が発生するおそれがあると認められるとき ○市域に土砂災害警戒情報が発表され、かつ災害発生のおそれがあると予想される時 ○その他、危機管理部長が必要と認めたとき
災害対策本部 体制	配備体制1号	○市域に局地的災害が発生したとき ○特別警報が発表されたとき ○災害救助法の適用をしなければならないような災害の発生が予想される時 ○その他、市長が必要と認めたとき
	配備体制2号	○市域に局地的な災害が発生し、被害が甚大であるとき ○災害救助法の適用をしなければならないような災害が発生したとき ○その他、市長が必要と認めたとき

第2 災害配備体制の決定・伝達

1 警戒体制1号・2号

危機管理部内で災害情報の収集に努め、危機管理部長が警戒体制1号又は2号の配備を決定し、市長（副市長）に報告するとともに、各部長経由で職員に伝達する。

勤務時間外においては、災害情報を入手した当直者が、直ちに危機管理消防課長（連絡が取れないときは危機管理部長）に伝達する。

2 配備体制1号・2号

危機管理部等が収集した災害情報等に基づき、市長が配備体制を決定し、危機管理部長に災害対策本部の設置を指示する。危機管理消防課は、庁内放送、職員メール等により職員に伝達する。

第3 勤務時間外等の参集方法

職員は、勤務時間外、休日等において、災害配備基準となったことを知ったときは、動員伝達の有無にかかわらず、直ちに所属又はあらかじめ指定された場所に参集し、配備につく。

参集途上においては、目視などによる被害状況の収集や可能な範囲での人命救助、二次災害防止措置等を行い、参集時に所属長に報告する。

職員は、災害の状況により定められた場所に参集できないときは、自己の業務に関連する最寄りの公共施設等に参集し、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指示に従い、その業務を応援する。

第4 災害対策本部の設置方法

市長は、市域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に応じて、迅速かつ的確な災害対策を実施するため必要があると認めたとき、災害対策基本法第23条の2及び紀の川市災害対策本部条例に基づき、紀の川市災害対策本部を設置する。

市長による災害対策本部の設置決定が困難な場合は、副市長が決定し、それも困難な場合には危機管理部長が決定する。

本部の設置場所は、紀の川市役所本庁舎3階庁議室とし、庁舎の被災等により、本部として機能できないと市長が判断したときは、紀の川市役所本庁舎南別館3階大会議室を第2順位、打田生涯学習センターを第3順位とする。

災害対策本部の設置基準

設置基準	次のような場合で市長が必要と認めたとき。 1 災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき。 2 大規模事故等が発生したとき。 3 その他の災害が発生したとき。

職務権限順位

職務権限順位	1	副市長
	2	危機管理部長

本部の設置場所

第1順位	紀の川市役所本庁舎3階庁議室
第2順位	紀の川市役所本庁舎南別館3階大会議室
第3順位	打田生涯学習センター

災害対策本部で初動期に意思決定すべき事項（初動期の基本方針）

- 1 災害応急対策の基本方針に関すること。
- 2 動員及び配備体制に関すること。
- 3 各部間調整事項に関すること。
- 4 避難情報の判断基準及び警戒区域の設定に関すること。
- 5 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- 6 他市町村への応援要請に関すること。
- 7 国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 8 災害救助法の適用に関すること。
- 9 現地災害対策本部に関すること。
- 10 その他災害応急対策の重要事項に関すること。

災害対策本部の組織図

災害対策本部 (本部員会議)	本部長	市長	本庁
	副本部長	副市長	
	本部付	教育長	
	本部員	議会事務局長 市長公室長 企画部長 総務部長 危機管理部長 市民部長 福祉部長 農林商工部長 農業委員会事務局長 建設部長 上下水道部長 会計管理者 教育部長 総合行政委員会事務局長 那賀消防組合消防長 公立那賀病院事務局長 消防団長	
本部事務局	事務局長	危機管理部長	支所・出張所
	事務局	危機管理消防課	
災害対策支部	支部員	総務課長 粉河支所長 那賀支所長 桃山支所長 貴志川支所長	(関係行政機関)
			那賀消防組合 公立那賀病院
			(関係団体)
			消防団

第5 災害対策本部の設置、廃止等の周知方法

市長（以下、「災害対策本部長」という。）は、災害対策本部を設置、又は廃止したときは、次に掲げる者のうち必要と認める者に報告、通知、公表する。

災害対策本部の設置・廃止時の通報先

1	知事	
2	住民・隣接市町・防災関係協力団体	
3	警察署・那賀消防組合	
4	指定地方行政機関・指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者	
5	災害相互応援協定を締結している自治体	等

また、資料1－2(1)の標示板を庁舎正面玄関に掲げる。職員は、資料1－2(3)の腕章を着用する。災害応急対策に使用する自動車には、資料1－2(2)の標旗をつける。

第6 災害対策本部の組織運営

災害対策本部は、本部長（市長）、副本部長（副市長）、本部付（教育長）、本部員（各部長、那賀消防組合消防長、公立那賀病院事務局長、消防団長）、事務局（危機管理消防課）、各部・課で構成する。

本部長は、災害対策に関する協議を行うため、本部員会議を定期的に開催し、初動期の基本方針を決定する。本部員会議をはじめ災害対応に係る意思決定の過程について、記録をとるよう努める。また、総務課（打田管内）及び「粉河・那賀・桃山・貴志川」の各支所に災害対策支部を置くとともに、必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。

紀の川市以外の地域で大規模災害が発生し、応援活動を行う際にも、必要に応じて、紀の川市災害対策本部を設置する。

第7 災害対策本部の廃止

災害発生後における災害応急対策がおおむね完了したとき、又は災害発生の危険がなくなったときは、災害対策本部を解散する。

災害対策本部の廃止基準

廃止基準	1 災害発生のおそれが解消したとき。
	2 災害応急対策がおおむね完了したとき。
	3 その他本部長（市長）が必要なしと認めたとき。

【震災時】

震度4以上の地震発生等の際、職員は、配備基準に基づき配備につく。
震度5弱以上の場合等に、災害対策本部・災害対策支部等を設置し、応急活動を実施する。

第1 災害配備基準

震災での職員の配備基準は、次のとおりとする。

災害配備の基準

区 分		配 備 基 準
災害対策本部 設置前の体制	警戒体制1号	●地震が発生し、紀の川市で震度4を記録したとき ●南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき ○その他、危機管理部長が必要と認めたとき
災害対策本部 体制	配備体制1号	●地震が発生し、紀の川市で震度5弱を記録したとき ●南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ○その他、市長が必要と認めたとき
	配備体制2号 （初期段階で 緊急初動班体制）	●地震が発生し、紀の川市で震度5強以上を記録したとき ●南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ○その他、市長が必要と認めたとき

第2 災害配備体制の決定・伝達

1 警戒体制1号

危機管理部内で災害情報の収集に努め、危機管理部長が警戒体制1号の配備を決定し、市長（副市長）に報告するとともに、各部長経由で職員に伝達する。

勤務時間外においては、災害情報を入手した当直者が、直ちに危機管理消防課長（連絡が取れないときは危機管理部長）に伝達する。

2 配備体制1号・2号

危機管理部等が収集した災害情報等に基づき、市長が配備体制を決定し、危機管理部長に災害対策本部の設置を指示する。危機管理消防課は、庁内放送、職員メール等により職員に伝達する。

第3 勤務時間外等の参集方法

職員は、勤務時間外、休日等において、災害配備基準となったことを知ったときは、動員伝達の有無にかかわらず、直ちに所属又はあらかじめ指定された場所に参集し、配備につく。

震度5強以上の場合、全職員が「緊急初動班体制」をとる。

参集途上においては、目視などによる被害状況の収集や可能な範囲での人命救助、二次災害防止措置等を行い、参集時に所属長に報告する。

職員は、災害の状況により定められた場所に参集できないときは、自己の業務に関連する最寄りの公共施設等に参集し、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指示に従い、その業務を応援する。

配備体制2号の初期段階の参集場所（緊急初動班体制）

区 分	該 当 者	参 集 場 所
本部機能の確保要員	・市長 ・副市長 ・教育長 ・本庁舎の部長 ・危機管理消防課長 ・総務課長 ・契約管財課長 ・税務課長 ・収納対策課長 ・企画経営課長 ・公共施設マネジメント課長 ・危機管理消防課職員 ・総務課職員 ・契約管財課職員 ・企画経営課職員 ・公共施設マネジメント課職員	○市役所本庁舎に参集（本庁舎に参集できないときは最寄りの支所庁舎）
支部機能確保要員	・支所長 ・出張所長 ・副支所長 ・支所職員 ・出張所職員	○所属する支所庁舎に参集（所属する庁舎に参集できないときは最寄りの庁舎）
現地調査員	・総務部現地調査員（収納対策課、税務課、契約管財課） ・企画部現地調査員（財政課、公共施設マネジメント課）	○被災地区に向かい、概況調査を実施
各施設の状況確認・機能確保要員	・各施設の勤務職員	○勤務施設に参集
一般職員	・上記以外の職員	○勤務施設に参集

第4 災害対策本部の設置方法

市長は、市域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に応じて、迅速かつ的確な災害対策を実施するため必要があると認めたとき、災害対策基本法第23条の2及び紀の川市災害対策本部条例に基づき、紀の川市災害対策本部を設置する。

市長による災害対策本部の設置決定が困難な場合は、副市長が決定し、それも困難な場合には危機管理部長が決定する。

本部の設置場所は、紀の川市役所本庁舎3階庁議室とし、庁舎の被災等により、本部として機能できないと市長が判断したときは、紀の川市役所本庁舎南別館3階大会議室を第2順位、打田生涯学習センターを第3順位とする。

また、災害発生後における災害応急対策がおおむね完了したとき、又は災害発生の危険がなくなったときは、災害対策本部を解散する。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表により、災害対策本部を設置した時は、本市に被害がなくとも、1週間程度、本部を継続設置し、後発地震に対して警戒にあたる。

なお、災害対策本部の組織図は本計画第1部第1章第4 災害対策本部の設置方法に定めるものとする。

第5 災害対策本部の設置、廃止等の周知方法

市長（以下、「災害対策本部長」という。）は、災害対策本部を設置、又は廃止したときは、次に掲げる者のうち必要と認める者に報告、通知、公表する。

災害対策本部の設置・廃止時の通報先

1	知事
2	住民・隣接市町・防災関係協力団体
3	警察署・那賀消防組合
4	指定地方行政機関・指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
5	災害相互応援協定を締結している自治体等

また、資料1－2(1)の標示板を庁舎正面玄関に掲げる。職員は、資料1－2(3)の腕章を着用する。災害応急対策に使用する自動車には、資料1－2(2)の標旗をつける。

第6 災害対策本部の組織運営

災害対策本部は、本部長（市長）、副本部長（副市長）、本部付（教育長）、本部員（各部長、那賀消防組合消防長、公立那賀病院事務局長、消防団長）、事務局（危機管理消防課）、各部・課で構成する。

本部長は、災害対策に関する協議を行うため、本部員会議を定期的に開催し、初動期の基本方針を決定する。本部員会議をはじめ災害対応に係る意思決定の過程について、記録をとるよう努める。また、総務課（打田管内）及び「粉河・那賀・桃山・貴志川」の各支所に災害対策支部を置くとともに、必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。

紀の川市以外の地域で大規模災害が発生し、応援活動を行う際にも、必要に応じて、紀の川市災害対策本部を設置する。

第7 緊急初動班活動から災害対策本部活動への移行

勤務時間外に震度5強以上の地震が発生した場合、又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合、交通の混乱情報の錯綜等により、職員が参集に要する時間が長くなることが想定される。

このため、職員の参集が進み、災害対策本部機能が確保できるまでの間、本庁及び各支所に緊急初動班を設置し、被害情報等収集活動、地区での災害応急活動など、初動期の活動を行う。

緊急初動班の活動目的を達成したときは、市長の指示により、緊急初動班を解散し、所定の災害対策本部体制に移行する。

この場合、各職員は、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指示により、順次所属に復帰する。

第2節 気象警報、地震情報、避難指示等の伝達

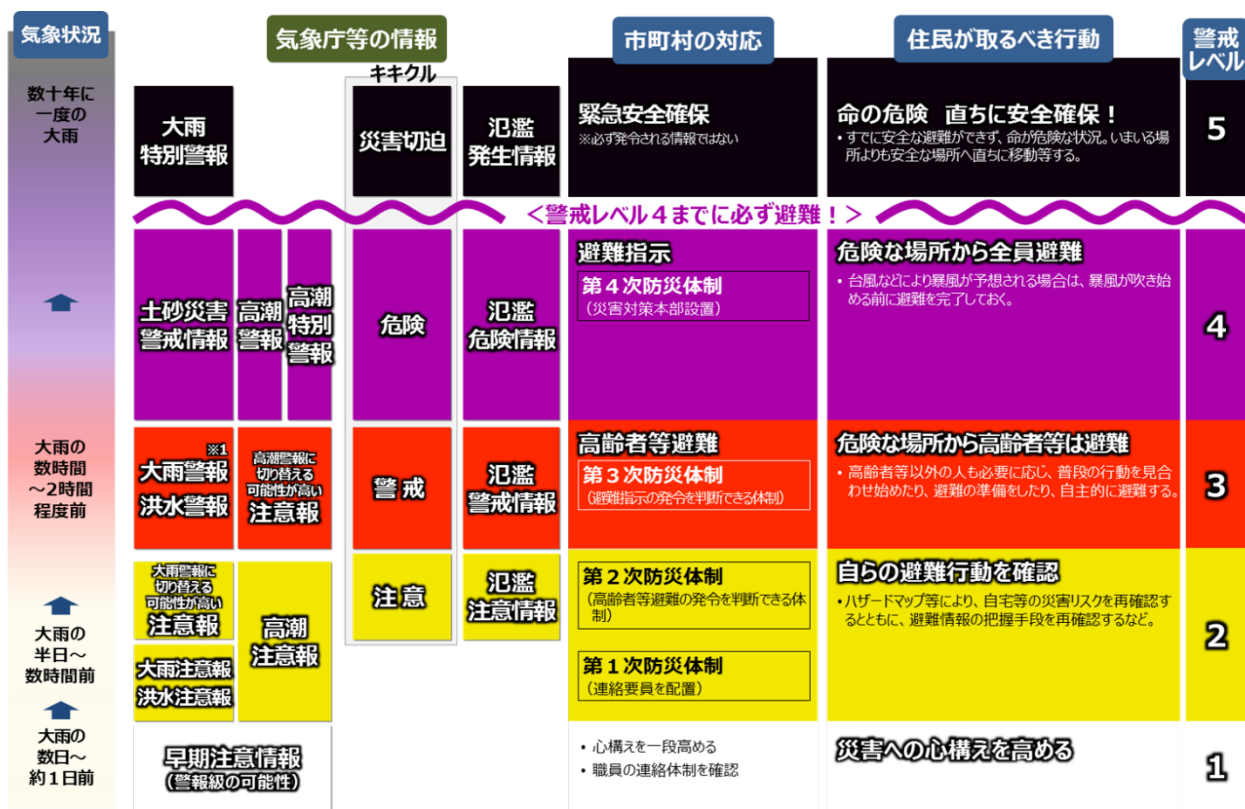
【風水害時】

気象警報、避難指示等を迅速かつ確実に市民に伝達する。

第1 5段階の警戒レベル

「避難情報に関するガイドライン」（内閣府（防災担当））が令和3年5月に改定され、警戒レベルや対応する防災気象情報が見直された。

大雨特別警報、氾濫発生情報の発表で警戒レベル5相当、土砂災害警戒情報、氾濫危険情報などの発表で警戒レベル4相当となっている。



※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。

「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）に基づき気象庁において作成

資料：気象庁ホームページ

第2 気象警報・注意報の発表基準

気象庁和歌山地方気象台から、大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

特別警報・警報・注意報の発表基準（海洋関係は除く）

種 類	概 要
大雨 特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風 特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風雪 特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
大雪 特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

警報・注意報発表基準一覧表（令和5年6月8日現在）

紀の川市	府県予報区		和歌山県	
	一次細分区域		北部	
	市町村等をまとめた地域		紀北	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	19
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	151
	洪水	流域雨量指数基準	貴志川流域＝36.3、海神川流域＝6.4 佐川流域＝7.5、松井川流域＝4.5 名手川流域＝9.8、穴伏川流域＝13.7 柘榴川流域＝12.7、野田原川流域＝11.1、真国川流域＝16.7 春日川流域＝5.6、二瀬川流域＝9.3	
			複合基準 (表面雨量指数・流域雨量指数)	
			紀の川流域＝(5, 71.3) 貴志川流域＝(7, 33) 真国川流域＝(5, 15)	
	指定河川洪水予報による基準	指定河川洪水予報による基準	紀の川[三谷・船戸]	
	暴風	平均風速	20m/ s	
	暴風雪	平均風速	20m/ s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 15 c m
			山地	12 時間降雪の深さ 30 c m

注意報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	7	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	105	
	洪水		流域雨量指数基準	貴志川流域＝26.8、海神川流域＝5.1 佐川流域＝6.0、松井川流域＝3.7 名手川流域＝7.8、穴伏川流域＝10.9 柘榴川流域＝10.1、野田原川流域＝8.8、真国川流域＝13.3 春日川流域＝4.4、二瀬川流域＝7.4	
			複合基準 (表面雨量指数・流域雨量指数)	紀の川流域＝ (5, 59.5) 貴志川流域＝ (5, 26.5) 佐川流域＝ (5, 6) 松井川流域＝ (5, 3.6) 名手川流域＝ (5, 7.8) 野田原川流域＝ (5, 7.2) 真国川流域＝ (5, 13.3)	
			指定河川洪水予報による基準	紀の川[三谷]	
	強風		平均風速	12m/ s	
	風雪		平均風速	12m/ s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 5 c m	
			山地	12 時間降雪の深さ 15 c m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	濃霧	視程	100m		
	乾燥	最小湿度 35％で実効湿度 60％			
	なだれ	積雪の深さが 50 c m以上あり、高野山（アメダス）の最高気温 10℃以上又はかなりの降雨			
	低温	沿岸部で最低気温－ 4 ℃以下			
	霜	3 月 20 日以降の晩霜 最低気温 3 ℃以下			
	着雪	24 時間降雪の深さ：平地 20 c m以上、山地 40 c m以上 気温：－ 2 ℃～ 2 ℃			
	記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	110mm
熱中症警戒アラート			暑さ指数（WBGT） 3 3 以上になると予想		

(注1) 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水災害発生の危険性を示す指標で、地表面に溜まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報等をもとに、1km²ごとに設定する。

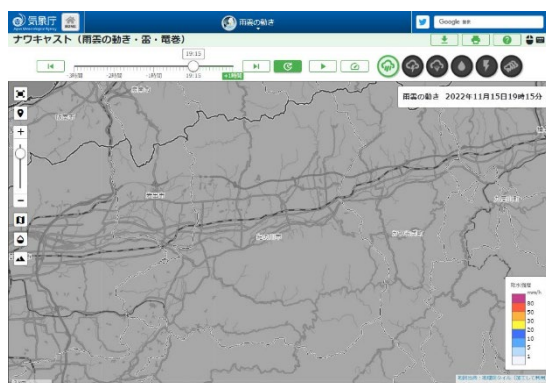
(注2) 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報等をもとに、1km²ごとに算出する。

(注3) 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、降った雨水が、地表面や地中を通して河川に流れ出し、河川に沿って流れ下る量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報等をもとに、1km²ごとに設定する。

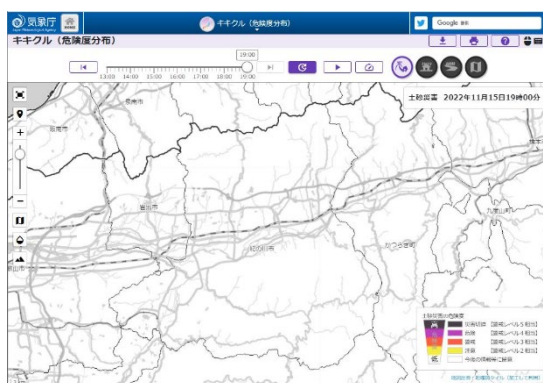
(注4) 熱中症警戒アラートは、暑さ指数(WBGT)の予想を基に、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に、環境省と気象庁が連携して熱中症への注意喚起を行う情報。

気象庁ホームページによるキキクル（危険度分布）

1. 雨雲の動き

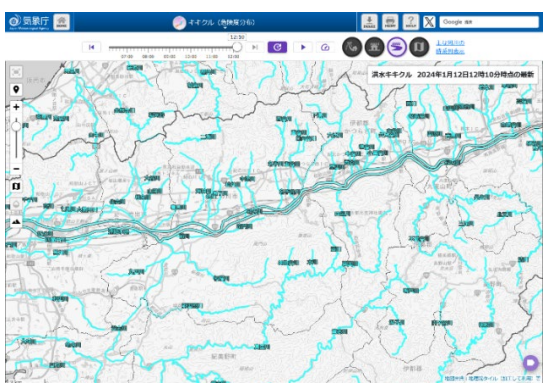
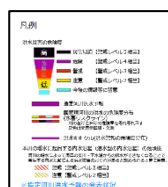


2. 土砂キキクル（危険度分布）

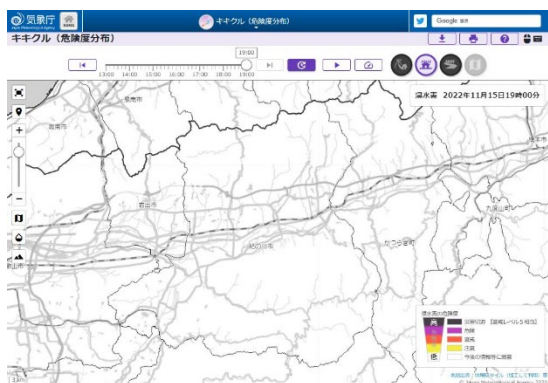


3. 洪水キキクル（危険度分布）

地図を拡大すると、国管理河川（紀の川）の洪水の危険度分布（水害リスクライン）も表示される。



4. 浸水キキクル（危険度分布）



キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の 危険度分布)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危 険度分布)	短時間強雨による浸水発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。

第3 水位情報の基準

紀の川は、「洪水予報指定河川」として、「氾濫危険水位」などの「水位に関する情報」の基準が国土交通省により定められており、それに基づき、国土交通省と気象庁が共同で「洪水予報」を発表する。

本市では、三谷（みたに）水位観測所の水位情報をもとに発表されることが定められており、氾濫危険水位が4.80mなどとなっている。

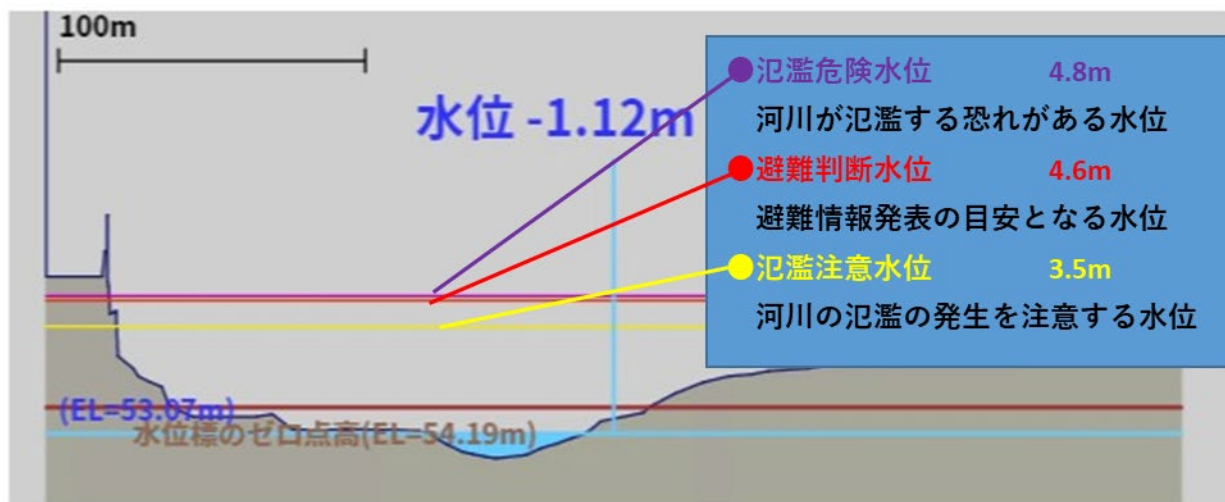
また、貴志川は、「水位周知河川」として、貴志水位観測所の水位情報が国土交通省により発表されており、避難判断水位が5.50mなどとなっている。

水位と洪水予報の関係

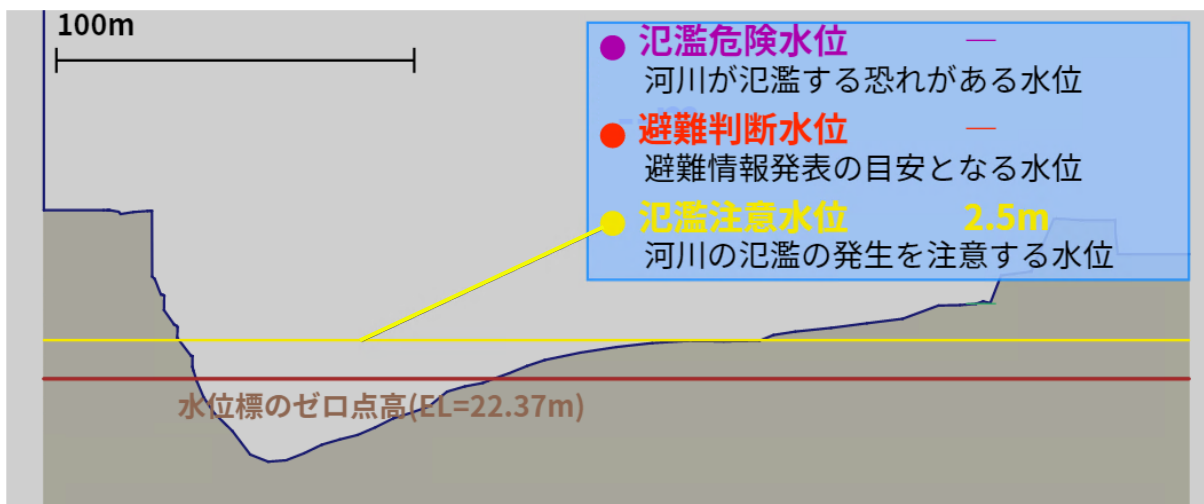
洪水予報の標題（種類）	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階
〇〇川氾濫発生情報（洪水警報）	氾濫の発生（氾濫水の予報）	氾濫水への警戒を求める段階【警戒レベル5相当】
〇〇川氾濫危険情報（洪水警報）	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達した場合	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階【警戒レベル4相当】
〇〇川氾濫警戒情報（洪水警報）	一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階【警戒レベル3相当】
〇〇川氾濫注意情報（洪水注意報）	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階【警戒レベル2相当】

国土交通省「川の防災情報」ホームページによる水位情報

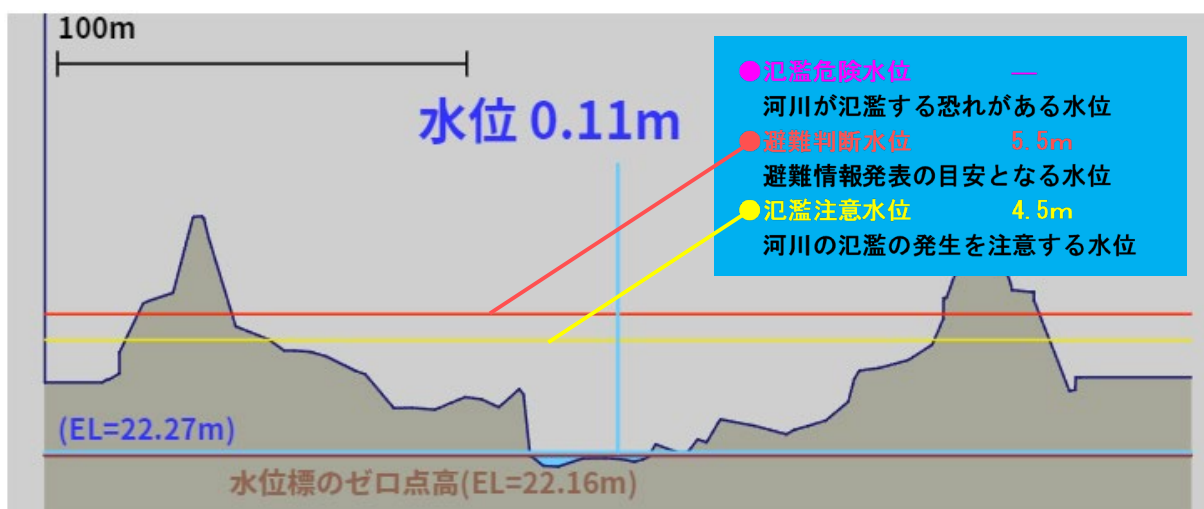
1 紀の川の三谷（みたに）水位観測所（かつらぎ町妙寺）



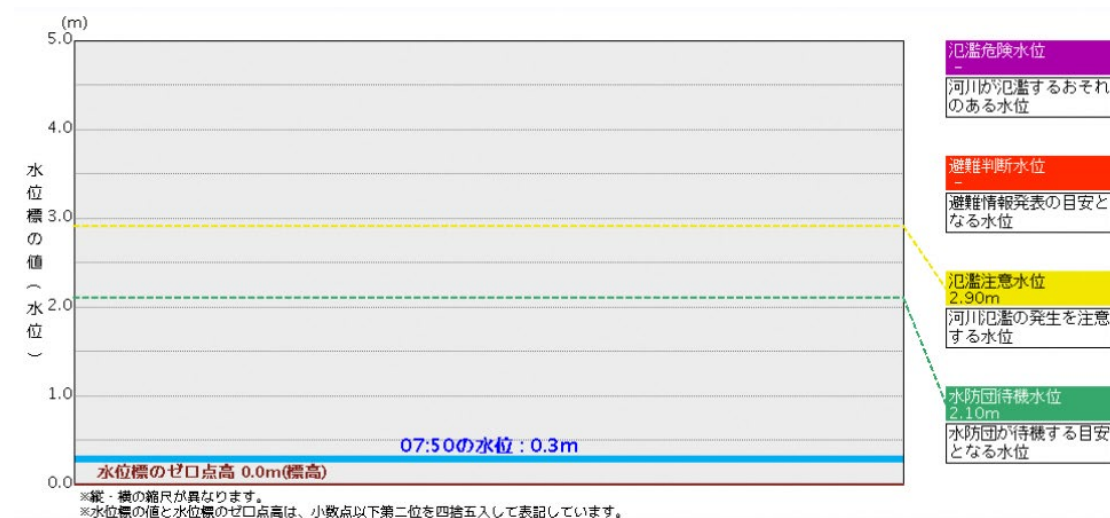
2 紀の川の竹房(たけぶさ)水位観測所(紀の川市桃山町段新田)



3 貴志川の貴志(きし)水位観測所(紀の川市貴志川町北)



4 柘榴川の神田(こうだ)水位観測所(紀の川市桃山町神田)

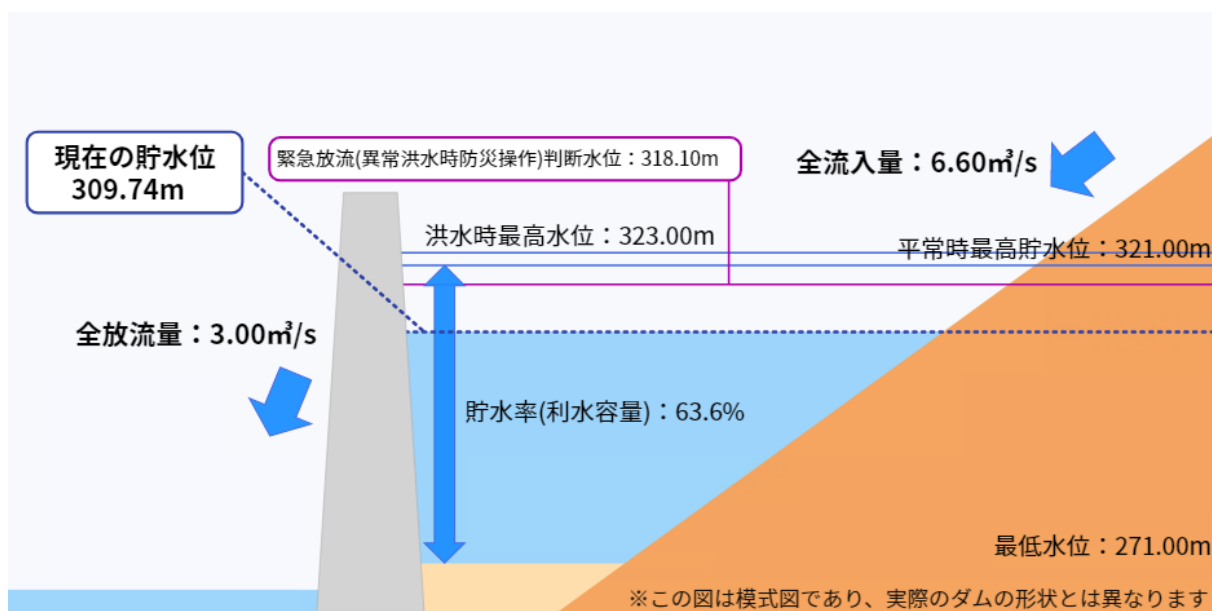


第4 大滝ダムの放流通知発表の基準

紀の川上流の洪水調節機能を有するダムは、近畿地方最大級である大滝ダム(奈良県川上村)のみで、洪水貯留準備操作(事前放流)水位や、異常洪水時防災操作(緊急放流)開始水位が定められている。

河川法第48条により、「ダム放流通知」(操作開始前情報、操作開始時通知、操作終了時の情報、警戒レベル相当情報)が関係知事、関係市町村長、関係警察署長に対してなされる。

国土交通省「川の防災情報」ホームページによる大滝ダムの貯水位情報



第5 土砂災害警戒情報等の基準

土壌雨量指数基準による大雨警報・大雨注意報や、土砂災害警戒情報は、地形や地盤などによって細かく定められているが、和歌山県ホームページ「和歌山県河川／雨量防災情報」の土砂災害メッシュ地図により、随時把握することができるため、避難情報の発令に際し、参照する。

和歌山県ホームページ「和歌山県河川／雨量防災情報」の土砂災害メッシュ地図



第6 避難情報の区分

災害時に地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための指示を行う。

また、災害時要援護者等、避難行動に時間のかかる者に対しては、避難指示の前段階として、高齢者等避難を発令する。

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の区分

区分	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	○避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	●避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始）
避難指示	●通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ●過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況	危険な場所から全員避難 ●この段階までに避難を完了しておく。 ●台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。
緊急安全確保	●何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況	直ちに安全確保 ●命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する。

※避難のための立ち退きを指示し、又は屋内での待避等の緊急安全確保とする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長、若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該指示及び緊急安全確保に関する事項について、助言を求めることができる。

第7 避難指示等の判断基準

避難指示等の発令の判断基準は、次のとおりとする。

1 土砂災害

避難情報	判断状況
高齢者等避難	〔日中の発令〕 ①大雨警報が発表され、災害発生のおそれがあると予想されるとき。 ②土砂災害警戒避難判定図において一定時間後にスネークラインが土砂災害警戒避難基準を超える見込みであるとき。 ③土砂災害の前兆現象(軽微なもの)が認められたとき。(職員の巡視や住民からの通報) ④その他人命保護上、高齢者等避難を要すると認められるとき。 〔夜間になることを考慮した発令〕 ①日中の発令基準に準ずる。 ②長期的な予測情報(SYNFOS-3D降水予測、府県情報、気象台ホットライン)により現在までの降水量及び12時間先までの降水予測から400mmに達すると見込まれるとき。 ※参考地:降水量(平坦地月あたり最大値400mm)
避難指示	〔日中の発令〕 ①土砂災害警戒情報が発表され、災害発生のおそれがあると予想されるとき。 ②土砂災害警戒避難判定図においてスネークラインが土砂災害警戒避難基準を超え、2～3時間後においても基準を超えている状態が続くと予想されるとき。 ③土砂災害の前兆現象が認められたとき。(職員の巡視や住民からの通報) ④その他人命保護上、避難指示を要すると認められるとき。 〔夜間になることを考慮した発令〕 ①日中の発令基準に準ずる。 ②長期的な予測情報(SYNFOS-3D降水予測、府県情報、気象台ホットライン)により災害発生のおそれがあると予想されるとき。 ③台風や前線などの影響で今後の降雨が同じような場所で継続することが見込まれるような状況において、現在までの雨量及び12時間先までの降水予測(SYNFOS-3D)が400mmを超過すると見込まれるとき。
緊急安全確保	(1)土砂災害警戒情報が発表され、災害発生のおそれが高いと予想されるとき。 (2)国若しくは県から大雨特別警報か土砂災害緊急情報が発表されたとき。 (3)土砂災害が発生したとき。 (4)近隣で土砂移動現象、前兆現象(山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等)を発見したとき。 (5)その他人命保護上、緊急安全確保を要すると認められるとき。
避難指示等の解除	解除については、土砂災害警戒情報の解除、今後の気象状況、土砂災害の発生等を総合的に判断して行う。ただし、土砂災害が発生した箇所、前兆現象が確認された箇所及びこれらに隣接する箇所については、現地調査を行い安全が確認されたときとする。

備 考 大雨警報、注意 報の発表基準	市町村単位の発表となる。		
	本市の土砂災害に関する大雨警報（土砂災害）、大雨注意報の発表基準		
		大雨警報（土砂災害）	大雨注意報
	土壌雨量指数基準	151	105

2 洪水

(1) 紀の川（洪水予報河川）

判断基準地点	避難情報	判断状況
三谷水位観測所 【参考】 麻生津水位観測所 竹房水位観測所 ※堤防の損傷、 上流域の雨量 予測、大滝ダ ムの放流量も 考慮する。	高齢者等避難	〔日中の発令〕 ①紀の川氾濫注意情報が発表され、河川水位が避難判断水位（三谷）4.6mに達するおそれがあり、さらに水位の上昇が予想されるとき。 ②過去の災害発生例、地形等から災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難指示等の発令が予想されるとき。 〔夜間になることを考慮した発令〕 ①日中の発令基準に準ずる。 ②現在の水位情報を確認し、長期的な雨量予測情報（SYNFOS-3D降水予測、府県情報、気象台ホットライン）を基に避難判断水位に達すると見込まれるとき。 ③現在までの雨量及び12時間先までの降水予測（SYNFOS-3D）が170mmを超える可能性があるとき。
	避難指示	〔日中の発令〕 ①紀の川氾濫警戒情報が発表され、河川水位が氾濫危険水位（三谷）4.8mに達し、洪水警報がさらに継続すると予想されるとき。 ②河川管理施設の異常（破堤につながるような漏水、越水、亀裂等）を確認したとき。 〔夜間になることを考慮した発令〕 ①日中の発令基準に準ずる。 ②水位予測情報により1～3時間後には氾濫危険水位に近づく予想となっているとき。 ③現在の水位情報を確認し、長期的な雨量予測情報（SYNFOS-3D降水予測、府県情報、気象台ホットライン）を基に避難判断水位に達すると見込まれるとき。 ④台風や前線などの影響で今後の降雨が同じような場所で継続することが見込まれるような状況において、現在までの雨量及び12時間先までの降水予測（SYNFOS-3D）が200mmを超える可能性があるとき。
	避難指示等の解除	洪水予報が解除され、河川の水位が氾濫注意水位以下に下がり、気象状況などから水位が再度上昇するおそれなくなった場合に河川等の現地調査を行い、安全を確認したうえで総合的に判断する。
備 考 ア 上流域の雨量予測、大滝ダムの放流量も考慮する。 イ 国土交通省が発表する洪水予報の基準点は、五條、三谷、船戸の各水位観測所であるため、本市の判断基準地点を上流にある三谷観測所とした。また、麻生津及び竹房水位観測所の水位についても参考とする。		

ウ 各水位観測所の基準値は次のとおりである。

○ 三谷水位観測所（伊都郡かつらぎ町三谷）

氾濫危険水位：4.80m 避難判断水位：4.60m 氾濫注意水位：3.50m 水防団待機水位：2.00m

○ 麻生津水位観測所（紀の川市北涌）

氾濫注意水位：4.00m

○ 竹房水位観測所（紀の川市桃山町段新田）

氾濫注意水位：2.50m

(2) 貴志川（水位周知河川）

判断基準地点	避難情報	判断状況
貴志水位観測所 【参考】 野上新橋水位観測所 小川橋水位観測所 永宝橋水位観測所 ※紀の川の水位も考慮する。	高齢者等避難	[日中の発令] ①貴志川氾濫注意情報が発表され、河川水位が氾濫注意水位（貴志）4.5mに達するおそれがあり、さらに水位の上昇が予想されるとき。 ②過去の災害発生例、地形等から災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難指示等の発令が予想されるとき。 [夜間になることを考慮した発令] ①日中の発令基準に準ずる。 ②現在の水位情報を確認し、長期的な雨量予測情報（SYNFOS-3D降水予測、府県情報、気象台ホットライン）を基に避難判断水位に達すると見込まれるとき。 ③台風や前線などの影響で今後の降雨が同じような場所で継続することが見込まれるような状況において、現在までの雨量及び12時間先までの降水予測（SYNFOS-3D）が170mmを超える可能性があるとき。
	避難指示	[日中の発令] ①貴志川氾濫警戒情報が発表され、河川水位が避難判断水位（貴志）5.5mに達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 ②河川管理施設の異常（破堤につながるような漏水、越水、亀裂等）を確認したとき。 [夜間になることを考慮した発令] ①日中の発令基準に準ずる。 ②現在の水位情報を確認し、長期的な雨量予測情報（SYNFOS-3D降水予測、府県情報、気象台ホットライン）を基に避難判断水位に達すると見込まれるとき。 ③台風や前線などの影響で今後の降雨が同じような場所で継続することが見込まれるような状況において、現在までの雨量及び12時間先までの降水予測（SYNFOS-3D）が200mmを超える可能性があるとき。
	避難情報の解除	河川の水位が氾濫注意水位以下に下がり、気象状況などから水位が再度上昇するおそれなくなった場合に河川等の現地調査を行い、安全を確認したうえで総合的に判断する。
備 考 ア 紀の川の水位も考慮すること。 イ 国土交通省が発表する水位情報の基準観測所は貴志水位観測所である。また、上流にある野上観測所の水位についても参考とする。 ウ 各水位観測所の基準値は次のとおりである。 ○ 貴志水位観測所（紀の川市貴志川町北） 避難判断水位：5.50m 氾濫注意水位：4.50m 水防団待機水位：2.50m ○ 野上新橋水位観測所（海南市野上中） 氾濫危険水位：4.80m 避難判断水位：4.00m 氾濫注意水位：4.00m 水防団待機水位：2.00m ○ 小川橋水位観測所（紀美野町福井） 氾濫危険水位：5.50m 避難判断水位：4.70m 氾濫注意水位：4.00m 水防団待機水位：3.50m		

○ 永宝橋水位観測所（紀美野町毛原宮）

氾濫危険水位：3.70m 避難判断水位：3.10m 氾濫注意水位：3.00m 水防団待機水位：2.00m

(3) 内水氾濫等

〔排水機場関係〕

判断基準地点	避難情報	判断状況
【那賀地域】 1) 西脇排水機場 2) 藤崎排水機場 3) 後田排水機場 【桃山地域】 1) 宮ノ前排水機場 2) 後島排水機場 3) 高島排水機場 4) 妙見排水機場 5) 宮前第一樋門 6) 北島樋門 【貴志川地区】 1) 前田排水樋門	高齢者等避難	〔日中の発令〕 ①河川の水位が上昇し堤内地側への逆流を防ぐため樋門を全閉し、かつ、当市において大雨警報（浸水害）が発表されたとき。 ②過去の災害発生例、地形等から災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難指示等の発令が予想される時。 〔夜間になることを考慮した発令〕 ①日中の発令基準に順ずる ②長期的な予測情報（SYNFOS-3D降水予測、府県情報、気象台ホットライン）により避難指示基準に該当するとき。 ③現在までの雨量及び12時間先までの降水予測（SYNFOS-3D）が170mmを超える可能性のあるとき
	避難指示	〔日中の発令〕 ①近隣の地区で床下浸水や道路冠水が発生し、かつ、当市において大雨警報（浸水害）が継続すると見込まれ、内水氾濫のおそれが予想される時。 ②近隣の地区で床下浸水や道路冠水が発生し、被害が拡大しているとき。 ③記録的短時間大雨情報（110mm/h）が発表され、その後も降雨が予想される時。 ④警報雨量基準（3時間雨量）に30mmを加算した値に達したとき。 〔夜間になることを考慮した発令〕 ①日中の基準に順ずる ②記録的短時間大雨情報（110mm/h）が発表され、その後も降雨が予想される時。 ③長期的な予測情報（SYNFOS-3D降水予測、府県情報、気象台ホットライン）により避難指示基準に該当するとき。 ④3時間後の降水予測が警報雨量基準（3時間雨量）に30mmを加算した値に達するとき。 ⑤台風や前線などの影響で今後の降雨が同じような場所で継続することが見込まれるような状況において、現在までの雨量及び12時間先までの降水予測（SYNFOS-3D）が200mmを超える可能性のあるとき。
	避難情報の解除	住宅地等の浸水が解消して安全を確認したうえで総合的に判断する。
備考 【那賀地域】 1) 西脇排水機場（西脇） ポンプ：水中ポンプ（0.5m ³ /秒）2基 / 排水能力：1.0m ³ /秒 2) 藤崎排水機場（藤崎） ポンプ：水中ポンプ（0.5m ³ /秒）2基 / 排水能力：1.0m ³ /秒 3) 後田排水機場（後田） ポンプ：水中ポンプ（0.1m ³ /秒）2基 / 排水能力：0.2m ³ /秒		

【桃山地域】

1) 宮ノ前排水機場（桃山町調月）

ポンプ：スクリーポンプ（ $2\text{ m}^3/\text{秒}$ ）2基 / 排水能力： $4.0\text{ m}^3/\text{秒}$

2) 後島排水機場（桃山町調月）

ポンプ：スクリーポンプ（ $2\text{ m}^3/\text{秒}$ ）1基 / 排水能力： $2.0\text{ m}^3/\text{秒}$

水中ポンプ（ $0.5\text{ m}^3/\text{秒}$ ）2基 / 排水能力： $1.0\text{ m}^3/\text{秒}$

3) 高島排水機場（桃山町調月）

ポンプ：スクリーポンプ（ $1\text{ m}^3/\text{秒}$ ）1基 / 排水能力： $1.0\text{ m}^3/\text{秒}$

4) 妙見排水機場（桃山町元）ポンプ：スクリーポンプ（ $3\text{ m}^3/\text{秒}$ ）1基 / 排水能力： $3.0\text{ m}^3/\text{秒}$

5) 宮前第一樋門 ポンプ：水中ポンプ（ $4\text{ m}^3/\text{分}$ ）2基 / 排水能力： $8\text{ m}^3/\text{分}$

6) 北島樋門 ポンプ：水中ポンプ（ $4\text{ m}^3/\text{分}$ ）3基 / 排水能力： $12\text{ m}^3/\text{分}$

【貴志川地区】

1) 前田排水樋門 ポンプ：水中ポンプ（ $4\text{ m}^3/\text{分}$ ）5基 / 排水能力： $20\text{ m}^3/\text{分}$

※5)～7)は6月～10月の限定設置

〔排水樋門関係〕

判断基準地点	避難情報	判 断 状 況
各排水樋門	高齢者等避難	〔日中の発令〕 ①河川の水位が上昇し堤内地側への逆流を防ぐため樋門を全閉し、かつ、当市において大雨警報（浸水害）が発表されたとき。 ②過去の災害発生例、地形等から災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難指示等の発令が予想される時。 〔夜間になることを考慮した発令〕 ①日中の発令基準に順ずる ②長期的な予測情報（SYNFOS-3D降水予測、府県情報、気象台おトライイ）により避難指示基準に該当するとき。 ③現在までの雨量及び12時間先までの降水予測（SYNFOS-3D）が170mmを超える可能性のあるとき
	避難指示	〔日中の発令〕 ①近隣の地区で床下浸水や道路冠水が発生し、かつ、当市において大雨警報（浸水害）が継続すると見込まれ、内水氾濫のおそれが予想される時。 ②近隣の地区で床下浸水や道路冠水が発生し、被害が拡大しているとき。 ③記録的短時間大雨情報（110mm/h）が発表され、その後も降雨が予想される時。 ④警報雨量基準（3時間雨量）に30mmを加算した値に達したとき。 〔夜間になることを考慮した発令〕 ①日中の基準に順ずる ②記録的短時間大雨情報（110mm/h）が発表され、その後も降雨が予想される時。 ③長期的な予測情報（SYNFOS-3D降水予測、府県情報、気象台おトライイ）により避難指示基準に該当するとき。 ④3時間後の降水予測が警報雨量基準（3時間雨量）に30mmを加算した値に達するとき。 ⑤台風や前線などの影響で今後の降雨が同じような場所で継続することが見込まれるような状況において、現在までの雨量及び12時間先までの降水予測（SYNFOS-3D）が200mmを超える可能性のあるとき。
	避難指示等の解除	住宅地等の浸水が解消して安全を確認したうえで総合的に判断する。
備 考		
ア 排水ポンプ車（市所有）		ポ ン プ：超軽量型水中モーターポンプ（φ200mm）4台 排水能力：ポンプ1台あたり 5.0m ³ /分
イ 排水ポンプパッケージ車（市所有）		ポ ン プ：超軽量型水中モーターポンプ（φ200mm）2台 排水能力：ポンプ1台あたり 5.0m ³ /分

(4) ため池の決壊等

判断基準地点	避難情報	判 断 状 況
ため池	高齢者等避難	〔日中の発令〕 ①水位の上昇が認められ、満水位に達すると予想され、今後、当市において大雨警報（浸水害）が発表されたとき。 ②過去の災害発生例から災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難指示等の発令が予想されるとき。 〔夜間になることを考慮した発令〕 ①日中の発令基準に順ずる ②長期的な予測情報（SYNFO5-3D降水予測、府県情報、気象台ホットライン）により避難指示基準に該当するとき。
	避難指示	〔日中の発令〕 ①水位の上昇が認められ、満水位に達し、今後、当市において大雨警報（浸水害）がさらに継続すると予想されるとき。 ②破堤（決壊）につながるような漏水・越水・亀裂等を確認したとき。 〔夜間になることを考慮した発令〕 ①日中の基準に順ずる ②長期的な予測情報（SYNFO5-3D降水予測、府県情報、気象台ホットライン）により避難指示基準に該当するとき
	避難情報の解除	気象状況などから水位が再度上昇するおそれなくなった場合に、ため池等の現地調査を行い安全を確認したうえで総合的に判断する。
備 考 (3) 内水氾濫等、〔排水樋門関係〕に同じ。		

気象警報・注意報、河川水位情報、土砂災害警戒情報については、必要な地区を絞り、伝達すべき内容のみ、防災行政無線等で伝達する。なお、特別警報の情報を受けた場合、気象業務法第15条の2に基づき、直ちに市民等や官公署に周知の措置をとる。

ウ 関係者に通報。

避難指示等の伝達文に含めるべき、避難行動の内容

- 1 発令者
- 2 発令時間
- 3 対象地域及び対象者
- 4 高齢者等避難、避難指示の別
- 5 避難すべき理由
- 6 避難の時期
- 7 避難場所
- 8 その他注意事項

第9 異常現象を発見した者の措置

災害が発生するおそれのある異常現象を発見した者は、その現象が水防又は火災に関する場合は那賀消防組合に、竜巻、強い降雹、豪雨等、著しく異常な気象現象は和歌山地方気象台に、また、その他の現象については市又は岩出警察署に通報する。

異常現象を承知した市長は、その現象により被害が予想される地域の住民及び関係機関に周知を図る。

【震災時】

地震情報、避難情報を迅速かつ確実に市民に伝達する。

第1 緊急地震速報（警報）及び地震情報の種類

気象庁により発表される緊急地震速報（警報）及び地震情報の種類は、次のとおりである。

緊急地震速報（警報）及び地震情報の種類

地震情報の種類	発表基準	内容
緊急地震速報 （警報）注1	最大震度が5弱以上、または、最大長周期地震動階級が3以上と予想された場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名、震度4以上、または、長周期地震動階級3以上が予想される地域名（本市は「和歌山県北部」）
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（本市は和歌山県北部）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源（注2））やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度情報	- 震度1以上 - 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 - 緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。

推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ・国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表*。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 *国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

注1：震度6弱以上または長周期地震動階級4が予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

注2：震源：震央の緯度及び経度並びに地表からの深さによって示される。

第2 「南海トラフ地震に関連する情報」の発表条件

気象庁により発表される「南海トラフ地震に関連する情報」の発表条件は、次のとおりである。「南海トラフ地震臨時情報」は、(調査中)、(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)といったキーワードが付記されて発表される。

「南海トラフ地震に関連する情報」の発表条件

情報名	情報発信条件
南海トラフ地震臨時情報	1 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 2 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	1 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 2 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（キーワード）」の形で情報発表する。

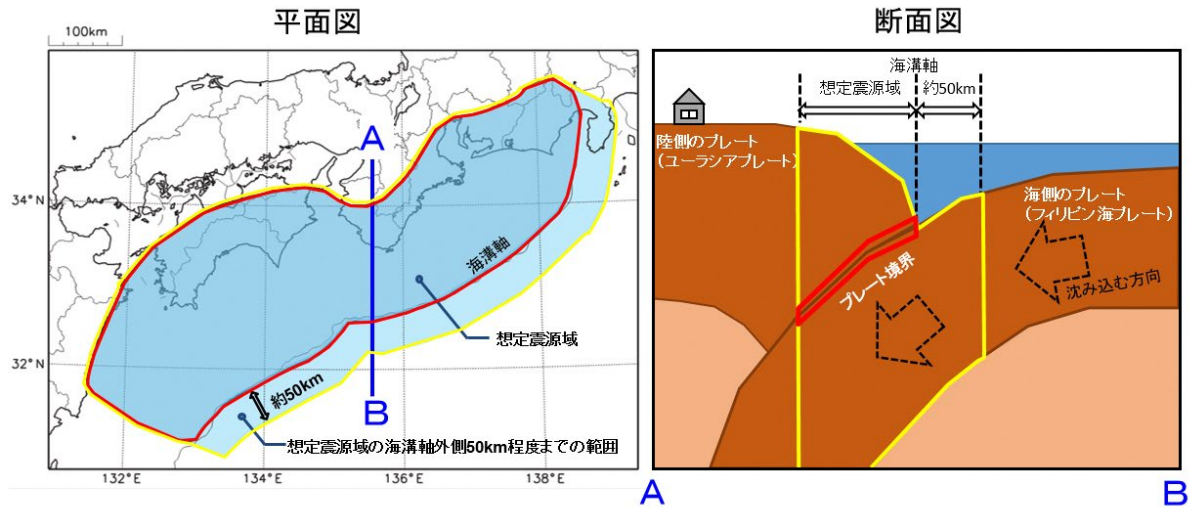
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内^(注1)でマグニチュード6.8以上^(注2)の地震^(注3)が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震^(注3)が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

（注1） 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

（注2） モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

（注3） 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

南海トラフ地震の監視領域と想定震源域



※監視領域は、想定震源域内と、想定震源域の海溝軸外側約50km

資料：気象庁ホームページ

第3 市内の震度計の状況

市内には、粉河に気象庁震度計があるほか、各地に震度計があり、次の名称で震度情報が発表される。

震度情報で用いる紀の川市内の地域名称等

(令和5年1月現在)

地域名称	市町村名	震度発表名称	備 考
和歌山県 北部	紀の川市	紀の川市西大井	市役所敷地内の県の震度計
		紀の川市粉河	気象庁震度計
		紀の川市那賀総合センター	防災科学技術研究所の震度計
		紀の川市桃山町元	桃山支所敷地内の県の震度計
		紀の川市貴志川町神戸	貴志川支所敷地内の県の震度計

第4 避難情報等の区分

災害時に地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための指示を行う。

また、要配慮者等、避難行動に時間のかかる者に対しては、避難指示の前段階として、高齢者等避難を発令する。

地震災害時には、揺れや液状化現象に伴う土砂災害や堤防の決壊、大規模火災、危険物の爆発などによる二次災害を防止するため、必要に応じて、避難指示の発令を行う。

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の区分

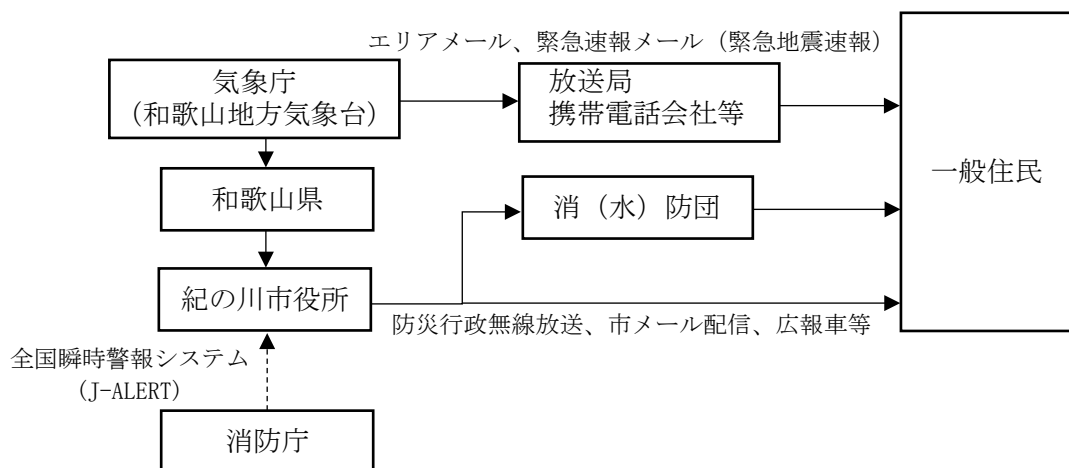
区分	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	○避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	●避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始） ●上記以外の者は、避難準備開始
避難指示	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○災害が発生した状況	●避難指示の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 ●未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動
緊急安全確保	○何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況	直ちに安全確保 ●命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する。

※避難のための立ち退きを勧告し、若しくは指示し、又は屋内での待避等の緊急安全確保を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長、若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該避難指示等に関する事項について、助言を求めることができる。

第5 緊急地震速報及び地震情報、避難情報等の伝達

避難情報等を発令した際には、市メール配信や緊急速報メール、エリアメール、防災行政無線放送、デジタル簡易無線により、速やかに市民、防災関係者に伝達する。また、広報車による巡回広報を行う。

緊急地震速報（警報）及び地震情報、避難情報等の伝達経路



第6 異常現象を発見した者の措置

災害が発生するおそれのある異常現象を発見した者は、その現象が水防又は火災に関する場合は那賀消防組合に、また、その他の現象については市又は岩出警察署に通報する。

異常現象を承知した市長は、その現象により被害が予想される地域の住民及び関係機関に周知を図る。

第3節 被害情報等の収集・伝達

【風水害・震災時】

被害情報等を迅速に収集・整理し、本部内、県・国・関係機関と共有する。

第1 職員の登庁時における情報収集

各職員は、配備指令により非常参集する際、登庁途上において周囲の状況を把握し、その被害状況をLoGoフォームに入力するとともに、所属長に報告する。

各所属長は、動員状況を人材マネジメント課に報告する。収集した情報は、被害状況報告書等を活用し現場写真や地図等を添付して関係部署に報告する。

第2 支所別の被害状況の把握

総務部現地調査員（収納対策課、税務課、契約管財課）、企画部現地調査員（公共施設マネジメント課）は、消防団方面隊等と連携して、各地区での被害状況の把握に努める。

総務課長、各支所長及び出張所長が、情報収集責任者として、総務部現地調査員（収納対策課、税務課、契約管財課）、企画部現地調査員（公共施設マネジメント課）から被害状況の情報を受ける。

被害が甚大な地区、通信途絶等により連絡がとれない地区等については、職員を派遣し、被害調査を行い、簡易無線機等を利用して情報を伝える。

第3 各施設の被害状況の把握

各施設の職員は、担当施設の被害状況を速やかに調査し、当該施設の所管課長に報告し、LoGoフォームへ入力する。

各施設の職員は、当該施設の周辺の状況を、打田地域の施設にあっては総務課長に、粉河・那賀・桃山・貴志川地域にあっては各支所長に、韮渕地区にあっては出張所長に報告する。

第4 建築物等の被害調査チームの編成と調査の実施

大規模災害時には、建築物や宅地の二次災害の危険性を把握し住民の安全を確保する「応急危険度判定調査」と、住家の被害の程度を調査し、罹災証明の交付につなげる「住家被害認定調査」を組織的に行う必要がある。

応急危険度判定調査は都市計画課、住家被害認定調査は税務課が中心に、被害調査チームを編成し、実施計画を立てて、調査を進める。

第5 県・国への報告

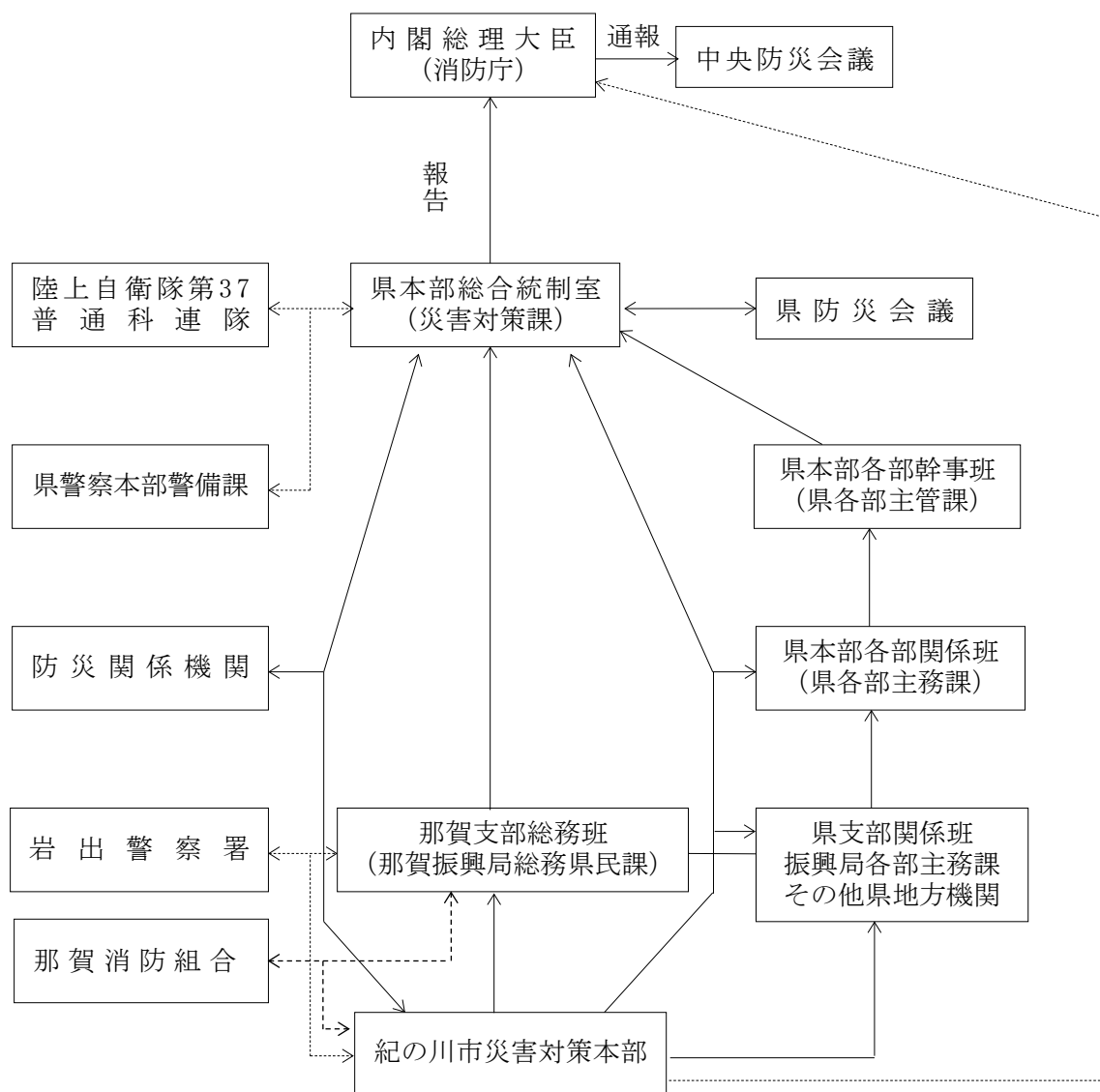
1 災害即報

災害対策本部事務局は、分かる範囲での第一報として、県に対し、県総合防災情報システム等により、「被害状況即報及び災害概況即報」（様式1-1・1-2）を用いて、災害即報を報告する。

災害即報の報告にあたり、那賀消防組合、岩出警察署をはじめ、関係機関から得られた情報との整合に留意する。

通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告する。（災害対策基本法第53条第1項）

災害即報系統図



（注）① 本部が設置されない場合も上図に準ずる。

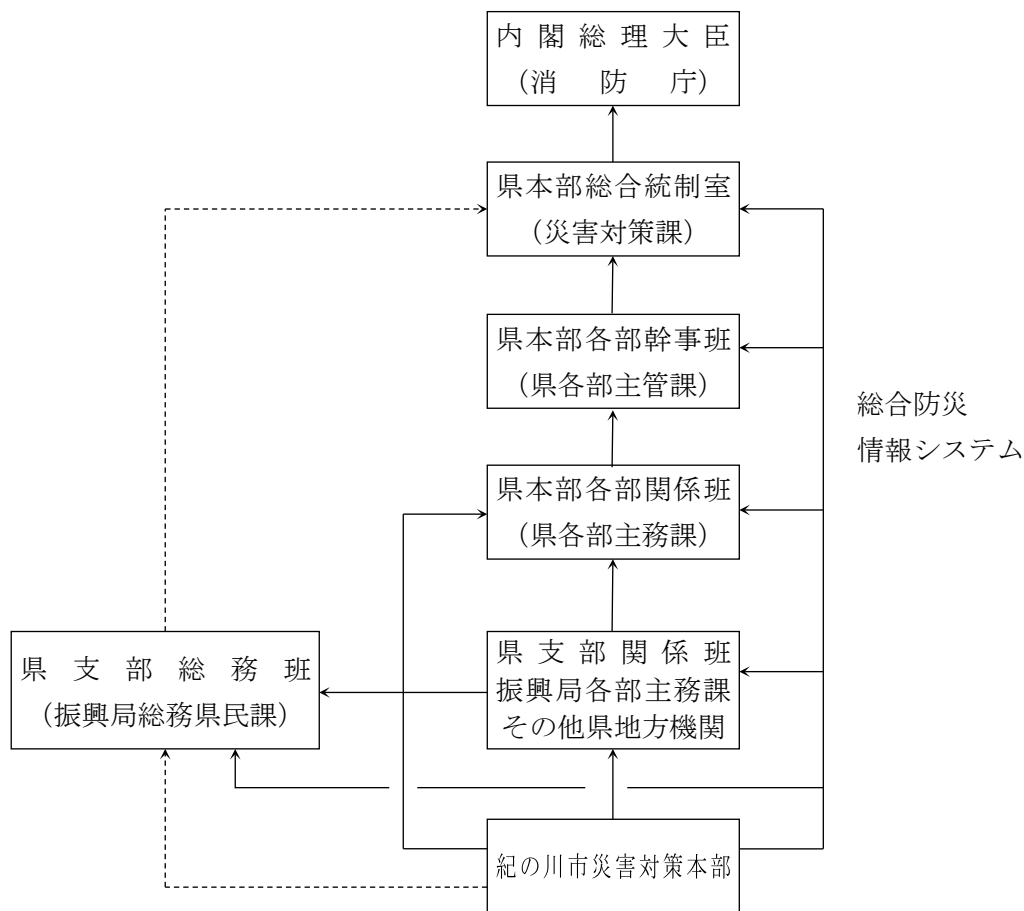
② 点線は、連絡調整をする関係機関である。

2 被害状況報告

災害対策本部事務局は、県に対し、県総合防災情報システム等により、「被害状況報告及び附表・明細表」（様式1－3）を用いて、被害状況報告を、概況、中間、確定報告と段階的に行う。

被害確定報告は、災害応急対策を終了した後20日以内に行い、災害対策基本法第53条に基づく内閣総理大臣あて文書、消防組織法第40条に基づく消防庁長官あて文書を各1部消防庁あてに送付する。

被害状況報告系統図



（注）① 本部が設置されない場合も上図に準ずる。

② 点線は、連絡調整をする関係機関である。

3 被害区分別報告系統

災害対策本部各部は、被害の区分別に、所管する分野における被害状況を県の所管部門に報告する。

消防庁連絡先

区 分		平日（9：30～17：45） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
回線別	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	防災電話	7-048-500-9049013	7-048-500-9049101 7-048-500-9049102
	防災FAX	7-048-500-49033	7-048-500-49036

県連絡先

回線種別	専用回線（有線）	衛星回線
県庁災害対策課		
内線電話機 → 内線電話機	073-441-2262	
防災電話機 → 内線電話機	300-8-2261	7-030-300-8-2261
防災電話機 → 防災電話機	300-403	7-030-300-403
F A X	300-496（～499）	7-030-300-496（～499）
那賀振興局総務県民課		
防災電話機 → 防災電話機	320-400	7-030-320-400
F A X	320-499	7-030-320-499
総務県民課防災・総務グループ		
内線電話機 → 内線電話機	0736-61-0005	
防災電話機 → 内線電話機	320-8-204	7-030-320-8-204

※内線電話機…通常時使用の電話機 / 防災電話機…県総合防災情報システム付属の電話機

県の被害区分ごとの報告先

被害区分	県への報告先	県本庁主務課	市の担当課
人的被害及び住宅等一般	振興局健康福祉部	福祉保健総務課 建築住宅課	福祉部各課 都市計画課
土木関係（道路、河川等）	振興局建設部	県土整備部各課	道路河川課
農業関係（農作物、施設等）	振興局農業水産振興課	農林水産部各課	農業振興課
耕地関係（ため池、水路等）	振興局農地課	農業農村整備課	農地整備課
林業関係	振興局林務課	林業振興課 森林整備課	林務課
水産関係	振興局農業水産振興課	水産振興課	農業振興課
公共施設関係	健康福祉部・地域振興部各課	各部関係各課	道路河川課 下水道課 水道工務課
商工業関係	振興局企画産業課	商工観光労働部 関係各課	商工労働課
観光関係	振興局企画産業課	観光振興課	観光振興課
自然公園関係	振興局衛生環境課	自然環境室	林務課
衛生関係	振興局健康福祉部	環境生活部 福祉保健部 関係各課	環境衛生課
その他	振興局総務県民課	関係各課（室） 災害対策課	危機管理消防課 総務課 関係各課
災害に対してとられた措置の概要	同 上	同 上	同 上

第4節 災害通信

【風水害・震災時】

通信手段の被災状況を確認し、不通の場合は、代替手段の確保と応急復旧を進める。

第1 通信手段の被災状況の確認・応急復旧

災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた場合には、システムの復旧に努めるとともに、代替通信経路を確保する。

各種通信手段の状況・特徴

主な用途	名称	内容
対住民の 通信手段	防災行政無線	防災情報を屋外拡声子局や戸別受信装置により住民に周知するための無線通信システム。電話が使用できない場面でも活用できるが、双方向の情報通信機能は限定的である。
	紀の川市メール 配信サービス	登録制で、各種イベントや不審者等の地域情報、防災等の情報を電子メールで配信するサービスで、J-ALERT(全国瞬時警報システム)と連携している。
	緊急速報メール エリアメール	緊急速報メール（エリアメール）は、携帯電話事業者（NTTドコモ、au、ソフトバンク等）が無料で提供するサービスで、国や地方公共団体による災害・避難情報等を、回線混雑の影響なく、特定のエリア内の対応端末（スマートフォン・携帯電話）に一斉に配信するもの。
	和歌山県防災 ナビ	和歌山県が配信している無料アプリで、避難先検索や防災情報のプッシュ通知、家族等が避難した場所の確認などの機能がある。
	災害用伝言ダ イヤル・伝言板 サービス	各電話会社が、電話がかかりにくい状況に録音音声や入力文字を登録し、相手に安否状況を伝えることができるサービス。

防災関係 機関間の 通信	県総合防災情報システム	県と県内全市町村、気象台、その他防災関係機関を有線回線と衛星回線（地域衛星通信ネットワーク）の2ルートの回線で結ぶ情報通信システム。
	防災相互通信用無線	庁舎に設置した県総合防災情報システム端末が被災して使用できなくなった場合に、県庁や国その他防災関係機関との通信を確保する無線システム。
	災害時優先電話	防災関係機関とNTTが協議して、一般電話回線の中から指定する回線で、一般公衆回線に比べて優先して使用できる。
	衛星携帯電話	静止衛星を利用して通信する携帯電話で、通常の携帯電話より通信の途絶が起こりにくい。
	消防用回線（消防無線）	各消防機関が使用している無線回線で、県内共通波により県内の近隣各消防機関、全国共通波で他府県の近隣消防機関相互との通信ができる。
	非常通信	災害時において、他に手段がない場合などに、近畿地方非常通信協議会の構成機関等の設備を利用して行う通信。

第2 通信途絶時等における連絡方法

市は、各通信系をもって通信を行うことができないとき、又は通信を行うことが著しく困難であるときは、車両及び徒歩等により連絡員を派遣し、口頭により連絡するなど、臨機の措置を講ずる。

第3 情報連絡員（リエゾン）による情報伝達等

国土交通省近畿地方整備局は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、各種情報の共有を図るため、情報連絡員（国リエゾン）を派遣する。

県は、市との通信が途絶、又は困難になった場合や県災害対策本部を設置した場合等において、携行する衛星携帯電話等を活用し、県と市の情報伝達支援を行い情報共有を図るため、あらかじめ指定している情報連絡員（県リエゾン）を派遣する。

市は、情報連絡員が国又は県と速やかに、かつ、円滑に情報伝達できるよう執務場所の確保や市の保有する通信手段を使用させるほか、必要に応じ、本部員会議にオブザーバーとして出席させるなど、情報連絡員の情報収集活動を支援する。

第5節 災害広報

【風水害・震災時】

避難者が必要とする情報を多様な方法で広報する。

第1 発災前・発災直後の情報伝達

発災前や発災直後に、防災メールや、防災行政無線、広報車、ホームページ、テレビ・ラジオ等を活用し、災害情報を要配慮者を含む市民に迅速・的確に伝達する。

発災前・発災直後に広報すべき主な事項

- 1 気象予報・警報に関する情報
- 2 初期消火活動、人命救助の呼びかけ
- 3 災害情報、被害情報
- 4 住民に対する避難指示等の状況
- 5 医療救護所及び避難所の開設状況

第2 時機に即した災害広報の実施

災害発生から応急対策の進行に合わせ、時機に即した災害広報の実施に努める。

時機に即して広報すべき主な事項

- 1 災害対策本部の設置及び応急対策実施状況
- 2 災害情報（二次災害含む）、被害情報
- 3 救援物資の配給状況
- 4 ライフラインの被害及び復旧見通し状況
- 5 緊急輸送道路確保への協力要請
- 6 ボランティア受入れ情報
- 7 避難者の安否に関する情報
- 8 主要道路状況
- 9 交通機関の運行状況及び交通規制の状況
- 10 市民の心得等民心の安定及び社会秩序保持のための必要事項
- 11 その他生活情報等必要と認める情報

活用可能な主な広報媒体

- 1 ラジオ、テレビ、新聞等報道機関による広報
- 2 防災行政無線による広報
- 3 広報車による巡回広報
- 4 広報紙、チラシ、ポスター等の作成、配布
- 5 市ホームページによる広報
- 6 市メール配信による広報
- 7 緊急速報メール、エリアメール配信
- 8 SNSを活用した広報

第3 情報の記録・収集・整理

災害対策本部における記録担当を定め、状況に応じ現地に派遣して災害現場の写真・動画での撮影、取材・ヒアリング内容の記録を進める。

また、他の職員や防災関係機関による記録の収集に努める。

第4 報道要請・報道対応

緊急警報等の放送要請は、原則として那賀振興局を経由して県知事あてに、放送要請の理由、放送事項、希望する放送日時等を明らかにして要請する。ただし、県と市との通信途絶等特別の事情がある場合は、市から直接放送局に対し要請する。

大規模災害時は、広報課に報道対応の一元化を図るとともに、紀の川市役所本庁舎等にプレスルームを開設し、定期的な記者発表を行う。

第5 インターネットの閲覧障害の回避

インターネットを利用して広報等を行う場合、簡易版ホームページの開設や、ミラーサーバ等を立ち上げるなど、アクセス集中による閲覧障害を回避するよう努める。

第6 情報照会への対応

被災者の安否など、保護すべき権利が含まれる情報について照会があったときは、公益上必要があると認めるときに、必要と認める限度において、被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することがないように配慮し、安否情報に基づき回答する。

安否情報の照会に必要な要件

- 1 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他照会者を特定するために必要な事項
- 2 被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- 3 照会をする理由
- 4 上記1に係る運転免許証等法律又はこれに基づく命令の規定により交付された本人確認書類の提示又は提出

提供する安否情報

- 1 被災者の同居の親族である場合
被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先
（親族であっても、DV・ストーカー加害者等の可能性があるため、被災者台帳に登録する際、被災者に「居所公開の可否」を確認しておく）
- 2 被災者の親族（上記1以外）又は職場の関係者その他の関係者である場合
被災者の負傷又は疾病の状況
- 3 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合
被災者について保有している安否情報の有無

第6節 避難支援

【風水害・震災時】

避難所等への適切な避難誘導を行う。
地域住民の協力を得ながら、避難所を開設・運営する。

第1 避難指示等の法令上の根拠

避難指示等の法令上の根拠は、次のとおりである。市長のほか、警察官、自衛官も権限を有する。

避難指示等の法令上の根拠

事項 区分	実施責任者	措置	実施の基準
避難準備・高齢者等避難開始	市長 (災害対策基本法第56条)	一般住民に対する避難準備、要配慮者等に対する避難行動の開始	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認められるとき
避難指示・緊急安全確保の指示	市長 (災害対策基本法第60条)	立ち退き及び立ち退き先の指示 「緊急安全確保」の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、急を要すると認められるとき
	知事 (災害対策基本法第60条)	立ち退き及び立ち退き先の指示 「緊急安全確保」の指示	災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき
	知事又はその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立ち退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	立ち退きの指示	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき
	警察官 (災害対策基本法第61条)	立ち退き及び立ち退き先の指示 「緊急安全確保」の指示	市長が避難のための立ち退き若しくは「緊急安全確保」を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき
	警察官 (警察官職務執行法第4条)	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要限度で避難の措置をとる
	自衛官 (自衛隊法第94条)	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる

第2 避難指示等の発表時の避難行動の内容の決定と広報

避難指示等の発表時は、どこへ避難すればよいかなど、地域住民に避難行動の内容が的確に伝わるよう、伝達文を作成し、広報する。

広報に際しては、避難行動要支援者に確実に伝達され、適切に避難行動が行われるよう努める。

避難指示等の伝達文に含めるべき、避難行動の内容

- 1 発令者
- 2 発令時間
- 3 対象地域及び対象者
- 4 高齢者等避難、避難指示の別
- 5 避難すべき理由
- 6 避難の時期
- 7 避難場所
- 8 その他注意事項

第3 警戒区域の設定

災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めた場合、必要に応じて、警戒区域を設定する。

警戒区域の設定にあたっては、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入制限・禁止等の措置をとる。

警戒区域を設定した場合、関係機関及び住民にその内容を周知し、避難等に支障のないよう努める。

警戒区域の設定権者

- 1 市長（災害対策基本法第63条）
- 2 警察官（災害対策基本法第63条、警察官職務執行法第4条、消防法第28条及び第36条）
- 3 消防長又は消防署長（消防法第23条の2の火災警戒区域の設定）
- 4 消防吏員又は消防団員（消防法第28条の消防警戒区域の設定）
- 5 災害派遣を命じられた部隊の自衛官（災害対策基本法第63条、上記1～3の者が現場にいない場合に限る。）
- 6 知事（災害対策基本法第73条、市が、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合）

第4 避難誘導の実施

1 避難誘導の実施

避難は、災害のため生命、身体の危険が予想され又は危険が迫った場合に行うものであり、市民が自主的に避難するほか、災害応急対策の第一次的責任者である市長又は避難指示を発した者が、消防団、自治会、自主防災組織等の協力を得ながら、避難誘導にあたる。

避難・避難誘導の方法

- 1 避難行動要支援者を含め、避難すべき安全な指定緊急避難場所、指定避難所を選定、周知する。
- 2 避難経路上に、危険箇所がある場合、迂回路の標示・周知、バリケード、誘導員の配置など、危険回避措置を行う。
- 3 避難者は、最小限の携行品を携行する。感染症予防や二次災害予防のために、マスクを着用する。
- 4 自治会、自主防災組織等の単位ごとに集団で避難を行う。
- 5 指定緊急避難場所、指定避難所の駐車スペース確保や、避難路上の交通渋滞回避のため、命の危険が切迫している場合や避難行動要支援者を除き、自家用車での避難は自粛する。
- 6 要配慮者利用施設の管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、職員が利用者を避難所に誘導する。他の施設の職員、近隣住民等も可能な限り協力する。
- 7 災害時要援護者名簿等を利用して、自宅に取り残された避難行動要支援者がいないかを確認し、迅速な発見・避難誘導を行う。

「最小限の携行品」の判断方法

- 1 多額の現金と手形などの有価証券類は再発行ができないため、自宅が滅失するおそれがある場合等は、持参する。
- 2 預金通帳、保険証（社会保険証、年金手帳、生命・損害保険等）、カード類、登記簿は、本人確認できれば再発行が可能。ただし、実印・登録印は原則必要。
- 3 自身や家族の替えの下着は多いほどよい。ビニールの小分け袋も必要。
- 4 盛夏以外はジャンパーなどの防寒具が必要。
- 5 雨具は降雨時は必須。降雨時以外は、雨具は必要に応じ携行する。
- 6 タオル、ティッシュ、生理用品、乳児用品、服薬中の薬は必要。
- 7 飲料水・食料は、避難所での支給を想定し、最小限に。
- 8 携帯電話・スマホ、タブレット、充電器は必要。
- 9 あらかじめ用意した非常持ち出し袋・グッズのうち、必要なもの。

2 名簿提供不同意の避難行動要支援者の避難支援

現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するため、公益上特に必要があると認めるときは、その同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。

自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊など、他地域からの避難支援者を含めて、避難支援等関係者が情報共有を行い、避難誘導すべき住民の安否確認に努める。

3 避難指示等に従わない者への警告・説得

避難指示等に従わず避難を必要とする場所にとどまる者に対し、職員、警察官、自衛官等は、警告等を発するほか、避難指示等に従うようできる限り説得に努める。

4 「緊急安全確保」の指示

災害の性質や災害時の状況によっては、指定緊急避難場所への移動を行うことでかえって危険が及ぶおそれがあると認められる場合は、「緊急安全確保」（垂直避難）を指示する。

第5 避難所の開設

市は、地区ごとの避難所開設担当を中心に、施設管理者、支所・出張所、消防団、自主防災組織等と連携しながら、避難所を開設する。避難所開設担当は、各部局室に割り振っているが、道路や河川、上下水道施設等のライフラインの復旧・維持は優先業務とし、担当地区の部局室間で人員等の調整を行う。（指定避難所は資料5－1参照）

避難所開設者は、開設状況を総務部へ報告し、取りまとめた情報を危機管理消防課より県に報告するとともに、広報課が住民に周知する。

避難者が多く避難所が不足する場合は、県を経由して内閣府と協議の上、宿泊施設の借上げ等により避難所を開設する。

避難所開設担当部局の一覧

	地区名	担当部局室
1	打 田 地 区	市長公室、企画部、会計課、農業委員会
2	粉 河 地 区	議会事務局、総務部、総合行政委員会事務局
3	那 賀 地 区	市民部、建設部、上下水道部
4	桃 山 地 区	福祉部
5	貴 志 川 地 区	農林商工部、教育部

※このほか、各部局室で優先度が高い業務がある場合は、同様に担当地区の部局室間で人員等の調整を行う。

避難所開設時の留意事項

- 1 避難所の被害状況と危険度の確認
施設の被害状況から施設の安全性を応急的に判断し、避難施設の安全性を確認する。
- 2 避難所周辺の危険度の確認
火災、ため池決壊や河川氾濫、土砂災害による二次災害の危険がないことを確認する。
- 3 施設の安全確認
施設の被災状況の点検を行い、危険箇所があれば立入禁止とする。
- 4 避難スペースの確保
居住スペース、通路、避難所の管理に必要なスペース、避難者の共用スペース、ペットの飼育場所、屋外での居住スペース等を確保する。
- 5 負傷者・災害時要援護者の救護
負傷者、病気の方、障害者など緊急の救護や支援を必要とする避難者には、要望内容を確認し対応する。場合によっては、必要に応じて福祉避難所（室）や障害特性に配慮した福祉避難所（資料5－2参照）への収容を手配する。

第6 避難所の運営

1 避難所の環境整備

市は、「避難所運営マニュアル」に沿って、各避難所に必要に応じて設備や備品を整備し、避難者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、新型コロナウイルスなど感染症予防対策、入浴及び洗濯の機会確保、情報入手の支援等、生活環境の改善対策を講ずる。

各避難所では、バリケードなどにより、機密書類・データの保管場所や、危険箇所等への立ち入り禁止措置をとる。

避難所に必要な主な設備・備品の例

1 畳、マット、カーペット	2 間仕切り用パーティション
3 暖房機器	4 洗濯機・乾燥機
5 （仮設）風呂・シャワー	6 （仮設）トイレ
7 テレビ・ラジオ	8 公衆無線LAN・公衆電話
9 水・食料、食器、調理器具	10 医薬品・生理用品、マスク
11 掲示版・メッセージボード	12 ごみ捨て場・ポリバケツ
13 ペット専用スペース	

避難の長期化に伴うニーズに対応し、プライバシーが確保された専用ルームや相談ルーム、また、避難者同士の交流場所となる談話室や児童生徒の学習場所を設置するなど、避難者の尊厳に配慮した環境づくりに努める。

2 避難所運営委員会による運営

各避難所で地域住民の協力を得ながら、男女双方の参画にも配慮した避難所運営委員会を組織し、職員から業務を引き継ぐ。避難所運営委員会を中心に、避難所生活のルール作成、避難所の管理、巡回などによる防犯・二次被害防止・衛生対策、災害対策本部との連絡調整、ボランティアの受入れ等を行う。

火気の使用について、火元責任者を定める。

3 避難所運営に伴う性別への配慮

指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

性的少数者への配慮として、更衣室や入浴施設は一人ずつ使える時間を設ける、周囲に人がいる状況で受け取りにくい物資は、個別に受け取られるようにする、トイレは男女別のほか男女共用も設置するように努める。

4 避難者情報の管理

避難者名簿を作成し、安否確認の問い合わせへの対応、物資の配給等に利用する。

また、正確な情報を避難者全員が共有するために、文字情報（貼り紙など）を避難者全員が目につきやすい位置に掲示する。

5 水・食料・日用品等の供給

各避難所に配分された水・食料・日用品等を計画的に配布するよう努める。

配布にあたっては、特別用途食品などによる食物アレルギー等への配慮、女性用物資の同性配布などの特別なニーズへの配慮に努める。

また、避難していないが、ライフラインの支障などにより物資の確保が困難な被災者や、広域避難者など市に住民票を有しない、いわゆる一時滞在者への物資の供給拠点となることも考慮して避難所の運営を行う。

食中毒等の防止のため、必要に応じて、県に食品の安全検査等を依頼する。

6 福祉避難所の設置・移送

障害などにより通常の避難所生活が困難な避難者のため、関係機関の協力を得ながら、福祉避難所を開設する。（資料5－2参照）

高齢介護課と障害福祉課を中心に、福祉部各課が連携して、要配慮者の福祉避難所への受入れの調整を行い、家族が移送できない状況の時は、福祉避難所の施設職員、又は職員が移送を行う。

7 健康支援の推進

各避難所に、保健師、医師等が巡回し、心身の健康相談、メンタルヘルスケア、栄養相談等を行う。必要に応じて、県に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請する。

介護が必要な場合、ボランティアによる支援やヘルパー派遣等を調整・手配する。

また、傷病の状況により、医療救護所等への移送を行う。

感染症を予防するため、県の防疫担当と連携しながら、防疫活動を実施する。

8 動物（ペット）救護対策

環境省「人とペットの災害対策ガイドライン」（平成30年3月）に基づき、災害時のペットの被害状況を調査し、避難所等でのペットの同行避難者の受入れ体制の確保など適正飼育に関する必要な対策を実施するとともに、県、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行い、連絡調整に努める。

9 避難所の開設期間の延長、再配置等

災害救助法による避難所運営費の支弁は災害発生の日から7日以内と定められている。

大規模災害で、期間内に避難所を閉鎖することが困難な場合は、那賀振興局を經由して事前に知事に開設期間の延長を要請し、知事が延長の必要を認めた場合は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、期間を定めることができる。

市内全体の避難所の運営状況をみながら、避難所の開設期間の延長、整理・統合、廃止等を進め、その都度知事に報告する。

第7 広域避難対策

1 広域避難の実施

大規模災害により市町村域を超えた広域的な避難を行う必要があった場合、県の調整及び支援のもと、広域避難を実施する。

広域避難にあたっては、同一地域コミュニティ単位で避難所に入所できるよう、市民に対して避難先の割り当てを周知するとともに、避難するための手段を持たない避難者のために、県と協力し、指定公共機関等への要請により輸送手段を調達する。

また、開設した避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

2 広域一時滞在の受入れ

県から他自治体の避難者の受け入れについて協議を受けた場合は、受け入れない正当な理由がある場合を除き、避難所など受入れ体制を確保し、避難者を受け入れる。

被災市町村と連携し、受け入れた避難者の状況の把握と生活支援に努める。

第7節 消防活動

【風水害・震災時】

那賀消防組合、紀の川市消防団を中心に、関係機関の協力を得ながら、迅速な消防活動を実施する。

第1 消防職員・消防団員の招集・配備

1 那賀消防組合の配備基準

那賀消防組合の災害時の職員の招集・配備基準は、那賀消防組合の警防規程による。

職員は、電話連絡並びに災害情報メール等の配信により携帯電話で非常招集の伝達を受け、所属署へ速やかに参集する。

災害発生時は、消防長が非常警備体制を発令し、消防本部に警防本部を、各消防署に風水害警防部隊（震災時は震災大隊本部）を設置する。

那賀消防組合の非常招集区分

区分	対象職員
1号非常招集	非番及び公休職員の3分の1
2号非常招集	非番及び公休職員の2分の1
3号非常招集	全職員

2 紀の川市消防団の招集・配備基準

消防団員は、次の参集基準による参集・配備のほか、災害対策本部長、消防団長又は危機管理本部長が招集する。

紀の川市消防団の参集・配備基準

〔火災〕

種別	基準等	出動体制	活動内容・備考
火災	・建物火災、林野火災、車両火災、その他火災	・火災発生地域を所管する方面隊が出動する	・応援部隊の出動を要する場合は、方面隊長は、団長に対し応援を要請する ・隣接地区で火災が発生した場合も、出動する
大規模火災	・通報時の状況から判断して、火災規模の比較的大きいと認められる場合	・火災発生地域を所管する方面隊が出動し、状況に応じて、応援部隊が出動する	・団長は、必要に応じ、他方面隊又は他消防団に応援部隊の出動を指示又は要請する
	・方面隊長又は現場責任者において、他方面隊等の応援部隊の出動を要すると判断される場合	・団長及び副団長が出動する	

〔風水害〕

種別	基準等	出動体制	活動内容・備考
警戒体制1号	・大雨、洪水、暴風警報のいずれかが発表されたとき ・紀の川洪水予報が発表されたとき ・貴志川の水位が氾濫注意水位に達したとき ・梅雨前線の活発化、台風の接近等、今後の気象情報に注意し、警戒を要すると認められるとき	・団長、副団長、方面隊長、副方面隊長は、自宅で待機する	・必要に応じ、方面隊単位で巡回等を実施し、状況を把握する ・異常がある場合、方面隊長及び副方面隊長は、本庁・支所又は災害現場で分団の活動を指揮し、団長に状況を報告する
警戒体制2号	・市域が台風の暴風域内に入るおそれがあり、かつ重大な災害が発生するおそれがあると認められるとき ・市域に土砂災害警戒情報が発表され、かつ災害発生のおそれがあると予想される時	・団長及び副団長は、市役所本庁に集合する（団長は、市連絡調整本部会議に出席する） ・方面隊長及び副方面隊長は、本庁・支所に集合する	・必要に応じ、方面隊単位で巡回等を実施し、本部に状況を報告する ・異常がある場合、方面隊長、副方面隊長は、本庁・支所又は災害現場で分団の活動を指揮し、随時本部に状況を報告する
配備体制1号 （災害対策本部設置）	・市域に局地的災害が発生したとき ・災害救助法の適用をしなければならないような災害の発生が予想される時	・団長は、市災害対策本部会議に出席する	・団長及び副団長は、市災害対策本部において、各方面隊の災害対応を指揮し、方面隊長及び副方面隊長は、本庁・支所又は災害現場において、各分団の災害対応を指揮する
配備体制2号 （災害対策本部設置）	・市域に局地的な災害が発生し、被害が甚大であるとき ・災害救助法の適用をしなければならないような災害が発生したとき	・方面隊長及び副方面隊長は、本庁・支所に集合する	・方面隊長は、災害の規模により、応援部隊の出動を要する場合、団長（災害対策本部）に対し応援を要請する ・団長は、方面隊長から応援の要請があった場合、災害発生の状況により、応援部隊の派遣が可能な方面隊又は消防団に対し、応援部隊の出動を指示又は要請する

〔震災〕

種別	基準等	出動体制	活動内容・備考
警戒体制 1号	・地震が発生し、紀の川市で震度4を記録したとき	・団長、副団長、方面隊長、副方面隊長は、自宅で待機する	・必要に応じ、各方面隊単位で、被害状況を調査する ・異常がある場合、方面隊長及び副方面隊長は、支所又は災害現場で分団の活動を指揮し、団長に状況を報告する
配備体制 1号 (災害対策本部設置)	・地震が発生し、紀の川市で震度5弱を記録したとき	・団長及び副団長は、市役所本庁に集合する（団長は市災害対策本部会議に出席する） ・方面隊長及び副方面隊長は、本庁・支所に集合する	・団長及び副団長は、市災害対策本部において、各方面隊の災害対応を指揮し、方面隊長及び副方面隊長は、支所又は災害現場において、各分団の災害対応を指揮する
配備体制 2号 (災害対策本部設置)	・地震が発生し、紀の川市で震度5強以上を記録したとき		・方面隊長は、災害の規模により、応援部隊の出動を要する場合、団長（災害対策本部）に対し応援を要請する ・団長は、方面隊長から応援の要請があった場合、災害発生状況により、応援部隊の派遣が可能な方面隊又は消防団に対し、応援部隊の出動を指示又は要請する

〔その他〕

種別	基準等	出動体制	活動内容・備考
行方不明者等の搜索	・警察に搜索願が出され、家族等から消防団に対し、搜索の依頼があった場合等	・必要に応じ、団長、副団長及び方面隊長が協議し、対応を決定する	・行方不明者が居住する地域を所管する方面隊が対応する ・搜索範囲が他方面隊又は消防団の管轄地域にまたがる場合は、必要に応じ、方面隊長が、団長に応援を要請し、団長は、他方面隊又は消防団に出動を指示又は要請する
その他	その他	・団長、副団長及び方面隊長が協議し出動体制を決定する	

消防団員の配備基準

種 別	那賀・打田・貴志川	粉河・桃山	備 考
建物火災	火災発生地区の分団を主として、出動可能な各分団各部は全て出動する	発生地区の分団	現場状況に応じ、隣接する（方面隊の）分団が出動する
車両火災			
その他（雑草等）		発生地区の分団又は方面隊	現場状況に応じ、隣接する分団又は方面隊
林野火災			

京奈和道 火災等	消防団は出動しない (那賀消防組合が出動する)	道路内には指示があるまで進入しない
水防	水害が発生した又は発生が予想される地区の方面隊	現場状況に応じ、隣接方面隊、又は全方面隊が出動
大規模災害	原則として全方面隊及び女性・学生分団	本部分団は後方支援
その他	本部で協議し決定する	

※女性分団は主に平常時の活動を行い、出動は大規模災害時の後方支援とする。

※火災等発生地区の分団に隣接する分団の団員は出動態勢を整えておく。

※副方面隊長以上の出動態勢は、「消防団本部災害時出動体制」による。

※府県境の林野火災において、「阪和林野火災消防相互応援協定」に基づく要請があった場合は、相互応援を実施しなければならない。

第2 消防活動等

1 災害情報の収集、被害報告

市、那賀消防組合、消防団それぞれにおいて、火災・災害の状況把握に努め、消火活動等の方針決定に活用するとともに、昭和59年10月15日付消防災第267号「火災・災害等即報要領」により、県・消防庁に対して、随時状況報告を行う。

2 警戒・応援要請

市、那賀消防組合、消防団は、それぞれの指揮系統により、火災等の現場に職員・団員を派遣し、警戒活動を行う。

市長は、本市の消防力では十分な体制を取ることができないと判断した場合は、「和歌山県下消防広域相互応援協定」（資料7-1参照）により、他の消防本部に応援要請を行う。

本市の消防力及び和歌山県内の消防応援では十分な体制を取ることができないと判断した場合は、「和歌山県緊急消防援助隊受援計画」により、知事に対して緊急消防援助隊の応援要請のための連絡を行う。

3 消火活動・延焼防止

那賀消防組合、消防団は、速やかに火災の状況を把握し、消火活動を行うとともに、延焼防止措置をとる。

4 救助活動

那賀消防組合、消防団は、速やかに火災・災害の状況を把握し、救出・救助活動を行う。

5 避難誘導

延焼等により、住家等への被害拡大の危険性がある場合には、避難誘導を行う。

6 傷病者の搬送

那賀消防組合は、傷病者を速やかに救急医療機関等へ搬送する。

7 二次災害の防止

危険物の流出・爆発、林野火災時の土砂災害など、二次災害の危険性の把握に努め、二次災害が生じるおそれがあるときは、警戒区域の設定、特殊部隊の応援要請など、必要な措置を行う。

第8節 医療（助産）・救護

【風水害・震災時】

県、那賀医師会等の協力を得て、災害時医療（助産）・救護活動を実施する。

第1 災害時医療（助産）・救護体制の確保

大規模災害発生時、公立那賀病院をはじめ、各医療機関は、入院患者等への安全確保等の措置を行うとともに、必要に応じ、外来診療を止め、休暇中の従事者等の参集を含む災害時医療（助産）・救護の体制確保を図る。

市は、医療救護所の設置、職員・資機材の配置など、災害対策本部における医療（助産）体制の確立を図る。

第2 医療機関の被害状況等の収集・把握・情報発信

市は、岩出保健所及び那賀医師会と連携し、医療機関の被害状況及び活動状況を収集・把握し、県による和歌山県広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等での一元的な情報発信につなげる。

また、傷病の状況に応じて、市民がいつどの医療機関・医療救護所を受診できるか、ホームページ、防災行政無線等を通じてわかりやすい情報提供に努める。

第3 医療（助産）・救護活動の実施

那賀医師会、看護協会の協力を得て、医師を長として複数編成する医療救護班を編成し、被災状況に応じて、速やかに被災地内で医療（助産）救護活動を行う。

また、県に、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣を要請する。

医療救護班の主な活動内容

- 1 診療（検案・身元確認を含む。）
- 2 応急処置、その他の治療及び施術
- 3 分娩の介助及び分娩前後の処置
- 4 医薬品等の支給
- 5 医療施設への搬送要否（主に重症患者）の決定
- 6 看護
- 7 その他医療（助産）救護に必要な措置

大規模災害時の傷病者の救護の手順

- 1 傷病者の傷病の程度判定（トリアージの実施）
- 2 傷病者の応急手当
- 3 転院搬送の要否及び搬送順位の決定
- 4 搬送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- 5 遺体の検案
- 6 医療救護活動の記録及び市への避難生活状況等の報告

第4 和歌山県総合災害医療センターへの搬送

多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等、公立那賀病院や医療救護班の活動では対処できないような重篤救急患者の救命医療については、和歌山県総合災害医療センター（和歌山県立医科大学附属病院、日本赤十字社和歌山医療センター）で行う。

搬送は、原則として那賀消防組合が実施するものとし、救急車両が確保できない場合は、市、県、医療機関等で確保した車両により搬送する。

なお、必要に応じて、県消防防災ヘリコプター、県ドクターヘリ、自衛隊等の保有するヘリコプターの手配を要請する。

第5 医薬品等の確保

医療救護の実施のため必要な医薬品等が不足する場合は、関係業者から調達する。

調達が不可能な場合は、知事又は隣接市町長に対し、調達あつせんを要請する。

第6 人工透析の供給確保

人工透析については、慢性的患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があることから、被災地内における人工透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ提供するなど受療の確保に努める。

第2章 1日以内に開始

第1節 罹災者の救出

【風水害・震災時】

市は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として、防災関係機関の協力を得ながら、救出活動を行う。

第1 市・那賀消防組合による救出の実施

市・那賀消防組合は、警察官、消防団員等と協力して救出隊を組織し、地元の情報に精通した地域住民等と密接に連携して、実施する。

救出作業に特殊機械又は特殊技能者を必要とする場合は、被災地の状況、被害の規模に応じて、知事に対し、消防防災ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の出動を要請するほか、土木建設業者等に応援を要請して救出活動に万全を期する。

また、救出現場には、応急手当を行うため、必要に応じて、医師を長とした医療救護班の出動を求めるとともに、医療機関への搬送を行う。

救出すべき事態の想定

- 1 火災の際に火中に取り残された場合
- 2 災害の際、倒壊家屋の下敷になった場合
- 3 水害により流失家屋とともに流されたり孤立した地点に取り残された場合、又は山津波により生き埋めになった場合
- 4 登山者の遭難の場合
- 5 災害のため生死不明の状態にある者で、社会通念上生死の未だ判明しない者、行方不明であるが死亡の明らかでない者

第2 応援要請

市・那賀消防組合は、自ら被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して、県に対し救助活動の実施、又は緊急消防援助隊、自衛隊の派遣を依頼する。

応援要請時に示すべき事項

- 1 応援を必要とする理由
- 2 応援を必要とする人員、資機材等
- 3 応援を必要とする場所
- 4 応援を希望する期間
- 5 その他周囲の状況等応援に関する必要事項

第2節 搜索、遺体安置・火葬

【風水害・震災時】

行方不明者や災害により死亡が推定される者の搜索及び収容を行う。
身元が判明しない死亡者は、市が火葬・埋葬する。

第1 行方不明者等の搜索

市・那賀消防組合は、県、警察署、消防団、自主防災組織等の協力を得て、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推測される者等の搜索を実施する。

その際、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、この窓口において、安否確認についての情報の一元化に努める。

本市限りでの搜索の実施が困難な場合、又は遺体が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村等に対し、搜索を要請する。

第2 遺体安置所の設置

大規模災害により、医療機関等のみで遺体安置ができない場合、市は、公共施設又は寺院等の協力により、遺体安置所を開設し、職員を常駐させ、管理運営する。

遺体安置所では、警察官による検視、医師による検案、親族・縁故者等による身元確認のほか、必要に応じて、市が遺体の洗浄、縫合、消毒等を行う。

遺体の安置、引渡しのため、葬祭事業者等の協力を得て、十分な量のドライアイス、柩、骨壺、霊柩車等の確保に努める。

警察やマスコミ機関の協力を得ながら、身元不明遺体の収容の広報に努める。

第3 埋火葬の許可、遺体の引渡し

身元が判明している遺体は、親族等と火葬・埋葬の協議を行い、死亡届の受理と埋火葬の許可手続きを行い、霊園事業者、寺院、葬祭事業者等の協力を得て、遺体の引渡しを行う。

身元不明遺体については市が埋火葬を行うことと定められており、遺体を撮影するなど記録した上で、火葬を行い、焼骨、遺留品は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第縁故者に引渡す。

第4 火葬場の確保

大規模災害で火葬場が被災した場合や、火葬の必要量が多大となる場合は、県と連携しながら広域的に火葬場の確保に努める。

身元不明遺体が長期にわたって火葬ができない時は、公共空地等に仮埋葬を行う。

第3節 公共土木施設等の応急対策

【風水害・震災時】

被災箇所の本復旧工事を行う前に、必要に応じ落石、流出土砂、雑木等を除去するほか、仮道、仮橋、仮締切など応急工事を実施する。

第1 河川災害

被災箇所の背後地に甚大な被害を与えるため、緊急に施工しなければならない仮締切工事又は破壊箇所が次期出水により被災が予想される箇所について、決壊防止工事を行う。

第2 砂防・地すべり等土砂災害

二次災害の危険性の高い被災箇所について、緊急に土砂災害対策工事を実施する。また、人家等に対する直接的な影響が懸念される場合は、仮設防護柵等を設置する。

第3 道路、橋梁災害

市が管理する道路ががけ崩れ等で危険な状態にあるときは、緊急工事を実施する。国道、県道等他の管理者に属する道路で、管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときも同様とする。

また、被災した道路、橋梁で緊急物資、復旧資機材等の輸送に必要な場合、又は本復旧に長期間を要するものについては仮道、仮橋等を設ける。

市は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し応急復旧の応援を要請する。

第4節 農業・水産・畜産の応急対策

【風水害・震災時】

農家、土地改良区、水産家、畜産家と連携して、施設等の応急対策を進める。

第1 注意報及び警報の伝達

市は、農業被害、水産被害、畜産被害を生ずる恐れのある気象情報を把握したとき、又は県那賀振興局農業水産振興課等からこれに関する情報提供を受けた場合には、電話、市防災行政無線等により、速やかに紀の里農業協同組合、紀ノ川漁業協同組合及び地域住民に情報の伝達、注意喚起等を行う。

第2 農業災害対策

1 被害状況の把握

市は、紀の里農業協同組合等関係機関と連携を図り、速やかに被害状況の把握に努める。

2 農業用施設応急対策

農業用施設が災害により被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を実施する。また、施設の損傷により危険が生じたときは、関係機関の協力を得て適切な処置をとる。

3 農作物応急対策

(1) 災害対策技術の指導

農作物の被害を最小限に食い止めるため、県那賀振興局農業水産振興課等の協力を得て、対策及び技術の指導を行う。

(2) 病虫害の防除

病虫害が発生した場合には、和歌山県農作物病虫害防除所等の指導、協力を得て、薬剤等を確保して適期防除に努める。

(3) 風水害対策

台風、集中豪雨等により、倒伏、浸冠水等の被害を受けたときは、圃場内の早期排水対策、早期収穫など栽培技術の指導に努める。

第3 水産業災害対策

1 被害状況の把握

市は、紀ノ川漁業協同組合等関係機関と連携を図り、速やかに被害状況の把握に努める。

2 水産施設応急対策

水産施設が災害により被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を実施する。また、施設の損傷により危険が生じたときは、関係機関の協力を得て適切な処置をとる。

第4 畜産災害対策

1 被害状況の調査

市は、災害時には、速やかに家畜及び畜産施設の被害調査を実施し、被害状況を和歌山県紀北家畜保健衛生所、県那賀振興局農業水産振興課に報告する。

2 家畜伝染病対策

災害に伴い家畜伝染病が発生し、又は発生のおそれがある場合は、和歌山県紀北家畜保健衛生所、県那賀振興局農業水産振興課、畜産関係団体の協力を得て、被害地域の畜舎施設並びに病畜及び死亡獣畜に対し薬剤散布を実施するとともに、防疫方法の指導及び防疫薬剤の配布を行う。

3 飼料の確保対策

市は、畜産農家から飼料のあっせんを求められた場合は、県に必要な飼料のあっせんに要請するなどして飼料の確保に努めるとともに、災害時における飼料の品質管理の徹底等の指導を行う。

第5節 道路交通の応急対策

【風水害・震災時】

通行止め等の交通規制措置を行うとともに、道路の応急復旧に努める。

第1 交通規制の実施

交通規制は、道路交通法第4条第1項、災害対策基本法第76条第1項により、第一義的には県警察（公安委員会）が実施する。

なお、道路法第46条により、道路管理者も行うことができる。

国道は国土交通省、県道は県、市道は市が道路管理者である（ただし、管理の委託など例外がある）。

道路管理者である市は、災害等により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したときは、若しくは通報等により承知したときは、関係機関と協議・調整のうえ、道路法第46条に基づき、通行止めなど必要な規制を実施する。

本市以外の各道路管理者が規制するいとまがないときは、岩出警察署長に通報して、警察署長の権限（公安委員会からの事務委任）による交通規制を実施する。この場合、市長は、速やかに道路管理者に連絡し、正規の規制の運用に移行する。

交通規制の実施権者

区 分	実施責任者	範 囲
警 察	公 安 委 員 会 警 察 署 長 警 察 官	1 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るための必要があると認めるとき。 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合
道路管理者	国 土 交 通 大 臣 知 事 市 長	1 道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合

第2 流入抑制、迂回誘導

県警察（公安委員会）は、災害が発生し又は発生しようとしている場所及びこれらの周辺の区域又は区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近に災害対策基本法施行規則第5条に規定する交通規制の「標示」を設置する。幹線道路等の通行禁止を実施する場合は、必要な場合において、迂回路を設定し、警察官による交通整理、迂回誘導を実施する。

市においても、「標示」や迂回路の設定、交通整理、迂回誘導に協力するとともに、道路交通法外の道路など、必要な箇所では「標示」や交通整理、迂回誘導を実施する。

緊急通行車両として事前届出ができる車両

緊急自動車その他指定行政機関等による災害応急対策に使用される計画のある車両

規制除外車両として事前届出ができる車両

- 1 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両（自宅から勤務地への通勤利用を除く。）
- 2 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する当該民間事業者が使用する車両
- 3 患者等を搬送する車両（ストレッチャー又は車椅子等を固定して搬送することが可能な車両）
- 4 建設用重機
- 5 道路の不通区間解消作業用車両
- 6 重機輸送用車両（建設用重機と同一の使用者に限る。）

規制除外車両には、事前届出が可能な車両のほか、規制開始後、復旧状況等に応じて対象が順次拡大され、その確認は緊急通行車両の確認に準じて行われる。

第6節 輸送対策

【風水害・震災時】

緊急輸送道路や輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場等を確保し、自動車、ヘリコプター等により緊急輸送を実施する。

第1 輸送計画の作成と配車管理

大規模災害、とりわけ大津波を伴う南海トラフ地震発生時には、沿岸部の幹線交通網が寸断され、人や物資の輸送に大きな障害が発生すると想定される。

大規模災害時には、道路等の不通区間の解消の見込みや、受援も含めた必要な要員・物資の種類・量、職員や内外の輸送事業者による運転手・荷さばき要員の供給の見込みなどを踏まえ、職員の要員調整を行う人材マネジメント課、車両管理を行う契約管財課、人的受援の調整を担う危機管理消防課、物資輸送の所管である国保年金課が連携し、応急対策についての輸送計画を作成する。

市所有車両は、契約管財課において、車両を効率的に活用できるよう各部と連絡調整を図る。

輸送対象の想定

段階	区分	対 象
第1段階	人員	1 救助・救急活動、医療活動の従事者等人命救助に要する人員 2 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員 3 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設の保安要員等初動の応急対策に必要な人員 4 専門病院へ転院搬送する負傷者等 5 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員
	物資	1 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する物資 2 消防、水防活動等災害の拡大防止のための物資 3 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設の保安要員等初動の応急対策に必要な物資 4 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な物資
第2段階	人員	1 第1段階の続行 2 傷病者及び避難者の被災地外への輸送 3 輸送施設の応急復旧等に必要な人員
	物資	1 第1段階の続行 2 食料及び水等生命の維持に必要な物資 3 輸送施設の応急復旧等に必要な物資

第3段階	人員	1 第2段階の続行
		2 災害復旧に必要な人員
	物資	1 第2段階の続行
		2 災害復旧に必要な物資
		3 生活必需品

第2 輸送体制の確保

市所有車両による輸送力の確保に努めるとともに、協力依頼・応援要請により、他の公共的団体の車両、営業用の車両、自家用車両、鉄道、ヘリコプター等による輸送体制の確保に努める。

第3 緊急輸送道路の不通区間の解消

市道の緊急輸送道路の不通区間の解消を図るとともに、京奈和自動車道、国道、県道の緊急輸送道路の不通区間の解消にむけた協力に努める。

各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者が車両の移動等を行う。

紀の川市内の緊急輸送道路

種別	路線名称	備考（アクセス等）
第一次 緊急輸送 道路	京奈和自動車道	
	国道24号	公立那賀病院
	国道424号	
	県道10号（岩出野上線）	貴志川支所
	県道13号（和歌山橋本線）	
第二次 緊急輸送 道路	国道424号	国道424号→阪和道
	県道3号（かつらぎ桃山線）	国道424号→国道480号 桃山支所
	県道10号（岩出野上線）	国道24号→県道13号
	県道62号（泉佐野打田線）	京奈和道→国道24号 貴志川リハビリテーション病院
	県道128号（桃山下井阪線）	国道24号→国道424号 桃山グラウンド・ヘリポート
	県道122号（西川原粉河線）／県道126号（粉河那賀線）／市道井田中ノ才線／市道国道荒見橋線	京奈和道→国道24号→国道424号
	県道127号（中尾名手市場線）／市道西野山平山線	道路区域防災拠点（道の駅）
	県道14号（和歌山打田線）／市道花野竹房線	打田若もの広場ヘリポート
	県道123号（荒見粉河線）／市道井田古壺里山線	粉河支所
	市道国道町民グランド線	粉河運動場ヘリポート
	市道名手市場北涌線	那賀支所／那賀若もの広場 ヘリポート
	市道駅前打田線	公立那賀病院

第三次 緊急輸送 道路	県道4号（高野口野上線）	細野溪流キャンプ場ヘリポート
	県道129号（垣内貴志川線）／市道東1号線	農業試験場備蓄基地／貴志川スポーツ公園ヘリポート
	市道東国分赤尾線	市役所
	市道神田赤山線／市道神田平尾線	桃源郷運動公園ヘリポート
	市道那賀打田線	粉河西部運動場ヘリポート

※詳細は資料9-5を参照

第4 陸上輸送拠点の確保

民間事業所の協力を得ながら、物資集積、荷さばき、保管のための拠点の確保を図る。

第5 ヘリコプターの活用

災害時の航空輸送を円滑に行うため、ヘリコプター臨時離着陸場を確保する（ヘリポートの発着予定地は資料9-2、9-3参照）。

また、市長・那賀消防組合管理者は、「和歌山県防災ヘリコプター応援協定」（資料9-1参照）に基づき、必要に応じて、知事に対して防災ヘリコプターの派遣要請を行う。

防災ヘリコプターの応援要請連絡先

和歌山県 防災航空センター	T E L	0739-45-8211	県防災T E L	7-030-364-451, 452, 400
	F A X	0739-45-8213	県防災F A X	7-030-364-499

防災ヘリコプターの活動内容

- 1 被災状況等の調査及び情報収集活動
- 2 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
- 3 消防隊員、消防資機材等の搬送
- 4 被災者等の救出
- 5 救援物資、人員等の搬送
- 6 災害に関する情報、警報等の伝達等の広報活動
- 7 その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

第6 緊急輸送道路以外の道路の応急復旧

道路の復旧は、緊急輸送道路を優先するが、それ以外の道路についても、被害状況に基づく応急復旧計画を立て、速やかに応急復旧工事を実施する。

市は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し応急復旧の応援を要請する。

国道、県道等他の管理者に属する道路が危険状態にあることを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し、応急復旧の実施を要請する。

第7節 自衛隊の派遣

【風水害・震災時】

自衛隊派遣要請を行う知事に対し、派遣要請の依頼を行い、部隊の派遣を受ける。
部隊の派遣を受けるにあたり、野営地の確保など、受入れ体制づくりを行う。

第1 災害派遣要請依頼の基準

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、市長は、生命又は財産を保護するため必要と認めた場合に、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

自衛隊の災害派遣担当窓口

＜陸上自衛隊信太山駐屯地 第37普通科連隊長＞
所在地 〒594-8502 大阪府和泉市伯太町官有地
電話 0725-41-0090（代表）
（昼間） 第3科（内236～239）
（夜間） 当直司令室（内302）
県総合防災情報システム
第3科 392-400、7-030-392-400（衛星回線）
当直司令室 392-401、7-030-392-401（衛星回線）
作戦室 392-402、7-030-392-402（衛星回線）
F A X 392-499、7-030-392-499（衛星回線）

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲（原則）

- 1 被害状況の把握
- 2 避難の援助
- 3 遭難者等の捜索救助
- 4 水防活動
- 5 消防活動（空中消火を含む。）
- 6 道路又は水路の不通区間の解消
- 7 応急医療、救護及び防疫
- 8 人員及び物資の緊急輸送
- 9 炊飯及び給水
- 10 物資の無償貸付及び譲与（防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令第13、14条）
- 11 危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物の保安措置及び除去）
（不発弾の処理は、県警察本部が窓口となる。）
- 12 予防派遣（災害に際し被害が客観的に推定され、急迫しており、やむを得ないと認められる場合）
- 13 その他知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

第2 知事への依頼方法

部隊等の派遣要請要求書（様式5－1）に記載する事項を明らかにし、口頭で那賀振興局を経由して県（災害対策課）に依頼し、事後速やかに依頼文書を提出する。

派遣要請要求書（様式5－1）に記載する事項

- 1 災害の状況及び派遣を要する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

知事に派遣要請が依頼できない場合は、その旨と災害の状況を防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。この場合、速やかにその旨を知事に通知する。

第3 受入れ体制づくり

応援の決定により、要員の派遣が行われる場合には、必ず現場責任者を置き、指揮連絡システムを明確化する。

また、車両・資機材置き場、宿舍・野営地、ヘリポート等を設け、受入れ体制を整える。（ヘリコプター発着予定地は、資料9－2参照。）

第4 派遣部隊等の撤収要請

派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、知事に撤収要請を依頼する（様式5－2参照）。

第8節 相互応援

【風水害・震災時】

相互応援協定等に基づく応援・受援により、円滑な応急対策につなげる。

第1 応援要請

1 他市町村・県に対する応援要請

市長は、大規模災害等の非常事態の場合において、他市町村に応援を要請する必要がある場合は、相互応援協定締結市町村長に応援を要請し、その旨を知事に報告する。

協定締結市町村からの応援を受けても十分な応急措置が実施できないときは、知事に応援若しくは応援のあつせんを求める。

応援を求める際に明らかにする事項

- 1 応援を求める理由及び災害の状況
- 2 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- 3 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- 4 その他必要な事項

2 災害対策基本法に基づく知事の指示等

知事は、特に必要があると認める場合、災害対策基本法第72条第1項に基づき、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示する。

また、他の市町村の実施する災害応急対策（応急措置を除く）が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第72条第2項に基づき、市長に対し、当該災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求める。

知事の指示に係る応援に従事する者は、応急措置の実施については、応援を受ける市町村長の指揮のもとに行動する。

3 国に対する応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣、派遣のあつせんを要請することができる（災害対策基本法第29・30条）。

市長は、大規模災害時には、従来の地方公共団体間の応援のみでは十分な対応ができない事態が想定されることから、災害対策基本法第74条の3及び第78条の2に基づき国の機関との応援代行関係を確認し、他の法律又は応援協定等に基づき行われてきた地方公共団体間の応援と合わせ、迅速かつ的確な災害応急対応を実施する。

4 消防の相互応援

市・那賀消防組合は、単独での消防活動が困難であると判断したときは、相互応援協定による常備消防や消防団の応援を要請する。

また、他都道府県への応援要請の必要が見込まれる場合は、緊急消防援助隊の応援要請を行う。

緊急消防援助隊の受援準備事項

- 1 連絡班を設け、連絡体制を整えておく
- 2 緊急消防援助隊の誘導方法、人員、機材数、応援都道府県隊長等の確認
- 3 緊急消防援助隊に対する給食、仮眠施設等の手配

5 民間事業者・公共的団体への応援要請

民間事業者に対し、それぞれ締結した災害時応援協定に基づき、応援を求める。

また、日赤奉仕団、医師会、農業協同組合、森林組合、商工会等の公共的団体に応援を求める。

第2 受援体制の確保

1 情報伝達・指揮命令系統の一元化

応援団体による応援の効果が最大限に発揮されるよう、互いの情報伝達・指揮命令系統の一元化に努める。

2 後方支援の準備

宿泊場所、食料等の後方支援や、輸送路、受援スケジュール、経費の負担割合の協議等について、必要な準備を進める。

（受援時の職員給与及び経費の負担方法は、災害対策基本法施行令第18条参照。）

第3 他市町村への応援

他の市町村において大規模災害が発生し、災害対策基本法、地方自治法又は協定等により、知事又は被災した市町村から応援若しくは職員の派遣について要請があった場合、市は、可能な限り応援又は職員の派遣を行う。

第9節 食料の供給

【風水害・震災時】

備蓄や受援、炊き出しにより、避難者に必要な食料を供給する。

第1 食料需要の把握

避難者数、電気、水道供給停止等による調理不能者数、応急対策活動要員数等から食料の需要を予測、把握するとともに、ミルクを必要とする乳児、給食に配慮を要する要配慮者の数についても把握する。

食料供給実施対象者

- 1 避難所に受け入れた者
- 2 住家に被害を受けて炊事のできない者
- 3 住家に被害を受けて一時縁故先等に避難する必要がある者
- 4 一時滞在者等で現に食を得ることができない状態にある者
- 5 災害応急対策活動に従事する者

第2 食料の確保

1 備蓄や流通備蓄等による確保

備蓄食料の活用や、協定締結業者、全国ほたるのまち交流会参加市町、その他の地元小売業者等に要請して調達することにより、食料を確保する。

(備蓄の品目・数量は資料12-3参照)

(災害救助物資の調達等に関する協定は資料10-1～10-4参照)

なお、災害対策本部や各避難所では、食料の衛生的な運搬、保管に努めるとともに、調達した食料の数量を台帳等に記入して管理する。

調達にあたっては、高齢者、乳幼児、傷病者等の要配慮者に配慮し、温かいもの、柔らかいもの等、品目を考慮する。

2 災害救助用米穀の供給の要請

米穀は、米穀販売業者及び米穀提供者に対して米穀の供給を要請し、災害救助法適用時でかつ数量が不足する場合、農林水産省「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章I第11に基づき、県を通じて、災害救助用米穀の供給を要請する。

なお、災害の程度が甚だしく、交通、通信の断絶等により応急用食料の供給に関する知事の指示を受けられない事由が生じ、市長が必要と認めた場合には、農林水産省農産局長に対して文書により応急用食料の緊急引渡し等の要請を行い、事後、知事に報告する。

第3 食料の供給

市は、自主防災組織等の協力を得て、避難者等への食料の供給を行い、供給状況を記録する。

供給にあたっては、避難の長期化に対応して、時間の経過とともにメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、食物アレルギー等への配慮、高齢者や病弱者等の要配慮者への配慮等、質の確保について配慮する。

第4 炊き出しの実施

市は、給食設備を有する施設（避難所、給食センター等）、備蓄炊飯用具の被災状況により、炊き出しが可能かどうかを把握し、自治会、赤十字奉仕団、婦人会、自衛隊等の協力を得て、炊き出しを実施する。

各現場では、実施責任者を定め、調理予定を立てて、配布方法等を周知し、適切な配布に努める。

第10節 給水活動

【風水害・震災時】

水道施設の被災や停電等により、水道水を供給できない場合に、給水車等による飲料水の応急給水を実施する。

第1 給水需要の把握と給水計画の立案

大規模な断水が発生しても、応急給水などの手段で、最低1人1日あたり3リットルの飲料水を確保することが必要である。

発災4日～10日後までには受援を含め1人1日あたり20リットル、発災11日～21日後までは1人1日あたり100リットル、22日後からは1人1日あたり250リットルを確保することを目標に、被災人口に対する応急給水の必要量を把握し、応急給水活動と、応急復旧による水道通水を進める。

(水道施設の応急復旧については、本編第1部第2章第12節「公共的施設の応急対策」参照)

第2 応急給水の実施

1 給水車等による拠点給水

災害対策給水班を組織し、浄水場や被災地に近い水道から取水し、給水車等を用いて、被災地域内の給水拠点等へ飲料水・生活用水の輸送し、応急給水を実施する。

特に病院、避難所等緊急度の高い所を優先して給水拠点を定め、給水日時を計画し、市民に周知する。

2 備蓄飲料水の提供

備蓄している給水袋で飲料水を供給する。

3 非常用飲料水貯水槽、仮設給水栓等での給水

必要に応じて、通水した配水管上の消火栓等に設置する仮設給水栓での応急給水を実施する。

第3 災害時の飲料水の品質の確保

1 ろ過器等の設置

飲料水が防疫その他衛生上浄化の必要があるときに、ろ過器等を通し、飲料水を確保する。

2 家庭用井戸水による供給

家庭用井戸について、水質検査の結果、飲用水として適当と認めた場合には、その付近の罹災者のための飲料水として供給することの協力を依頼する。

第4 受援による体制強化

大規模災害時は、相互応援協定等に基づき、日本水道協会和歌山県支部及び関西地方支部と連携のうえ、おおよその必要量等を明らかにして、速やかに他の水道事業者への応援を要請し、体制の確保を図る。

（資料12－1 「日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱」参照）

また、応急給水を実施した際は、岩出保健所経由のうえ、県（食品・生活衛生課）へ報告するとともに、必要に応じ、応急給水用飲料水の衛生指導等について支援を要請する。

第11節 物資の供給

【風水害・震災時】

第4編その他計画、第3章受援計画、第4節物的応援の受入れ計画に基づき避難者に生活必需品等を供給する。

第1 生活必需品の需要の把握

住家被害程度別に被災者数を把握し、それをもとに、生活必需品の品目ごとの需要量を把握する。

災害救助法による生活必需品の供給対象者は、住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそう失、破損したため、直ちに日常生活を営むことが困難な者とされている。

女性や乳幼児、高齢者など、固有のニーズに配慮する。

災害救助法による支給品目の例

- 1 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
- 2 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- 3 肌着（シャツ、パンツ等の下着）
- 4 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
- 5 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- 6 食器（茶碗、皿、箸等）
- 7 日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等）
- 8 光熱材料（マッチ、プロパンガス等）
- 9 衛生用品（生理用品、紙おむつ等）
- 10 簡易トイレ（箱型便座、便袋等）

第2 生活必需品の調達

1 備蓄や流通備蓄等による確保

備蓄物資の活用や、協定締結業者、全国ほたるのまち交流会参加市町、その他の地元小売業者等に要請して調達することにより、生活必需品を確保する。

（備蓄の品目・数量は資料12－3参照。）

（災害救助物資の調達等に関する協定は資料10－1～10－4参照。）

なお、災害対策本部や各避難所では、衛生的な運搬、保管に努めるとともに、調達した品目の数量を台帳等に記入して管理する。

調達にあたっては、女性や乳幼児、高齢者、傷病者等の固有のニーズに配慮する。

2 義援物資の受入れ

関係機関等の協力を得ながら、受入れを希望する物資等を把握し、その内容のリストと送付先を、市のホームページで公表するほか、報道機関を通じて公表する。

ただし、個人から提供される義援物資は、受入れや仕分け等に膨大な労力や時間を要し、救援物資供給効率の低下の一因となるため、原則として受け入れないものとする。

なお、そのことは全庁的な統一事項とし、積極的に外部へ広報する。

一方、民間事業者や団体から提供される義援物資は、ロット数や品目を確認の上、救援物資供給効率を低下させることがないよう、必要性が高い場合に限定して受け入れる。

被災地の需給状況を把握し、同リストを逐次改定する。

第3 物資の保管、仕分け、配給

調達物資・救援物資は、二次物資集積拠点（紀の川市民体育館、那賀体育館、桃山勤労者体育センター）に集積し、仕分けを行い、各避難所等に配給する。

物資集積拠点と各避難所では、仕分け、配布を行った物資の品目・数量を台帳等に記入し整理する。

配布にあたっては、高齢者、乳幼児を優先するなど、要配慮者に対し十分考慮する。

また、品目・数量の要望については、自主防災組織、避難所の管理者等を通じて把握する。

なお、避難所においては、避難者個人への給与を十分に行うことができないことから、必要な生活必需品の給与を応急仮設住宅入居時に行うことができる。

第12節 公共的施設の応急対策

【風水害・震災時】

水道、下水道、その他ライフラインの被災に対し、速やかな応急対策を進める。

第1 上水道施設の応急対策

(応急給水については、本編第1部第2章第10節「給水活動」参照。)

1 要員の確保

発災後直ちに、紀の川市水道事業継続計画(水道班行動計画)に基づく緊急時の配備体制により要員の確保を図る。要員が不足する場合は、災害対策本部他、関係機関に応援を要請する。

2 被害の警戒

被害を受けたときに迅速に応急措置ができるよう、水道施設、復旧資機材を整備点検し、準備する。各ポンプ所の運転状況を調査するとともに、一時的な停電による送水不能な場合に対処するため、各配水池、浄水池の水位を絶えず調査する。

3 電源の確保

送電線の状況について関西電力送配電株式会社橋本配電営業所と緊密な連絡を保ち、被害を受けた場合は、その復旧の見通しを聴取して停電時における送水対策を樹立するとともに、早期復旧を要請する。

4 専用電話の確保

専用電話線の被害状況を調査し、電話線切断等の故障が生じた場合は、その都度応急修理をして、連絡の確保に努める。

5 断水の周知・予告

被害の程度により、早期復旧が困難であって断水の事態が生じた場合、又は事前の応急措置等のために断水の必要が生じた場合は、その断水地区の住民に対し周知する。

6 被害状況の調査

施設の被害状況調査を実施し、給水状況の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人人体制及び資機材(調達方法)、施設復旧の手順、方法、完了目標等を定めた応急復旧計画を策定し、計画的に応急復旧対策を実施する。

7 応急復旧工事の実施

被害の程度によって、その復旧にかなりの期日と工事費を必要とする箇所については、後日本復旧工事を施行するものとするが、応急的な復旧工事を施工して、断水防止に努める。

8 応急復旧のための支援要請

隣接水道事業者、県等他の機関への支援要請にあたっては、必要とする支援内容を明らかにして要請する。

また、災害による水道施設の被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合、

水道事業者等の相互応援の状況を踏まえつつ、県を通じて、県内の水道事業者、関係団体並びに国に対して広域的な支援を要請する。

9 的確な情報伝達・広報活動

県及び関係機関に対し、施設の被災状況、施設復旧の完了目標等について、随時情報を伝達するとともに、市民に対しては、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期等についての情報の提供・広報を行う。

第2 下水道施設の応急対策

1 要員の確保

発災後直ちに、紀の川市下水道事業業務継続計画に基づく緊急時の配備体制により要員の確保を図る。要員が不足する場合は、災害対策本部他、関係機関に応援を要請する。

2 情報の収集、被害規模の把握、報告

被害状況を早期にしかも的確に把握する必要から、下水道施設台帳等を活用し、被害状況の的確な把握に努める。また、被害状況について必要に応じ県へ報告する。

3 管渠の応急対策

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる止水、可搬ポンプ等による緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復を図る。

4 処理場の応急対策

停電により、ポンプ場及び処理場の機能が停止又は低下した場合、発電機等により機能回復に努める。

処理場への流入量の異常な増加により、二次災害の防止のため、やむを得ず緊急的な措置として、バイパス放流を行う場合は、速やかに関係機関へ連絡する。

処理場での下水処理機能が麻痺した場合は、応急的に簡易処理を行う等の措置を講ずる。

5 仮設トイレの設置

上水道施設及び下水道施設の復旧までの間は、トイレが使用できないため、応急措置として仮設トイレを設置する。

6 被害箇所の応急復旧

建設業者及び排水設備等工事指定店と連絡を取り合い、応急的な復旧を早急に進める。

応急資材等は、排水設備等工事指定店から調達するものとするが、必要と認めるときは、知事に対し資材及び技術者のあつせんを要請する。

7 的確な情報伝達・広報活動

県及び関係機関に対し、施設の被災状況、施設復旧の完了目標等について、随時情報を伝達するとともに、市民に対しては、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期等についての情報の提供・広報を行う。

第3 その他ライフライン施設の応急対策

1 電力施設

応急措置が必要と認めた場合、関西電力送配電株式会社橋本配電営業所に応急措置を要請するとともに、その実施に協力する。

市民に対しては、復旧の順序や時期等についての情報の提供・広報を行う。

2 ガス施設

二次災害の防止と被災状態の復旧について、(一社)和歌山県LPガス協会の計画に協力する。

市民に対しては、復旧の順序や時期等についての情報の提供・広報を行う。

3 公衆電気通信施設

西日本電信電話(株)、NTTコミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)等が実施する公衆電気通信施設に係る災害応急対策に協力する。

市民に対しては、復旧の順序や時期等についての情報の提供・広報を行う。

4 鉄道施設

JR和歌山線及び和歌山電鐵貴志川線において、鉄道災害が発生し、若しくは発生し得る可能性のある場合、鉄道事業者が実施する応急救助対策等に協力する。

市民に対しては、復旧の順序や時期等についての情報の提供・広報を行う。

第13節 保健衛生

【風水害・震災時】

災害時の防疫、廃棄物処理、健康支援の各活動を進める。

第1 防疫活動の実施

1 対象とする感染症

感染症は、感染力・重篤度・危険性に応じて、一類から五類まであり、新型インフルエンザ等感染症は別に区分され、さらに、新たに発見された重大な感染症は「新感染症」とされ、三類以上が確定した段階で「指定感染症」と位置づけられる。

災害時の防除は、これらのすべてを対象とするが、とりわけ、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、ノロウイルスの防除が重要である。

2 防疫班による防疫活動の実施

災害時の防疫は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、県の指示に従って、市が実施する。

市は、防疫班に作業係を編成し、薬液等による消毒や、病虫害の駆除、清掃等を行う。

防疫班の構成

防疫班	総括責任者（市民部長） 衛生技術者（健康推進課） 防疫管理者（環境衛生課） 作業係（福祉部、市民部、総務部から災害に応じて編成）

3 避難所における感染症予防措置と感染症患者の隔離

避難所の避難者や応急活動従事者に感染症が疑われる場合は、接触時の防護を保った上で、保健所、医療機関等に搬送し、検体検出検査や治療につなげる。

速やかな搬送が困難な場合、濃厚接触に注意しながら患者を隔離し、看護を行う。

接触感染防止のため、必要に応じて、室内の換気や消毒を行う。

4 感染症予防の啓発と差別・風評被害の防止

避難所等で、感染症予防の啓発を図るとともに、差別・風評被害の防止に努める。

5 県への報告

市は、災害防疫活動を実施した場合、防疫活動状況報告（昭和40年5月10日衛発第302号公衆衛生局長通知様式5）に記載する事項を、毎日、岩出保健所へ報告する。

第2 ごみの適正な処理

1 ごみ排出量の推定

災害時には、通常の生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみやがれきが排出されるものと想定される。

市は、ごみの種類別に排出量を推定し、紀の川市災害廃棄物処理実行計画を策定する。

2 収集体制の確保

市は、紀の海広域施設組合と連携のもと、被災等における生活環境保全・公衆衛生の緊要性を考え、平常体制に臨時雇用による人員を加えた作業体制を確立する。

ごみ処理施設が被災した場合は、速やかな復旧に努める。

応援協力が必要な場合は、和歌山県と一般社団法人和歌山県産業資源循環協会が締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」の規定に基づき、市と覚書を交わしている同協会に協力を要請する。

場合によっては、他市町村のごみ処理施設等に処理を依頼するなどの方策を講ずる。

3 処理対策

(1) 生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物

市は、生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物について、被災地における防疫対策上、収集可能な状態になった時点からできる限り早急に収集が行われることを第一に、その体制の確立を図る。

(2) 粗大ごみ等

粗大ごみ及び不燃性廃棄物が大量に排出されると考えられるが、一時期の処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合が想定される。

市は、必要に応じて生活環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積置きするなどの方策を講ずる。

(3) がれき等

がれき等については、原則として排出者自らが、市のあらかじめ指定する場所に搬入するが、排出者自らによる搬入が困難と判断される場合及び道路等に散在し、緊急に処理を要する場合には、市が収集処理を行う。

4 避難所ごみの収集

避難所は、通常のごみ収集とは別に臨時の収集体制を組み、収集・処理にあたり、衛生環境の確保に努める。

第3 し尿の適正な処理

1 し尿排出量の推定

災害時には、浸水や停電等により、多くの家庭で、トイレが詰まったり、汚物があふれたりすることが想定され、汲み取りの需要が拡大すると考えられる。

また、那賀衛生環境整備組合のし尿処理施設（那賀衛生センター）の被災も想定される。

市は、こうした状況を踏まえつつ、災害時のし尿処理について、必要な処理量を推定し、事業者と連携して適切な処理を行う。

2 収集体制の確保

市は、那賀衛生環境整備組合と連携のもと、被災等における生活環境保全・公衆衛生の緊要性を考え、平常体制に臨時雇用による人員を加えた作業体制を確立する。

し尿処理施設が被災した場合は、速やかな復旧に努める。

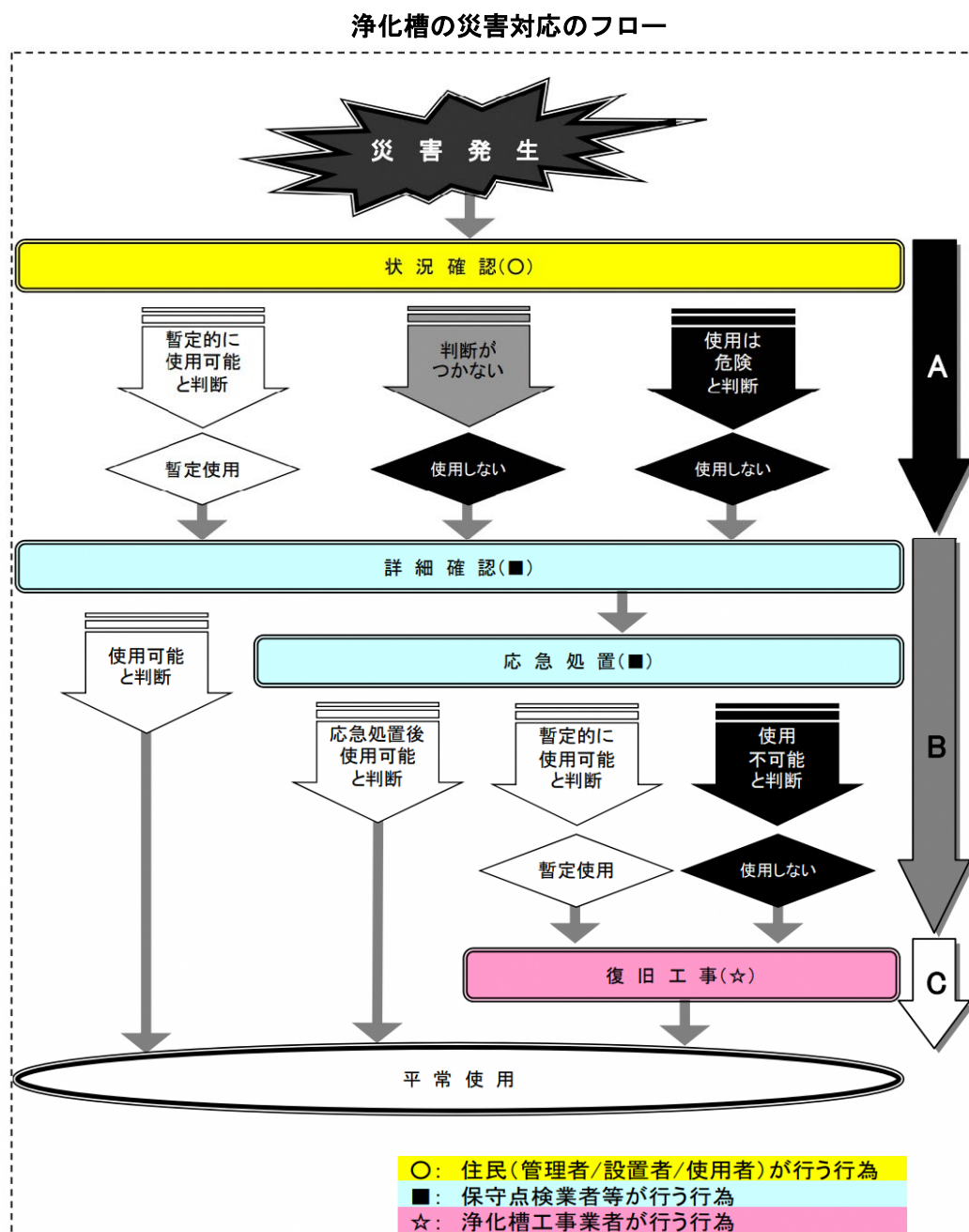
し尿等の収集運搬に関して協力が必要な場合は、和歌山県と一般社団法人和歌山県清掃連合会及び一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会が締結している「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」に基づき、県を通じ両法人に協力を要請する。

場合によっては、他市町村のし尿処理施設等に処理を依頼するなどの方策を講ずる。

3 処理対策

(1) トイレ・浄化槽の機能回復

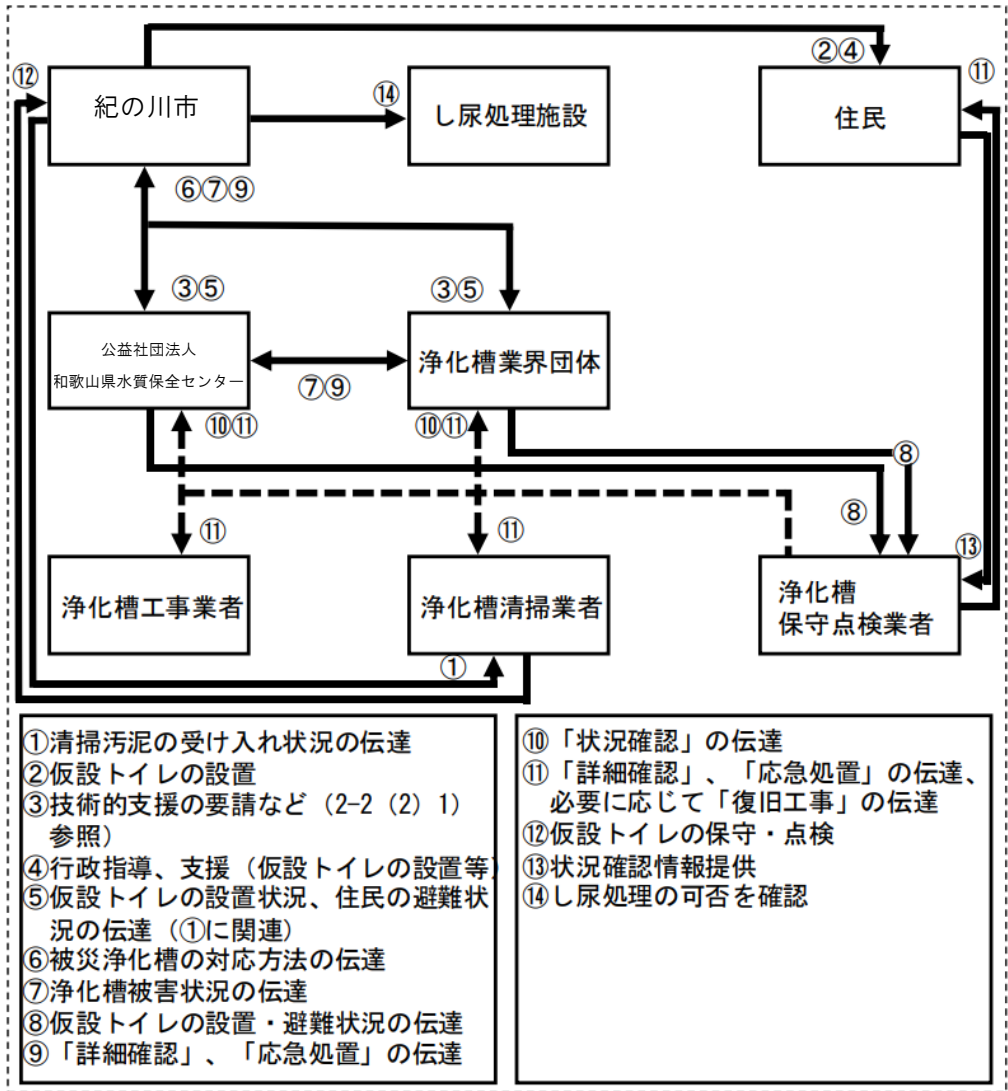
市は、浄化槽関連技術者（施工・保守点検・清掃業者、指定検査機関（検査員）等）の協力を得ながら、被災した公共施設のトイレ・浄化槽の機能回復を進めるとともに、家庭・民間事業所における被災したトイレ・浄化槽の機能回復を促進する。



※Aは、住民等による「状況確認」、Bは、保守点検業者による「詳細確認」・「応急処置」、Cは、工事業者が行う「復旧工事」の段階を示す。

資料：環境省「災害時の浄化槽被害等対策マニュアル第3版」（令和3年）

浄化槽に関する災害時の連絡体制の例



資料：環境省「災害時の浄化槽被害等対策マニュアル第3版」（令和3年）

浄化槽の応急処置の内容

- 1 槽内、管渠内等に堆積した土砂等の除去
- 2 破損もしくは流失したマンホール、点検升等の蓋の補修、交換、代替品の設置
- 3 破損した空気配管、汚水配管、嵩上げ管、隔壁等の補修、バイパスの設置
- 4 破損もしくは流失したブロワ基礎の補修、代替品の設置
- 5 冠水もしくは破損したブロワの掃除、乾燥、補修、代替品の設置
- 6 設定に不備の認められたブロワ制御用タイマー等の再設定
- 7 カバーの破損した電気ケーブルのテーピング
- 8 越流せきの調整
- 9 散気管への送風量の調整
- 10 流失した消毒剤の補充
- 11 破損もしくは流失した医薬品等の補充、交換
- 12 その他

資料：環境省「災害時の浄化槽被害等対策マニュアル第3版」（令和3年）

(2) 仮設トイレ、自然排水機能の活用

避難所や公共施設、集合住宅等においては、リース業者等の協力を得て、共同の仮設トイレの設置・管理を行う。

また、停電時には、トイレへの直接水入れによる自然排水の活用を周知する。

(3) し尿の収集・処理

汲み取り式便槽が設置された避難所から排出されたし尿や、避難所等に設置され仮設トイレに貯留されたし尿を優先しながら、市民からの依頼に基づき、し尿の収集・処理を行う。

災害応急対策の内容は、環境省「災害関係業務事務処理マニュアル」（平成26年6月策定・令和4年11月改訂）に示された様式により、その被害状況及び被害写真等（第1報は、概況を電話・FAXで）を添え、保健所を経由して、県環境生活部循環型社会推進課へ報告する。

第4 災害時保健活動の実施

1 保健班の編成

災害時は、負傷や持病の悪化、ストレス、不安などにより、避難者の心身の健康管理・ケアを支援することが必要である。

健康推進課を中心に、必要に応じて県等から保健師等の派遣を受けながら、保健班を編成し、保健活動を実施する。

保健班の主な業務

- 1 被災住民の実態把握
- 2 情報収集及び情報提供
- 3 巡回による避難者の健康管理及びメンタルケア
- 4 保健衛生指導の実施
- 5 要配慮者の安否確認
- 6 関係機関との連絡調整

2 精神障害者への相談支援

精神障害者は、住宅問題等生活上の解決すべき問題に加えて、避難生活等による人間関係の変化により、過大のストレスが加わり、不安定になりやすい。これまで関わっていた精神保健福祉相談員等が早期に関わり、本人の悩みを聴き、問題処理にあたって優先順位をつける等、相談の支援を実施する。

また、デイケア、障害福祉サービス事業所等に通所していた場合は、交通事情等に配慮の上、できるだけ早期に通所者同士が交流できる場を提供する。

さらに、医療機関及び保健所の指導・協力を得て、災害直後の精神科医療の確保に努めるとともに、医療費助成、罹災証明、仮設住宅や義援金の申込等諸手続き方法等についての情報提供や、具体的支援を実施する。

3 高齢者への相談支援

身体的にも不安を抱える高齢者は、災害後強度の不安から混乱を来したり、孤独感を強める等影響が大きいことから、高齢者対策は重要である。特に、仮設住宅や被災地外への移住等の環境の変化には注意を払い、「孤独死」等の防止にも努める。

高齢者が安心できる支援システムの整備が、こころのケアにつながる。高齢者に対する相談、訪問活動、安否確認等を地域ごとに実施し、精神保健面からのアプローチが必要なケースについて、継続的にフォローする。

また、近隣の声掛け、助け合いのあるコミュニティの再形成を図るため、ボランティアや関係者が相互に連携して、語らいの場づくり等を行う。

4 子供の心のケア

子供は、心的外傷後ストレス障害（PTSD）など、災害の影響を強く受けやすく、種々の症状を引き起こし、時には長期的に問題を持つこともある。

学校を中心に、児童相談所や教育委員会等の相談機関、家庭、医療機関と相互に連携をとり

ながら、心のケアを進める。

5 アルコール依存の防止

災害によるストレスのために、過剰に飲酒するおそれがあるため、本人・家族に対する早期介入等に努める。

6 グリーフケアの推進

災害による身近な人との突然の死別は、計り知れない悲しみを与える。残された方が気持ちを持ち直し、未来に向けて生活していけるよう、保健医療専門職、ボランティアが残された方の気持ちに寄り添う継続的な相談支援の実施に努める。

第5 ペットの保護・管理の支援

獣医師会や「動物愛護推進員」等ボランティアと連携し、ペットの傷病の治療や、飼養困難な動物の一時保管、里親探しなど、和歌山県災害時動物救援本部による動物保護管理活動に協力する。

ペットの同行避難ニーズがある避難所においては、他の避難者との共同生活に配慮した飼養環境の確保に努める。

第3章 3日以内に開始

第1節 障害物の除去

【風水害・震災時】

災害により発生した土砂や流木等の障害物を除去する。
除去する障害物の集積所の確保を図る。

第1 除去する障害物の集積所の確保

除去した障害物で、廃棄物に該当するものについては、最終的には廃棄物処理施設へ搬入して処分するが、廃棄物を中間処理又は最終処分を行うまでの一時的な集積所を確保する。

第2 障害物の除去

1 公共公益施設の障害物の除去

早期に機能回復が必要な医療施設、社会福祉施設、避難所等を優先し、公共公益施設の障害物の除去を進める。

2 住宅関係障害物の除去

がけ崩れ、浸水等によって宅地内に運ばれた障害物の除去で、次のいずれかに該当する場合、市が障害物の除去を行う。

労力又は機械力が不足する場合は、県、国等関係機関に応援要請を行う。

実施状況記録簿等に記録し、都度、県に報告する。

(災害救助法により支弁される費用は資料15－4参照)

市が障害物の除去を行うケース

- 1 市民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- 2 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- 3 その他、公共的立場から除去を必要とする場合

災害救助法による障害物の除去の対象者

- 1 自己の資力では障害物の除去ができない者
- 2 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所、また、玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にある者

3 道路障害物の除去

各道路管理者は、道路上の障害物を速やかに除去し、交通の確保を図る。

4 河川障害物の除去

河川区域内の障害物の除去は、河川法に規定する河川管理者、水防法に規定する水防管理者（市長）・水防団長（消防団長）、消防組織法に規定する消防機関の長が、河川法第22条第1項の規定による緊急措置、水防法第28条の規定による緊急措置として行う。

第3 関係機関との連携

障害物の除去は、第一次的には、市が保有する機械・器具を使用して実施するが、市は、必要に応じて、県、国等関係機関に応援を要請し、障害物の除去のための建設用資機材、技能者等要員の支援を受ける。

第4 被災建築物の安全な撤去

被災建築物の撤去・解体工事については、平常時と同じく解体等事業者に対し、労働基準監督署及び保健所と連携して、大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則で規定される飛散防止措置をとることとする。

（環境省「災害時における石綿飛散防止に係る取り扱いマニュアル」参照）

第2 各業界団体による応援職員の受入れ

医療・看護、応急復旧工事など、民間事業者により事業が営まれている業種について、公益社団法人日本看護協会、公益社団法人日本水道協会など、各業界団体を通じて、又は民間事業者の経営判断により、災害時の応援職員が派遣されることが考えられる。

活動拠点としての公共施設の提供協力、互いの連絡調整窓口の一本化など、こうした各業界団体による応援職員の受入れ体制づくりに努める。

第3 ボランティアの受入れ・活動支援

1 災害ボランティアセンターの開設

地域内や全国から災害ボランティア活動に関する相談等を受け、ボランティアが来訪した際に、災害応急対策活動に従事するための配置調整を行うため、市災害対策本部福祉部と連携しながら、市社会福祉協議会において、ボランティアセンターを開設する。設置場所は、紀の川市社会福祉協議会事務局（桃山保健福祉センター内）を原則とし、災害の状況により適切でない場合はその他の場所での設置を検討する。

ボランティアに依頼すべき事項の例

活 動 内 容	明 細	混 乱 期	中 間 期	安 定期
救 急 救 助 活 動	被災地域	◎	△	—
給 水 活 動 支 援	配送	◎	△	△
	給水管理事務	◎	△	△
自 宅 避 難 者 等 の 支 援	被災地域	◎	◎	◎
避 難 所 支 援	初動整備活動	◎	—	—
	救護活動	◎	○	—
	運営活動	△	○	△
物 資 拠 点 支 援	救援物資の受入、整理配送、分配等	◎	◎	○
		◎	◎	○
ボランティアコーナー支援	役所・避難所等	◎	○	○
災 害 時 要 援 護 者 支 援	避難所、被災地域	◎	○	○
清 掃 等	避難所	○	—	—
	被災地域	○	○	○
が れ き 除 却 等	被災地域	◎	◎	◎
防 疫 支 援	被災地域	—	△	◎
被 災 現 場 支 援	被災地域	◎	◎	◎
各種専門技能による支援 ・医療等 ・マッサージ ・保健師 ・事務関係 ・カウンセラー ・教育・保育等	避難所	◎	◎	◎
	被災地域			

(注) 上記中 ◎ は必要度の非常に高いもの、○ は必要度の高いもの、
△ は必要度のあるもの、— は必要度の少ないか、無いものである。

2 災害ボランティアコーナーの開設

職員のほか、地元ボランティア、自治会長等の協力を得て、市各庁舎等に休憩所を兼ねたボランティアコーナーを設け、ボランティア活動が円滑に行われるよう、災害情報、労務の役割分担、ボランティアの需給情報等の情報提供に努める。

3 ボランティアの安全確保

市社会福祉協議会登録ボランティア等、市での日常の活動実態がある団体・個人、災害を機にボランティア活動を開始した団体・個人には、災害応急活動に対応したボランティア活動保険への加入を支援する。その他の団体・個人には、制度の周知に努める。

感染症対策について、必要な避難行動に努める。

石綿ばく露防止に対して、作業前教育を行い、防じんマスクの使用を促し、作業従事記録を40年間保存する。

第3節 住宅・宅地対策

【風水害時】

県による応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理に協力するほか、被災宅地の危険度判定など、住宅・宅地の応急対策を進める。

第1 応急仮設住宅の建設

1 建設予定候補地の選定

災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は知事が行い、戸数、場所等の建設に関する計画の立案は、県と市が共同で行う。

市は、飲料水が得やすく、かつ保健衛生上も好適で、被災者の生業の見通しがつけられることに配慮して、応急仮設住宅の建設予定候補地を県に提案する。

なお、災害救助法適用の市町村が本市のみである場合は、状況に応じて知事事務の一部を委任して、市長が当該事務を行うことができる。しかし、応急仮設住宅の供与に関しては、特別の事務がある場合を除き、知事が直接実施すべきとされている。

2 設計・建設・供用開始

応急仮設住宅の標準規模は、単身用19.8㎡(6坪相当)、小家族用2～3人29.7㎡(9坪相当)、大家族用4人以上39.6㎡(12坪相当)である。また、入居世帯の状況を把握する時間的余裕がない場合、6坪タイプと9坪タイプの住宅を中心に建設計画を行う。

日常生活上特別な配慮を要する者を入居させるため、老人居住介護等事業を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅について、担当部局と十分に連携して設置を提案する。

設計にあたっては、ユニバーサルデザイン仕様や、地域の気象環境等も考慮した配置に努めるよう提案する。また、概ね50戸以上の応急仮設住宅を一つの敷地内に建設した場合、集会施設の設置を提案する。

災害救助法では、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに建設するものとされており、市は速やかな建設への協力を努める。

なお、大災害等で20日以内に着工できない場合は、県福祉保健部福祉保健総務課が事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

第2 借上住宅等の提供

必要な戸数の応急仮設住宅の建設を早急に行うことが困難である場合及び長期間の避難が予想されるなどの事情がある場合、内閣府の協議を経て、市は、県の支援のもと、公営住宅や(公社)和歌山県宅地建物取引業協会を通じた民間賃貸住宅の提供を検討する。

この際、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。

第3 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、災害救助法第13条に基づく県の補助として、県と応急仮設住宅管理事務委託契約を締結し、市が実施する。選定にあたっては、高齢者等の要配慮者が1箇所集中しないよう配慮する。

災害救助法による応急仮設住宅の入居基準

- 1 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。
 - 2 居住する住宅がない者又は避難指示等により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。
 - 3 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。
- (災害時という性質上、一定額による厳格な所得制限等は行わない。)

第4 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅は、市長が知事から委託を受けて管理する。応急仮設住宅入居者名簿を作成し、入居契約書とともに整理保管し、知事に台帳の写しを提出する。

災害救助法による供与期間は、原則として、完成の日から2年以内となっている。借上住宅の場合も2年以内となっている。

市は、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成に努めるとともに、高齢者、障害者、女性、子供など様々な立場からのニーズを反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて家庭動物の受入れに配慮する。

第5 住宅の応急修理

1 実施機関等

災害救助法を適用した場合の被害住家の応急修理は知事が行うが、対象とする住家の選定は、県と市が共同で行う。

なお、災害救助法適用の市町村が本市のみである場合は、知事は応急修理を市長に委任することができる。

2 対象世帯

住宅の応急修理制度の対象世帯は、「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の住家被害を受けた世帯で、「全壊」の住宅は、応急修理を実施することにより居住できるようになるときに限り対象となる。なお、制度改正により、所得制限はなくなり所得証明書の提出が不要となったが、「半壊」「準半壊」に該当する住宅を応急修理する場合は、「資力に関する申出書」の提出を受け、「自らの資力では修理できないこと」を確認する必要がある。

3 修理の範囲、費用

修理の範囲は、次の4項目のうちから、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施する。

なお、緊急度の優先順は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理
- (2) ドア、窓等の開口部の応急修理
- (3) 上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理
- (4) 衛生設備の応急修理

なお、費用の限度は、資料15-4のとおりである。

第6 被災者に対する住宅建設資金等の融資

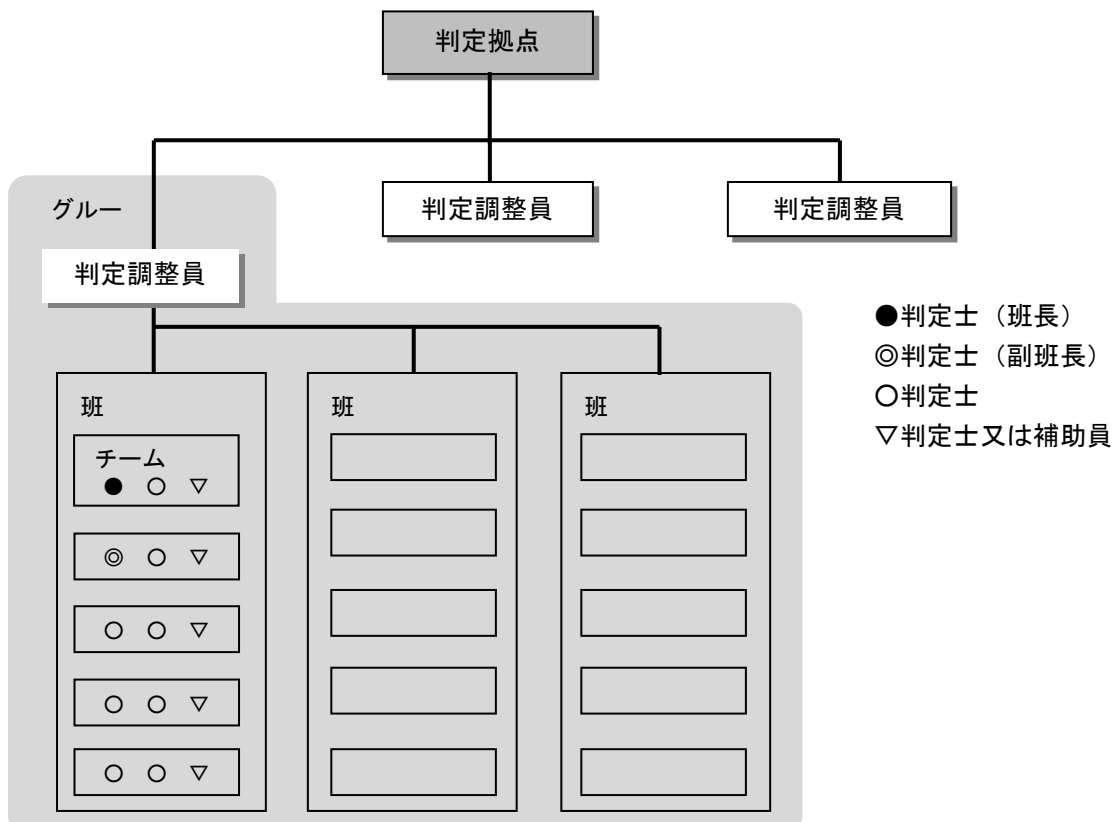
災害の被災者に対する被災住宅の復興に必要な資金として、住宅金融支援機構が指定した災害については、災害復興住宅融資制度を積極的に活用して、早急に被災地の民生安定を図る。

第7 被災宅地の危険度判定の実施

宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を防止・軽減し、住民の安全を確保するため、県へ判定士の派遣を依頼し、被災宅地の危険度判定を実施する。

被災宅地危険度判定士3～4名によるチーム編成を基本として、1日1チームあたり10宅地程度の判定を目標とする。

危険度判定の実施概念図



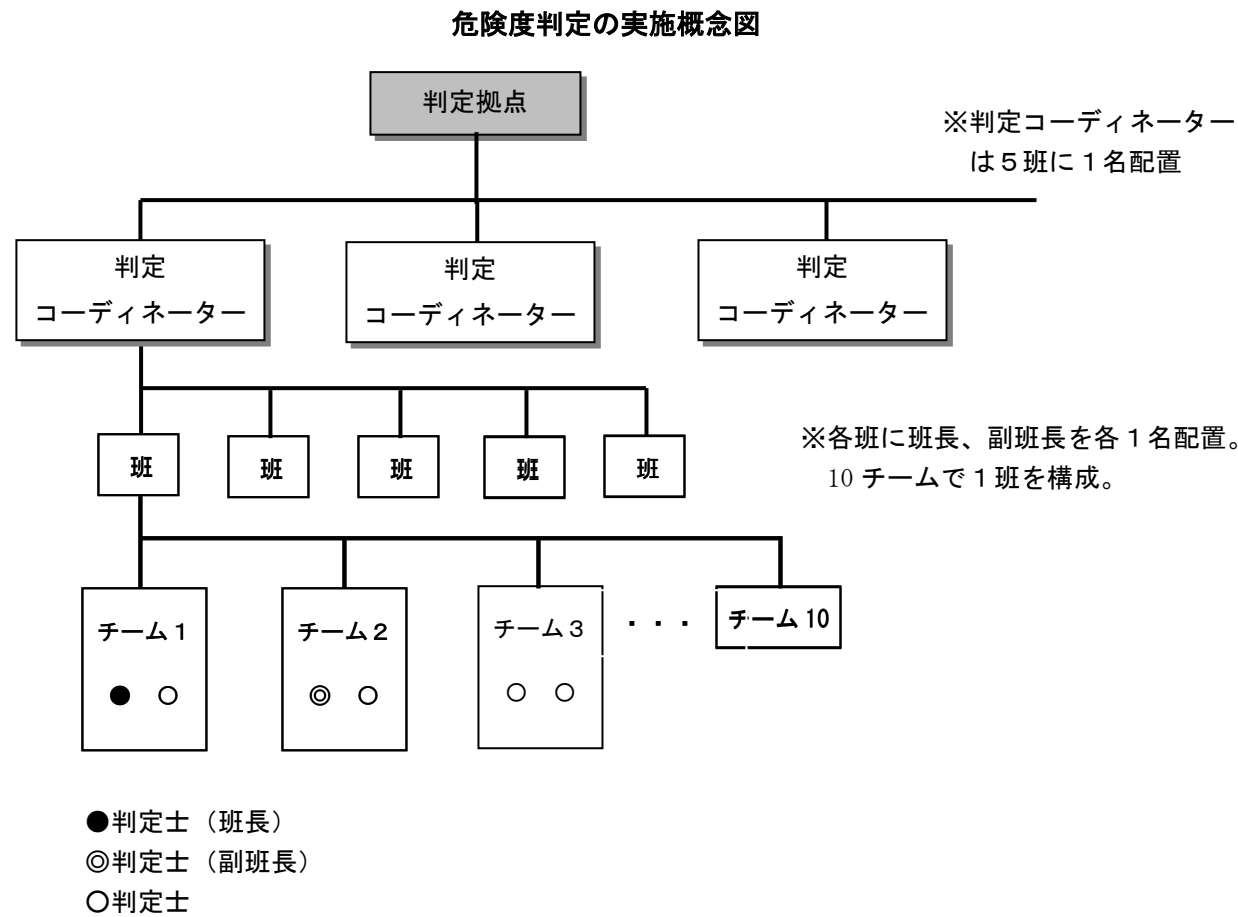
標準業務期間						
第1日目	第2日目	第3日目	第4日目	第5日目	第6日目	第7日目
往 路	・事務引継 ・実施計画の 具体化 ・班の編成 ・班長等への 事前説明	・判定結果の チェック、 報告① ・当日の状況 説明	・判定結果の チェック、 報告② ・当日の状況 説明	・判定結果の チェック、 報告③ ・当日の状況 説明	調査等の まとめ	復 路

【震災時】

第1 被災建築物の応急危険度判定の実施

大地震により被災した建築物について、その後の余震等による倒壊の危険性ならびに建築物の部分等の落下・転倒の危険性をできる限り速やかに判定し、二次災害を防止・軽減するため、県へ判定士の派遣を依頼し、被災建築物の応急危険度判定を実施する。

地震被災建物応急危険度判定士2名でのチーム編成を基本として、1日1チームあたり15～20棟の判定を目標とする。



標準業務期間

第1日目	第2日目	第3日目	第4日目	第5日目	第6日目	第7日目
往 路	・事務引継 ・実施計画の具体化 ・班の編成 ・班長等への事前説明	・判定結果のチェック、報告① ・当日の状況説明	・判定結果のチェック、報告② ・当日の状況説明	・判定結果のチェック、報告③ ・当日の状況説明	調査等のまとめ	復 路

第4節 被災者の生活の安定のための措置

【風水害・震災時】

被災地の生活の安定のための措置を講ずる。

第1 被災者台帳の作成

被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成する。作成においてはデジタル技術を活用するよう検討する。

1 被災者台帳に記載する内容（例）

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 電話番号その他の連絡先
- (9) 世帯の構成
- (10) 罹災証明書の交付の状況
- (11) 台帳情報を市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- (12) 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- (13) 被災者台帳の作成にあたって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）
- (14) その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

2 台帳情報の利用及び提供

(1) 台帳情報の提供

市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。なおこの場合、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含まない。

- ① 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- ② 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ③ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2) 台帳情報の提供に関し必要な事項

台帳情報の提供を受けようとする者（申請者）は、次の事項を記載した申請書を市長に提

出しなければならない。

- ① 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- ③ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- ④ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれる場合にはその使用目的
- ⑤ 台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項

第2 罹災証明書・被災証明書の交付

1 罹災証明書の発行

罹災証明は、各種被災者生活支援制度を受けるとき、住家の被害程度を証明するものである。

市長は、被災者からの申し出により、住家被害状況の認定調査を行い、確認した事実に基づき被害の程度を証明する罹災証明書を発行する。

なお、罹災の程度は、住家を対象に、一棟ごとに母屋で判断するもので、屋根、壁、構造体など部分ごとに表面に現れた被害を調査して、「全壊」・「大規模半壊」・「中規模半壊」・「半壊」・「準半壊」・「準半壊に至らない（一部損壊）」等の判定を行う。

2 被災証明書の発行

被災証明書は、保険金等の請求や税等の減免などのため、災害の事実を証明する書類で、住家被害認定調査には依らず、被災写真等に基づき発行する。

証明書発行を申請する市民は、可能な限り、被災写真等を添付し、申請する。

第3 被災者の生活確保

1 職業のあっせん

災害により離職を余儀なくされた被災者の職業のあっせんについては、県が公共職業安定所を通じ、早期再就職の促進を図る。市は、離職者の状況を把握する。

2 税の減免等

市は、被災者に対し、地方税法及び市条例により、納税の期限延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置をそれぞれの実態に応じて実施する。

3 郵便関係措置等

日本郵便(株)は、災害時に、その被害状況並びに被災地の実情に応じて郵便事業に係る災害特別事務取扱い等を実施する。

(1) 郵便関係

被災者への郵便ハガキ等の無償交付、及び被災者が差し出す通常郵便物の料金免除等

(2) 通常貯金、簡易保険関係

- ① 通帳、証書、印章等をなくされた被災者の貯金等の非常取扱い等
- ② 保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い等

4 被災者の生活再建支援

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第4 被災者への融資

1 農林漁業者及び民間事業者への融資

災害により被害を受けた農林漁業者及び民間事業者に対し、市は、県と連携し、災害復旧に必要な資金の融資に関し、必要な指導及び周知を図る。

(1) 農林漁業関係の資金融通

① 天災融資資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）

ア 農林漁業者経営資金

イ 農林漁業組合事業資金

② 株式会社日本政策金融公庫資金（株式会社日本政策金融公庫法）

ア 農業基盤整備資金

イ 林業基盤整備資金

ウ 林業経営維持資金

エ 漁業基盤整備資金

オ 漁船資金

カ 農林漁業施設資金（共同利用施設、主務大臣指定施設）

キ 農林漁業セーフティネット資金

③ 生活営農資金

④ 林業・木材産業改善資金（林業・木材産業改善資金助成法）

(2) 商工業関係の資金融通

① 和歌山県融資制度

② 災害復旧高度化融資

2 住宅関係

天災により住宅に被害を受けた市民に対し、相談窓口を開設し、罹災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、応急修理の申請の受付を行うとともに、独立行政法人住宅金融支援機構から低利で融資を受けるためのあっせんを行い、住宅再建を支援する。

第5節 災害救助法の適用

【風水害・震災時】

災害救助法が適用された場合、その基準に沿った応急対策を進める。

第1 制度の概要

災害救助法で定める救助は、災害により一定規模以上の被害が生じた場合、個人の生活権の保護と社会秩序の保全を目的とした、応急的・一時的な救助である。

災害救助法が適用となった場合は、応急活動における職権が異なり、国の機関として県知事が実施することとなっているため、災害救助法の適用基準、適用時の措置等について定める。

ただし、災害救助法の適用に至らない場合には、市が災害救助法に準じた応急対策を行う。

第2 実施機関

災害救助法による救助の実施は、知事が行う。

ただし、知事から救助の実施についてその一部を委任された場合は、市長が行う。

また、委任により市長が行う事務を除くほか、市長は、知事が行う救助を補助する。

第3 災害救助法の適用基準

(1) 災害が発生するおそれがある場合の適用基準

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、国の災害対策本部により告示された所管区域に該当する都道府県において、現に救助を必要とするときに、市町村単位に行うものとする。

(2) 災害が発生した場合の適用基準

災害救助法に基づく救助は、市町村単位に、原則として同一原因の災害による住家滅失の被害が一定規模以上に達し、現に被災者が救助を必要とする状態にある場合に適用される。

なお、本市における救助法の適用基準は、次のとおりである。

紀の川市の災害救助法適用基準

1	紀の川市内の住家滅失世帯数	80 世帯以上	災害救助法施行令第1条第1項第1号
2	和歌山県内の住家滅失世帯数	1,000 世帯以上	災害救助法施行令第1条第1項第2号
	紀の川市内の住家滅失世帯数	40 世帯以上	
3	和歌山県内の住家滅失世帯数	5,000 世帯以上	災害救助法施行令第1条第1項第3号前段
	紀の川市内の住家滅失世帯数	多数	
4	災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき。 ※「特別の事情」とは、被災者に対する食品の給与、生活必需品の給与等について特殊の救助方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすることをいう。		災害救助法施行令第1条第1項第3号後段
5	発生した災害の程度が、多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する災害 ○災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して持続的に救助を必要とすること。○被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。		災害救助法施行令第1条第1項第4号

滅失世帯：全壊した世帯が1世帯で1世帯、半壊、半焼する等著しく損傷した世帯が2世帯で1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯が3世帯で1世帯計上する。

第4 災害救助法の適用要請等

市は、第3の「災害救助法の適用基準」に定める適用基準に達し、又は達する見込みがある場合は、県知事に対し、災害救助法の適用を要請する。

また、県知事から救助法の適用通知を受理した場合は、関係機関に周知を図る。

なお、「一般基準」では救助に万全を期することが困難な場合、知事を通じ、内閣総理大臣に対して「特別基準」の適用を要請する。内閣総理大臣から「特別基準」の同意を得た場合は、知事を通じて電話、FAX、電子メール等により連絡を受けることとなっている。

第5 災害救助法による救助の種類と実施者

災害救助法による救助の種類、実施期間及びその実施者は、次のとおりである。（詳細は、資料15-4参照）

災害救助法による救助の種類と実施者

救 助 の 種 類	実 施 期 間	実 施 者 区 分
避難所の設置	7 日以内	市
炊出しその他による食品の給与	7 日以内	市
飲料水の供給	7 日以内	市
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	10 日以内	市
医療及び助産	14 日以内（ただし、助産分べんした日から7日以内）	医療班派遣＝県及び日赤県支部（ただし、委任したときは市）
学用品の給与	教科書 1 か月以内 文房具 15 日以内	市

被災者の救出	3日以内	市
埋葬	10日以内	市
生業資金の貸与		現在運用されていない
応急仮設住宅の供与	着工 20日以内	対象者、設置箇所の選定＝市 建設＝県
住宅の応急修理	完成 3か月以内	市
死体の搜索	10日以内	市
死体の処理	10日以内	市
障害物の除去	10日以内	市

(注) 期間については、すべての災害発生の日から起算する。

ただし、厚生労働大臣と協議し、その同意を得た上で、実施期間を延長することができる。

第6 救助費の繰替支弁

災害救助法第30条の規定により、市長が救助費用を繰替支弁したときの交付金の交付については、「災害救助費繰替支弁金交付要綱」に基づき行う。

第7 救助実施状況の記録及び報告

市は、災害救助法に基づく救助の実施状況を日ごとに整理記録するとともに、その状況を取りまとめて県に逐次報告する。この場合、取りまとめた状況は取り急ぎ電話等により提供し、後日文書による情報提供を行うことで差し支えない。

第8 災害対策基本法に基づく従事命令等

1 従事命令等の発動

市長は、災害救助法の適用がない場合においても、災害が発生し、応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第71条第2項の規定により従事命令、協力命令、保管命令等を発することができる。

2 公用令書の交付

市長は、災害対策基本法第71条第2項の規定による従事命令等を発する場合、同法第81条に定める公用令書を交付しなければならない。

3 損害補償等

- (1) 市長は、災害対策基本法第71条第2項の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、同法第84条第1項に基づき損害を補償しなければならない。
- (2) 災害対策基本法第71条第2項の規定による保管命令等により通常生ずべき損失について、同法第82条第1項に基づき、補償しなければならない。

第6節 生活関連総合相談

【風水害・震災時】

大規模災害時に、相談所を開設し、被災者の相談を受け、解決を図る。

第1 相談所の開設

災害により被害を受けた住民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため、必要に応じ、避難所、市役所本庁舎、各支所庁舎等に臨時災害相談所を設け、被災者の相談に応ずるとともに、苦情、要望等を聴取した結果を関係機関に速やかに連絡して早期解決に努める。

また、必要に応じ、市役所本庁舎に総合相談窓口を設置するとともに、関係各課においても、個別事項の相談受付窓口を開設する。

これらの相談所では、必要な人員の確保に努めるとともに、必要に応じて、県の各部局又は国の出先機関を含む関係機関の職員の常駐を要請する。

相談業務の内容例

- 1 行方不明者の捜索に関すること（被災者の安否の確認に関すること）。
- 2 生業資金のあっせん、融資に関すること。
- 3 被災住宅の修理及び応急仮設住宅のあっせんに関すること。
- 4 その他住民の生活に関すること。

第2 相談所の周知

相談所を設置したときは、防災行政無線、マスコミ報道、市ホームページなどを活用し、広く周知する。

第3 相談への対応と記録

相談に対して、制度の紹介やより専門的な相談への取次などの対応を行い、相談内容の記録を市民課で取りまとめる。

第4 外国人への相談支援

避難所や在宅の外国人の生活を支援するため、和歌山県国際交流センター災害時多言語支援センターや語学ボランティアの協力を得て、外国人に配慮した相談支援、多言語による生活情報の提供に努める。

第4章 2週間以内に開始

第1節 教育・福祉対策

【風水害・震災時】

児童生徒等や施設・サービス利用者の安全を確保するとともに、教育・保育活動、福祉サービスの早期再開を図る。

第1 児童生徒等の安全の確保

学校、幼稚園・保育所・保育園・こども園等においては、職員一同が、通報、初期消火、避難誘導、応急救護、傷病者が発生した場合の救急搬送、二次災害防止措置等、児童生徒等や職員等の安全確保のための措置を行う。

校長・園長等は、事前に災害が予知される場合や、児童生徒等に危険が及ぶ心配があるときなど、現状を的確に判断し、臨時休校（休園）、行事の中止等適切な措置を講ずるとともに、市本部に報告する。

帰宅できない児童生徒等の氏名・人員等の掌握、異常の有無等を把握し、保護者等への引渡しまで確実に保護する。

第2 学校、幼稚園・保育所・こども園等の被害状況の把握・報告

1 被害の概要の把握・報告

各施設が児童生徒等、職員、施設・設備の被害の概要を把握し、災害対策本部教育部に報告し、災害対策本部教育部から県など関係機関に報告する。

2 児童生徒等、職員の状況の把握・対応

各施設が市災害対策本部等と連携し、児童生徒等、職員の心身の健康状態や家族の被災状況等を調査・把握し、必要な相談支援に努める。

第3 教育・保育施設の確保

教育・保育施設が被災し、そのままでの使用が難しい場合、教育・保育を行える代替場所の確保を図るとともに、被害箇所、危険箇所の応急修理を行う。

教育・保育施設が避難所として使用された場合は、教育・保育活動が早期に再開できるよう、避難所の集約・統合等を進める。

第4 教育・保育の再開

市教育委員会及び保育課は、県教育委員会、私立の教育・保育施設、PTA等と連携し、施設や市町村をまたぐ不足職員の確保や、被災した児童生徒等への災害救助法に基づく学用品・日用品の支給、給食再開準備、再開スケジュールの検討・協議などを進め、速やかな教育・保育の再開を図る。

第5 社会教育・社会体育施設の応急対策

1 施設利用者の安全の確保

社会教育・社会体育施設において、災害時に、通報、初期消火、避難誘導、応急救護、傷病者が発生した場合の救急搬送、二次災害防止措置等、安全確保のための措置を行う。

2 被害の概要の把握・報告

各施設が被害の概要を把握し、災害対策本部教育部に報告し、災害対策本部教育部から県など関係機関に報告する。

3 施設等の応急修理

社会教育・社会体育施設が被災し、そのままでの使用が難しい場合、被害箇所、危険箇所の状況を調査し、必要に応じて応急修理を行う。

第6 文化財の応急対策

文化財が被災した場合、文化財の所有者・管理者の協力を得ながら、市教育委員会が被害状況の調査・取りまとめを行い、県教育委員会へ報告する。県教育委員会の指導のもと、文化財の所有者・管理者が、損壊の拡大防止措置、安全措置、希少部材の保全など応急措置を速やかに実施し、本修理を待つ。被害の大小にかかわらず、文化財の周囲に防御柵を設けるなどして、現状保存を図れるよう措置する。

美術工芸品等は、保管環境の整った施設での一時保管を検討する。

第7 障害者・高齢者福祉の再開

1 施設利用者の安全の確保

介護保険、障害福祉サービス事業所等において、災害時に、初期消火、避難誘導、応急救護、傷病者が発生した場合の救急搬送、二次災害防止措置等、安全確保のための措置を行う。

2 被害の概要の把握・報告

各事業所が被害の概要を把握し、災害対策本部福祉部に報告し、災害対策本部福祉部から県など関係機関に報告する。

3 福祉サービスの再開と要配慮者の生活支援

各事業所での福祉サービスの早期再開に努める。

要配慮者に対する福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間後を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2日目～3日目に、全ての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を開始する。また、避難の長期化等必要に応じて、健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事提供等の栄養管理に配慮した物資の調達に努める。

要配慮者のうち、避難所等への移動が困難であり、自宅待機をせざるを得ない場合においては、食料や物資等の供給についての支援体制を構築する。

第2節 義援金の配分

【風水害・震災時】

義援金を適正に配分する。

第1 災害義援金の引継を受ける機関

災害義援金の引継ぎは、市長が受ける。

第2 義援金の配分

1 義援金の管理・配分

義援金の管理・配分は市、県、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県共同募金会、報道機関等の募集機関、被災地関係者、学識経験者等による配分委員会を組織して、協議のうえ実施するものとする。

配分委員会事務局は県に置き、義援金の管理、配分の事務を行う。

2 金銭の管理

(1) 配分委員会での管理換

各機関が募集した義援金は配分委員会に、速やかに管理換する。

(2) 会計課による現金領収

配分委員会が組織されるまで現金の領収保管は、市においては会計課が担当する。

(3) 貯金等による保管と出納状況の記録

現金は、銀行貯金等確実な方法で保管管理するとともに、現金出納帳を備え付け、出納の状況を記録し、経理する。

(4) 利子収入の算入

貯金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱う。

第3 費用

義援金の配分等に要する経費は、できるだけそれぞれの実施機関において負担するものとする。ただし、配分の規模により、配分委員会にて協議することができるものとする。

第5章 1か月以内に開始

第1節 災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付

【風水害・震災時】

災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付を円滑に行う。

第1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

市は、「災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した住民の遺族、世帯主に対して弔慰金及び障害見舞金の支給及び援護資金の貸し付けを行う。

第2 生活福祉資金（災害援護資金）の貸付

「生活福祉資金貸与制度要綱」に基づき、県社会福祉協議会は、被災した低所得世帯に対し、自主更正を目的で必要な資金を貸し付けるものとする。

ただし、前項の災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く。

第2節 被災者生活再建支援法の適用

【風水害・震災時】

被災者生活再建支援制度を活用し、被災者の生活を支援する。

第1 制度の概要

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた人で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難な人に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

被災者生活再建支援制度の概要

目 的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。				
対象災害	自然災害（火災・事故等人為的な原因により生じたものは含まれないが、当該起因が自然現象によるものは対象となる）				
対象災害の規模	① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害 ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県内にあって、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した他市町村（人口10万人未満のものに限る）における自然災害 ⑤ ③又は④に該当する都道府県に隣接する都道府県内にあって、①～③のいずれかの区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る）における自然災害 ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満のものに限る）で、5世帯（人口5万人未満の市町村にあっては2世帯）以上の住宅が全壊する被害が発生したものにおける自然災害				
支 給 額	支給額は、次の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）				
		基礎支援金	加算支援金		計
		(住宅の被害程)	(住宅の再建方法)		
	①全壊 (損害割合50%以上) ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
	④大規模半壊 (損害割合40%以上)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
	⑤中規模半壊 (損害割合30%以上)		建設・購入	100万円	100万円
			補修	50万円	50万円
			賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

支給対象 世帯	住宅が全壊した世帯その他これと同等の被害と認められる世帯として政令で定めるもの
	1 住宅が全壊した世帯
	2 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住居をやむを得ず解体した世帯
	3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
	4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
	5 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

第2 支援金の支給

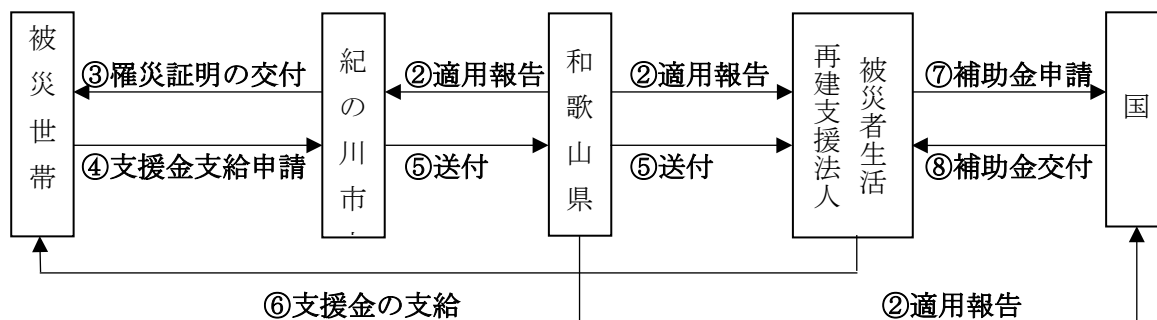
各関係機関の役割分担のもと、被災者生活再建支援金を早期に支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。

関係機関が行う措置

区 分	措 置 内 容
市	1 住宅の被害認定 2 罹災証明書等必要書類の発行 3 被災世帯の支給申請にかかる窓口業務 4 支給申請書の必要書類の取りまとめ及び県への送付
県	1 被害状況の取りまとめ 2 災害が法適用となる可能性がある場合の内閣府等への報告及び公示 3 支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び被災法人への送付
被災者生活 再建支援法人 (公益財団法人 都道府県セ ンター)	1 国への補助金交付申請等 2 支援金の支給 3 支給申請書の受領・審査・支給決定 4 申請期間の延長・報告
国 (内閣府)	被災者生活再建支援法人への補助交付等

支援金支給事務の基本的な流れ

①支援法適用



<申請に必要な書面>

- ・支援金支給申請書・住民票等・罹災証明書等・預金通帳の移し
- ・その他関係書類 契約書(住宅の購入・補修、借家の賃貸借 等)

第3 迅速な支給にむけた方策の推進

被災者生活再建支援金の支給には、被災市民からの罹災証明書の申請が必要であるが、東日本大震災時は、国が市町村あてに通知を発出し、住宅の全壊が写真で確認できる場合には、その添付をもって被災者生活再建支援金の申請を受け付け、後日、罹災証明書の申請を受けるという手法もとられた。

本市においても、甚大な被害の際に、この方法の実施を検討する。

第3節 施設の復旧対策

【風水害・震災時】

災害復旧計画を作成し、復旧事業を実施する。

第1 災害復旧事業計画の作成

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

作成する事業計画の種別は、次のものがある。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川施設復旧事業計画
 - (2) 砂防設備復旧事業計画
 - (3) 地すべり防止施設復旧事業計画
 - (4) 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
 - (5) 道路施設復旧事業計画
 - (6) 下水道施設復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
 - (1) 林地荒廃防止施設復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 水道施設災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 文化財災害復旧事業計画
- 11 その他の災害復旧事業計画

第2 国の財政措置

復旧事業に関する国の財政措置には、次のものがあり、適宜活用を図る。

- 1 国庫補助及び国の財政措置
 - (1) 公共土木施設災害復旧…公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの
 - (2) 農林水産施設災害復旧…農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律によるもの
 - (3) 公立学校施設災害復旧…公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの
 - (4) 公営住宅の建設 …公営住宅法によるもの
 - (5) 都市施設災害復旧 …都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針によるもの

- 2 地方債に基づく措置によるもの
- 3 地方交付税に基づく措置によるもの
- 4 激甚災害時の特別財政措置によるもの

激甚災害制度

事項	内 容
制度の概要	国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害時に、政令でその災害を「激甚災害」と指定し、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業者への保証の特例等、特別の財政助成措置を講じる制度。
指定区分	「激甚災害」（本激）と局地的な災害の場合の「局地激甚災害」（局激）がある。
「激甚災害」（本激）における財政措置	1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 2 農林水産業に関する特別の助成 (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (3) 天災融資法の特例 (4) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 (5) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 (6) 共同利用小型漁船の建造費の補助 (7) 森林災害復旧事業に対する補助 3 中小企業に関する特別の助成 (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 4 その他の特別の財政援助及び助成 (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 (4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例 (5) 水防資材費の補助の特例 (6) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 (7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入 (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
「局地激甚災害」（局激）における財政措置	1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 2 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 3 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 4 森林災害復旧事業に対する補助 5 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 6 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

第2部 その他災害・事故

第1節 危険物等災害応急対策

危険物等の災害の発生、又はそのおそれがある際、必要な措置を講ずる。

第1 危険物施設の災害応急対策

危険物施設等は、災害時における火災、爆発、漏えい等の危険が予測されるので、危険物関係法令に基づく予防規程、自衛消防組織等を実効あるものとするとともに、火災、爆発、流出等を防止し、災害による危険物の被害を最小限にとどめ、施設の関係者及び周辺住民に対する危害防止を図る。

1 危険物施設の管理者の措置

危険物施設の管理者（資料14-1～14-4参照）は、関係法令により定められた予防規程等による措置のほか、県、市、那賀消防組合等と連携して、災害時における応急措置を次により実施する。

災害が発生するおそれのある場合の措置

- 1 情報及び警報等を確実に把握する。
- 2 施設内の警戒を厳重にするとともに、保安要員を各部署に配備する。
- 3 消防設備等を点検整備するとともに、危険物の流出、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防止対策を講ずる。
- 4 初期消火要領の徹底及び混触発火等による火災の防止対策を講ずる。

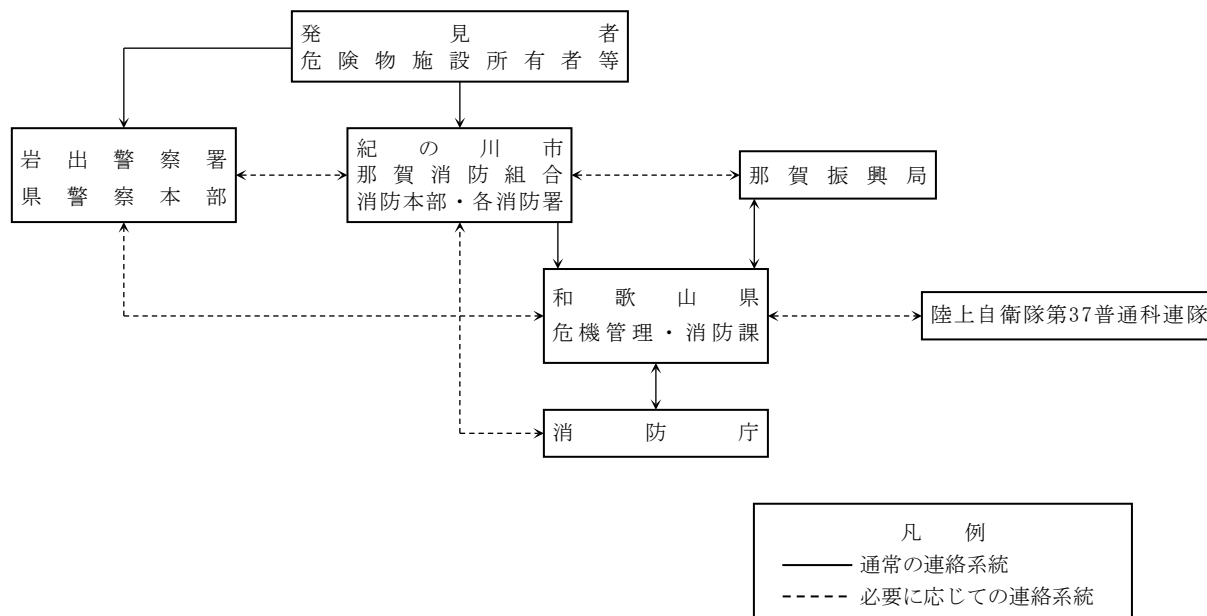
災害時の措置

- 1 消防機関及びその他の関係機関へ通報する。
- 2 消防設備を使用し災害の防除に努める。
- 3 危険物施設等における詰め替え、運搬等の取扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に最善の方策を講ずる。
- 4 災害状況の把握及び災害拡大に伴う付近の状況等により、避難等の措置を講ずる。

2 市・那賀消防組合の措置

危険物施設の管理者と密接な連携を保ち、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示、応援の要請等必要な応急対策を実施する。

通報連絡系統



第2 火薬類、高圧ガス災害の応急対策

火薬類、高圧ガスによる災害の発生するおそれがある場合、又は災害が発生したときは、災害の発生又は拡大を防止するため速やかに次の応急措置を講ずる。

1 火薬類取扱事業所の措置

火薬類取扱事業所は、県、市、那賀消防組合等と連携して、災害時における応急措置を次により実施する。

災害が発生するおそれのある場合の措置

- 1 貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合、速やかに火薬類を安全な場所に移し、見張り人を付けて関係者以外の者を近づかないようにする。
- 2 火災警戒区域を設定する。
- 3 災害が発生するおそれのある区域はすべて立入禁止とし、危険区域内の市民が避難させるための措置を行う。

災害時の措置

災害時、那賀消防組合、岩出警察署、その他関係機関に通報するとともに、次の措置を講ずる。

- 1 消防警戒区域の設定及び交通規制
- 2 被災者の救出、救護
- 3 消火及び防火、防爆、除害活動並びに広報活動

2 高圧ガス取扱事業所の措置

高圧ガス取扱事業所は、県、市、那賀消防組合等と連携して、災害時における応急措置を次により実施する。必要に応じて、和歌山県LPガス協会那賀支部又は関係事業所等の応援を求める。

災害が発生するおそれのある場合の措置

- 1 高圧ガスによる災害が発生するおそれがある場合は、その施設等の管理者は、関係機関と連絡を密にし、速やかに適切な措置を講ずる。
- 2 火災警戒区域を設定する。
- 3 上記の措置がとれない場合は、必要に応じ、危険地域内の住民の避難措置を講ずる。

災害時の措置

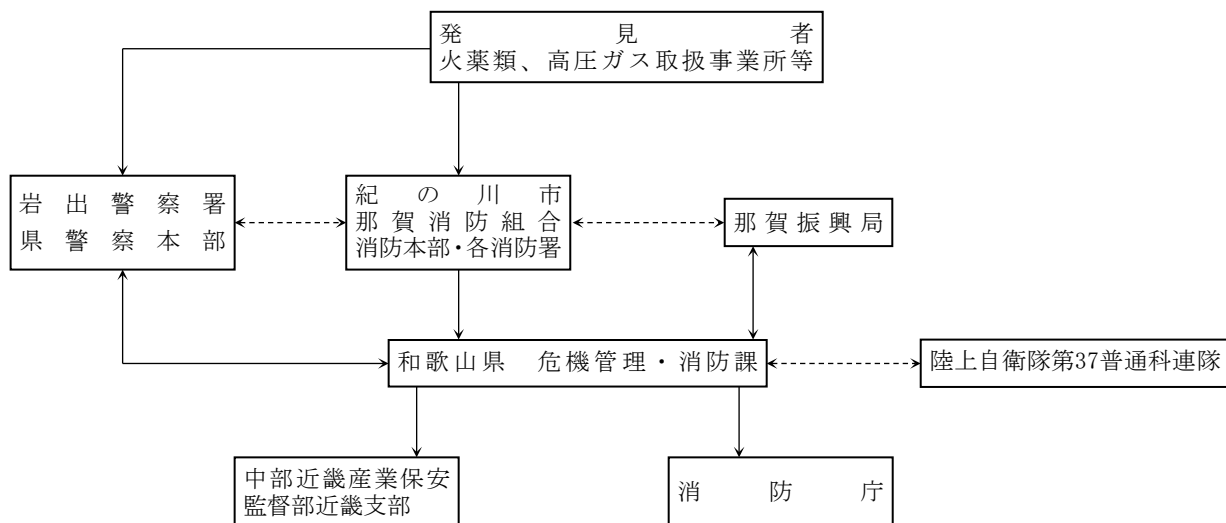
高圧ガスによる災害の場合、下図により、那賀消防組合、岩出警察署のいずれかに通報するとともに、次の措置を講ずる。

- 1 消防警戒区域の設定及び交通規制
- 2 被災者の救出、救護
- 3 消火及び防火、防爆、除害活動並びに広報活動

3 市・那賀消防組合の措置

事業所の管理者と密接な連携を保ち、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示、応援の要請等必要な応急対策を実施する。

通報連絡系統



凡 例

- 通常の連絡系統
- - - - 必要に応じての連絡系統

第3 毒物劇物災害の応急対策

災害により毒物又は劇物保管施設が被害を受け、住民の保健衛生上危害を受け、又はそのおそれがある場合、県、消防機関、その他関係機関の協力のもとに、応急対策を行う。

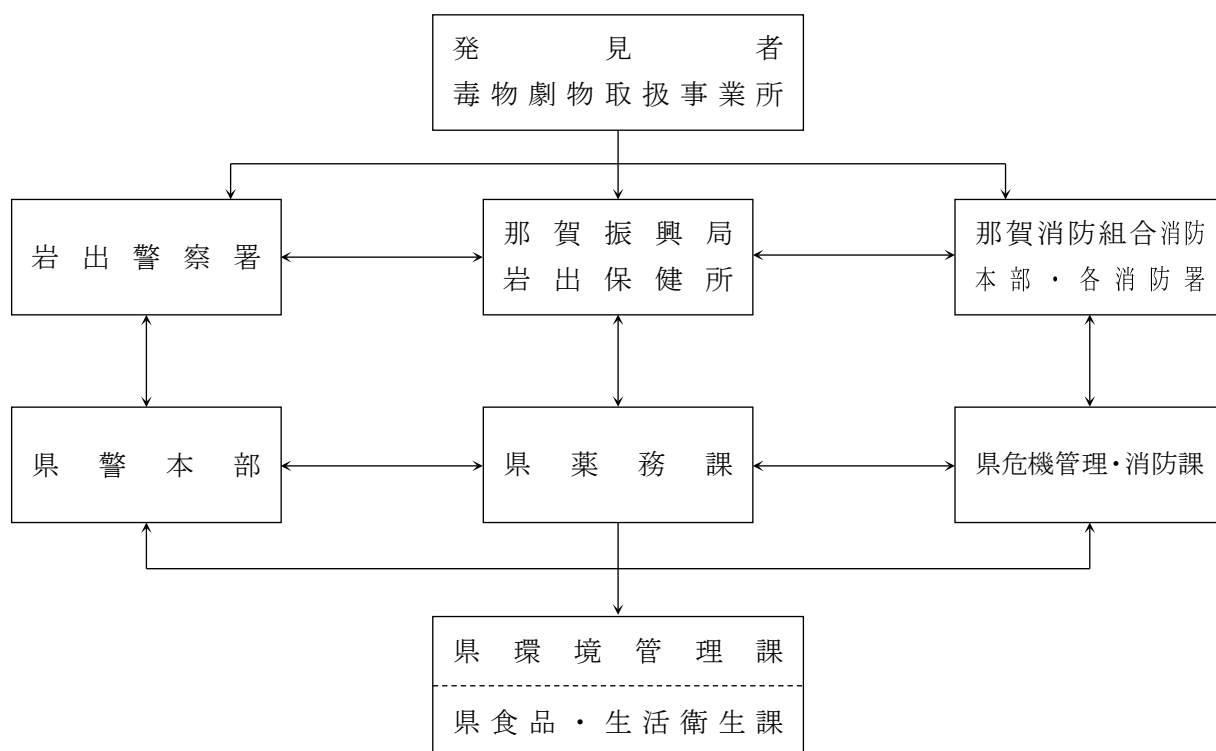
1 取扱責任者の措置

毒物・劇物の流出・飛散・散逸等の事故発生の場合、取扱責任者において、地域の防災組織と連携し、回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講ずるとともに、岩出保健所・那賀消防組合又は岩出警察署に届け出る（毒物及び劇物取締法第16条の2）。

2 誤飲防止等の緊急措置

保健所（又は消防組合、警察署）において、毒物・劇物の流出散逸等の状況について調査し関係機関に連絡するとともに、飲料水汚染の可能性がある場合には、河川下流の水道取水地区の担当機関に直ちに連絡する。連絡を受けた市は速やかに広報活動し、関係住民に注意を与える。

通報連絡系統



第4 危険物等輸送車両災害応急対策計画

危険物等輸送車両が輸送途上において事故が発生したときは、次の措置を講ずるほか、事故の状況並びに積載危険物の分類及び性質等に応じ適切な措置を講ずる。

市、那賀消防組合は、警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

災害時の輸送従事者の措置

- 1 那賀消防組合及び岩出警察署に通報する。
- 2 付近住民並びに通行人に火気使用禁止及び風上への避難を呼びかける。
- 3 エンジンの停止、安全弁の確認、初期消火等の措置を講ずる。
- 4 特に火薬類については、盗難防止、爆発防止等の適切な措置を講ずる。
- 5 高圧ガスについては、和歌山県高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所の協力を求め、適切な措置を講ずる。

第5 有害物質流出等災害予防計画及び応急対策計画

1 基本方針

- (1) 有害物質の流出及び石綿の飛散による住民の健康被害防止のため、平常時に本計画により予防対策を講じる。
- (2) この計画の対象とする有害物質は、人に健康被害を生じる恐れのある以下の物質とする。
 - ア 大気汚染防止法施行令第3条の3第1号で規定されている吹付け石綿(レベル1)
 - イ 水質汚濁防止法第2条第2項第1号で規定される有害物質
- (3) 事業所敷地内の有害物質汚染対策は、原則として事業者が実施する。
- (4) 事業所敷地外の有害物質汚染対策は、事業者が県と連携して実施する。

2 事業計画

(1) 石綿飛散防止対策(上記1の(2)のアの物質)

- ア 著しく飛散性が高い吹付け石綿(レベル1)が使用されている可能性がある建築物の調査を県が行い、アスベスト台帳※1を作成。その情報を共有する。
- イ 市及び県は、吹き付け石綿(レベル1)の廃棄物処理等について災害廃棄物処理計画に基づいた体制を構築する。
- ウ 石綿飛散防止応急対策や建築物の修繕及び解体作業時の石綿飛散防止対策を定めた「災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹き付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～」を県が作成。市は、県と連携した体制を構築する。
- エ 市及び県は、災害ボランティア、復興従事者及び住民等の石綿暴露防止のため、石綿の吸引を防ぐ防塵マスクの着用など必要な知識の普及啓発を実施する。

(2) 有害物質流出防止対策(上記1-(2)-イの物質)

- ア 市は、県が作成している有害物質貯蔵事業所敷地外の土壌汚染等の対策について「巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアル【津波発生時の対策】」に準じて、県及び事業者と連携した体制を構築する。
- イ 有害物質貯蔵事業者の情報を県が把握し、市と情報を共有する。

- ウ 事業所は、県が作成したマニュアルを参照し、災害時の有害物質流出防止計画を作成し、施設の改善、流出時の対応方法の検討及び定期的な訓練を実施する。
- エ 関係市町村、県及び事業者は、定期的に災害に備えた予防措置や災害時の対策について情報交換を行う。

※1 「アスベスト台帳」とは、飛散性が高い吹き付け石綿(レベル1)が使用されている建築物及びその可能性がある建築物のリスト

第2節 林野火災応急対策

林野火災に際し、関係機関が連携し、消火活動等を行う。

第1 出火発見者による通報・初期消火

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに那賀消防組合に通報しなければならない。
また、発生した火災が微少な場合は、消防隊が到着するまでの間、地域住民等と協力して自身に危険が及ばない範囲内で初期消火活動にあたる。

第2 関係機関の出動

1 那賀消防組合

通報を受けた那賀消防組合は直ちに火災位置を確認し、消防隊を出動させるとともに、関係機関に連絡し、所要の措置を要請する。

2 関係機関

消防団など関係機関も出動する。

林野火災における関係機関の役割分担

1 消防団	消火活動、飛び火等による延焼警戒及び住民等の避難誘導のための出動
2 森林所有者等	森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力
3 県危機管理・消防課	県防災ヘリコプターの緊急運航（市又は那賀消防組合による運航要請）
4 岩出警察署	消防車両の通行確保のための交通規制
5 紀の川市	地域住民及び登山者等の一時滞在者の安全確保
6 隣接消防本部	要請に基づく協力

第3 消火・救出活動

1 火災防御活動の実施

現場に出動した消防隊は、早期の状況把握に努め、地元消防団・森林所有者等・県防災ヘリコプター等と協力して、効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。

消防ポンプによる消火活動のほか、背負いポンプ等を使った人海戦術による消火、県防災ヘリコプターによる空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。

また、消火活動による延焼阻止が難しいと判断されるときは、森林所有者等と調整のうえ、林業関係者等と協力して森林の伐開により臨時的防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

2 現地指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、那賀消防組合の消防長を本部長とする現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動等の指揮にあたる。火災の区域が複数の消防本部の管轄区域にまたがる場合は、関係消防本部の消防長が協議して現地指揮本部長を定める。

第4 避難誘導

1 森林内の滞在者の退去

市・警察・消防団等は、林野火災発生の通報を受けたときは、直ちに防災行政無線、広報車等により火災発生区域周辺に広報を行い、登山者等の森林内の滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。道に迷った者等に遭遇したときは安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。

2 住民の避難

市長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対し避難指示等を行い、岩出警察署等と協力して住民を安全に避難させる。

第5 応援の要請

1 消防の広域応援要請

市長又は消火にあたる那賀消防組合の消防長は、本市の消防力では十分な体制を取ることができないと判断した場合は、「和歌山県下消防広域相互応援協定」（資料7－1参照）により、他の消防本部に応援要請を行う。

また、府県境界を接する林野火災については、阪和林野火災消防相互応援協定書（資料7－2参照）により、協定市町等の消防本部への応援要請も行う。

2 自衛隊の派遣要請

市長は、消防力だけでは当該林野火災への対処が難しい場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を本編第1部第2章第7節「自衛隊の派遣」に基づき要求する。

第6 鎮火後の警戒

消防機関は、林野火災鎮火後も再燃に備えて、なおしばらく警戒にあたる。

第3節 雪害応急対策

雪害が発生した場合又は発生のおそれがある場合に、雪害の拡大防止と避難者の救助を実施する。

第1 道路の除排雪の実施

市は、国・県や市建設業協会等と連携し、道路の除排雪を実施する。

また、積雪量や、事故、立ち往生等の発生情報を収集し、迂回路の設定など、必要な交通規制を行い、周知する。

第2 被災者への支援

公共交通機関の運休や車両の立ち往生等により、帰宅困難者が発生した場合、避難所を開設し、食料の提供などを行う。

第3 農業被害対策

豪雪、防風、なだれなどにより、農作物や家畜、農地やビニールハウスなどの農業施設等に被害が生じた際は、農業振興課が被害状況を取りまとめ、県に報告するとともに、紀の里農業協同組合等関係機関と連携を図り、復旧対策を進める。

第4節 鉄道災害応急対策

鉄道施設に関する運転事故又は災害が発生した場合、関係機関と連携し、応急対策活動を行い、二次災害の発生を防御し、被害を最小限にとどめる。

第1 活動体制の確立

鉄道事業者及び県等より鉄道施設の事故及び災害に関する各種情報を収集し、事故への対応体制を確立する。

第2 人命救出救助活動

人命の救出・救助、応急医療の応急対策に関して、鉄道管理者をはじめとする防災関係機関と連絡調整して実施し、必要に応じて支援を要請する。

第5節 道路災害応急対策

道路構造物の被災等により多数の死傷者が発生した場合、関係機関と連携し、応急対策活動を行い、二次災害の発生を防御し、被害を最小限にとどめる。

第1 活動体制の確立

道路管理者等より道路施設の被害状況や人的被害に関する各種情報を収集し、事故への対応体制を確立する。

第2 人命救出救助活動

人命の救出・救助、応急医療の応急対策に関して、道路管理者をはじめとする防災関係機関と連絡調整して実施し、必要に応じて支援を要請する。

第3部 復興に向けて

第1節 復興計画の策定

被災後の市民生活、事業活動の安定、公共施設の復興、災害に強いまちづくりをめざし、復興計画を策定する。

第1 計画の基本事項

紀の川市総合計画や防災ビジョン等を踏まえつつ、防災の観点を明確にして復興の基本方向を明確にする。なお、意思決定の場への女性の参画を促進するものとする。

災害の規模に応じ、5年程度の計画期間を定める。

第2 復興計画に位置づける事項

災害の状況によるが、おおむね次のような事項を位置づける。

- 1 良質な住宅の供給
- 2 高齢者・障害者向け住宅の建設促進
- 3 保健、医療、福祉施設の再建と防災拠点化
- 4 ボランティア、防災教育の推進
- 5 防災通信システム、情報ネットワークの整備
- 6 防災機能、代替機能を有した交通機能と道路網の整備
- 7 自主防災組織の育成、家庭内での備蓄や防災対策の促進
- 8 ライフラインの強化
- 9 植樹帯の形成と生活道路の改善
- 10 既設施設の耐震診断及び補強、改築
- 11 その他

第4編 その他計画

第1章 水防計画

第1節 総則

第1 目的

水防計画は、水防法第33条第1項の規定に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、内水等の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2 水防計画の作成及び変更

市は、毎年、必要に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、紀の川市防災会議に諮り、変更を行う。水防計画を変更した際は、その要旨を公表するとともに、県に報告する。

第3 関係機関との連携

市は、紀の川洪水予報連絡会、大規模氾濫減災協議会、紀の川流域治水協議会、紀の川流域における浸水対策検討会に参加し、和歌山河川国道事務所、和歌山地方气象台、和歌山県河川課などとの日常の連携に努める。

第2節 水防組織

第1 水防本部

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、内水等のおそれがあると認められるときから、洪水等のおそれがなくなると認められるときまで、市役所に水防本部を設置する。

水防本部組織及び事務分掌は、紀の川市災害対策本部に準ずるものとし、災害対策本部を設置されたときは、同本部の一部として統合され、その事務を処理する。

第2 水防団（消防団）

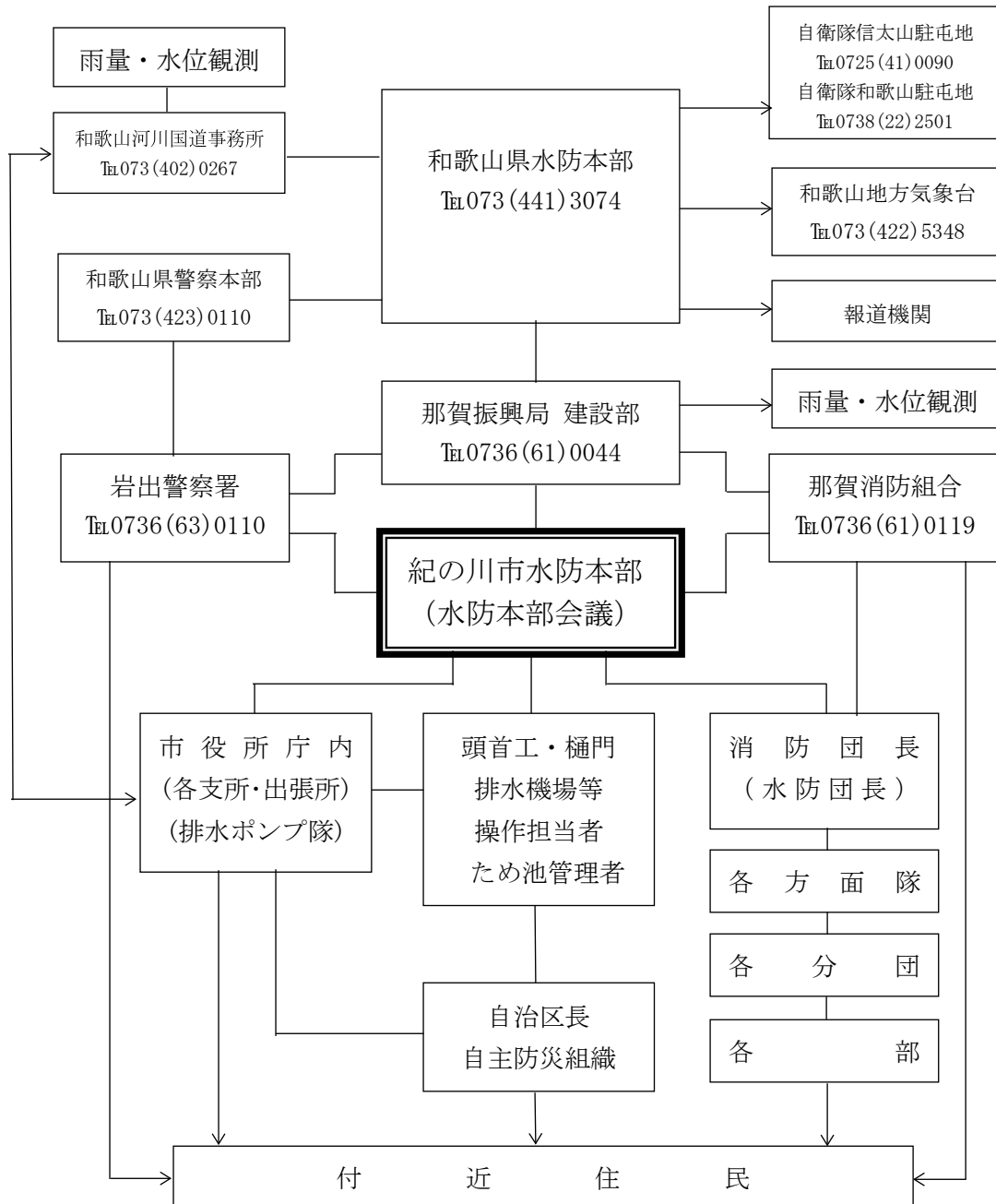
紀の川市消防団は、紀の川市水防本部の指示に基づき、水防活動を実施する。

なお、各方面隊・分団の管轄地域は、紀の川市消防団規則第2条及び資料7-3のとおりである。

第3 水防連絡体系

水防連絡体系は次のとおりとする。

水防連絡体系



第3節 重要水防箇所等、洪水浸水想定区域

第1 重要水防箇所等

1 重要水防箇所（国土交通省管理河川）

国土交通省管理河川における重要水防箇所は、資料6－1のとおりである。

国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所ホームページにも、次のとおり掲載されている。

〔URL〕 https://www.kkr.mlit.go.jp/wakayama/jigyo_river/jyuyou_suibou/img/jyuyou_suibou_r4.pdf

2 重要水防箇所（県管理河川）

県管理河川における重要水防箇所は、資料6－1のとおりである。

3 水防上影響のある橋梁

市内で水防上影響のある橋梁は、資料6－2のとおりである。

4 水防上警戒を要するため池

市内で特に水防上警戒防御に重要性を要するため池及び特に警戒を要するため池は、資料6－3のとおりである

5 水防上警戒を要する災害危険箇所

市内で特に水防上警戒防御に重要性を要する災害危険箇所及び特に警戒を要する災害危険箇所は、資料2－1～2－6のとおりである。

第2 洪水浸水想定区域

洪水浸水想定区域は、国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所ホームページに掲載されている。

〔URL〕 <https://www-1.kkr.mlit.go.jp/wakayama/shinsuisoutei/>

第4節 予報及び警報

第1 気象警報・注意報

気象台が発表する警報・注意報の内容は、「第3編 災害応急・復旧・復興計画 第1部 風水害等・地震 第1章 発災直後 第2節 気象警報、地震情報、避難情報の伝達」のとおりである。

第2 洪水予報河川における洪水予報、水位周知河川における水位情報

紀の川は、洪水予報河川における洪水予報が、貴志川は、水位周知河川における水位情報が発表される。その内容は、「第3編 災害応急・復旧・復興計画 第1部 風水害等・地震 第1章 発災直後 第2節 気象警報、地震情報、避難情報の伝達」のとおりである。発表形式は、様式11-1に掲載している。

第3 水防警報

国土交通大臣又は知事が、水防団の出動の基準となる水防警報が発表され、市にも通知される。発表形式は、様式11-2に掲載している。

水防警報の発表の段階、時期

段階	種類	内 容	紀の川		貴志川
			五條 観測所	三谷 観測所	貴志 観測所
第1	待機	水防団員の足留め。	氾濫注意水位に達する約4時間前		
第2	準備	水防資材の点検、水こう門等の開閉準備、水防要員招集準備、巡視幹部の出動。	氾濫注意水位に達する約3時間前		
第3	出動	水防団員の出動の必要性を警告。	氾濫注意水位に達する約2時間前		
第4	解除	水防活動終了の通知。	水位が水防団待機水位以下になり、水防作業を必要としなくなったとき。		

※観測施設の故障、損壊によって水防警報を発表できないときは理由を附して関係機関に通知する。

※第1段階、第2段階は省略されることがある。

第5節 水位等の観測、通報及び公表

第1 水位観測所水位の観測、通報及び公表

市内には、国土交通省管理の水位観測所が4箇所、県管理の水位観測所が3箇所ある。

(資料3-2参照)

内容は、「第3編 災害応急・復旧・復興計画 第1部 風水害・地震 第1章 発災直後 第2節 気象警報、地震情報、避難情報の伝達」にも掲載している。

これらは、管理者である国土交通省や、和歌山県が水位を観測し、水防団待機水位など、基準に達した際、随時、紀の川市など、関係水防管理団体に通報される。

また、次のホームページで公表される。

国土交通省ホームページ「川の防災情報」 [URL] <https://www.river.go.jp/index>

和歌山県河川課ホームページ [URL] <http://kasensabo02.pref.wakayama.lg.jp>

第2 ため池管理者の水位報告

ため池管理者は、ため池の水位が常時満水位を大きく超過したとき、直ちに水防本部に報告し、その後水位変動に注意し、貯留水の緊急放流等の措置を講じ、水位が常時満水位に近づき、ため池の安全が確認できるまで随時報告する。

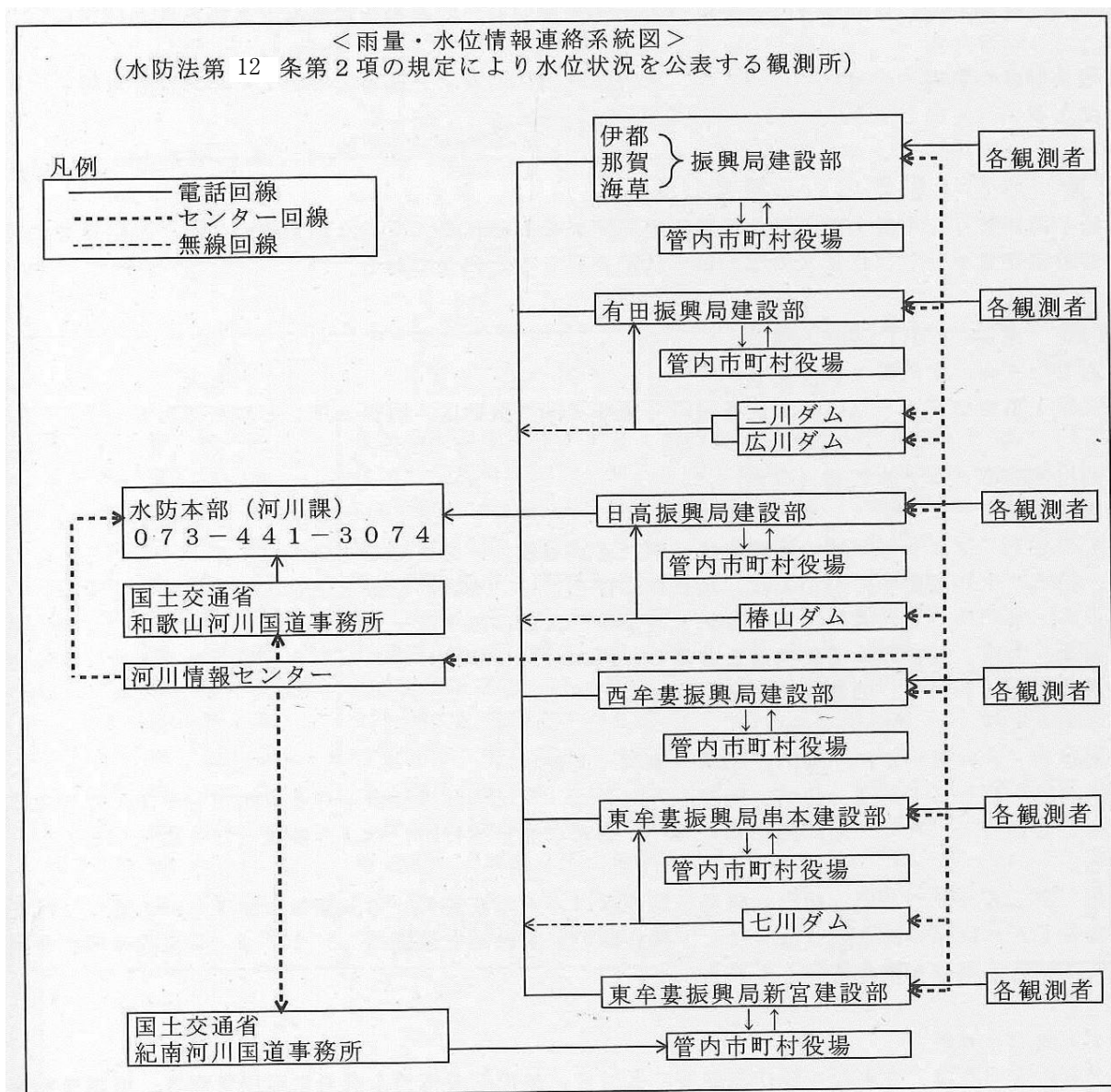
第3 雨量の観測及び通報

市内には、気象台管理の雨量観測所が1箇所、国土交通省管理の雨量観測所が3箇所、県管理の雨量観測所が10箇所、山田ダム土地改良区管理の雨量観測所が1箇所ある。

(資料3-1参照)

このうち9箇所は、観測所テレメーター等により自動的に関係機関に雨量情報が送信されるが、その他の雨量観測所においても、管理者が随時観測し、河川水位情報に合わせて必要になる情報として、必要に応じて、那賀振興局建設部を経由して和歌山県水防本部に伝達し、関係機関での情報共有を図る。

雨量・水位情報連絡系統図



第6節 気象予報等の情報収集

気象庁や和歌山県のホームページなどで、気象や水位の情報収集に努める。

なお、メール配信サービスの登録ページは、次のとおりであり、防災関係者、一般市民が、幅広く、その登録を行うよう努める。

メール配信サービスの登録ページ

和歌山県	防災わかやまメール配信サービス [URL] http://bousai-portal.pref.wakayama.lg.jp/mail/mail.html
紀の川市	紀の川市メール配信サービス [URL] http://kinokawa-city.site.ktaiwork.jp/

第7節 水防通信方法

県水防本部、那賀振興局との連絡は、西日本電信電話(株)の通信回線及び和歌山県総合防災情報システムを利用する。

市内における連絡は、西日本電信電話(株)の通信回線及び防災行政無線を利用し、水防現場と本部の連絡は消防無線及び西日本電信電話(株)の通信回線を利用する。

水防団(消防団)に対する出動の指示又は一般住民に避難等の指示を行う場合は、西日本電信電話(株)の通信回線及び防災行政無線、広報車等により周知する。

第8節 ダム・水こう門等の操作

第1 ダム・水こう門等の操作

ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行う。

放流等の減水措置を講じた際は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに所管官公署、下流地域の水防管理団体等に通報する。

なお、水門・樋門・こう門等の一覧は、資料6－5に、ダム・ポンプ場等の一覧は、資料6－6に掲載している。

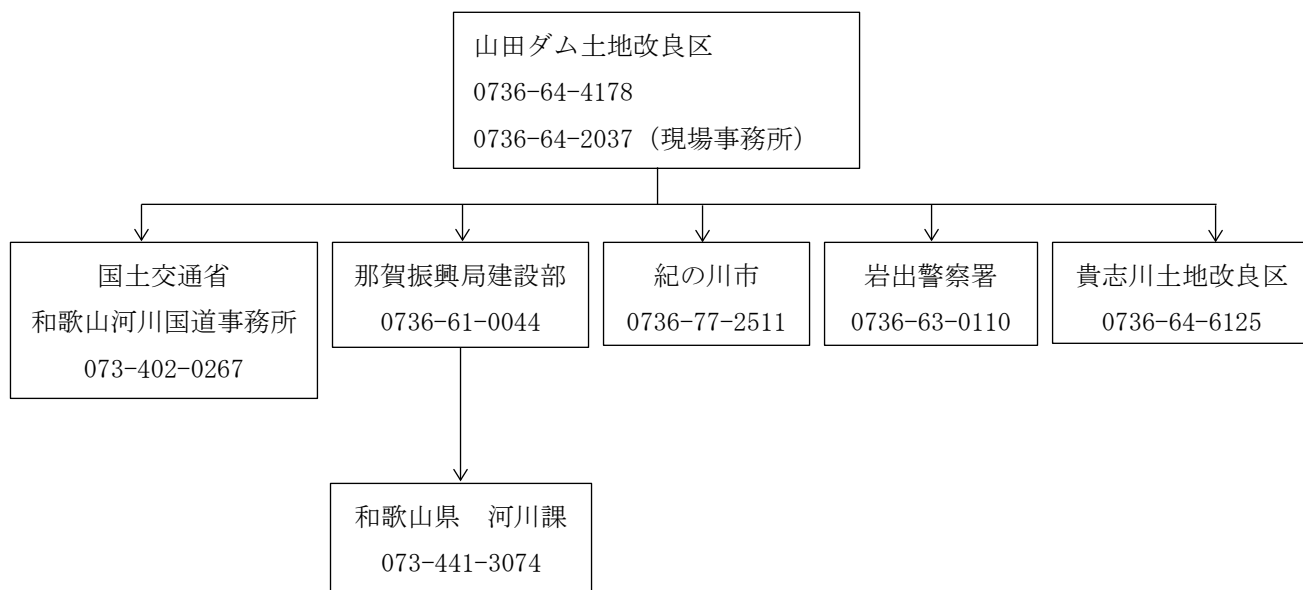
第2 ため池の放流等の措置

ため池管理者は、気象状況の変化が予想されるときは、ため池及び用水路を巡視し、ため池余水吐に堰上げ等を行い、貯水量の増大を図っている場合、また、ため池内に木材等が流入したり用水路に雑草が生えて流水を妨げている等の場合は、速やかにそれらを取り除き、併せて貯留水の放流等の減水措置を講じ、災害を未然に防ぐ。

また、ため池の堤防、余水吐等が決壊するおそれがあるときは、速やかに水防本部に報告するとともに、貯留水の放流等の水防活動をする。

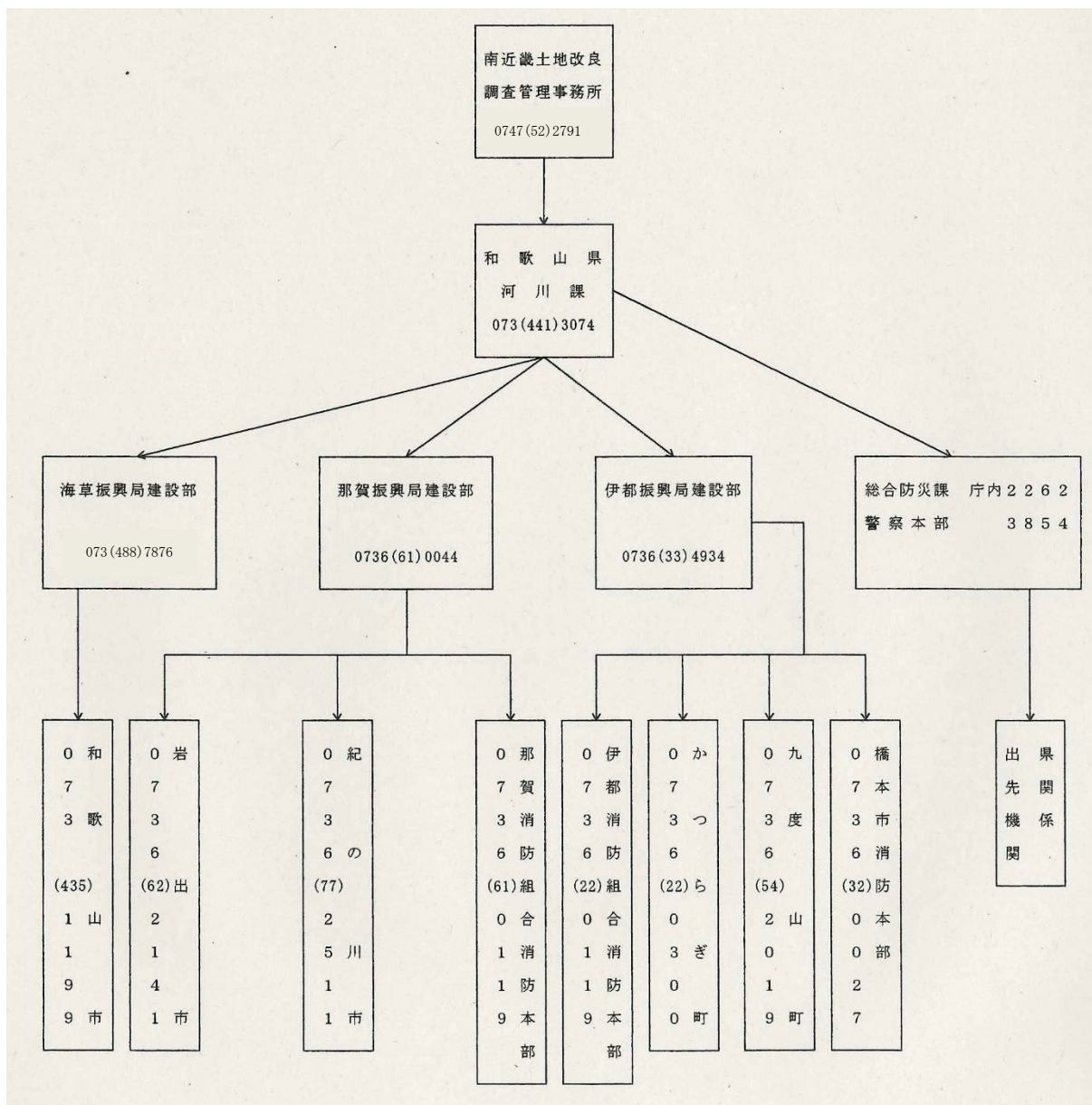
<参考>

山田ダム連絡系統図 ※警報局はない



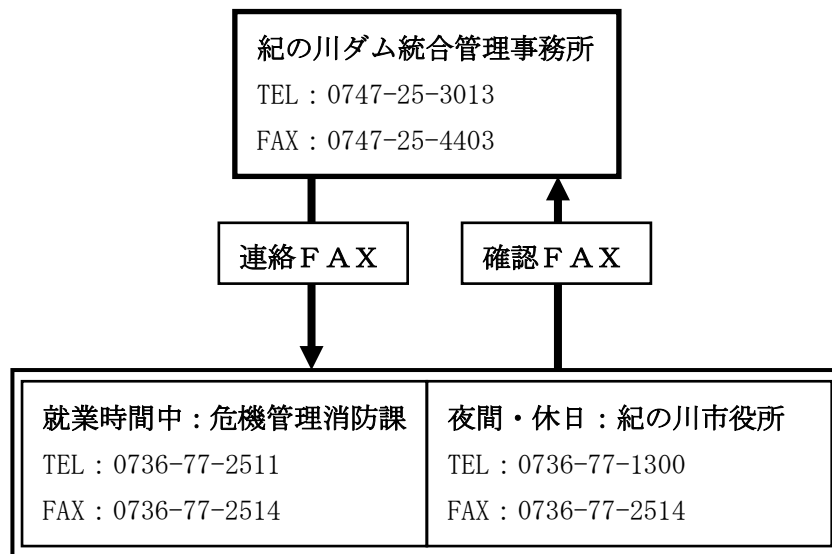
<参考>

大迫ダム（紀の川）・津風呂ダム（津風呂川）連絡系統図 ※和歌山県内に警報所はない



<参考>

大滝ダム連絡系統図



第9節 水防施設・車両の確保

第1 水防倉庫、水防資器材の確保

市内の水防倉庫及び備蓄資器材は、資料6-4のとおりである。

備蓄資器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておく。

緊急事態に、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を使用する際は、国土交通省和歌山河川国道事務所長、県水防本部、那賀振興局建設部長に電話にて承認を受ける。

第2 車両の確保

水防資器材の輸送車については、出動水防分団ごとに部あたり1～2台の貨物自動車が出動できるようあらかじめ分団長より指定しておく。

市水防本部要員の連絡輸送車両についても、あらかじめ準備しておく。

また、市、県が水防用車両（排水ポンプ車）を所有しており、適切な維持管理に努める。

排水ポンプ車の所有状況

市排水ポンプ車

1 配備箇所	紀の川市役所（紀の川市西大井338）	2台
2 排水能力	排水ポンプ車	20m ³ /分
	排水ポンプパッケージ車	10m ³ /分

県排水ポンプ車

1 配備箇所	海草振興局建設部（和歌山市森小手穂227）	1台
	那賀振興局建設部（岩出市高塚209）	1台
	伊都振興局建設部（橋本市市脇4丁目5の8）	1台
	西牟婁振興局建設部（田辺市朝日ヶ丘23-1）	1台
2 排水能力	全車	30m ³ /分

第10節 水防活動

第1 市の配備基準

水防本部の配備基準は、「第3編 災害応急・復旧・復興計画 第1部 風水害・地震 第1章 発災直後 第1節 応急体制【風水害時】」のとおりとする。

第2 水防団（消防団）の配備基準

市は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、次の基準により、水防団に出動を指示する。

水防団（消防団）の配備基準

配備区分	配備基準	配備体制
待 機	河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。	消防団長・水防団長は連絡員を本部に詰めさせ、その後の情勢を把握することに努め、一般団員は直ちに次の段階に移り得るような状態におくものとする。
準 備	1 河川の水位が水防団待機水位を超え、氾濫注意水位に達するおそれがあるとき。 2 地震により、堤防・護岸からの漏水、決壊などの危険が予想されるとき。	消防団長・水防団長は、団員、班長等を、所定の詰所に集合させ、資器材の整備点検、作業人員の配備計画等に当たり、ダム、水こう門、ため池等の水防上重要な工作物のある箇所へ、又水位観測、堤防監視のため一部団員を出動させる。
出 動	1 河川の水位が氾濫注意水位を超え、なお上昇のおそれがあるとき。 2 地震により、堤防・護岸等の漏水、決壊などの被害が予想されるとき。	消防団長・水防団長は、全員を指定の詰所に集合させ、警戒にあたる。

第3 巡視及び警戒

1 平常時

市、那賀消防組合、消防団は、随時区域内の河川、堤防、ため池等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、当該施設の管理者に連絡して必要な措置を求める。

出水期前や洪水経過後などにおいては、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視、立会等を可能な限り関係機関が共同で実施する。

2 出水（洪水）時

市、那賀消防組合、消防団は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視する。

異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、那賀振興局建設部長及び河川等の管理者に連絡する。

河川等の警戒項目

- 1 河川等の堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- 2 河川等の堤防の上端の亀裂又は沈下
- 3 川側（ため池側）等堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又はがけ崩れ
- 4 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及びがけ崩れ
- 5 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- 6 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

第4 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し、実施する。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法例の説明は、次のとおりである。

水防工法の例

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
水が あふれる (越水)	積み土のう工	堤防の上端(天端)に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒
	蛇かご積み工	堤防の上端(天端)に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート
	裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	しろ、半割竹、土俵
漏水	居住側(川裏)対策	釜段工(釜築き、釜止め)	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		月の輪工	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		たる伏せ工	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	一般河川(漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹
漏水	川側(川表)対策	詰め土のう工	一般河川(構造物のあるところ、水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	一般河川(水深の浅い所)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	一般河川(漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう
		シート張り工	都市周辺河川(むしろが入手困難)	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	一般河川(水深の浅いところ)	土俵の代わりに土のう
深掘れ(洗掘)		むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
		木流し工(竹流し工)	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい
		立てかご工	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線
		捨て土のう工 捨て石工	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
		竹網流し工	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう

決壊		わく入れ工	深掘れ箇所には川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご
		築きまわし工	堤防の川側（表）が決壊したとき、断面の不足を居住側堤防斜面（裏のり）で補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り堤防斜面（のり面）を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう
き裂	上端（天端）	折り返し工	上端（天端）のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	上端（天端） （裏のり） 居住側堤防斜面	控え取り工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張り き裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土のう
居住側堤防斜面（裏のり）崩壊	き裂	五徳縫い工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工（くい打ち）	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂が浅いとき、堤防斜面（のり面）がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		力ぐい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり）先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	居住側堤防斜面（裏のり面）にひし形状にくいを打ち、竹又は鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩壊	立てかご工	居住側堤防斜面（裏のり面）に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み土のう工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	居住側堤防斜面（裏のり面）に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
その他		流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口
		水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車

また、「紀の川市排水ポンプ車操作員災害時活動マニュアル」に基づき、排水ポンプ車による排水作業を行う。

出動や応援要請は、市排水ポンプ車、那賀振興局配備の県排水ポンプ車、他振興局配備の県排水ポンプ車、国土交通省が所有する排水ポンプ車等の水防車両の順に行う。

第5 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない通路を通行することができる。

緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者が生じた際は、時価によりその損失を補償する。

第6 警戒区域の設定と退去等の命令（水防法第21条）

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができる。

第7 避難のための立退き（水防法第29条）

洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、岩出警察署長、那賀振興局建設部長にその旨を通知する。

岩出警察署長と協議の上、危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知する。

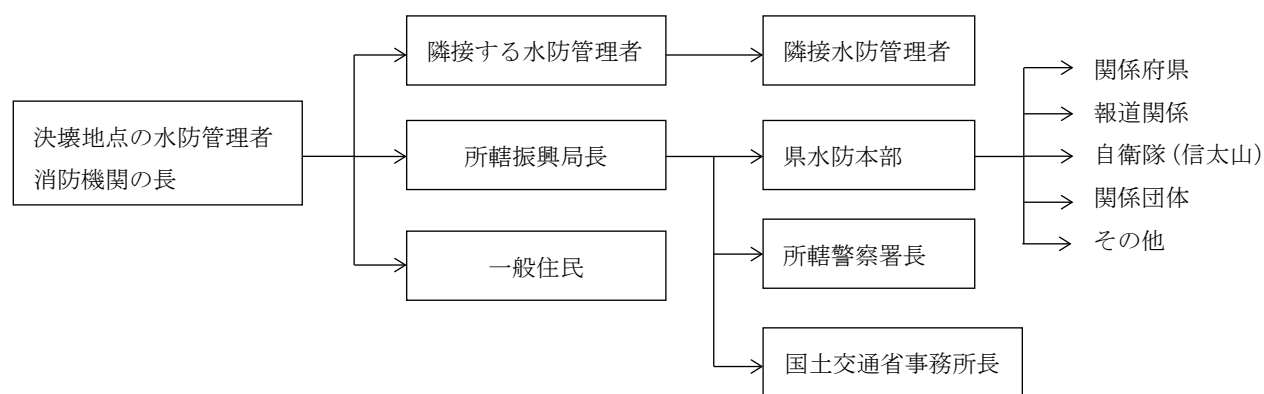
第8 決壊・越水の通報及びその後の措置

堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報する。

通報を受けた河川管理者は、水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には、市長に避難指示等の発令に資する事象として情報提供する。

水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

決壊・漏水等の通報系統



第9 水防配備の解除

1 市の非常配備の解除

市は、水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知する。

なお、配備を解除したときは、那賀振興局建設部を通じ県水防本部に報告する。

2 水防団（消防団）の非常配備の解除

市は、水防活動の必要がなくなった時点で、水防団（消防団）の非常配備の解除を指令する。

水防団（消防団）は非常配備の解除を受けて、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を市に直ちに報告する。使用した資器材は、手入れして所定の位置に戻す。

第11節 水防信号、水防標識等

第1 水防信号

水防法第20条に規定された水防信号は、次のとおりであり、必要な際に発信する。

水防信号

- 第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせる
- 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせる
- 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせる
- 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせる

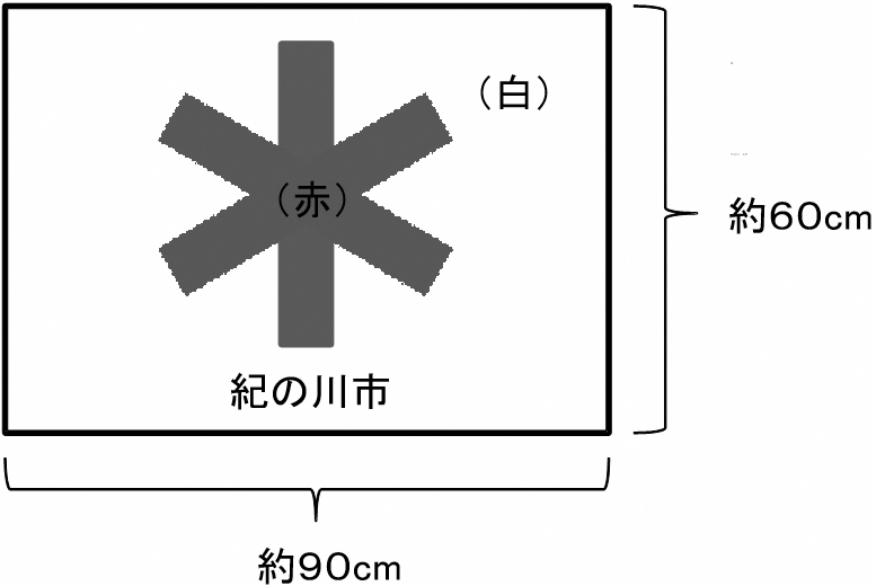
	警鐘信号			サイレン信号				
第1信号	○休止	○休止	○休止	○ー 5秒	休止 10秒	○ー 5秒	休止 10秒	○ー 5秒
第2信号	○-○-○	○-○-○	○-○-○	○ー 5秒	休止 5秒	○ー 5秒	休止 5秒	○ー 5秒
第3信号	○-○-○-○	○-○-○-○	○-○-○-○	○ー 10秒	休止 5秒	○ー 10秒	休止 5秒	○ー 10秒
第4信号	乱打			○ー 1分	休止 5秒	○ー 1分		

※信号は適宜継続する。
※必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
※危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

第2 水防標識

水防法第18条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。

（標識）



第3 水防職員証

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する水防職員証は、次のとおりとする。

表

6 cm	No
	水 防 職 員 の 証
	所属機関名
	職 名
	氏 名
	水防
	年 月 日交付
	紀 の 川 市

8 cm

裏

心 得
1 記名以外の使用を禁ず。
2 本証の内容に変更のあったときは、速やかに訂正を受けること。
3 本証の効力を失ったときは直ちに本証を返還すること。
4 本証は水防法第49条第2項による立入証である。

第12節 協力及び応援

第1 河川管理者の協力・援助

河川管理者の国土交通省（近畿地方整備局）並びに和歌山県は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定等に係る援助を行う。

第2 警察官の援助依頼

市は、水防のため必要があると認めるときは、次の事項を明らかにし、岩出警察署長に対して、警察官の出動を求める。

- 1 要請する理由
- 2 出動希望人員
- 3 機動力の概数
- 4 希望する地区及び日時

第3 消防広域相互応援協定による応援要請

市は、岩出市、那賀消防組合と連携し、災害に際し、自らの能力で十分な体制をとることができないと判断した場合は、和歌山県下消防広域相互応援協定により応援要請を行う。

和歌山県下消防広域相互応援協定は、資料7－1に掲載している。

第4 自衛隊の派遣要請の依頼

市は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を依頼する。

派遣要請の依頼については、「第3編 災害応急・復旧・復興計画 第1部 風水害・地震 第2章 1日以内に開始 第7節 自衛隊の派遣」に掲載している。

第5 民間事業者・店舗等との連携

市は、出水時の水防活動を含む大規模災害に際し、水防活動等の委任、資器材の供給・提供等に関して民間事業者・店舗等と協定を締結している。（資料10-1～10-4参照）

また、水防管理者より水防活動の委任を受けた民間事業者等は次の水防活動委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

表

6 cm	第 号
	水防活動委任証
	名 称
	住 所
	上記の者は、水防活動の委任を受けた者であり、水防法第19条第2項の規定により緊急通行及び水防法第28条第2項の規定により公用負担を行うことができる者であることを証する。
	年 月 日
	水防管理者
	氏 名 印
	8 cm

（裏面の記載）

- (1) 本証は水防管理者から水防活動の委任を受けた者であることの証である。
- (2) 本証の役職に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
- (3) 本証の役職を失ったときは速やかに返還すること。

第6 住民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施にあたっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求める。

第13節 費用負担と公用負担

第1 費用負担

本市の水防に要する費用は、水防法第41条により本市が負担する。

ただし、本市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつては知事を申請する。

- 1 水防法第23条の規定による応援のための費用
- 2 水防法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

第2 公用負担

1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた民間事業者等は上記(1)から(4)（(2)における収用を除く。）の権限を行使することができる。

2 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その役職を示す証を、水防管理者から委任を受けた者は、次図（左）の証明書を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

なお、水防管理者から委任を受けた民間事業者等にあつては、水防活動委任証をもって公用負担権限委任証に代える。

3 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、次図（右）の証明書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付する。

公 用 負 担 の 証 明	
物件	数量
負担内容 使用収納処分等	
摘要	

年	月	日
命令者		
印		

公用負担命令権限証		
身分		
氏名		
右の者〇〇区域における水防法第二十八条第二項の権限行使を委任したことを証明する。		
年	月	日
水防管理者	氏名	印

市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する。

第14節 水防報告等

第1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- 1 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- 2 水防活動をした河川名、海岸名及びその箇所
- 3 警戒出動及び解散命令の時刻
- 4 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- 5 水防作業の状況
- 6 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- 7 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び保管すべき数量
- 8 水防法第28条の規定により公用負担を受けた器具、資材の種類、数量及び使用場所
- 9 障害物を処分した場合のその数量及びその事由並びに除去の場所
- 10 土地を一時使用したときのその箇所及び所有者氏名並びにその事由
- 11 応援の状況
- 12 居住者出勤の状況
- 13 警察関係の援助の状況
- 14 現場指導の官公署氏名
- 15 立退きの状況及びそれを指示した理由
- 16 水防関係者の死傷
- 17 殊勲者及びその功績
- 18 殊勲水防団とその功績
- 19 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見
- 20 堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときは、その場所および損壊状況
- 21 その他必要な事項

第2 水防報告

市は、水防活動が終結したときは、遅延なく様式11-4により、那賀振興局建設部長を経由して県に報告する。

第15節 水防訓練

年1回、紀の川合同水防演習を実施し、訓練を通じた意識高揚、水防工法等の知識・技術習得を図る。

紀の川合同水防演習については、「第2編 災害予防計画 第3章 災害に強いひとづくり 第1節 防災訓練の実施」に掲載している。

また、水防団員を、近畿地方整備局が主催する水防技術講習会等へ派遣する。

第16節 洪水浸水想定区域内における安全確保

第1 洪水浸水想定区域の周知

市は、紀の川市ハザードマップや、国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所ホームページなどを通じて、平時から、洪水浸水想定区域の周知に努める。

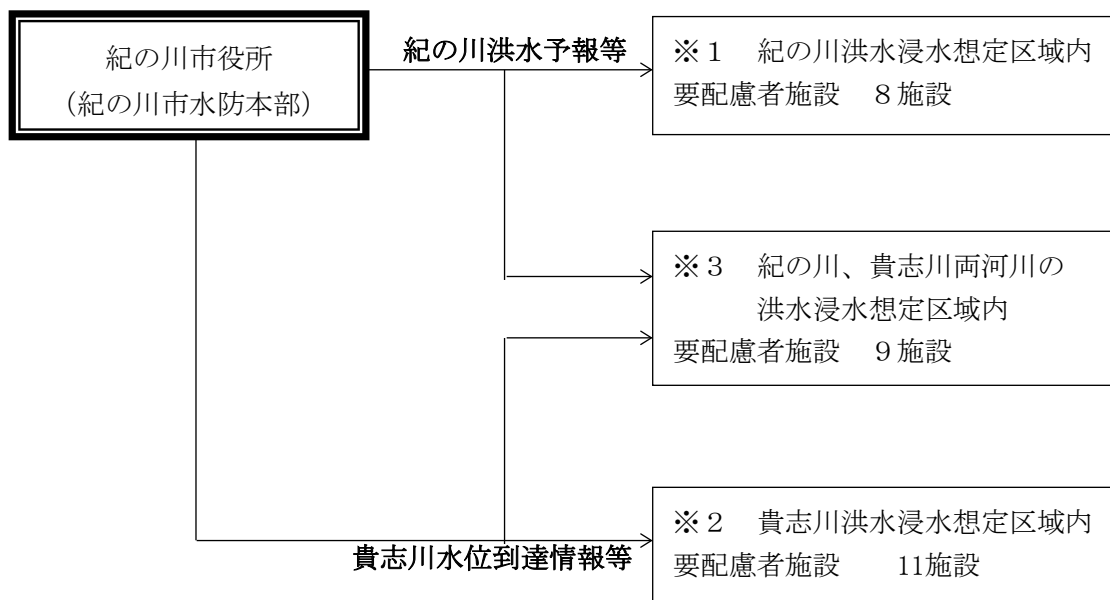
第2 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設の安全確保

洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地は、資料6－7に掲載のとおりである。

当該施設において、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保や浸水防止を図るために必要な訓練の実施や、避難計画の策定を支援するとともに、自衛水防組織を置くよう働きかける。

また、洪水予報等は、次の系統により、市から当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員へ速やかに伝達する。

洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達系統



第3 洪水浸水想定区域内の大規模工場等の安全確保

水防法第15条第1項第4号ハ、第15条第2項と、それに基づく国土交通省令では、浸水想定区域内の延べ面積が1万㎡以上の大規模工場等の名称及び所在地、洪水予報等の伝達方法を、所有者又は管理者からの申出があった場合に、市町村地域防災計画に掲載し、洪水予報等の伝達方法を定めることとされている。

市内には、「第5編 資料編 6 水防 6-8 洪水浸水想定区域内の大規模工場申出一覧」にある事業者があるが、新規・変更その他申出があった場合には、様式11-9～11-12を用いて必要な措置を行う。

第17節 水防協力団体

第1 水防協力団体の指定

水防管理団体は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

第2 水防協力団体の業務

水防協力団体の主な業務は次のとおりである。

- 1 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- 2 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- 3 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- 4 水防に関する調査研究
- 5 水防に関する知識の普及、啓発
- 6 前各号に附帯する業務

第3 水防協力団体と水防団等の連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

第4 水防協力団体の申請・指定及び運用

市は、水防協力団体の申請があった場合は、資料6－9を基に指定する。指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。

「紀の川市における水防協力団体との水防協働活動実施要領」を資料6－10に掲載している。

第2章 業務継続計画

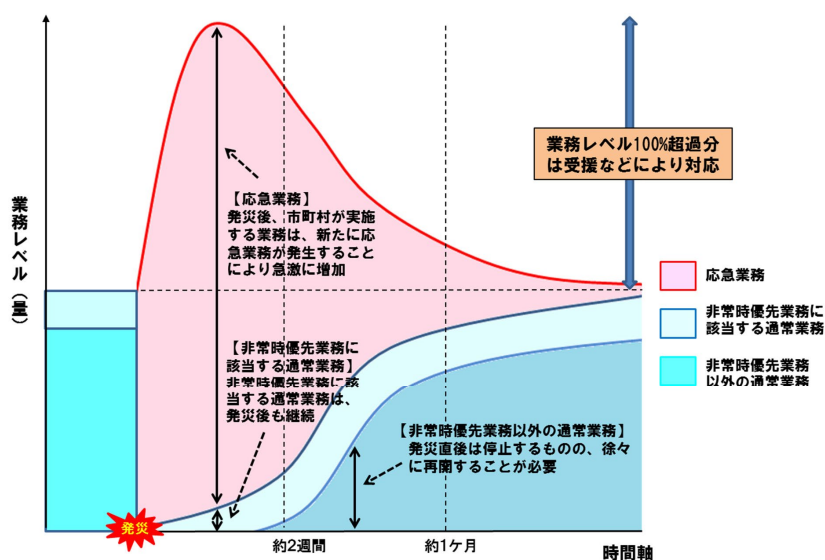
第1節 業務継続計画の概要

第1 業務継続計画（BCP）とは

大規模災害時、市内全域で人的・物的被害が生じるとともに、行政機能の低下が予測される。人員・物資・情報・ライフラインが制約された状況下において、行政機能を維持し、住民の生命、身体及び財産を守ることは、市としての責務であり、そのためには、災害応急対策業務を行いつつ、通常業務をいち早く再開することが重要な課題となっている。

このような場合において、事前に必要な資源（職員、庁舎、資機材等）の確保や必要な対策を定めるとともに、優先的に取り組むべき「非常時優先業務」や「業務開始目標時間」等を明確にすることにより、行政機能の継続性の確保と業務継続力向上及び早期の災害復旧・復興を実現することを目的として業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定する。

発災後に市町村が実施する業務の推移（内閣府：市町村のための業務継続計画作成ガイド）



第2 業務継続計画策定の目的

大規模災害時において、災害対策の拠点となる市庁舎の機能低下を最小限にとどめながら、住民の生命、生活及び財産を保護し、社会経済活動を維持することを目的とする。

また、災害応急対策業務にあたらなければならない市職員の防災意識を向上するだけでなく、防災対策を実行することによって業務執行体制を確保することも目的とする。

第3 業務継続計画の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなる。特に市町村においては、被害状況の確認など発災直後から短時間で膨大な応急業務が発生し、それらを迅速かつ的確に処理しなければならない。

業務継続計画をあらかじめ策定（継続的改善を含む。）することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

第4 地域防災計画と業務継続計画の相違点

地域防災計画と業務継続計画との関係（内容の主な相違点）

	地域防災計画	業務継続計画
作成主体等	市防災会議が作成し、市が実施する計画である。	市が作成し、自らが実施する計画である。
計画の趣旨	災害対策基本法に基づき、災害時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	災害時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）ための計画である。
行政の被災	行政の被災は、特に想定する必要がない。	職員・庁舎・電力・通信・情報システム・食料等の必要資源の被災を想定し、分析と対策の検討が必要である。
対象業務	災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）を対象とする。	非常時優先業務を対象とする。（災害応急対策、災害復旧・復興業務、優先度の高い通常業務）
業務開始目標時間	業務開始目標時間の記載なし。	非常時優先業務ごとに業務開始時間を定める必要がある。
業務に従事する職員の水・食料等の確保	職員用の水・食料・トイレ等の確保に係る記載は、必要事項ではない。	業務に従事する職員に必要な水・食料・トイレ等の確保について検討し、記載する必要がある。

第5 業務継続（計画）の基本方針

市は、大規模災害時における非常時優先業務については次の方針に基づいて業務継続を図るものとする。

- ・災害発生時には、住民の生命、身体、財産を保護し、被害を最小限に止めるため地域防災計画に位置づけられた災害応急対策業務の各計画を最優先する。
- ・地震発生から72時間は、人命に係る災害応急対策業務を最優先に実施するため、地域社会への影響や法令の適切な執行等に影響を与える通常業務以外は積極的に休止・縮小する。
- ・休止・縮小する通常業務は、平常時における重要性をもって判断するのではなく、住民の生活維持等に係る重要度をもって判断する。
- ・市の公共施設（体育館、生涯学習センター、公民館、図書館等）は、避難所等の災害応急対策業務として使用する場合以外は、一般利用を休止する。

- ・市が実施するイベントや会議等は、原則として中止又は延期する。
- ・非常時優先業務に含まれる通常業務は、災害応急対策業務に影響を与えない範囲で順次再開する。

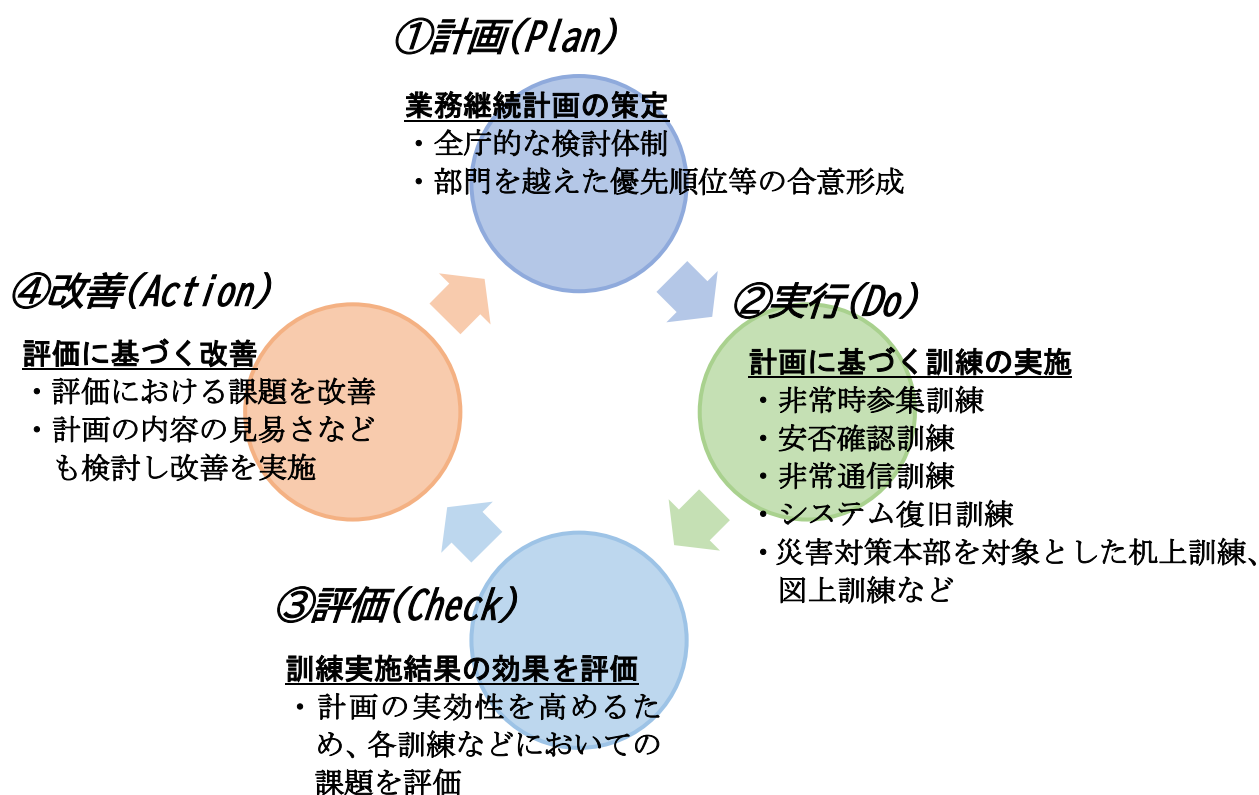
第6 業務継続計画の継続的改善

業務継続計画は一旦策定すれば良いというものではなく、業務継続に係る訓練を繰り返し実施して計画の実効性を確認し、また、電気・水・食料及び人員など必要資源についても点検を行い、平時から設備の増強、備蓄の促進、人員の確保・育成を実施し、PDCAサイクルを回し業務継続計画の実効性を高めていくことが重要である。

また、この業務継続計画は市全体の計画であるため、今後、部又は課別の業務継続計画を作成して災害時に有効活用できるようにすることが必要である。

参考資料 【様式】(〇〇課)業務継続計画(案)

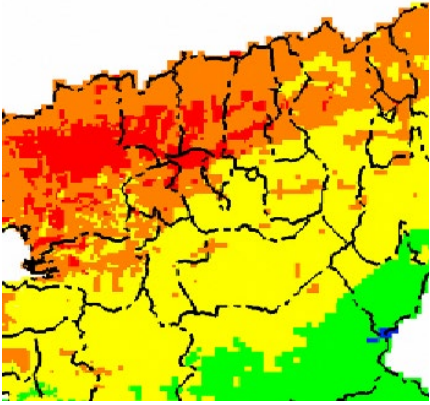
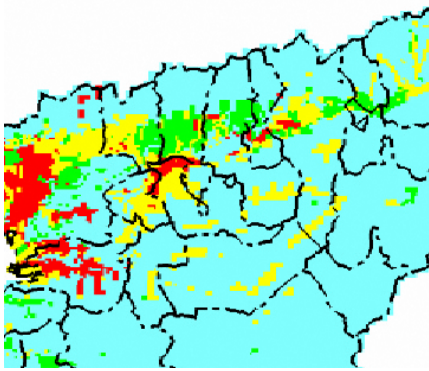
業務継続計画の改善マネジメント



	鉄道施設被害	切土・斜面 橋梁 盛土 切土・斜面	13 箇所 (計 103 箇所) 11 箇所 6箇所 1箇所 (計 18 箇所)	
ライフ ライン 支障	[地域の被害]			県の想定 【H18.5月公表】 県の想定 【H18.5月公表】
	• 電力は、地震直後に市内のほぼ全域で停電し、1週間程度で 12.4%は復旧するが全域の復旧には約1か月を要すると想定している。			
	• 固定電話は、地震直後に停電と合わせ通話困難となり、1週間程度はつながりにくい状態がつづくこととなる。携帯電話は大量アクセス等によりほとんど不通。インターネットアクセスについても制限が掛かる。			
	• 上水道は、市内のほとんどの地域で断水し、半数程度の復旧に約1週間程度を要する。			
	• 下水道は、県の想定公表時と規模の変化が著しいため、想定は難しいが、市内のほとんどの地域で利用困難となることが予想され、当面の間は復旧しないと考えられる。(上水道より長期化)			
	停電人口	地震直後 地震 1 日後 地震 1 週間後 地震 1 ヶ月後	70,067 人 70,067 人 61,393 人 0 人	
	電話・通信施設機能支障	一般電話機の機能支障人口	23,134 人	
	上水道施設供給支障	被害箇所数 地震直後 地震 1 日後 地震 1 週間後	1,293 箇所 97.9%(断水率) 85.8%(断水率) 49.0%(断水率)	
	[本庁舎の被害等]			
	• 電力は、非常用発電機(1台)により非常用コンセント(赤)を使用し、約 1 週間程度(連続運転可能時間 175 時間)の電力は確保できるが、燃料備蓄(A 重油)は約 96 時間分の備蓄(地下タンク)のため、燃料補給できなければ約4日程度の電力供給に留まる。			
• 固定電話は、災害時優先電話以外は1週間程度つながりにくい状態が想定される。				
• 衛星携帯電話は、15 台所有しており孤立集落になる可能性がある地区(7 地区)の代表者と市役所各支所・出張所(5台)に備えているが、通信が室内ではできないため係に人員が必要となる。				
• 上水道の断水時は、給水設備に 10 トンと雨水再利用等設備の貯留槽(雑用水使用)に 48 トンを保水しており、約4日間は利用可能と想定している。				

	電力供給先 ※下記の他、消火栓ポンプ、非常照明。 ・特別職室 照明 ・災害対策本部室(3階庁議室) 照明、コンセント全回路 ・一般事務室 照明及びコンセントの 1/4 程度 ・廊下、エントランスの照明 ・3階アマチュア無線アンテナ接続位置コンセント ・電話交換機等の通信機器 ・給排水ポンプ ・エレベーター1 台 ・空調は3階庁議室とサーバー室と特別職室 給排水衛生設備 ※庁舎給水系統による ・給水設備 木製受水槽 10トン ・雨水再利用・井水利用設備 48トン(雑用水使用)	
その他	・ 飲料水・食料等について、買い占めなどが発生し小売店舗やコンビニの在庫は数時間で売り切れになる。 ・ 停電等でガソリンスタンドの営業が困難となり、公用車の燃料補給が難しくなる。	

地震動及び液状化危険度の予測【平成 18 年5月公表地震被害想定】

	地震動予測	液状化危険度予測
中央構造線による地震		
凡 例	◇ 震 度 - 震度 4 以下 - 震度 5 弱 - 震度 5 強 - 震度 6 弱 - 震度 6 強 - 震度 7	◇ 液状化危険度 - 極めて低い(PL=0) - 低い (0 < PL ≤ 5) - 高い (5 < PL ≤ 15) - 極めて高い (PL > 15)

第3節 非常時優先業務の実施体制及び指揮命令系統の確立

第1 業務継続計画の発動基準

業務継続計画の発動は、災害対策本部の設置（配備体制1号）と同時に自動的に発動するものとし、非常時優先業務を実施し、優先度の低い通常業務を停止する。また、業務継続計画を発動し、停止している通常業務があることを市民へ周知する。

業務継続計画の発動解除は、災害対応の状況から災害対策本部会議にて判断する。

第2 非常時優先業務の実施体制

地域防災計画に基づき、災害対策本部の設置基準を満たした場合、次の体制に速やかに移行する。

別表1〔非常時優先業務の実施体制〕

※ 災害対策基本法第23条の2、紀の川市災害対策本部条例第2条・第3条・第4条、紀の川市災害対策本部規程に基づく。

第3 指揮命令系統の確立

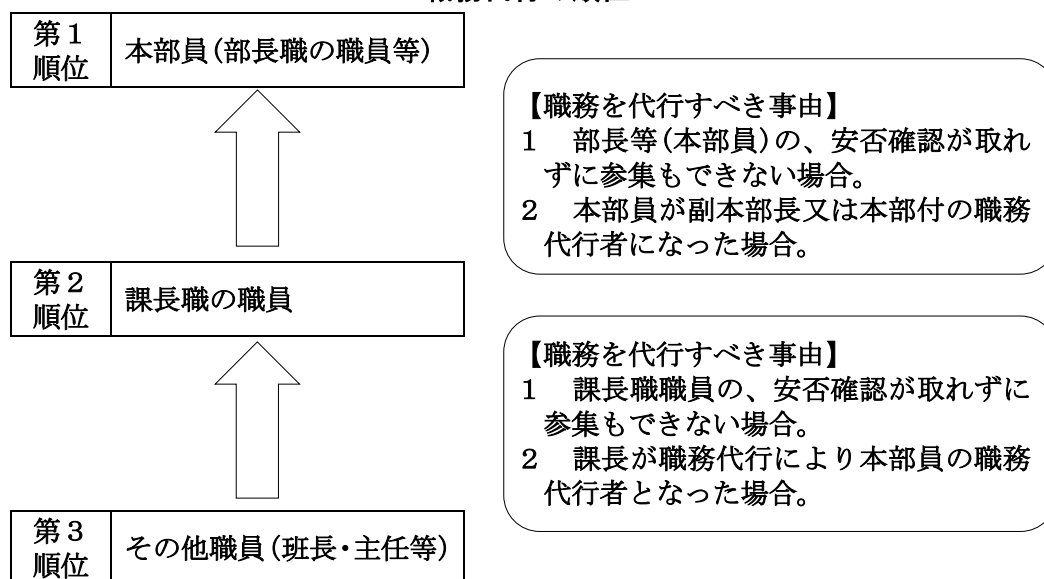
非常時優先業務については、紀の川市災害対策本部規程に定めるところにより、通常業務については、紀の川市行政組織規則及び紀の川市事務決裁規程に定めるところにより、それぞれの指揮命令系統のもと実施する。

第4 職務代行の順位

本部長（市長）の職務代行については、地域防災計画に災害対策本部の設置等権限の代理者として第2順位まで定めている。しかし、副本部長（副市長）次の本部員については、職務代行順位を明確化されていないため、災害時に混乱が予想され、より実効性の高い実施体制を確保するためにも適切な順位まで職務代行順位を事前に決定しておく必要がある。

別表2〔職務代行の順位（副本部長以下）〕

職務代行の順位



第5 職員の参集予測

「第3編 災害応急・復旧・復興計画 第1部 風水害等・地震 第1章 発災直後 第1節 応急体制【震災時】」の第1動員配備体制を基準とし、次の要件を想定して発災後から各参集場所までの参集を「3時間まで」「3時間～12時間まで」「12時間～24時間まで」「1日以上」の時間帯別に予測し集計する。

なお、勤務時間内の災害時には、各所属に職員がいると想定し参集予測は行わない。しかし、来庁者や帰宅困難者については想定する必要がある。

職員参集予測の想定要件

- 1 震度5強以上の地震が発生
- 2 勤務時間外の発災
- 3 自宅から職場へ参集
- 4 緊急初動班による活動に規定している参集場所を考慮する
- 5 参集は、徒歩又は自転車等(原則：自動車での参集は禁止)
- 6 帰宅距離20km以上が帰宅困難との想定は除く
- 7 各課等で独自に業務継続計画を策定している場合は、それを考慮する

【参考】 徒歩は毎時3kmの速さで連続歩行。自転車は毎時15km。原付は毎時30km。

職員参集予測以外の想定

- 1 本人死傷等で1割の職員が参集不可能
- 2 職員の3割が救出救護活動に従事

第6 緊急連絡先の整理

大規模災害時、地域防災計画に基づき速やかに非常時の体制に移行することとなるが、その際に安否確認や参集等のほか非常時優先業務を実施するうえで、関係者との連絡調整を迅速に行えることが必要である。このため、部又は課等ごとに災害時に必要となる緊急連絡先等をあらかじめ整理し、更新しておくことが必要である。

個人情報等が記載された資料については、厳重に保管するなどあらかじめ検討し実施するようしなければならない。また、パソコン等が使用できない場合も想定されるため、保管する媒体も紙資料やUSBメモリーなど数種類にするように同時に検討することが必要である。

第4節 受援体制の確保

第1 広域応援受入体制の確保

大規模災害の発生時には、協定に基づく支援以外にも協定等未締結の自治体から応援職員が派遣されて来ることも予想される。

こうした応援職員を有効に活用し、災害対応に必要な人員を確保することが業務を継続していく上で有効なことから、事前に受入体制の整備を進める。

第2 人的応援

1 人的応援の受入に係る手順

災害時に人的応援の受入を円滑かつ迅速に実施するため、次の受援業務の手順を実施する。

- (1) 応援要請：本部長（市長）が応援要請の必要性を判断し、人的受援調整班が要請を行う。
- (2) 受援の準備：県、協定締結団体等と連絡調整を行い、宿泊場所・活動拠点等を確保し受入の準備を行う。
- (3) 応援の受入れ・業務管理：応援職員等を受入れ、業務の説明等業務管理を行う。
- (4) 受援の終了：受援終了の判断を行い、費用の負担を行う。

2 応援職員を受け入れて最優先で実施する業務

- (1) 避難所運営
- (2) 物資輸送拠点運営
- (3) 救援物資の輸送
- (4) 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定
- (5) 住家被害認定調査
- (6) 罹災証明交付
- (7) 道路の不通区間の解消
- (8) 災害廃棄物処理

第3 物的応援

1 物資の調達に係る受援体制

災害時に物資の供給を円滑かつ迅速に実施するため、物資の調達方法ごとの受援体制を整備する。

- (1) 災害時応援協定に基づく物資の提供要請と受入れ
協定締結事業者等に対して物資の提供を要請し、救援物資を受け入れる。
- (2) 相互応援協定に基づく物資の提供要請と受入れ
協定締結自治体等に対して物資の提供を要請し、救援物資を受け入れる。
- (3) 県への物資の提供要請と受入れ
県に対して物資の提供を要請し、救援物資を受け入れる。

2 物資の物流に係る受援体制

調達物資は、二次物資集積拠点等へ搬入された後、仕分けをした上で各避難所等へ輸送する。

これら物流に係る受援体制として、優先的に使用する物資集積拠点を明確にするとともに、物資集積場所の輸送等において、民間物流事業者との連携を図る体制を整備する。

(1) 優先使用物資集積拠点の選定

大型車両の使用が可能であり、屋内スペースが確保できる場所から優先的に使用する物資集積拠点とする。

(2) 救援物資の輸送等

救援物資の輸送等について、トラック協会等の民間物流事業者とあらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築する。

第5節 業務継続のための執行環境の整備

第1 施設の安全対策

非常時優先業務を遂行するためには、業務執行の拠点となる施設の機能を保持し、又は早期復旧を図るとともに、関係機関との情報連絡手段を確保するなど、業務継続のための執行環境を整備する必要がある。書類ロッカーの固定や什器類の転倒防止の実施等が主な課題となる。

第2 通信手段の確保

「第3編 災害応急・復旧・復興計画 第1部 風水害等・地震 第1章 発災直後 第4節 災害通信【風水害・震災時】」に基づき、各種通信連絡手段の特性を考慮して関係機関との通信手段を確保する必要がある。

主な通信連絡手段

通信連絡手段	特 性	設置場所等
災害時優先電話	災害時の援助、復旧等のため、法律に基づいて提供されている電話で、一般電話回線の中から指定する回線です。 発信のみ優先扱いとなり、着信については一般電話と同じで、緊急時には発信用として使用する電話です。 (電話番号は非公表)	・災害対策本部(庁議室) 7回線 ・災害対策室(本庁舎3F事務室) 18回線+FAX1回線 ※庁議室に、接続用電話機6台を備えており、1回線は通常使用している電話機となっている。
衛星携帯電話 ※ソフトバンク (スラヤ)	人工衛星(静止衛星)を利用し通信するため、地上の通信回線の通信インフラが破壊されても、衛星携帯電話であれば通信できる可能性が高く、また、固定電話や携帯電話への通信も可能です。 会話には若干遅延が生じるため、使用時にはなるべくゆっくりはっきりと発音するする必要があります。	・危機管理消防課 3台 ・支所 各1台 計4台 ・輦漕出張所 1台 ・孤立集落になりうる7自治区 各1台 計7台
防災電話 ※和歌山県総合防災情報システム	下記地域衛星通信ネットワークを県がシステム構築した防災電話で、有線回線を利用しているため、「衛星回線選択番号【7】」は不用です。 県内の通話は、「局番【3桁】」-「内線番号【3桁】」でかけることができます。	・災害対策本部(庁議室) 1回線 ・危機管理消防課 2回線 ・県総合防災情報システム端末席 1回線 ・県総合防災情報 FAX 1回線
地域衛星通信ネットワーク ※衛星電話(自治体衛星通信機構)	上記の防災電話の衛星回線で、全国の地方公共団体を結ぶものであり、衛星回線を利用する場合は、「衛星回線選択番号【7】」-「県番号【0**】」-「局番【3桁】」-「内線番号【3～9桁】」の電話番号が記載されている衛星電話番号簿で確認が必要です。	
和歌山県総合防災情報システム	上記の防災電話を含め、有線回線1回線と衛星回線2回線を用いて、災害発生時や和歌山地方気象台からの気象情報の通知を県内各防災機関等と情報共有するシステムです。 災害時には、このシステムに様々な情報を入力することにより、連絡や報告を行うことができます。	・災害対策室(本庁舎3F事務室) ・危機管理消防課情報系
市防災行政無線	災害時に市内全域へ情報を発信(放送)することができます。相互通信するものではなく、情報を発信するために使用します。各支所にある子機又は地域にあるスピーカーに設置している子局からも放送できます。 J-ALERT(ジェイアラート)受信機が受信した情報も自動起動機を通じて、発信されます。	・災害対策室(本庁舎3F 無線機器室) ・各支所に子機(事務室等)

通信連絡手段	特 性	設置場所等
デジタル簡易無線(事務室据置型) ※ICOM製	本庁舎や各支所等に下記のデジタル簡易無線(携帯型)と通信できる親機を備えている。 電源が確保できればすぐに通信が可能となり、災害現場との通信、また、本部と支部(支所)と電話がつかない場合等に非常に有効な通信手段となる。 ただし、各支所には、非常電源設備を備えていないため、その対策が必要となる。	・災害対策室(本庁舎3階事務室) 1台 ・支所 各1台 計4台 ・輦漕出張所 1台
デジタル簡易無線(携帯型) ※ICOM製	上記のデジタル簡易無線(事務室据置型)への通信及び無線(携帯型)同士の通信が可能である。 災害現場へ携帯し、その情報を即座に報告することができる。「市役所波」「消防団波」「実施隊波」「方面隊①」「方面隊②」「方面隊③」「方面隊④」「方面隊⑤」の8種のチャンネルで運用しており、災害時にはチャンネルを切り替え、混線を防ぐことが可能である。	・危機管理消防課 50台 ・支所 各1台 計4台 ・輦漕出張所 1台 ・消防団 188台 ・指令車 各1台 計6台

第3 重要な行政データのバックアップ

紀の川市ICT部門業務継続計画(別表3～5重要情報の保管及びバックアップの状況)に基づき実施する。しかし、本計画は、紀の川市役所本庁舎のみを対象とし、各部局が独自に運用するシステムについては、今後原則として、本計画を参考に各主管課において業務継続計画の策定を検討するとしている。

別表3〔別紙3・4 総合行政システム機器構成等一覧表〕

別表5〔個別システム等の重要情報の保管及びバックアップの状況〕

第4 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎

「第3編 災害応急・復旧・復興計画 第1部 風水害等・地震 第1章 発災直後 第1節 応急体制【震災時】」で災害対策本部の設置等を規定しているが、下記のとおり代替庁舎についても第3順位まで明記している。(紀の川市災害対策本部規程第2条)

本庁舎は、免震構造で非常用発電装置も備えており、位置についても浸水想定区域外に建っているため、代替庁舎の使用の可能性は低いと想定されるが、想定外の被災等を考慮し代替庁舎を使用した場合の準備を行っておく必要がある。

災害対策本部の設置場所〔紀の川市役所 本庁舎3階庁議室〕

第1順位	紀の川市役所 本庁舎南別館3階大会議室
第2順位	打田生涯学習センター
第3順位	支所庁舎のうち、市長が適当と認める庁舎

第6節 非常時優先業務

全課共通非常時優先業務

全課共通の職員の非常時に優先する業務等を下記のとおり整理する。緊急初動班体制を確保しなければならない要員は、所属課の業務等より緊急初動班業務を優先する。

なお、緊急初動班活動から災害対策本部活動への移行については、「第3編 災害応急・復旧・復興計画 第1部 風水害等・地震 第1章 発災直後 第1節 応急体制【震災時】 第7 緊急初動班活動から災害対策本部活動への移行」のとおりとする。

全課共通非常時優先業務

家族の安否確認	勤務時間内又は勤務時間外問わず職員自身の家族の安否を確認する。
職員の安否確認	所属長による職員の安否確認。職員は、所属長にあらゆる手段をもって連絡する。
人命救助・救出の優先(発災後72時間)	勤務時間外等に発災した場合、参集時に遭遇する要救助者や救出・救助を優先する。
被害情報の収集と報告(参集時)	職員は、参集時に道すがらの被害状況を収集して報告する。スマートフォン等で写真や動画を撮るなどしてデータで報告することも重要。
職員の参集状況と報告(勤務時間外)	勤務時間外に発災した場合、参集した職員は被害状況と参集状況を所属長に報告する。
課所管施設の被災状況確認と安全確認	所管する施設の被災状況確認と安全確認を行ない、被災箇所に応急対策を講じる。
来庁者等の避難誘導と負傷者等への対応(勤務時間内)	勤務時間内等に発災した場合、来庁者や催事の参加者等を安全な場所への避難誘導することを優先し、また、負傷者等がいる場合はその応急対応を講じる。
課所管設備の被災状況確認と稼働確認(非常用電源稼働時の対象設備のみ)	職員は、所属の所管設備等の被災状況確認と通電状態にある機器については、稼働確認を行い所属長に報告する。
市災害対策本部との連絡体制の確保(支部等)	各支部(各支所)等は、通信手段を確保して市災害対策本部との連絡体制を整える。
職員の健康管理(参集後～)	所属長等は、指揮管理下にある災害対策業務に従事している職員の健康管理に十分な注意を払い、継続した災害対策業務を行えるように努める。

※ その他、各課等の独自性による業務は、各課等の非常時優先業務とする。

別表1 〔 非常時優先業務の実施体制 〕

災害対策本部（本部員会議）	本部長	市長	本庁
	副本部長	副市長	
	本部付	教育長	
	本部員	議会事務局長 市長公室長 企画部長 総務部長 危機管理部長 市民部長 福祉部長 農林商工部長 農業委員会事務局長 建設部長 上下水道部長 会計管理者 教育部長 総合行政委員会事務局長 那賀消防組合消防長 公立那賀病院事務局長 消防団長	
本部事務局	事務局長	危機管理部長	支所・出張所
	事務局	危機管理消防課	
災害対策支部	支部員	総務課長 粉河支所長 那賀支所長 桃山支所長 貴志川支所長	粉河支所 鞆淵出張所 那賀支所 桃山支所 貴志川支所
			（関係行政機関） 那賀消防組合 公立那賀病院
			（関係団体） 消防団

別表2 〔 職務代行の順位(副本部長以下) 〕

現時点の状況〔令和5年度〕

職	職務代行の順位			備考
	第1順位	第2順位	第3順位	
市長	副市長	危機管理部長		本部長
副市長	危機管理部長	企画部長	総務部長	副本部長
教育長	教育部長	教育審議官		本部付
議会事務局長	※職務代行の順位について それぞれ左記の職の対象者が事故ある場合は、次の職にある者が職務を代行する。また、第2順位、第3順位も同様とする。ただし、同じ職の者が2名以上ある場合は、予め各部で取り決めておくものとする。			
市長公室長				
企画部長				
総務部長				
危機管理部長				
市民部長				
福祉部長				
農林商工部長				
農業委員会事務局長				
建設部長				
会計管理者				
上下水道部長				
教育部長				
総合行政委員会事務局長				
消防団長	副団長			

- ・責任者と連絡が取れない場合は、以上の順位に従い自動的に職務代行が行われるものとする。
- ・責任者が参集できない状況であっても、連絡手段が確保され直接指示を仰ぐことが可能な場合には、職務代行が行われないものとする。

別表3〔別紙3 総合行政システム機器構成等一覧表〕

項 番	システム名称 (サーバ名称)	関連 システム	主管部門	ハードウェア (機器名・構成部品名)	設置 場所	保守業者	UPS の有無	代 替 器			再 イン ス ト ー ルの 容 易 性	機器OS 及びバックアップ状態				クライアント側での特殊なアプリケーションの要否	
								有無	保管 場所	同等 機種 の入手		名称	バック アップ の有無	バック アップ 形態	バック アップ 場所		
1	ESX サーバ #1, #2, #3	共通 システム	企画経営 課	Express5800/R120h-1M	本庁舎 サーバ 室	Sky 株式会社	有	無	-	不可	困難	ESX6.7	無	—	本 庁 舎 サ ー バ 室	否	
2	管理サーバ			CPU (24C, 2.10GHz) x2													
				メモリ 16GBx10													
				SAS300GB (RAID1)													
				10GTx6、1GTx4													
3	メインストレージ ※「バックアップ 形態」欄では「M」 と表記			Express5800/R110j-1			有	無	-	不可	困難	Windows Server 2016	有	HDD→HDD (M) Arcserve		神 戸 DC	否
				CPU(4C, 3.30GHz)													
				メモリ 8GBx2													
				SAS300GB (RAID1)													
				10GTx2、1GTx2													
4	バックアップスト レージ			iStorage M120			有	無	-	不可	困難	—	有	DDR/ RDR	否		
				エンクローチャ x3													
		SAS600GB (15krpm) x36															
		NLSAS4TB (7.2krpm) x12															
4	バックアップスト レージ	共通 システム	企画経営 課	NLSAS8TB (7.2krpm) x8	神戸 DC	Sky 株式会社	有	無	-	不可	困難	—	有	DSV	否		
				NLSAS8TB (7.2krpm) x10													

5	VCenter サーバ			(仮想サーバ)	本庁舎 サーバ 室		有	無	-	不可	困難	アプライ アンス	無	—	—	否	
6	NW 管理サーバ						有	無	-	不可	困難	Windows Server 2016	無	—	—	否	
7	SES 管 理 サ ー バ #1,#2						有	無	-	不可	困難	アプライ アンス	無	—	—	否	
8	監視サーバ						有	無	-	不可	困難	Windows Server 2016	無	—	—	否	
9	ログ 管理サーバ						有	無	-	不可	困難	Windows Server 2016	無	—	—	否	
10	管理 コンソール #1,#2	情報系 システム		EliteDesk 800 G5 TW/CT	情報推 進班室		有	無	-	不可	困難	Windows 10Pro	無	—	—	否	
				CPU i7-9700													
				メモリ 16GB													
				SSD512GB													
11	AD サーバ #1,#2			(仮想サーバ)	本庁舎 サーバ 室		有	無	-	不可	困難	Windows Server 2016	有	仮想→ HDD (M) Arcserve	本 庁 舎 サ ー バ 室	否	
12	ファイルサーバ	情報系 システム	企画経営 課	(仮想サーバ)	本庁舎 サーバ 室	Sky 株式会社	有	無	-	不可	困難	Windows Server 2016	有	VSS	サ ー バ 室	本 庁 舎	否

13	WSUS サーバ						有	無	-	不可	困難	Windows Server 2016	無	—		否
14	ウイルス 対策サーバ						有	無	-	不可	困難	Windows Server 2016	有	仮想→ HDD (M) Arcserve		否
15	IT 資産管理サーバ						有	無	-	不可	困難	Windows Server 2016	有	仮想→ HDD (M) Arcserve		否
16	プリント 管理サーバ						有	無	-	不可	困難	Windows Server 2016	有	仮想→ HDD (M) Arcserve		否
17	メール中継サーバ						有	無	-	不可	困難	RedHatEn terprise Linux7	無	—		否
18	メール振分サーバ	情報系 システム	企画経営 課	(仮想サーバ)	本庁舎 サーバ 室	Sky 株式会社	有	無	-	不可	困難	Windows Server 2016	無	—	本庁舎サ ーバ 室	否
19	メールサーバ						有	無	-	不可	困難	アプライ アンス	無	—		否

20	グループウェア サーバ#1、#2						有	無	-	不可	困難	RedHatEnterprise Linux7	有	仮想→ HDD (M) Arcserve		否
21	ID 統合管理サーバ						有	無	-	不可	困難	Windows Server 2016	有	仮想→ HDD (M) Arcserve		否
22	多要素認証サーバ #1、#2						有	無	-	不可	困難	Windows Server 2016	有	仮想→ HDD (M) Arcserve		否
23	ファイル管理サーバ						有	無	-	不可	困難	WindowsServer2016	無	-		否
24	管理コンソール #1、#2	基幹系 システム	企画経営 課	EliteDesk 800 G5 TW/CT	情報推 進班室	Sky 株式会社	有	無	-	不可	困難	Windows 10Pro	無	-	本庁舎サ ーバ室	否
				CPU i7-9700												
				メモリ 16GB												
				SSD512GB												
25	AD サーバ#1、#2			(仮想サーバ)	本庁舎 サーバ 室		有	無	-	不可	困難	Windows Server 2016	有	仮想→ HDD (M)		否

													Arcserve		
26	WSUS サーバ						有	無	-	不可	困難	Windows Server 2016	無	—	否
27	ウイルス対策サーバ						有	無	-	不可	困難	Windows Server 2016	有	仮想→ HDD (M) Arcserve	否
28	IT 資産管理サーバ						有	無	-	不可	困難	Windows Server 2016	有	仮想→ HDD (M) Arcserve	否
29	プリントサーバ						有	無	-	不可	困難	Windows Server 2016	有	仮想→ HDD (M) Arcserve	否
30	ID 統合管理サーバ	基幹系システム	企画経営課	(仮想サーバ)	本庁舎サーバ室	Sky 株式会社	有	無	-	不可	困難	Windows Server 2016	有	仮想→ HDD (M) Arcserve	否
31	多要素認証サーバ #1, #2						有	無	-	不可	困難	Windows Server 2016	有	仮想→ HDD (M)	否

													Arcserve		
32	ID 統合管理サーバ	インターネット系システム					有	無	-	不可	困難	Windows Server 2016	有	仮想→HDD (M) Arcserve	否
33	ウイルス対策サーバ						有	無	-	不可	困難	Windows Server 2016	無	-	否
34	ファイアウォール #1, #2	共通システム	企画経営課	FG300E	本庁舎サーバ室	Sky 株式会社	有	無	-	センドバック	困難	FortiOS	有	コンフィグ	否
35	ファイアウォール #3～#12			FG100E			有	有	本庁舎サーバ室	センドバック	困難	FortiOS	有	コンフィグ	否
36	リモート保守用 FW			FG50E			有	無	-	センドバック	困難	FortiOS	有	コンフィグ	否
37	ファイアウォール管理サーバ			FAZ-400E			有	無	-	センドバック	困難	アプライアンス	無	-	否
38	遠隔バックアップ用ルータ			AT-3050S			有	無	-	センドバック	困難	独自 OS	有	コンフィグ	否
39	L3SW #1, #2			AT-SBx908 GEN2			有	有	本庁舎サーバ室	センドバック	困難	独自 OS	有	コンフィグ	否

40	UPS 管理 SW			SH230-28GT			有	有	本庁舎 サーバ 室	センド バック	困難	独自 OS	有	コンフィグ		否
41	セキュリティ SW#1, #2	情報系 システム		X530L-28GTX			有	有	本庁舎 サーバ 室	センド バック	困難	独自 OS	有	コンフィグ		否
42	住基ネット ファイアウォール	基幹系 システム		SSG5	本庁舎 サーバ 室	Sky 株式 会社	有	有	本庁舎 サーバ 室	不可	困難	独自 OS	有	コンフィグ	本庁舎サ ーバ 室	否
43	VDI ホスト			Express5800/R120h-1E CPU (26C, 2. 10GHz) ×2 メモリ 32GB×12 SSD1. 92TB×8 (RAID6) 1GbE×2、10GbE×4	本庁 サーバ 室	Sky 株式 会社	有	無	－	不可	困難	Windows Serve 2016	有	Arcserve	本庁舎サ ーバ 室	
44	VDI 管理サーバー	情報系 システム (テレ ワーク)			本庁 サーバ 室	Sky 株式 会社	有	無	－	不可	困難	Windows Serve 2016	有	仮想→HDD (M) Arcserve	本庁舎サ ーバ 室	
45	プロファイルサー バー			(仮想サーバ)	本庁 サーバ 室	Sky 株式 会社	有	無	－	不可	困難	Windows Serve 2016	有	仮想→HDD (M) Arcserve	本庁舎サ ーバ 室	

46	証明機関				本庁 サーバ 室・	Sky 株式 会社	有	無	－	不可	困難	Windows Serve 2016	有	仮想→HDD (M) Arcserve	本庁舎サ ーバ室	
47	バックアップ NAS			HDL4-HA24-U HDD24TB (RAID5) 10GbEx2	本庁 サーバ 室	Sky 株式 会社	有	無	－	不可	困難	アプライ アンス	有	－	本庁舎サ ーバ室	

別表4 〔別紙4 総合行政システム機器構成等一覧表〕

項 番	システム名称 (サーバ名称)	主管部門	ハードウェア (機器名・構成部品名)	設置場所	保守業者	設置 台数	U P S の有 無	代 替 器			再 イ ン ス ト ー ル の 容 易 性	機器OS及びバックアップ状態				ク ラ イ ア ン ト 側 で の 特 殊 な ア プ リ ケ ー シ ョ ン	ク ラ イ ア ン ト 側 で の 特
								有 無	保 管 場 所	同 等 機 種 の 入 手		名 称	バ ッ ク ア ッ プ の 有 無	バ ッ ク ア ッ プ 形 態	バ ッ ク ア ッ プ 保 管 場		
1	総 合 行 政 シ ス テ ム 待 機 サ ー バ (Hyper-V HOST Server 兼 AD Server)	企画経営 課	PRIMERGY RX2530M4	本庁舎 サーバ室	紀陽情報 システム (株)	1	有	無	－	不可	困難	Windows Server 2016 Std	有	－	企画経営課管理本庁舎サーバ室	否	
			CPU: Intel(R) Xeon® Silver 4112 CPU @2.60GHz (2.6GHz/4 コア /8.3 MB キャッシュ)*2														
			MEM: 32GB (8GB*4)														
			HDD: 600GB*8 (RAID5)														
			基本 SAS アレイコントローラカード*														
2	セ キ ュ リ ティサーバ		PRIMERGY RX1330M3			1	有	無	－	不可	困難	Windows Server 2016 Std	有	－		否	
			CPU: Intel(R) Xeon® E3-1230 v6 (3.5GHz/4 コア /8MB キャッシュ)*1														
			MEM: 8GB (4GB*2)														
			HDD: 600GB*2 (RAID1)														
			基本 SAS アレイコントローラカード*														

3	団体内統合 宛名連携 サーバ	企画経営 課	PRIMERGY RX2530 M1	本庁舎 サーバ室	紀陽情報 システム (株)	1	有	無	－	不可	困難	Windows	有	HDD→ USB- HDD	神戸DC	否
			Xeon プロセッサ E5-2620v3 (2.40GHz/6コア/15MB)									Server				
			RAM モジュール：8GB									2012R2				
			ハードディスク：600GB × 7 (RAID1+0+Hot Spare) 基 本 SAS アレイコントローラカード									Standard Red Hat Enterprise Linux6.5				

別表5 〔 個別システム等の重要情報の保管及びバックアップの状況 〕

NO.	部名	課等名	総合行政システム	個別システム	重要な行政データ・業務システム名	現状
1	議会事務局	議事調査課		●	議会トータルシステム(議員経歴管理)	ソフトは専用のパソコンにシステムが格納されている。
					会議録	事務室、図書室で保管している。
					議決原本	図書室で保管している。
			●		議員報酬システム	市のネットワークシステムの中で管理している。
2	市長公室	秘書広報課		●	広報広聴業務(市広報誌)に関わる各データ	NASシステム(ネットワーク対応ストレージ)を採用 新規データのみを外付けHDへ1日1回自動バックアップ。別の外付けHDへ月1回手動でバックアップしている。
3	企画部	財政課		●	公会計システム(PPP)	H29年度からスタンドアロンで運用 年1回CD-Rにバックアップし、事務室に保管している。
4		企画経営課	●		総合行政システム	本庁舎サーバー室、紀陽情報システム(株)、富士通データセンターの3か所で業後時点のデータを毎日バックアップしている。
5		地域創生課			該当なし	
6		人権施策推進課			該当なし	
7		公共施設マネジメント課		●	固定資産台帳管理システム	サーバー室に専用サーバーを設置。 保守契約業者が年2回データ更新を行い、データを管理している。
8	総務部	総務課		●	文書管理システム	サーバー室のバックアップ用HDにバックアップしている。 (日曜日:フルバックアップ、月から土曜日:差分バックアップ)
9		粉河支所			該当なし	
10		韮瀬出張所			財産区の会議録・議員録	事務室で保管している。
11		那賀支所			該当なし	
12		桃山支所			該当なし	
13		貴志川支所			該当なし	
14		人材マネジメント課		●	就業管理システム	1日1回バックアップデータを磁気テープに出力 月から金曜日の5日分を事務室内に保管している。
					職員住所録(Access)	USBメモリに保存(アクセスファイル)
15		契約管財課		●	契約管理・工事成績評価システム(CYDEEN)	クラウド
				●	物品購入伺システム(Access)	情報系
					公用車管理システム(Access)	情報系
					備品台帳入力システム(Access)	情報系
16		税務課		●	土地家屋台帳システム	サーバー室で外付けHDに1日1回(夜間)自動バックアップしている。 紙ベースはなし。

		税務課			エルタックスシステム (地方税電子申告支援システム) (国税連携システム)	通信のみ。
					軽自動車税納付情報提供システム (地方税公共団体情報システム J- LIS)	軽自動車検査情報(異動情報等)の取得。 紙ベースも保管あり。
17		収納 対策課	●		総合行政システム	紀の川市 ICT 部門業務継続計画による。
			●		介護保険システム(基幹系)	紀の川市 ICT 部門業務継続計画による。
18	危機管理部	危機 管理 消防課		●	和歌山県総合防災情報システム	バックアップは必要なし。
				●	全国瞬時警報システム (J-ALERT)及び自動起動機	バックアップは必要なし。
				●	緊急情報ネットワークシステム (Em-net)	バックアップは必要なし。
				●	災害情報共有システム (L-ALERT)	バックアップは必要なし。
				●	被災者支援システム (J-LIS)	ノートパソコンにシステムをインストールして保 管している。
				●	消防団員退職報償金・公務災害補 償・福祉共済システム	オフラインでノートパソコンにシステムをインス トールして保管している。
				●	物資調達・輸送調整等支援システム	バックアップの必要はなし。
19	市民部	市民課		●	戸籍総合システム	日時処理でデータバックアップ
				●	住民基本台帳ネットワーク システム	日時処理、年次処理でデータバックアップ
20		国保 年金課		●	後期高齢者医療システム	通信のみ、データバックアップなし
21		健康 推進課		●	健康管理システム	サーバー室内にシステムがあり、2ヶ月に1 回、バックアップデータを作成している。定期的 に県庁サーバー室へ保管移設を実施して いる。
22		環境 衛生課	●		畜犬管理システム	基幹系
23	農林商工部	農業 振興課		●	農業振興地域農用地管理 システム	バックアップはしていないが、最新の農用地に ついては年3回更新したものを紙ベースで管 理している。
24		農地 整備課		●	水土里情報システム	紙ベースによる管理
					ため池台帳(Excel)	紙ベースの台帳で、エクセルデータあり。
25		林務課		●	財産区物件及び収納管理 システム	保守契約業者が来庁時にバックアップし自社 でデータ管理している。
					林道台帳	紙ベースの台帳で、エクセルデータあり。
26		観光 振興課			該当なし	
27		商工 労働課			市企業立地促進条例に係る各助成 金情報	情報系
					工場立地法に伴う各申請及び認可 情報	情報系 紙ベース
					産業振興機械等の取得等に係る確 認申請情報	情報系 紙ベース
28	農業委員会事務局		●		農家台帳	基幹系
					農地情報公開システム	新しい農家台帳的なシステムでグーグルク ロームでアクセスする。Net 環境必須
					農業者年金台帳(Excel)	情報系 エクセル管理している。

29	福祉部	社会福祉課		●	生活保護システム (生活保護電算処理システム)	課内にある外付 HD へ 1 日 1 回バックアップしている。
				●	生活保護レセプトシステム (生活保護電算処理システム)	課内にある外付 HD へ 1 日 1 回バックアップしている。
30		高齢介護課		●	災害時要援護者支援システム	サーバー室内にシステムがあり、外付け HD にバックアップが保存されている。
				●	介護保険システム	サーバー室内にシステムがあり、保守委託業者が来庁時にバックアップしている。
31		障害福祉課			障害支援区分判定ソフト 2014	情報系にインストールされているソフトで、厚生労働省へ報告等に利用 紙ベースの保存あり。
32		こども課		●	児童家庭相談システム	システムは、サーバー室内にあり、専用のパソコンを使用している。専用 HD へバックアップしている。
				●	健康管理システム	健康推進課でサーバー、バックアップデータ等を一括管理している。
33	建設部	建設総務課		●	道路台帳システム	システムは、サーバー室内にあり、紙ベースの台帳もあり。 ディスクのデータバックアップもあり。
				●	地籍システム	サーバー室内で週 1 回データバックアップを行っている。 県と協定により、県庁内施設に分散保管している。
34		道路河川課			工事事務支援システム(契約管財課)	情報系(アクセス)
35		住宅政策課	●		公営住宅システム	書類の紙ベースを事務室内に保管している。
			●		住宅新築資金システム	契約書の原本の保管場所は事務室で保管している。
36		会計課			該当なし	
37	上下水道部	上下水道経営課		●	水道検針システム	水道検針データを作成するためのシステム。 バックアップなし。
38		水道工務課		●	水道送配水管路図システム	個別ノートパソコン 1 台にデータを保存している。 ネットワークなし。
39		下水道課		●	工事積算システム	建設部で使用しているシステム。データのバックアップ等を行っていない。
				●	下水道台帳システム 受益者負担金システム	2 つのシステムがインストールされた個別パソコン。データのバックアップ等を行っていない。
40	教育部	教育総務課		●	公立学校施設台帳	個別パソコンを使用、紙ベースの台帳保管あり。毎年、県にデータ提出あり。
			●		学齢簿	基幹系 各学校に紙ベースの指導要録があり、バックアップとして機能している。
41		生涯学習課			各施設の図面等	各施設の事務室等で紙ベースを保管している。
				●	図書館システム	河北図書館にメインサーバーがあり、データ管理を行っている。 サーバー内にデータ保存有り。 1 週間 1 回データ保存し、4 本のテープを使用し 1 か月分のデータを保管している。
42		生涯スポーツ課			各スポーツ施設の図面	課内でほとんどの施設の図面を保管している。

参考資料

(様式1)

紀の川市 ○○部 ○○○○課業務継続計画

1 所掌する災害応急対策業務

(1) 各班共通業務

区分	災害応急対策業務(災害対策本部各班事務)
組織運営に係る事務	① 所管業務に係る情報伝達及び発信 ② 所属職員の所在及び安否の確認 ③ 所属職員の動員 ④ 関係機関等との連絡 ⑤ 班の設置及び運営
事務執行に係る事務	① 所管市有施設等の被害状況の把握 ② 所管業務の災害応急対策の推進 ③ 災害復旧事業に係る被害調査 ④ 災害復旧事業計画の策定 ⑤ 災害復旧事業計画の実施 ⑥ 所管災害応急対策業務に係る記録の作成及び整理 ⑦ 所管災害応急対策業務に係る他県等応援職員の受入れ ⑧ その他特命事項

(2) 班別事務分掌

区分	災害応急対策業務(災害対策本部各班事務)
○○○○班	① ② ③ ④ ⑤

2 非常時優先業務の開始目標時期及び必要人員数と参集予測人員数 (要員数 人)

区分	災害応急対策業務	必要 人員数	通常業務のうち 非常時優先業務	必要 人員数	参集想 定人員
1日以内	・ ・ ・		・ ・ ・		
3日以内	・ ・ ・		・ ・ ・		
1週間以内	・ ・ ・		・ ・ ・		
1か月以内	・ ・ ・		・ ・ ・		

(様式2)

職員の参集状況の想定

NO.	氏 名	居住地	所管 係	発災後からの時間				参集 地	備考
				3時間 まで	3時間 ～12時 間	12時間 ～ 24時間	1日 以上		
1	〇〇〇〇	紀の川市	課長	●				本庁舎	那賀
2	〇〇〇〇	岩出市	〇〇係		●			本庁舎	
3	〇〇〇〇	紀の川市	〇〇係		●			本庁舎	貴志川
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									

※ 被災状況及び交通状況により、参集地が最寄の支部(支所)となると想定される場合は、備考欄に支部(支所)を記入する。

(様式3)

職員の参集状況の想定(所属別集計表)

所属: 〇〇〇〇課

区分	発災後からの時間						
	3時間まで	3時間～ 12 時間		12 時間～ 24 時間		1 日以上	
			累計		累計		累計
所属職員の参集人数							
他所属からの参集人数							
合 計							
参集想定人数							

※ 参集想定人数: 本人死傷で1割が参集不可能、3割が救出・救護活動に従事すると想定し 6 割の職員が参集可能と考える。(発災～3日まで)

※ 参集想定人数: 発災から3日以上は本人死傷の1割以外の9割の職員が参集可能と考える。

(様式4)

3 業務継続のための執務環境等の確保

(本庁舎 ○階 ○○○○課)

	対 応 状 況
1 執務室の整理(共通)	(1) 書棚等 執務室等にある書棚等が、地震により転倒し死傷者がでないようにする対策が必要。 (2) 書類等の飛散防止 書棚等から飛散した書類の片付けや整理によって、速やかに災害対応するための貴重な時間を浪費する恐れがあるため、飛散防止対策を進める。 (3) その他 大地震に備えて、日常的に執務室の整理や対策をしておく必要がある。
2 電源の確保(共通)	(1) 非常用電源 非常用発電機1台、起動時間 40 秒以内。 燃料備蓄 96 時間分、A 重油〔地下タンク 10,000ℓ〕 〔小出槽 1,950 ℓ〕   (2) 非常用照明 ・一般事務室 ・廊下、エントランスの照明 ・特別職室 ・災害対策本部室（3 階庁議室） (3) その他非常用発電機の電源供給先 ・3階アマチュア無線アンテナ接続位置コンセント ・電話交換機等の通信機器 ・給排水ポンプ ・エレベーター 1 台 ・消火栓ポンプ、非常照明 ・空調は、3階庁議室とサーバー室と特別職室のみ

3 通信手段の確保	(1) 通常固定電話(内線) (2) 災害対策本部及び各支部(災害時優先) (3) 衛星携帯電話 (4) 防災電話 (5) 車載型デジタル簡易無線 (6) 携帯型デジタル簡易無線
4 食料及び水等の確保 (共通)	(1) 飲料水 4日分 ※庁舎給水系統による (2) 雑用水 4日分 ※庁舎給水系統による (3) 食料 ※現状は、市民用と職員用を区別して備蓄していない (4) 仮設トイレ ※庁舎に汚水排水タンクを備え、トイレ使用可能7日 (5) 消耗品等
5 宿泊対応	(1) 宿泊スペース (2) 宿泊用資機材の備蓄
6 その他	

(様式5)

4 緊急連絡先リスト

(1) 主要関係者の緊急連絡先

NO.	組織名	担当者(役職)	連絡先	備考
1	(株)〇〇〇〇システム	〇〇〇〇(〇〇)	〔会社〕 〔携帯〕 〔Mail〕	〇〇〇〇システムの復旧
2	〇〇〇〇〇(株)	〇〇〇〇(〇〇)	〔会社〕 〔携帯〕 〔Mail〕	〇〇〇〇の修繕
3	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇(〇〇)	〔会社〕 〔携帯〕 〔Mail〕	災害時〇〇〇〇に関する協定書の協定先
4				
5				

(2) その他緊急連絡先

NO.	組織名	担当者(役職)	連絡先	備考
1				
2				
3				
4				
5				

第3章 受援計画

第1節 総則

第1 計画の目的

大規模災害時、被災市町村においては職員や庁舎の被災により行政機能が低下する中で膨大な災害対応業務を行う必要があり、国や他の自治体、民間団体等からの人的応援を円滑に受け入れ、最大限活用することが求められる。

一方、避難所等においては、避難者が必要とする食糧や生活必需品等の救援物資の膨大なニーズが発生することが予測され、被災自治体が主体となって避難者の元へ救援物資の供給を行わなければならない。

大規模災害が発生し、本市が被災した場合に、外部からの人的及び物的応援を円滑に受け入れ、職員と応援人員が連携し、効果的な災害応急対策や迅速な避難者支援、さらには災害復旧・復興に取り組むことを可能とするため、「紀の川市受援計画」を定める。

第2 計画の構成・位置づけ

本計画は、「人的応援の受入れ」及び「物的応援の受入れ」の2つの柱で構成する。

「人的応援の受入れ」については、地域防災計画や業務継続計画に定める業務を災害発生時に円滑に実施するため、外部からの応援を最大限活用できるよう事前に作成し、地域防災計画と業務継続計画を下支えするものである。

また、「物的応援の受入れ」については、国や他の自治体、物資供給に関する協定を締結している民間事業者等から提供される救援物資を円滑に住民へ届けるため、物資の調達から受入れ、住民への提供に至るまでの業務内容等を整理するものである。

第2節 人的応援の受入計画

第1 人的受援のための組織形態

災害対策本部事務局に、受援に関する庁内外の調整や調整会議の開催等を行う「人的受援調整班」を設置する。

また、災害対策本部の各部に、部内の人的受援を調整する「各課受援窓口担当」を配置する。

第2 人的受援調整班・各課受援窓口担当の役割

人的受援調整班と各課受援窓口担当の役割は次のとおりとする。

人的受援調整班と各課受援窓口担当の役割

班名	役割	主となる担当課
人的受援調整班	1 全体の状況把握・取りまとめ 2 庁外機関との調整・応援要請（県、協定締結団体等） 3 庁内調整（ニーズ把握等） 4 人的受援に係る調整会議	危機管理消防課 人材マネジメント課 企画経営課
受援窓口担当	1 各課の人的受援に関する状況把握・取りまとめ 2 各課の人的受援に関する管理 3 課内調整 4 受援班との調整 5 応援人員のアテンド 6 受援に係る調整会議への参加	各課

第3 関係機関の災害発生時の連絡先

大規模災害発生時に、人的応援（物的応援を含む。）の調整や要請等で他の自治体や防災関係機関、協定企業等と円滑に連絡が行うための関係機関の連絡先は、資料11-1のとおりである。

第4 災害発生時における協定の運用担当

大規模災害発生時に、人的応援（物的応援を含む。）の調整や要請等で協定締結団体又は協定企業等と円滑に連絡が行えるよう、「和歌山県市町村受援計画作成モデル」様式2を用いた「災害発生時応援協定の運用担当窓口一覧」を作成し、随時更新する。

第3節 人的応援の受入手順

第1 優先的に人的応援を受け入れて実施すべき業務

大規模災害発生時に人的応援を受け入れながら行う業務の中から、業務の優先度や過去に被災経験のある自治体の経験等を踏まえて、「優先的に人的応援を受け入れて実施すべき業務」を次のとおり整理する。

優先的に人的応援を受け入れて実施すべき業務一覧

区分	業務名	主な担当課	主な業務内容
最優先で受援計画へ定めるべき業務	避難所運営	危機管理消防課等	避難所運営マニュアルに基づく避難所運営全般
	物資輸送拠点運営	地域創生課 交通政策課	救援物資の輸送拠点等で救援物資の受入れ・保管・仕分け・払出し
	救援物資の輸送	国保年金課	救援物資の輸送拠点等から各避難所までの輸送
	被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定	都市計画課	二次災害防止のため、被災した建築物や宅地の危険度を判定
	住家被害認定調査	税務課等	被災した住家を巡回し、被害の程度を判定
	罹災証明交付	総務課等	罹災証明書の交付
	道路の不通区間の解消	道路河川課	市道の不通区間の解消作業
	災害廃棄物処理	廃棄物対策課	災害廃棄物仮置き場の設置事務や運営及び収集運搬や処分
優先的に受援計画へ定めるべき業務	給水支援	上下水道経営課・水道工務課	水道復旧作業
	上水道復旧	水道工務課	水道復旧作業
	下水道復旧	下水道課	下水道復旧作業
	健康・保健活動	健康推進課	避難所等での医療救護活動、保健予防活動、生活環境衛生対策の実施（要配慮者への支援を含む。）
	要配慮者への支援	高齢介護課等	在宅の要配慮者に対し、個別訪問などにより支援要否等の状況確認や必要な措置の実施
	し尿処理	環境衛生課	し尿等の収集運搬及び処分
	ため池緊急点検	農地整備課	国要領に基づく緊急点検作業
	支援窓口	市民課等	義援金、被災者生活再建支援金、見舞金、弔慰金、災害援護資金等の窓口対応や関連事務
	ボランティアの受入れ及び災害ボランティアセンター応援	社会福祉課	専門ボランティアの受入体制整備、直接の問い合わせや活動申し出等の調整及び一般ボランティアに係る市町村社会福祉協議会との連絡調整や災害ボランティアセンター運営業務
	遺体安置所運営及び広域火葬	環境衛生課	遺体安置所の設置及び運営並びに広域火葬に係る調整及び作業
	ライフライン情報収集	企画経営課	電気やガスなどライフラインに係る被害や復旧情報の収集
	応急仮設住宅建設	都市計画課	対象者、設置箇所の選定

第2 人的受援調整班の業務

1 受援ニーズの把握、取りまとめ

人的受援調整班は、各課受援窓口担当からの庁内における人的受援ニーズを把握し、取りまとめる。

なお、災害発生当初の受援ニーズの把握は、まずは「優先的に人的応援を受け入れて実施すべき業務」に対して行うが、災害発生後の時間経過や状況に応じて「優先的に人的応援を受け入れて実施すべき業務」以外についてもニーズ把握を実施する。

2 要請先との調整

人的受援調整班は、取りまとめた受援ニーズについて、要請先毎に派遣の可否や派遣可能な時期などの必要な事項を調整する。

3 調整結果の伝達

人的受援調整班は、要請先との調整結果を取りまとめ、各課受援窓口担当へ伝達する。

4 正式要請

人的受援調整班は、応援要請書を作成し、要請先へ応援を正式要請する。

なお、応援要請書を送付する暇がない場合は、取り急ぎ口頭、メール等にて要請（県への要請は、原則として防災情報システムにて行う。）し、事後、公文書を発出する。

5 受援状況の管理

人的受援調整班は、各課受援窓口担当から応援受入の報告を受け、庁内全体の受入れ状況を把握する。

6 追加ニーズの把握及び事前調整

人的受援調整班は、各課受援窓口担当と協議し、今後必要となる受援業務についてニーズを把握するとともに、要請先と必要人数や応援可能人数などの事前調整を行う。

7 調整会議の開催

人的受援調整班は、ニーズの需給に対して全庁的な調整が必要となる場合や、受援に関する全庁的な方向性の意志決定が必要な場合などに際し、必要に応じて、各課受援窓口担当を招集し、調整会議を企画、運営する。

8 各課から外部への直接の応援要請・受入状況の集約

各課受援窓口担当から協定締結団体等へ直接、応援要請を行う場合は、要請から受入れまでの一連の調整等を各課受援窓口担当が行う。

第3 各課受援窓口担当の業務

1 受援管理シートの作成依頼及び報告

各課受援窓口担当は、人的受援調整班からの指示に基づき、課内の受援業務に必要な応援数などの情報を受援管理シート（様式13-1）で人的受援調整班に伝達する。

なお、災害発生当初の受援ニーズの把握は、まず「優先的に人的応援を受け入れて実施すべき業務」に対して行うが、災害発生後の時間経過や状況に応じて「優先的に人的応援を受け入れて実施すべき業務」以外についてもニーズ把握を行う。

2 調整結果の伝達

各課受援窓口担当は、人的受援調整班が要請先と調整した結果を課内へ報告し、内容の修正等があれば、取りまとめ、人的受援調整班と最終調整する。

3 応援人員の受入れ・振分け

各課受援窓口担当は、応援人員の到着時にそれを待ち受ける。

なお、人員余剰が出た場合など、受援に関する内容については、各課受援窓口担当が人的受援調整班と調整を行う。

4 受入れ完了報告

各課受援窓口担当は、応援人員が到着した段階で、人的受援調整班に応援受入報告を行う。

なお、応援予定と実際の応援内容に相違がある場合、人的受援調整班と適宜調整する。

5 追加ニーズの把握及び情報共有

人的受援調整班により今後必要となる受援業務のニーズ把握が行われるため、各課受援窓口担当は課内の受援ニーズを把握し、人的受援調整班と情報共有する。

6 調整会議への参加

各課受援窓口担当は、人的受援調整班が必要に応じて開催する調整会議に参加する。

7 直接の応援要請・受入状況の報告

各課受援窓口担当から協定締結団体等へ直接要請を行う場合は、要請から受入れまでの一連の調整等を各課受援窓口担当が行い、応援要請・受入状況を人的応援要請・受入報告書（様式13-1）で人的受援調整班へ報告する。

第4節 物的応援の受入計画

第1 物的応援の基本的な考え方

1 物的応援の考え方及び枠組み

災害発生後3日目までは、1日分を住民自身が、1日分を市町村が、1日分を県が備蓄するという和歌山県の「地震災害対策のための備蓄基本方針」に基づき、それぞれが備蓄している物資を被災者へ供給することで対応する。

一方、それぞれが保有している備蓄物資が枯渇した後においては、必要な物資を調達し、被災者へ供給する。

主な供給の枠組みは、

- (1) 協定企業等からの提供による供給
- (2) 相互応援協定による他の自治体等からの提供による供給
- (3) 県への要請による供給

のとおり分類する。

なお、原則として市が(1)、(2)の枠組みで供給を試み、それでは対応できない場合は(3)の枠組みで県へ要請するものとする。

また、政府の緊急災害対策本部により、必要不可欠と見込まれる物資を被災自治体からの要請を待たずに緊急輸送するプッシュ型支援が、県を通じて調整された上で行われる可能性もある。

2 物資供給の流れ

物資供給の流れは、

- (1) 市が所有する備蓄物資の供給
- (2) 市から他機関への要請に基づく供給

に区分される。

本計画では、「(2) 市から他機関への要請に基づく供給」について主に整理する。

第2 物的応援受入れに関する組織体制

災害対策本部市民部国保年金課を中心に、他課応援職員を含め「救援物資班」、「備蓄管理班」、「拠点管理班」、「輸送班」を編成する。

物的応援受入れ担当の役割

班名	役割	主となる担当課
救援物資班	1 避難所ニーズの調査、取りまとめ 2 備蓄管理班への備蓄物資払出し指示 3 物資の調達、需給調整 4 拠点管理班との連絡調整 5 その他物的応援受入れに関する総合調整	国保年金課
備蓄管理班	1 備蓄物資の払出し（仕分け、輸送車両への積み込み等） 2 救援物資班との連絡調整	危機管理消防課
拠点管理班	1 二次物資集積拠点での救援物資の受入れ、保管、仕分け、払出しなどの一連作業 2 救援物資班との連絡調整	地域創生課 交通政策課
輸送班	1 輸送車両としての公用車の調整・手配 2 公益社団法人和歌山県トラック協会との連絡・調整 3 備蓄物資保管場所から避難所までの備蓄物資輸送 4 二次物資拠点から避難所までの救援物資輸送 5 救援物資班との連絡調整	公共施設マネジメント課 契約管財課 国保年金課

第3 物的応援受入れに関する施設や資機材等

1 備蓄物資の数量と保管場所

本市における備蓄物資の数量と保管場所は、資料12-3のとおりである。

2 二次物資集積拠点の場所

本市における二次物資集積拠点は、紀の川市民体育館、那賀体育館、桃山勤労者体育センターとする。

3 輸送車両

契約管財課があらかじめ、救援物資輸送に使用可能な車両一覧を作成し、随時更新する。

第5節 物的応援の受入手順

第1 物資供給の手順

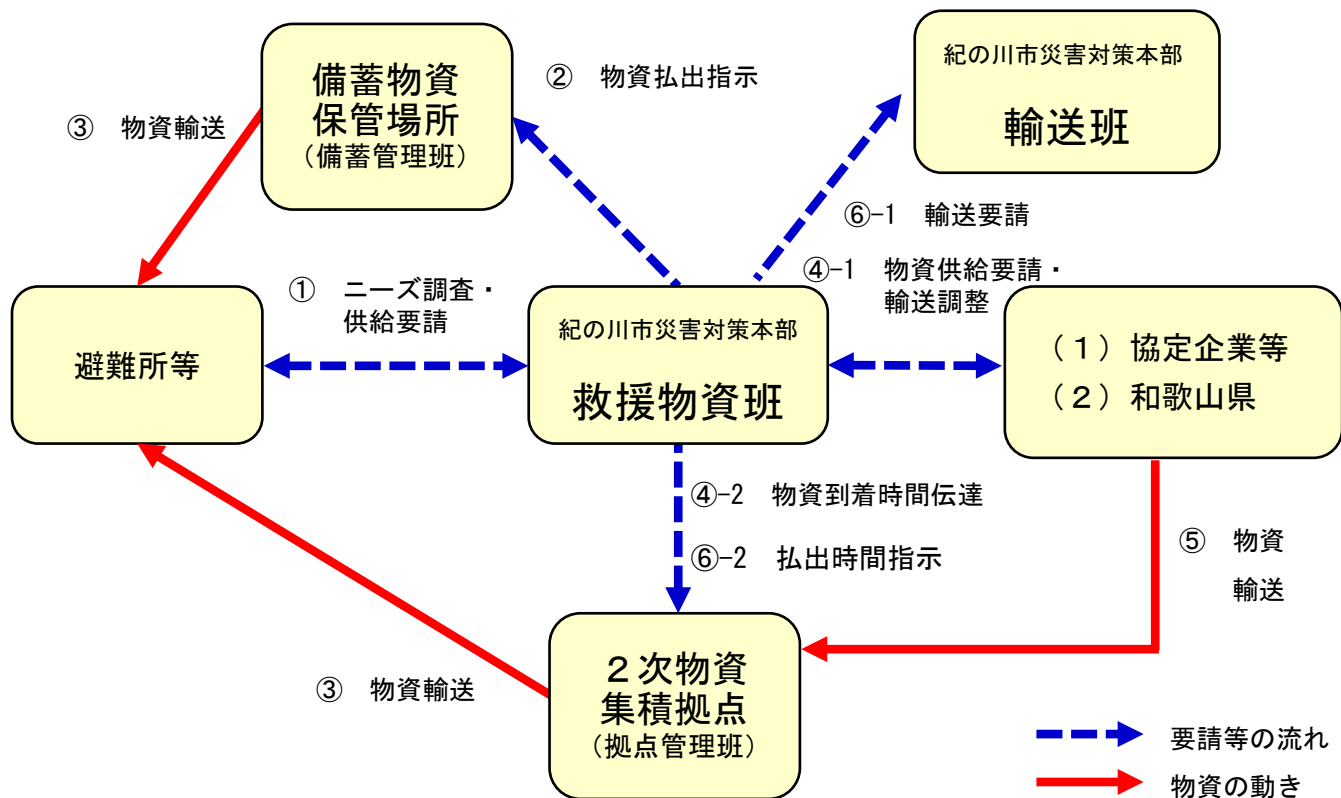
救援物資班は、避難所等からニーズを収集・整理し、それぞれの備蓄倉庫の在庫量を把握し、備蓄管理班に払出しを依頼する。

輸送班は、備蓄管理班が払出し用に仕分けた備蓄物資を避難所等に輸送する。

次に、救援物資班が協定企業等へ物資供給を要請し、協定企業等が救援物資を二次物資集積拠点に輸送する。

拠点管理班は、二次物資集積拠点に集積された救援物資の仕分けを行ったのち、救援物資班が輸送班等に輸送を要請し、輸送班等が避難所等に応援物資を輸送する。

物資供給の手順



③：輸送班・トラック協会等送

第2 物資の取扱い

1 義援物資の取扱い

個人から提供される義援物資は、受入れや仕分け等に膨大な労力や時間を要し、救援物資供給効率の低下の一因となるため、原則として受け入れないものとする。

なお、そのことは全庁的な統一事項とし、積極的に外部へ広報する。

一方、民間事業者や団体から提供される義援物資は、ロット数や品目を確認の上、救援物資供給効率を低下させることがないように、必要性が高い場合に限定して受け入れる。

2 二次物資集積拠点での救援物資の取扱い

二次物資集積拠点において円滑に物資を仕分けし、払出しを行うためには適切な物資の保管が重要であるため、拠点管理班は受け入れた救援物資を種類、品目毎に固めて保管し、拠点内は常に整理された状態に保つことに留意する。

また、物資の配置図を作成し、拠点内に貼り出し、拠点内で作業する者全員が必要な物資の保管場所を常に把握できる体制を整える。

第3 県への物資供給要請

備蓄物資が枯渇し、協定企業等においても供給が不可能となった場合、県災害対策本部へ物資供給を要請する。

1 要請先

県災害対策本部総合統制室救援物資班 防災電話番号 7-030-300-473

2 要請方法

物資調達・輸送調整等支援システムにより要請する。

第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 計画の目的

本計画は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域である本市において、「南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項」等を定め、本市の地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この章では、発災前の予防計画を定めるものとし、南海トラフ地震発生後の災害応急対策は、第3編による。

第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項

第1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化

南海トラフ地震において、本市で最も大きな被害が生じると考えられるものは、建築物、構造物等の倒壊と火災である。

市が保有する公共施設の耐震化率100%を目指すとともに、令和7年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目指す。

また、河川堤防、水門・樋門、ため池等の耐震化を促進する。

第2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の整備

南海トラフ地震の際、市民が安全に避難できるよう、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の整備を進める。

第3 土砂災害防止対策の推進

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を中心に、国・県等と連携しながら、砂防堰堤や急傾斜地の擁壁など、土砂災害防止施設の整備に努める。

第4 火災による被害の軽減のための消防用施設の整備等

火災の発生を未然に防止するとともに、火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、消防用施設、資機材の整備を進める。

第5 交通・情報の拠点・ネットワークの整備

南海トラフ地震が発生した際、和歌山市と奈良、京都など諸都市を結ぶ動線上にある本市は、和歌山市の都市機能の回復を図るためのバックアップ機能を発揮することが期待されるため、緊急輸送を確保するための道路・鉄道施設の整備や、物資の中継のための保管施設、ヘリコプター臨時離着陸場等の整備、防災行政無線をはじめとする情報通信ネットワークの整備を進める。

第3節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1 避難対策等の推進

南海トラフ地震発生時における本市の「警戒レベルによる避難情報の発令基準」の周知に努める。また、南海トラフ地震発生時に、避難所の開設・運営、避難行動要支援者の支援等を円滑に行われるよう、体制づくりに努める。

第2 消防機関等における救助・救急活動体制の充実の促進

南海トラフ地震発生時には、本市の市域において、家屋の倒壊、火災などが発生し、那賀消防組合、消防団による初期消火、救助・救急活動が不可欠である。

国・県等や沿岸部自治体からの要請に応じた応援などを含め、様々な事態に対応するための体制の充実に努める。

第3 交通対策の推進

南海トラフ地震発生時には、道路・橋梁、鉄道施設などの被害が想定されるほか、津波浸水想定区域からの広域避難による交通集中等も予想されるため、交通規制や誘導、警備、応急復旧等について、関係機関との協議・対策を進める。

第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項

第1 物資、資機材、人員等の配備手配

1 物資、資機材の調達手配

南海トラフ地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材の計画的な調達手配、点検に努める。

2 人員の配置

南海トラフ地震に際しての職員の参集・配備の基準、災害対策本部の設置基準を定める。
災害時に、人員不足時に県等へ応援を要請する体制づくりに努める。

3 防災関係機関における物資、資機材、人員等の配備手配の促進

各防災関係機関に対し、災害応急対策に必要な物資、資機材の計画的な調達手配、点検を働きかける。

第2 他機関に対する応援要請の体制づくり

南海トラフ地震発生時の災害応急対策には、他機関による応援は不可欠なことから、応援協定の締結や受援体制づくりに努める。

第3 帰宅困難者、広域避難者への対応の体制づくり

南海トラフ地震発生時には、一時滞在者や市外通勤通学者等の帰宅困難や、津波浸水想定区域からの広域避難が予想される。

これらを想定した情報伝達体制や、避難所での受入れ体制づくりに努める。

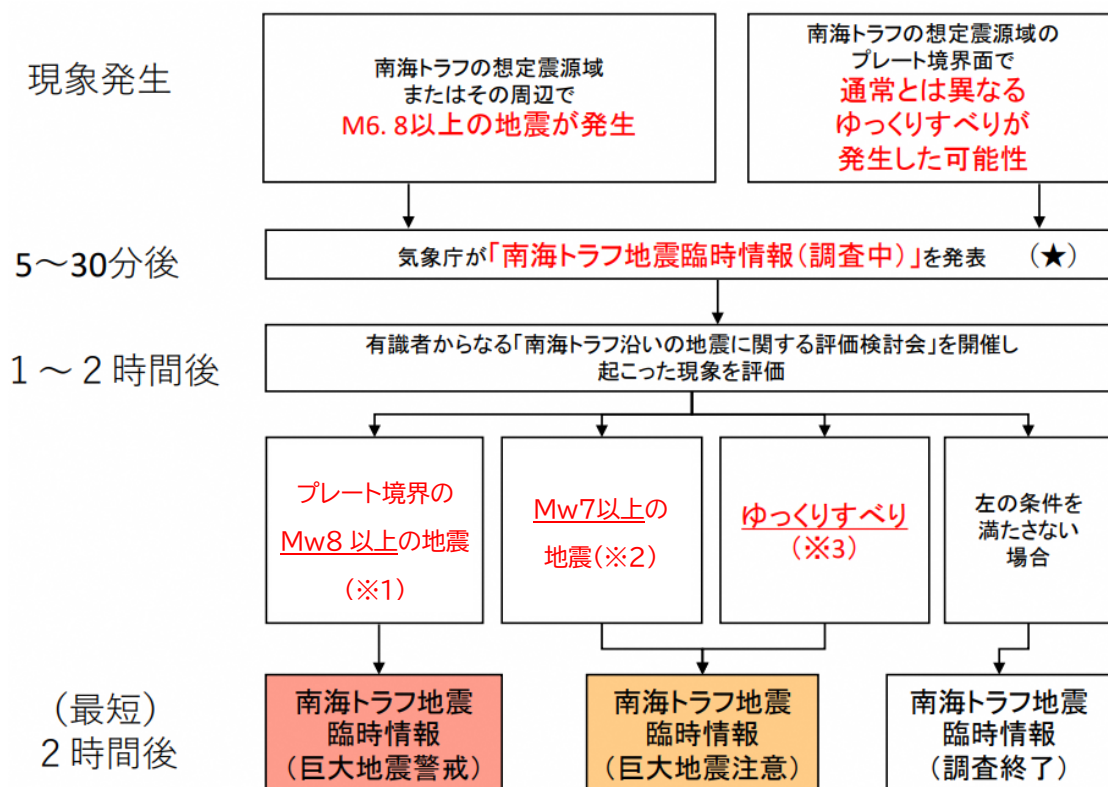
第5節 「南海トラフ地震臨時情報」発表への備え

第1 「南海トラフ地震臨時情報」の概要

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード6.8以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が気象庁から発表される。

「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」発表後、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、気象庁から、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」、又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表される。

南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ



（★）調査が2時間程度以上に及ぶ場合等において、調査の継続状況を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」により複数回発表することがある

- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード 8.0 以上の地震が発生した場合（半割れケース）
- ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード 7.0 以上、モーメントマグニチュード 8.0 未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲でモーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

資料：気象庁「南海トラフ地震臨時情報」等の提供開始について（令和元年5月31日）

第2 「南海トラフ地震臨時情報」発表への備え

「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の参集・配備、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行う体制及び方法の充実に努める。

なお、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の応急対策は第3編に定める。

第6節 防災訓練に関する事項

第1 情報伝達訓練の実施

南海トラフ地震対策として、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」及び「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練を随時実施する。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第1 教育・広報の実施

市民・職員に対して、南海トラフ地震対策として、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」及び「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」内容や、これに基づきとられる措置の内容、具体的にとるべき行動などについての教育・広報の実施に努める。

第8節 災害時の応急対策

災害時の応急対策は、「第3編 災害応急・復旧・復興計画」により実施する。

「第3編 災害応急・復旧・復興計画 第1部 風水害等・地震 第1章 発災直後 第1節 応急体制【震災時】」に定めるとおり、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」発表時に警戒体制1号、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時に配備体制2号、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表時に配備体制1号の配備につき、情報等の収集・伝達、避難支援など、応急対策を推進する。

第5章 地震防災対策アクションプログラム

第1節 はじめに

第1 計画の目的

本市では、中央防災会議「地域防災戦略」（平成17年3月30日）、「和歌山県地震防災対策アクションプログラム」に基づき、「紀の川市地震防災対策アクションプログラム」（平成21～30年度）を策定・推進してきた。

その間、東日本大震災や熊本地震など、甚大な地震災害が起こり、多くの死傷者が発生するとともに、地震防災対策に対して、多くの教訓が得られ、法制度や施策に生かされている。

このため、令和2年度に地域防災計画を改訂するにあたり、「紀の川市地震防災対策アクションプログラム」（平成21～30年度）の推進状況をふまえ、当面10年間を計画期間とする新たな「紀の川市地震防災対策アクションプログラム」を策定する。

第2 計画期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とし、期間満了にあわせて必要な見直しを行う。

第3 被害の想定

被害の想定は、「紀の川市地域防災計画」「第1編 総則 第2章 市の概況と災害の想定 第2節 被害想定」のとおりである。マグニチュード8クラスの地震により、震度7の揺れが予想され、地震動や火災、液状化、がけ崩れなどにより、600人以上の死者が出るものと想定されている。

第2節 アクションプログラムの基本理念と減災目標

第1 基本理念

南海トラフ地震などの大規模地震に備え、「自助・共助・公助」が相互に連携して活動する防災協働社会を構築することで、安全で安心な紀の川市の実現を目指すことを基本理念とする。

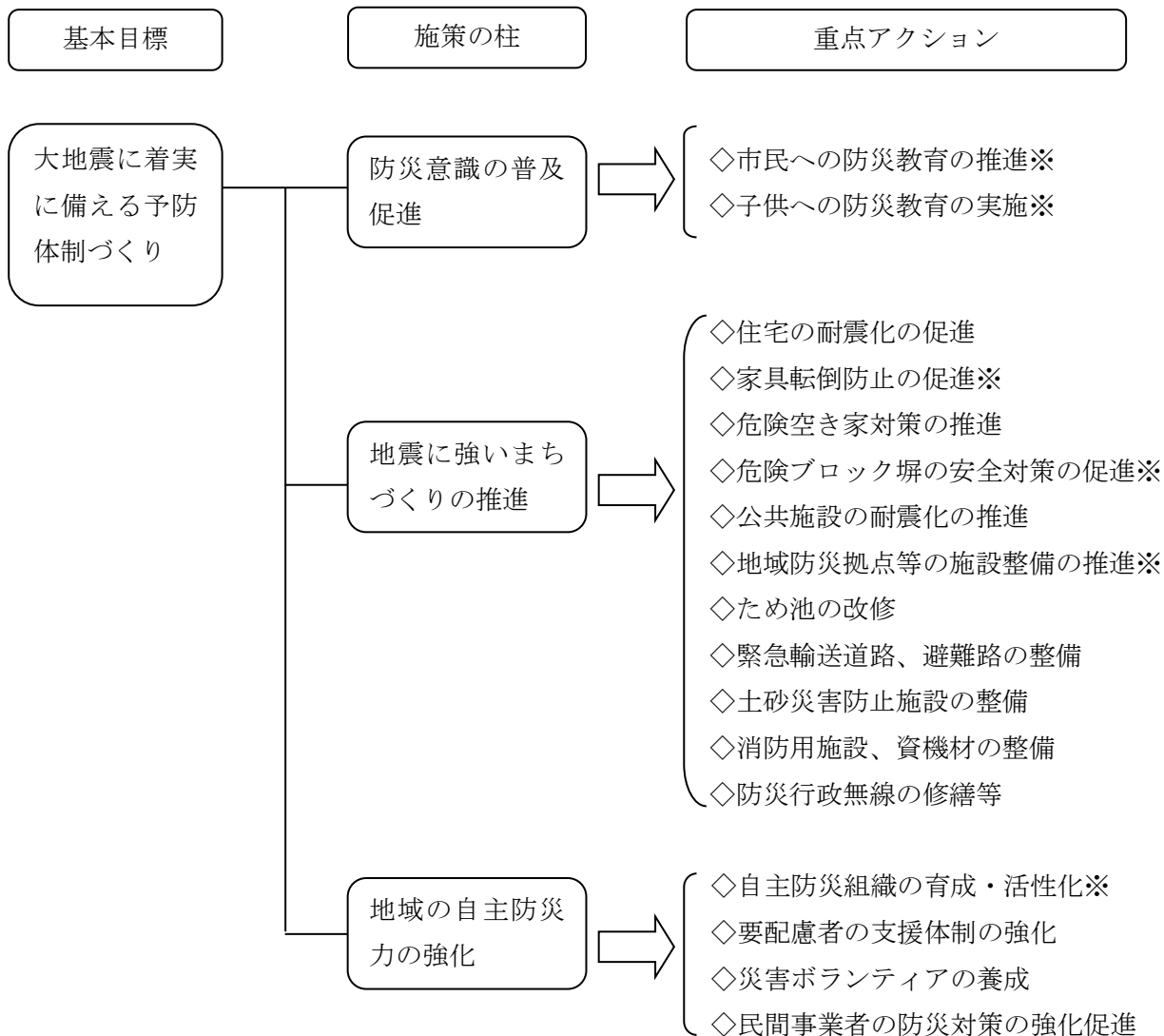
第2 減災目標

本プログラムに掲げる取り組みを推進することにより、大規模地震による想定死者数の半減を減災目標とする。

第3節 基本目標と施策体系

第1 大地震に着実に備える予防体制づくり

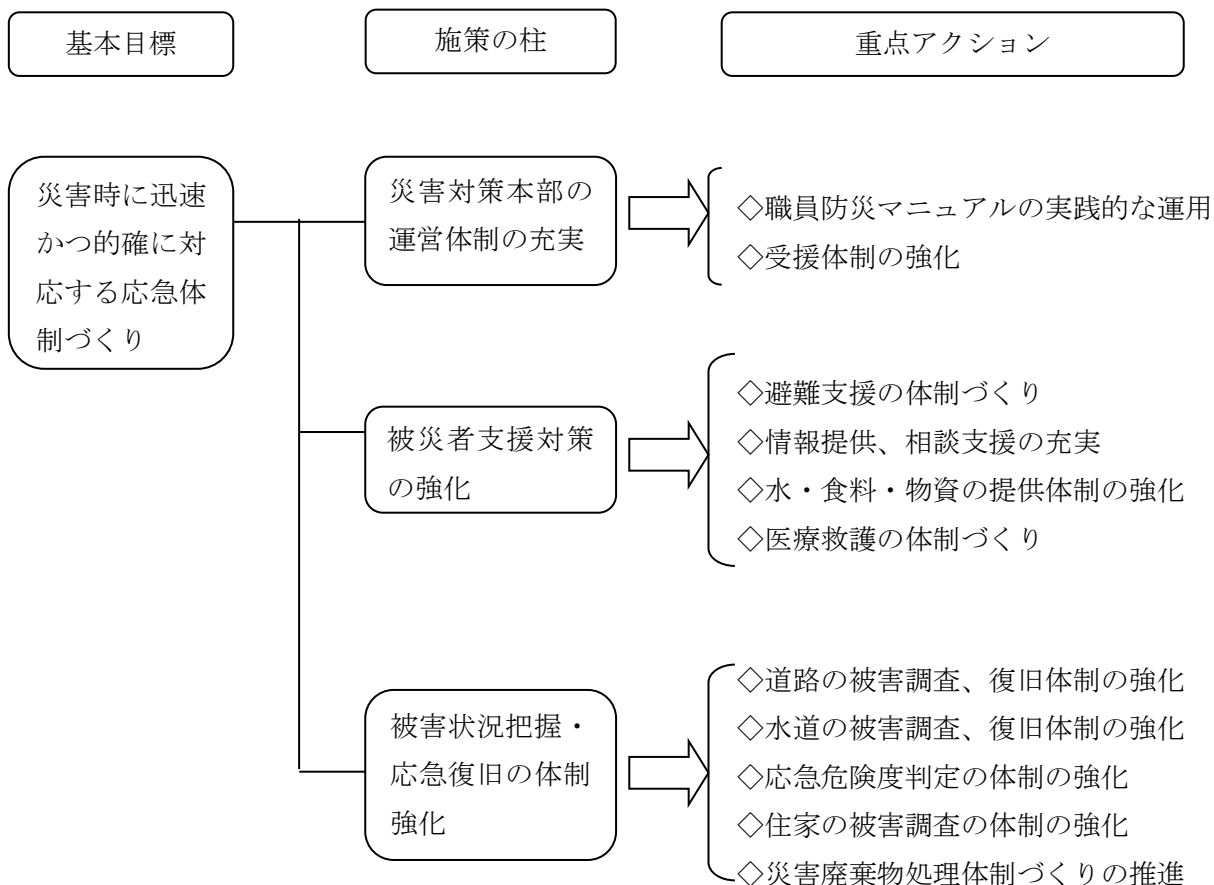
大地震に着実に備えるため、防災意識の普及促進を図るとともに、地震に強いまちづくりの推進、地域の自主防災力の強化に努める。



※は「わかやま防災力パワーアップ補助金」の対象事業

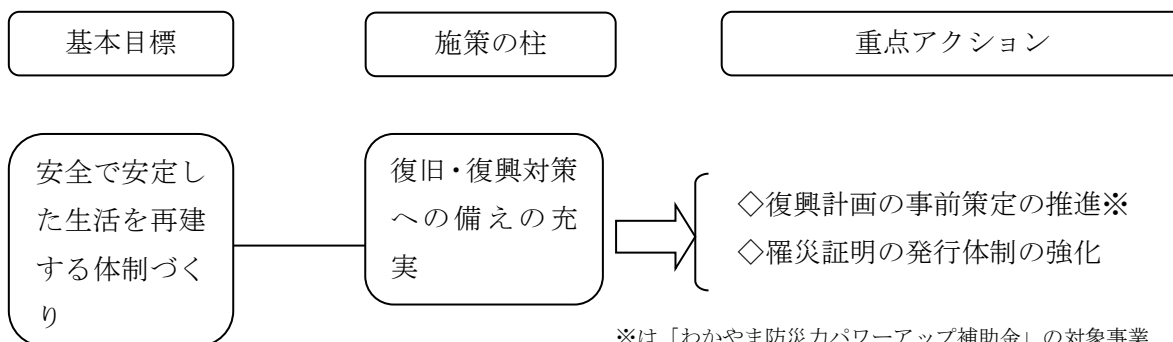
第2 災害時に迅速かつ的確に対応する応急体制づくり

災害時に迅速かつ的確に対応できるよう、災害対策本部の運営体制の充実、被災者支援対策の強化、被害状況把握・応急復旧の体制強化に努める。



第3 安全で安定した生活を再建する応急体制づくり

大規模地震に被災しても、安全で安定した生活を再建できるよう、復旧・復興対策への備えの充実に努める。



※は「わかやま防災力パワーアップ補助金」の対象事業

第4節 重点アクション

第1 大地震に着実に備える予防体制づくり

1 防災意識の普及促進

(1) 市民への防災教育の推進

大地震が起こっても、市民が自身や家族などの生命・身体・財産を守り、避難、自主防災活動などを的確に行えるよう、備蓄、避難方法の確認、家族との連絡手段の確保など、防災に関する啓発・教育に努める。備蓄については、最低3日分、できれば7日分の備蓄が望ましいことを啓発する。高齢者、障害者、外国人など、災害時要配慮者への防災課題に応じた啓発・教育に努める。

(2) 子供への防災教育の実施

和歌山県教育委員会「和歌山県防災教育指導の手引き」などを活用しながら、学校等において、災害が起こるしくみや被害の想定、安全確保に関する知識・技術を教え、防災の重要性についての啓発を図る。

2 地震に強いまちづくりの推進

(1) 住宅の耐震化の促進

本市に影響がある大規模地震の被害想定では、市内の住宅の倒壊により、大きな被害が生じるとされていることから、国が目指す「令和7年までの耐震性が不十分な住宅の概ね解消」を目標に、耐震診断、耐震改修を促進していく。

(2) 家具転倒防止の促進

年2回の建築物防災週間などを中心に、各家庭での家具転倒防止金具の取り付けによる転倒防止対策の啓発を進める。

(3) 危険空き家対策の推進

平成27年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が完全施行されたことを受けて策定した「紀の川市空家等対策計画」に基づき、地震により倒壊のおそれのある空き家に対して指導を行うほか、解体の支援策を検討する。

(4) 危険ブロック塀の安全対策の促進

建築基準に適合していないブロック塀の倒壊を防ぐため、危険ブロック塀の撤去・改修への補助等の検討を行うなど、危険ブロック塀の安全対策を進める。

(5) 公共施設の耐震化の推進

公共施設の大規模地震による倒壊・損壊は、多くの人の生命・身体に危険を及ぼすとともに、災害応急対策にも大きな支障が生じることから、市が保有する公共施設の耐震化率100%を目指し、改修等の事業を進める。

(6) 地域防災拠点等の施設整備の推進

避難所や物資集積拠点など、地域の防災拠点となる公共施設等が災害時にそうした機能を十分に果たせるようにするため、災害時要配慮者の利用や感染症発生時の対応など、様々な課題にも配慮しながら、計画的な施設整備を進める。

(7) ため池の改修

本市には、地震の揺れにより堤防等が決壊・破損し、下流域の浸水が想定されるため池が複数あるため、防災重点ため池を中心に、県営ため池等整備事業など国庫補助事業制度を活用した整備を促進するとともに、ため池ハザードマップ等により、決壊時の警戒区域等の周知・啓発を進める。

(8) 緊急輸送道路、避難路の整備

災害時において、道路は、緊急輸送、避難、救護活動など、様々な活動の基礎となるため、輸送能力の増強、アクセスルートの複数化、狭あい区間の解消、孤立化の防止、法面や橋梁、トンネルの崩落等の危険回避の観点から、計画的な整備と点検、予防保全型の修繕に努める。

(9) 土砂災害防止施設の整備

大規模地震による土砂災害の発生の防止、軽減化を図るため、県などと連携し、治山事業、砂防事業、地すべり防止事業、急傾斜地崩壊対策事業を順次進めるとともに、森林の保水力の維持・回復・向上に努める。

(10) 消防用施設、資機材の整備

大地震発生時の消火活動や救助活動、搬送などの中心的役割を担う那賀消防組合と紀の川市消防団の施設、資機材の計画的な整備を進めるとともに、適切な消火活動が行えるよう、防火水槽、耐震性貯水槽の充実や、河川水等を活用した自然水利の確保に努める。

(11) 消防用施設、資機材の整備

防災行政無線は、大地震により電話等の通信手段が利用できない際、市民や応急活動を担う職員等への情報伝達のかなめとなることから、適正な維持管理・点検を行うとともに、必要な修繕等に努める。

3 地域の自主防災力の強化

(1) 自主防災組織の育成・活性化

本市の自主防災組織の組織率は9割弱であり、すべての地区で自主防災活動が行われるよう、組織の育成に努める。

「自主防災組織推進委員」を中心に、自治区・町内会単位で防災研修会等の開催を促進し、自主防災活動に取り組む人材の育成に努めるとともに、各自主防災組織が地域の特徴にあわせた活動が行えるよう、活動支援に努める。

(2) 要配慮者の支援体制の強化

大地震発生時に、災害時要配慮者、避難行動要支援者の的確な支援を行えるよう、名簿の登録と随時更新、関係機関による情報共有、個別避難計画による支援体制の強化に努める。

また、要配慮者利用施設での避難や救護活動が適切に行われるよう、関係機関による支援体制の充実を促進する。

(3) 災害ボランティアの養成

大地震発生時には、災害ボランティアの協力が不可欠であることから、市と市社会福祉協議会が連携し、養成講座、研修、在宅有資格者の掘り起こしなどにより、災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーターの養成・登録を進める。

(4) 民間事業者の防災対策の強化促進

地域の事業者が、大地震による生命・財産の被害を最小限に食い止め、事業の継続・早期再開が果たせるよう、従業員等の防災教育への協力や、市防災総合訓練等への参加促進、自主防災組織の活動支援、法令に基づく火災予防や危険物等の安全管理への助言・指導、施設の安全対策への協力、事業継続計画（BCP）の策定・運用への協力などを進める。

第2 災害時に迅速かつ的確に対応する応急体制づくり

1 災害対策本部の運営体制の充実

(1) 職員防災マニュアルの実践的な運用

大地震発生後、概ね1ヶ月間に、市の各部門が、災害応急活動を行いながら、迅速・的確に通常業務を再開する手順等を記した「紀の川市職員防災マニュアル」に基づき、災害対策本部設置訓練等を定期的に開催し、災害対策本部が機動的に運営できる体制づくりに努める。

(2) 受援体制の強化

大地震の際に、様々な機関からの人的受援、物的受援を最大限に活用できるよう、平常時から、応援協定の締結や受援体制づくりに努める。

人的受援については、避難所運営、物資輸送拠点運営、救援物資の輸送、被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定、住家被害認定調査、罹災証明交付、道路の不通区間の解消、災害廃棄物処理など、様々な業務において、迅速に応急活動が行えるよう、各部の受援の受入れとその総合調整の体制づくりを進める。

物的受援については、受入れ、保管、仕分け、払出しなどの一連作業を円滑に実施できる体制づくりを進める。

2 被災者支援対策の強化

(1) 避難支援の体制づくり

大地震の際には、多くの被災者が複数の避難所に避難し避難生活を送ることから、初動期の避難誘導を的確に行えるよう、避難指示・勧告等を適切な時期に具体的に発出し、市民がその情報をもれなく入手できる体制づくりに努める。

また、各避難所における被災者のプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、感染症予防対策、入浴及び洗濯の機会確保など、生活の質を保つために必要な設備や備品等の整備を進める。

(2) 情報提供、相談支援の充実

大地震の発災直後に、防災メールや、防災行政無線、広報車、ホームページ、テレビ・ラジオ等を活用し、災害情報を市民に迅速・的確に災害情報を伝達できるよう、情報提供体制の充実に努める。

また、発災時に、要配慮者を含む被災者の相談支援を的確に行えるよう、相談支援を行うことが想定される職員等の防災の知識・技術の習得に努める。

(3) 水・食料・物資の提供体制の強化

本市では、大地震に備え、水・食料・物資等の備蓄を進めているが、引き続き、期限切れ物資の更新を含め、計画的な備蓄を進める。水道については、断水時の応急給水体制の

充実に努める。

また、物的受援の応援協定の締結や受援体制づくりに努める。

(4) 医療救護の体制づくり

大地震時に、災害拠点病院での災害時医療や、那賀医師会等の協力による医療救護所の設置・運営が円滑に行えるよう、災害時医療救護計画の策定と訓練等による運用の確認に努める。

また、災害時に、人工透析、在宅酸素、難病など、特別な配慮が必要な市民の安否、客態を迅速に把握し、適切な支援を行えるしくみづくりに努める。

さらに、県や消防本部と連携しながら、被災現場や医療救護所から高次医療機関、災害拠点病院までの重症患者等の搬送に関する車両やヘリコプター、その運転要員の確保に努める。

3 被害状況把握・応急復旧の体制強化

(1) 道路の被害調査、復旧体制の強化

本市では、災害時に、建設部を中心に、土木建設事業者の協力を得ながら、道路の被害状況を調査し、緊急工事等を実施する体制が整備されているが、大規模な地震の際には、全庁的な応援体制や、関係機関からの人的受援による調査・復旧が不可欠となる。

このため、災害対策本部事務局がこうした応援・受援の総合調整を行うしくみづくりを進める。

(2) 水道の被害調査、復旧体制の強化

本市では、災害時に、建設部を中心に、水道工事事業者の協力を得ながら、水道の被害状況を調査し、緊急工事等を実施する体制が整備されているが、大規模な地震の際には、全庁的な応援体制や、関係機関からの人的受援による調査・復旧が不可欠となる。

このため、災害対策本部事務局がこうした応援・受援の総合調整を行うしくみづくりを進める。

(3) 応急危険度判定の体制の強化

地震による被災時に二次災害を防止するため、建築物や宅地の危険度を判定する被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定の判定士の養成・確保を図る。

また、関係機関からの受援体制の充実に努める。

(4) 住家の被害調査の体制の強化

住家の被害認定調査は、住家の被害状況を詳細に調査し、罹災証明書記載事項の根拠としても活用するものであり、大地震の際に、迅速・的確に調査業務が行えるよう、全庁的な応援体制や、関係機関からの人的受援による調査体制づくりに努める。

(5) 災害廃棄物処理体制づくりの推進

廃棄物処理は、平常時は廃棄物対策課が所管し、広域で協力しながら、紀の海クリーンセンター等での処理を行っているが、大地震の際には、大量の災害廃棄物が発生し、その除去や搬送、仮置き、処理の一連の作業に多くの人員を要すると考えられる。

このため、これらの作業の人的受援の体制づくりに努めるとともに、本市の施設で処理できない廃棄物の処理や、本市の施設が被災して使用できない場合の処理を想定し、協定締結などによる広域的な処理体制の充実に努める。

第3 安全で安定した生活を再建する体制づくり

1 復旧・復興対策への備えの充実

(1) 復興計画の事前策定の推進

大地震により、市内に大きな被害が生じた際には、多くの職務が災害応急活動や生活サービス関連の業務継続・再開活動に割かれ、市民生活や経済活動、まちづくりの復興にむけた計画の立案に遅れが生じるおそれがある。

このため、大地震を想定した復興計画を事前策定し、災害時に必要な修正を加えることで、円滑な業務の推進を図る。

(2) 罹災証明の発行体制の強化

罹災証明は、各種被災者生活支援制度を受けるとき、住家の被害程度を証明するものである。

住家被害認定調査には依らず、保険金等の請求や税等の減免などのため、災害の事実を証明する「被災証明書」との区分の明確化を図り、被災した市民が必要な書類を円滑に受け取れる体制づくりに努める。

第 5 編 資料編

1 災害対策本部

1-1 災害対策本部の事務分掌

令和6年1月現在

部	課	事務分掌
議会事務局	議事調査課	(1) 議会との連絡調整 (2) 議会調査
市長公室	秘書課	(1) 本部長及び副本部長の秘書業務 (2) 見舞者等の受付
	広報課	(1) 住民への情報発信・広報 (2) 報道機関との連絡調整
企画部	企画経営課	(1) 国、県及び他市町村との連絡調整及び応援要請 (2) 防災関係機関との連絡調整及び応援要請 (3) ライフライン事業者との連絡調整 (4) 情報通信システムの被害状況調査及び応急対策 (5) その他、危機管理部との連携・応援
	地域創生課	(1) 物資集積拠点の確保、受入れ、保管、仕分け及び払出しの調整 (2) 外国人支援相談窓口開設による通訳者派遣要請 (3) その他、危機管理部との連携・応援
	交通政策課	(1) 交通規制の情報収集 (2) 公共交通機関との連絡調整 (3) 臨時ヘリポートの確保 (4) 物資集積拠点の確保、受入れ、保管、仕分け及び払出しの調整 (5) その他、危機管理部との連携・応援
	財政課	(1) 各地区の被害状況調査 (2) 災害関係の予算措置 (3) 災害対策に要する資金の調達 (4) その他、危機管理部との連携・応援
	公共施設マネジメント課	(1) 各地区の被害状況調査 (2) 支所・出張所の応援 (3) 市有財産の被害調査 (4) 備蓄物資、救援物資の輸送
	人権施策推進課	(1) 企画部各課との連携・応援
総務部	総務課	(1) 本部各部との連絡調整 (2) 支所・出張所の応援・連絡調整 (3) 支所・出張所からの被害報告及び応援要請の取りまとめ (4) 区長会との連絡調整 (5) 打田地域の被害状況の取りまとめ及び本部への報告（現地調査員の報告を受けて） (6) 管轄地域の避難誘導及び避難所開設・運営（各施設管理者等と連携） (7) 管轄区域における被災者の救援 (8) 避難者のニーズの把握及び本部への供給要請 (9) 被災証明及び罹災証明の交付事務 (10) 災害危険箇所の調査及び応急対策 (11) その他、危機管理部との連携

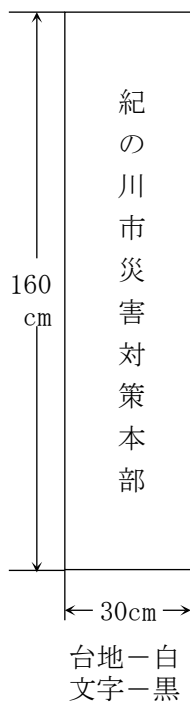
部	課	事務分掌
総務部	粉河支所 那賀支所 桃山支所 貴志川支所	(1) 総務部内の連絡調整 (2) 支所の通信手段の確保 (3) 消防団との連携 (4) 各地域の被害状況の取りまとめ及び本部への報告 (現地調査員の報告を受けて) (5) 住民からの問い合わせへの対応 (6) 総合相談窓口の開設 (7) 被災証明及び罹災証明の交付事務 (8) 管轄地域の避難誘導及び避難所開設・運営（各施設管理者等と連携） (9) 管轄区域における被災者の救援 (10) 避難者のニーズの把握及び本部への供給要請 (11) 公共土木施設の被害調査及び応急対策 (12) 災害危険箇所の調査及び応急対策 (13) 市道、農道等の障害物の除去 (14) 管轄地域の水防活動の応援
	鞆淵出張所	(1) 出張所の通信手段の確保 (2) 各地域の被害状況の取りまとめ及び本部への報告 (現地調査員の報告を受けて) (3) 住民からの問い合わせへの対応 (4) 総合相談窓口の開設 (5) 管轄地域の避難誘導及び避難所開設・運営（各施設管理者等と連携） (6) 管轄区域内の被害概況の調査及び応急対策
	人材マネジメント課	(1) 職員の動員状況の把握及び本部内の要員調整 (2) 災害対策の長期化に伴うローテーション体制の確立
	契約管財課	(1) 各地区の被害状況調査 (2) 災害対策に要する契約管理 (3) 公用車の管理及び配車 (4) 備蓄物資、救援物資の輸送
	税務課	(1) 各地区の被害状況調査 (2) 支所・出張所の応援 (3) 住家被害認定調査の総合調整 (4) 市税の減免等
	収納対策課	(1) 各地区の被害状況調査 (2) 支所・出張所の応援 (3) 市税の徴収猶予
危機管理部	危機管理消防課	(1) 本部会議の開催・運営 (2) 気象情報、被害情報等の収集・取りまとめ・伝達 (3) 避難指示等の発令 (4) 避難所の開設・運営の総合調整 (5) 通信手段の確保 (6) 情報収集及び伝達 (7) 被災地の警備・防犯 (8) 自衛隊の災害派遣要請の要求 (9) 備蓄物資の払出し (10) 人的受援の調整 (11) 那賀消防組合との連絡調整 (12) 消防団（水防団）の出動 (13) 出水等の状況調査及び排水活動 (14) 樋門、樋管、排水機施設等の操作 (15) 排水ポンプ車の出動要請
市民部	市民課	(1) 住民からの問い合わせへの対応 (2) 行方不明者の調査 (3) 総合相談窓口の開設

部	課	事務分掌
市民部	国保年金課	(1) 物的応援（食料・生活必需品）の受入れに関する総合調整 (2) 備蓄物資、救援物資の輸送 (3) 炊き出しの総合調整 (4) 住家被害認定調査の担当課の応援 (5) 市税の減免等 (6) 各部の保健師との連携
	健康推進課	(1) 公立那賀病院との連絡調整 (2) 那賀医師会との連絡調整及び医療救護班の派遣要請 (3) 医療資機材及び医薬品の確保 (4) 医療救護所の設置 (5) 感染症予防 (6) 保健衛生業務 (7) 保健福祉センターが避難所等に指定された場合の開 設準備及び管理・運営の支援 (8) 各部の保健師との連携
	環境衛生課	(1) 災害時のし尿の処理 (2) 埋火葬業務 (3) 環境衛生対策 (4) 仮設トイレの確保・設置 (5) 被災動物関連業務 (6) 井戸水の水質検査 (7) 住家被害認定調査の担当課の応援
	廃棄物対策課	(1) 廃棄物処理施設の被害調査及び応急対策 (2) ごみ処理 (3) 廃棄物の集積場所の確保及び処理 (4) 住家被害認定調査の担当課の応援
福祉部	社会福祉課	(1) 災害救助法の適用 (2) 社会福祉協議会との連絡調整 (3) 被災者生活再建支援金の支給 (4) 災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付 (5) 義援金の受付・配分 (6) 生活困窮世帯への支援 (7) 住家被害認定調査の担当課の応援 (8) 住家被害認定調査に係る県への職員派遣要請
	高齢介護課	(1) 老人福祉施設の被害調査及び入所者の安全確保 (2) 高齢者世帯への支援 (3) 災害時要援護者に対する支援 (4) 福祉避難所との調整、情報の取りまとめ (5) 保険料、サービス利用料の減免 (6) 住家被害認定調査の担当課の応援 (7) 各部の保健師との連携
	障害福祉課	(1) 障害者福祉施設の被害調査及び入所者の安全確保 (2) 障害者世帯への支援 (3) 災害時要援護者に対する支援 (4) 福祉避難所との調整、情報の取りまとめ (5) 各部の保健師との連携
	こども課	(1) 児童福祉施設の被害調査及び入所者の安全確保 (2) 各部の保健師との連携
	保育課	(1) 児童福祉施設の被害調査及び入所者の安全確保 (2) 保育所の被害調査及び保育児童の安全確保
農林商工部	農業振興課	(1) 食料の調達・供給 (2) 農産物、農業振興施設等の被害調査及び応急対策
	農地整備課	(1) 農地、農業用施設等の被害調査及び応急対策 (2) 農道の被害調査、応急対策及び交通規制 (3) 水路、水門、樋門、排水機場の被害調査及び応急対策

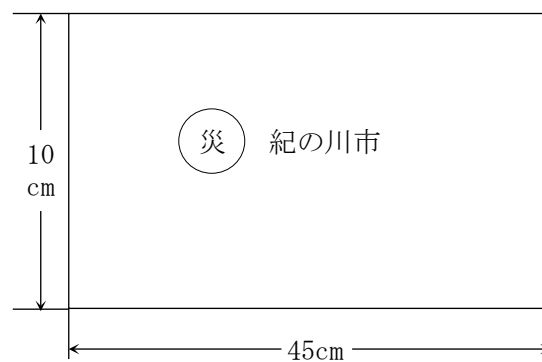
部	課	事務分掌
農林商工部	林務課	(1) 林産物、林地の被害調査及び応急対策 (2) 林道の被害調査、応急対策及び交通規制
	商工労働課	(1) 部内の応援 (2) 中小企業等の被害調査及び応急対策 (3) 商工会との連絡調整
	観光振興課	(1) 部内の応援 (2) 観光者の安否確認及び情報提供 (3) 観光事業者との連絡調整
農業委員会事務局	農業委員会事務局	(1) 災害対策用農地の調整 (2) 農林商工部各課との連携・応援
建設部	建設総務課	(1) 市道の応急規制の情報収集及び周知 (2) 公共土木施設の被害調査及び応急対策
	道路河川課	(1) 緊急輸送道路の不通区間の解消 (2) 災害危険箇所の調査及び応急対策 (3) 市道の応急規制 (4) 市道対策に関して建設業協会及び土木関係団体との連絡調整 (5) 公共土木施設の被害調査及び応急対策
	都市計画課	(1) 被災宅地の応急危険度判定 (2) 被災建築物の応急危険度判定
	住宅政策課	(1) 市営住宅の被害調査及び応急対策 (2) 応急仮設住宅の設置に関する事務調整 (3) 住宅の応急修理の相談受付
上下水道部	上下水道経営課	(1) 給水計画に基づく応急対策 (2) 住家被害認定調査の担当課の応援
	水道工務課	(1) 水道施設の被害調査及び応急対策 (2) 応急給水活動
	下水道課	(1) 下水道施設の被害調査及び応急対策 (2) 住家被害認定調査の担当課の応援
会計課	会計課	(1) 災害対策に要する経費に係る経理 (2) 使用料、手数料、負担金等の徴収金の収納 (3) 義援金の管理
教育部	教育総務課	(1) 学校施設の被害調査及び応急対策 (2) 部内の連絡調整 (3) 学校・県教育委員会との連絡調整 (4) 児童生徒等の安全確保 (5) 給食センター設備を利用した炊き出しへの協力 (6) 学校施設が避難所等に指定された場合の開設準備及び管理
	生涯学習課	(1) 生涯学習施設の被害調査及び応急対策 (2) 文化財の被害調査及び応急対策 (3) 施設利用者の安全確保 (4) 生涯学習施設が避難所等に指定された場合の開設準備及び管理
	生涯スポーツ課	(1) スポーツ施設の被害調査及び応急対策 (2) 施設利用者の安全確保 (3) スポーツ施設が避難所等に指定された場合の開設準備及び管理
総合行政委員会事務局		(1) 総務部各課との連携・応援
那賀消防組合		(1) 消防活動の指揮・運営 (2) 火災・救急・救助・消防通信 (3) 災害現場における緊急避難対策 (4) 危険物の除去及び処理 (5) 緊急消防援助隊との連携
公立那賀病院		(1) 入院・外来患者の診療の継続 (2) 傷病者の受入れ、災害時医療の実施 (3) D M A T等の応援の受入れ (4) 転院搬送の調整

1－2 本部の標識

(1) 標 示 板

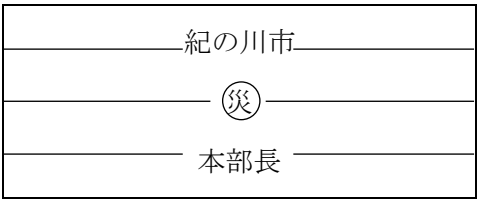


(2) 標 旗

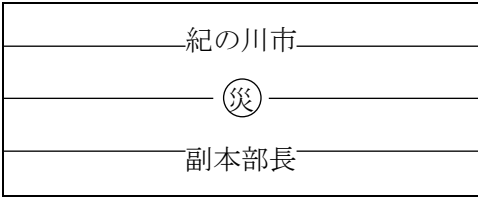


(3) 腕 章

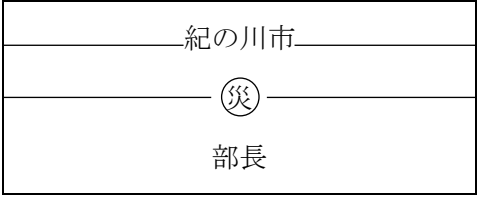
本部長 白地青ライン 14mm
黒字
青にて 災



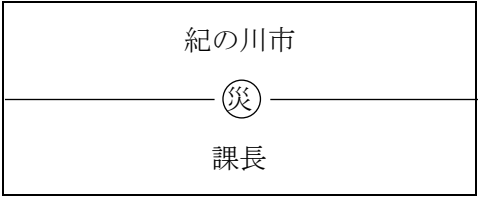
副本部長 (本部付) 白地青ライン 14mm (中央 8mm)
黒字
青にて 災



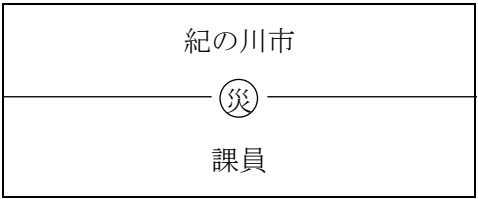
部長 (部長級) 白地青ライン 14mm (中央 8mm)
黒字
青にて 災



課長 白地青ライン 14mm
黒字
青にて 災

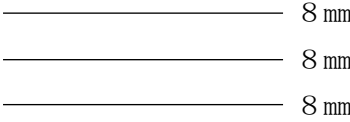


課員 白地青ライン 8mm
黒字
青にて 災

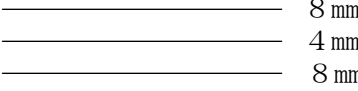


(4) ヘルメットライン

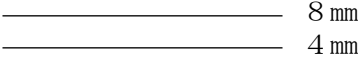
本部長
青ライン 8mm



副本部長 (本部付)
青ライン 8mm (中央 4mm)



部長 (部長級)
青ライン 8mm (下線 4mm)



課長

青ライン 8mm

課員

青ライン 4mm

2 災害危険箇所

2－1 土石流危険溪流 略

2-2 山腹崩壊危険地区

265件

危険地種類	危険地区番号	地区名	位置	危険地区面積
山腹崩壊	208-1003	西脇	紀の川市西脇	1.74
山腹崩壊	208-1005	中津川	紀の川市中津川	6.3
山腹崩壊	208-1006	深田	紀の川市深田	0.23
山腹崩壊	208-1007	粉河	紀の川市粉河	0.08
山腹崩壊	208-1008	粉河	紀の川市粉河	0.05
山腹崩壊	208-1009	粉河	紀の川市粉河	0.27
山腹崩壊	208-1011	枇杷谷	紀の川市枇杷谷	0.07
山腹崩壊	208-1012	東三谷	紀の川市東三谷	0.29
山腹崩壊	208-1013	重行	紀の川市重行	0.5
山腹崩壊	208-1014	桃山町調月	紀の川市桃山町調月	0.07
山腹崩壊	208-1015	桃山	紀の川市桃山町調月	1.12
山腹崩壊	208-1016	桃山	紀の川市桃山町善田	0.35
山腹崩壊	208-1018	中鞆渚	紀の川市中鞆渚	0.71
山腹崩壊	208-1019	馬宿	紀の川市馬宿	0.94
山腹崩壊	208-1020	東野	紀の川市東野	0.07
山腹崩壊	208-1021	切畑	紀の川市切畑	26.35
山腹崩壊	208-5094	打田町	紀の川市竹房	0.41
山腹崩壊	208-5095	遠方	紀の川市遠方	0.43
山腹崩壊	208-5096	桃山	紀の川市桃山町善田	0.26
山腹崩壊	208-5097	桃山町大原	紀の川市桃山町大原	0.38
山腹崩壊	208-5098	上鞆渚	紀の川市上鞆渚	0.53
山腹崩壊	208-5099	中鞆渚	紀の川市中鞆渚	0.97
山腹崩壊	208-5100	上鞆渚	紀の川市上鞆渚	1.45
山腹崩壊	208-5101	中鞆渚	紀の川市中鞆渚	0.84
山腹崩壊	208-5102	貴志川市	紀の川市貴志川町高尾	0.13
山腹崩壊	208-5103	桃山	紀の川市桃山町野田原	0.23
山腹崩壊	208-5104	桃山	紀の川市桃山町野田原	0.1
山腹崩壊	208-5105	桃山	紀の川市桃山町野田原	0.03
山腹崩壊	208-5106	桃山	紀の川市桃山町野田原	0.33
山腹崩壊	208-5107	桃山	紀の川市桃山町野田原	0.12
山腹崩壊	208-5108	桃山町中畑	紀の川市桃山町中畑	0.15
山腹崩壊	208-5109	貴志川市	紀の川市貴志川町高尾	0.09
山腹崩壊	208-5110	桃山町脇谷	紀の川市桃山町脇谷	0.1
山腹崩壊	208-5111	桃山	紀の川市桃山町脇谷	0.06
山腹崩壊	208-5112	桃山	紀の川市桃山町野田原	0.17
山腹崩壊	208-5113	桃山	紀の川市桃山町野田原	0.17
山腹崩壊	208-5114	桃山	紀の川市桃山町野田原	0.05
山腹崩壊	208-5115	桃山町調月	紀の川市桃山町調月	0.19
山腹崩壊	208-5116	桃山町調月	紀の川市桃山町調月	0.15
山腹崩壊	208-5117	下鞆渚	紀の川市下鞆渚	0.13
山腹崩壊	208-5118	下鞆渚	紀の川市下鞆渚	0.07
山腹崩壊	208-5119	貴志川市	紀の川市貴志川町長山	0.04
山腹崩壊	208-5121	桃山町大原	紀の川市桃山町大原	0.17
山腹崩壊	208-5122	桃山町大原	紀の川市桃山町大原	0.25
山腹崩壊	208-5123	桃山町善田	紀の川市桃山町善田	0.17
山腹崩壊	208-5124	桃山町善田	紀の川市桃山町善田	0.14
山腹崩壊	208-5125	桃山町善田	紀の川市桃山町善田	0.34
山腹崩壊	208-5127	桃山	紀の川市桃山町黒川	0.11
山腹崩壊	208-5128	桃山	紀の川市桃山町黒川	0.06

危険地種類	危険地区番号	地 区 名	位 置	危険地区面積
山腹崩壊	208-5129	中鞆渚	紀の川市中鞆渚	0.51
山腹崩壊	208-5130	中鞆渚	紀の川市中鞆渚	0.07
山腹崩壊	208-5131	中鞆渚	紀の川市中鞆渚	0.13
山腹崩壊	208-5132	中鞆渚	紀の川市中鞆渚	0.09
山腹崩壊	208-5133	中鞆渚	紀の川市中鞆渚	0.06
山腹崩壊	208-5134	中鞆渚	紀の川市中鞆渚	0.33
山腹崩壊	208-5135	貴志川市	紀の川市貴志川町 西山	0.05
山腹崩壊	208-5136	打田町	紀の川市竹房	0.15
山腹崩壊	208-5137	中鞆渚	紀の川市中鞆渚	0.08
山腹崩壊	208-5138	中鞆渚	紀の川市中鞆渚	0.13
山腹崩壊	208-5139	中鞆渚	紀の川市中鞆渚	0.33
山腹崩壊	208-5140	中鞆渚	紀の川市中鞆渚	0.26
山腹崩壊	208-5141	中鞆渚	紀の川市中鞆渚	0.13
山腹崩壊	208-5142	上鞆渚	紀の川市上鞆渚	0.24
山腹崩壊	208-5143	粉河	紀の川市上鞆渚南池	0.35
山腹崩壊	208-5144	桃山	紀の川市桃山町最上	0.17
山腹崩壊	208-5145	桃山	紀の川市桃山町最上	0.08
山腹崩壊	208-5147	粉河	紀の川市中鞆渚	0.15
山腹崩壊	208-5148	粉河	紀の川市中鞆渚	0.22
山腹崩壊	208-5149	粉河	紀の川市上鞆渚	0.09
山腹崩壊	208-5150	粉河	紀の川市上鞆渚	0.13
山腹崩壊	208-5151	中鞆渚	紀の川市中鞆渚	0.34
山腹崩壊	208-5152	粉河	紀の川市中鞆渚	0.1
山腹崩壊	208-5153	粉河	紀の川市上鞆渚	0.44
山腹崩壊	208-5154	上鞆渚	紀の川市上鞆渚	0.06
山腹崩壊	208-5155	上鞆渚	紀の川市上鞆渚	0.21
山腹崩壊	208-5156	上鞆渚	紀の川市上鞆渚	0.16
山腹崩壊	208-5157	粉河	紀の川市上鞆渚	0.4
山腹崩壊	208-5158	粉河	紀の川市上鞆渚	0.11
山腹崩壊	208-5159	粉河	紀の川市上鞆渚	0.09
山腹崩壊	208-5160	粉河	紀の川市上鞆渚日高	0.11
山腹崩壊	208-5161	遠方	紀の川市遠方	0.12
山腹崩壊	208-5162	粉河	紀の川市遠方	0.06
山腹崩壊	208-5164	赤沼田	紀の川市赤沼田	0.03
山腹崩壊	208-5165	赤沼田	紀の川市赤沼田	0.06
山腹崩壊	208-5166	桃山町調月	紀の川市桃山町調月	0.28
山腹崩壊	208-5167	桃山町調月	紀の川市桃山町調月	0.11
山腹崩壊	208-5168	桃山	紀の川市桃山町 最上	0.47
山腹崩壊	208-5170	貴志川市	紀の川市貴志川町長山	0.23
山腹崩壊	208-5171	西川原	紀の川市西川原	0.6
山腹崩壊	208-5172	西川原	紀の川市西川原	0.5
山腹崩壊	208-5173	西川原	紀の川市西川原	1.78
山腹崩壊	208-5174	名手上	紀の川市名手上	0.19
山腹崩壊	208-5176	打田町	紀の川市神通	1.25
山腹崩壊	208-5177	麻生津中	紀の川市麻生津中	0.06
山腹崩壊	208-5178	粉河	紀の川市粉河	0.13
山腹崩壊	208-5179	那賀	紀の川市切畑	0.13
山腹崩壊	208-5180	西川原	紀の川市西川原	0.51
山腹崩壊	208-5181	西山田	紀の川市西山田	0.69
山腹崩壊	208-5182	桃山町野田原	紀の川市桃山町野田原	0.18
山腹崩壊	208-5183	粉河	紀の川市中鞆渚本川	0.42
山腹崩壊	208-5184	桃山町調月	紀の川市桃山町調月	0.18
山腹崩壊	208-5185	桃山町脇谷	紀の川市桃山町脇谷	0.07
山腹崩壊	208-5186	桃山町脇谷	紀の川市桃山町脇谷	0.12

危険地種類	危険地区番号	地 区 名	位 置	危険地区面積
山腹崩壊	208-5187	桃山町脇谷	紀の川市桃山町脇谷	0.24
山腹崩壊	208-5188	桃山	紀の川市桃山町脇谷	0.06
山腹崩壊	208-5189	桃山	紀の川市桃山町脇谷	0.04
山腹崩壊	208-5190	桃山	紀の川市桃山町 脇谷	0.13
山腹崩壊	208-5191	桃山	紀の川市桃山町脇谷	0.07
山腹崩壊	208-5192	桃山	紀の川市桃山町野田原	0.16
山腹崩壊	208-5193	カミソリ谷	紀の川市 中津川 カミソリ谷	9.3
山腹崩壊	321-0001	打田	紀の川市神通	10.87
山腹崩壊	321-0003	打田	紀の川市中畑	1.18
山腹崩壊	321-0004	打田	紀の川市中畑	1.2
山腹崩壊	321-0005	打田	紀の川市中畑	0.35
山腹崩壊	321-0007	打田	紀の川市中畑	2.34
山腹崩壊	321-0009	打田	紀の川市西山田	1.11
山腹崩壊	321-0011	打田	紀の川市西山田	4.01
山腹崩壊	321-0013	打田	紀の川市中三谷	1.9
山腹崩壊	321-0014	中三谷	紀の川市中三谷	0.78
山腹崩壊	321-0016	東山田	紀の川市東山田	0.66
山腹崩壊	321-0017	神通	紀の川市神通	1.34
山腹崩壊	321-0018	打田	紀の川市神通	19.53
山腹崩壊	321-0020	打田	紀の川市神通	1.77
山腹崩壊	321-0021	打田	紀の川市神通	1.17
山腹崩壊	321-0022	打田	紀の川市神通	3.38
山腹崩壊	321-0024	打田	紀の川市竹房	25.07
山腹崩壊	321-0025	打田	紀の川市竹房	0.51
山腹崩壊	321-0026	打田	紀の川市高野	4.78
山腹崩壊	322-0001	粉河	紀の川市中津川	29.4
山腹崩壊	322-0004	粉河	紀の川市中津川	7.37
山腹崩壊	322-0005	粉河	紀の川市西川原	2.7
山腹崩壊	322-0006	粉河	紀の川市西川原	0.82
山腹崩壊	322-0008	粉河	紀の川市中津川	3.9
山腹崩壊	322-0009	粉河	紀の川市粉河	3.85
山腹崩壊	322-0010	粉河	紀の川市粉河	0.71
山腹崩壊	322-0011	粉河	紀の川市荒見	0.41
山腹崩壊	322-0012	粉河	紀の川市杉原	25.79
山腹崩壊	322-0014	勝神	紀の川市勝神	37.26
山腹崩壊	322-0015	勝神	紀の川市勝神	3.57
山腹崩壊	322-0016	中鞆渚	紀の川市中鞆渚	8.53
山腹崩壊	322-0017	粉河	紀の川市中鞆渚	2.39
山腹崩壊	322-0020	粉河	紀の川市上鞆渚	3.84
山腹崩壊	322-0024	粉河	紀の川市上鞆渚	4.96
山腹崩壊	322-0028	粉河	紀の川市上鞆渚	4.68
山腹崩壊	322-0029	粉河	紀の川市上鞆渚日高	0.92
山腹崩壊	322-0030	粉河	紀の川市上鞆渚	2.09
山腹崩壊	322-0031	粉河	紀の川市上鞆渚	4.65
山腹崩壊	322-0032	粉河	紀の川市上鞆渚	1.53
山腹崩壊	322-0033	粉河	紀の川市上鞆渚	2.07
山腹崩壊	322-0034	粉河	紀の川市上鞆渚	1.58
山腹崩壊	322-0035	粉河	紀の川市上鞆渚	3.55
山腹崩壊	322-0038	粉河	紀の川市上鞆渚	1.58
山腹崩壊	322-0039	粉河	紀の川市上鞆渚	2.69
山腹崩壊	322-0040	粉河	紀の川市上鞆渚	2.22
山腹崩壊	322-0041	粉河	紀の川市上鞆渚	1.07
山腹崩壊	322-0043	粉河	紀の川市上鞆渚	2.32
山腹崩壊	322-0045	粉河	紀の川市上鞆渚	3.02

危険地種類	危険地区番号	地 区 名	位 置	危険地区面積
山腹崩壊	322-0046	粉河	紀の川市上鞆南池	3.53
山腹崩壊	322-0047	粉河	紀の川市上鞆	3.31
山腹崩壊	322-0048	粉河	紀の川市上鞆	1.07
山腹崩壊	322-0050	粉河	紀の川市上鞆岩滝	1.13
山腹崩壊	322-0051	中鞆	紀の川市中鞆	2.01
山腹崩壊	322-0052	粉河	紀の川市中鞆	4.65
山腹崩壊	322-0053	粉河	紀の川市中鞆中組	1.83
山腹崩壊	322-0054	粉河	紀の川市上鞆	1.4
山腹崩壊	322-0055	粉河	紀の川市中鞆本川	1.62
山腹崩壊	322-0056	粉河	紀の川市中鞆	1.04
山腹崩壊	322-0057	粉河	紀の川市中鞆	0.65
山腹崩壊	322-0060	中鞆	紀の川市中鞆	8.41
山腹崩壊	322-0061	中鞆	紀の川市中鞆	0.86
山腹崩壊	322-0062	中鞆	紀の川市中鞆	0.82
山腹崩壊	322-0063	中鞆	紀の川市中鞆	1.74
山腹崩壊	322-0064	粉河	紀の川市中鞆	2.61
山腹崩壊	322-0065	粉河	紀の川市中鞆	8.37
山腹崩壊	322-0069	粉河	紀の川市中鞆	2.15
山腹崩壊	322-0070	粉河	紀の川市中鞆境石	3.24
山腹崩壊	322-0071	下鞆	紀の川市下鞆	2.69
山腹崩壊	322-0072	下鞆	紀の川市下鞆	1.82
山腹崩壊	322-0073	下鞆	紀の川市下鞆	1.88
山腹崩壊	322-0074	粉河	紀の川市下鞆	4.02
山腹崩壊	322-0075	粉河	紀の川市下鞆大西	2.11
山腹崩壊	322-0076	粉河	紀の川市下鞆高原	4.21
山腹崩壊	322-0077	粉河	紀の川市下鞆高原	2.12
山腹崩壊	322-0078	下鞆	紀の川市下鞆	0.25
山腹崩壊	322-0079	下鞆	紀の川市下鞆高原	3.54
山腹崩壊	322-0080	下鞆	紀の川市下鞆高原	0.53
山腹崩壊	322-0081	下鞆	紀の川市下鞆高原	1.02
山腹崩壊	322-0082	粉河	紀の川市下鞆	5.05
山腹崩壊	322-0083	下鞆	紀の川市下鞆高原	2.38
山腹崩壊	322-0084	下鞆	紀の川市下鞆和田	4.47
山腹崩壊	322-0085	下鞆	紀の川市下鞆和田	0.75
山腹崩壊	322-0086	粉河	紀の川市下鞆和田	4.02
山腹崩壊	322-0087	粉河	紀の川市下鞆	0.52
山腹崩壊	322-0089	粉河	紀の川市下鞆	1.66
山腹崩壊	322-0091	粉河	紀の川市下鞆	4.37
山腹崩壊	322-0092	粉河	紀の川市下鞆	1.53
山腹崩壊	322-0093	粉河	紀の川市下鞆和田	10.4
山腹崩壊	322-0094	粉河	紀の川市中鞆	0.94
山腹崩壊	322-0096	中鞆	紀の川市中鞆	0.3
山腹崩壊	322-0097	粉河	紀の川市西川原	11.42
山腹崩壊	323-0002	那賀	紀の川市切畑	2.17
山腹崩壊	323-0003	那賀	紀の川市切畑	2.13
山腹崩壊	323-0004	那賀	紀の川市切畑	12.78
山腹崩壊	323-0005	那賀	紀の川市切畑	2.09
山腹崩壊	323-0008	那賀	紀の川市平野	3.45
山腹崩壊	323-0010	那賀	紀の川市切畑	2.31
山腹崩壊	323-0011	那賀	紀の川市平野	12.02
山腹崩壊	323-0014	那賀	紀の川市平野	1.42
山腹崩壊	323-0015	那賀	紀の川市切畑	15.26
山腹崩壊	323-0017	那賀	紀の川市切畑	4.58
山腹崩壊	323-0021	名手下	紀の川市名手下	0.79

危険地種類	危険地区番号	地 区 名	位 置	危険地区面積
山腹崩壊	323-0022	那賀	紀の川市麻生津中	3.17
山腹崩壊	324-0003	桃山	紀の川市桃山町 脇谷	1.49
山腹崩壊	324-0004	桃山	紀の川市桃山町 調月	1.64
山腹崩壊	324-0005	桃山	紀の川市桃山町 最上	1.64
山腹崩壊	324-0006	桃山	紀の川市桃山町 最上	1.72
山腹崩壊	324-0007	桃山	紀の川市桃山町野田原	3.8
山腹崩壊	324-0008	桃山	紀の川市桃山町野田原	0.28
山腹崩壊	324-0009	桃山	紀の川市桃山町脇谷	0.52
山腹崩壊	324-0010	桃山	紀の川市桃山町脇谷	0.83
山腹崩壊	324-0011	桃山	紀の川市桃山町野田原	1.41
山腹崩壊	324-0012	桃山	紀の川市桃山町 脇谷	2.82
山腹崩壊	324-0015	桃山	紀の川市桃山町 野田原	0.34
山腹崩壊	324-0017	桃山	紀の川市桃山町 野田原	2.04
山腹崩壊	324-0018	桃山	紀の川市桃山町 野田原	1.41
山腹崩壊	324-0019	桃山	紀の川市桃山町野田原	0.79
山腹崩壊	324-0020	桃山	紀の川市桃山町 野田原	2.04
山腹崩壊	324-0021	桃山	紀の川市桃山町 野田原	2.05
山腹崩壊	324-0022	桃山	紀の川市桃山町 野田原	1.18
山腹崩壊	324-0024	桃山	紀の川市桃山町 野田原	1.53
山腹崩壊	324-0025	桃山	紀の川市桃山町垣内	0.82
山腹崩壊	324-0026	桃山	紀の川市桃山町 垣内	0.82
山腹崩壊	324-0027	桃山	紀の川市桃山町 垣内	0.87
山腹崩壊	324-0028	桃山	紀の川市桃山町 垣内	2.11
山腹崩壊	324-0029	桃山町中畑	紀の川市桃山町中畑	1.56
山腹崩壊	324-0030	桃山町中畑	紀の川市桃山町中畑	1.83
山腹崩壊	324-0034	桃山	紀の川市桃山町峯	4.14
山腹崩壊	324-0036	桃山	紀の川市桃山町 中畑	1.83
山腹崩壊	324-0041	桃山	紀の川市桃山町 黒川	4.45
山腹崩壊	324-0042	桃山	紀の川市桃山町 善田	1.54
山腹崩壊	324-0043	桃山	紀の川市桃山町 善田	0.96
山腹崩壊	324-0044	桃山	紀の川市桃山町 善田	1.06
山腹崩壊	324-0045	桃山	紀の川市桃山町 善田	2.13
山腹崩壊	324-0047	桃山	紀の川市桃山町 善田	1.13
山腹崩壊	324-0048	桃山	紀の川市桃山町善田	1
山腹崩壊	324-0049	桃山	紀の川市桃山町善田	0.45
山腹崩壊	324-0050	桃山	紀の川市桃山町善田	1.16
山腹崩壊	324-0051	桃山	紀の川市桃山町 善田	1.46
山腹崩壊	324-0052	桃山	紀の川市桃山町大原	1.25
山腹崩壊	324-0056	桃山	紀の川市桃山町黒川	2.16
山腹崩壊	324-0057	桃山	紀の川市桃山町 黒川	0.84
山腹崩壊	324-0058	桃山	紀の川市桃山町 黒川	1.54
山腹崩壊	324-0059	桃山	紀の川市桃山町 善田	0.82
山腹崩壊	324-0060	桃山	紀の川市桃山町 黒川	1.03
山腹崩壊	324-0061	桃山	紀の川市桃山町 黒川	2.57
山腹崩壊	324-0062	桃山	紀の川市桃山町黒川	1.17
山腹崩壊	324-0063	桃山	紀の川市桃山町黒川	1.72
山腹崩壊	324-0064	桃山	紀の川市桃山町 黒川	3.79
山腹崩壊	324-0065	桃山	紀の川市桃山町 黒川	1.45
山腹崩壊	324-0066	桃山	紀の川市桃山町黒川	0.59
山腹崩壊	324-0067	桃山	紀の川市桃山町黒川	0.48
山腹崩壊	324-0068	桃山	紀の川市桃山町黒川	4.79
山腹崩壊	324-0069	桃山	紀の川市桃山町 黒川	0.93
山腹崩壊	325-0004	貴志川	紀の川市貴志川町 長山	0.95
山腹崩壊	325-0005	貴志川町国主	紀の川市貴志川町国主	2.71

2-3 崩壊土砂流出危険地区

331件

危険地種類	危険地区番号	地 区 名	位 置	危険地区面積
崩壊土砂流出	208-1002	切畑	紀の川市切畑	15.9
崩壊土砂流出	208-1003	切畑	紀の川市切畑	13.3
崩壊土砂流出	208-1004	切畑	紀の川市切畑	18.1
崩壊土砂流出	208-1005	切畑	紀の川市切畑	80.9
崩壊土砂流出	208-1006	切畑	紀の川市切畑	5.2
崩壊土砂流出	208-1007	中津川	紀の川市中津川	19.6
崩壊土砂流出	208-1008	西川原	紀の川市西川原	8.5
崩壊土砂流出	208-1009	中津川	紀の川市中津川	54.8
崩壊土砂流出	208-1010	中津川	紀の川市中津川	27.5
崩壊土砂流出	208-1011	中津川	紀の川市中津川	15.7
崩壊土砂流出	208-1012	中津川	紀の川市中津川	15.5
崩壊土砂流出	208-1013	中津川	紀の川市中津川	5.7
崩壊土砂流出	208-1014	中津川	紀の川市中津川	1.7
崩壊土砂流出	208-1015	北志野	紀の川市北志野	10.9
崩壊土砂流出	208-1016	中津川	紀の川市中津川	9.3
崩壊土砂流出	208-1017	中津川	紀の川市中津川	2.2
崩壊土砂流出	208-1018	勝神	紀の川市勝神	7.2
崩壊土砂流出	208-1019	荒見	紀の川市荒見	17.5
崩壊土砂流出	208-1020	杉原	紀の川市杉原	23.5
崩壊土砂流出	208-1021	下鞆渚	紀の川市下鞆渚	1.5
崩壊土砂流出	208-1022	中鞆渚	紀の川市中鞆渚	9.8
崩壊土砂流出	208-1023	上鞆渚	紀の川市上鞆渚	8.2
崩壊土砂流出	208-1024	竹房	紀の川市竹房	35.7
崩壊土砂流出	208-1025	桃山町	紀の川市桃山町野田原	3.1
崩壊土砂流出	208-1026	桃山町	紀の川市桃山町中畑	4.4
崩壊土砂流出	208-1027	神通	紀の川市神通	27.3
崩壊土砂流出	208-1028	荒見	紀の川市荒見	8.6
崩壊土砂流出	208-1029	桃山町垣内	紀の川市桃山町垣内	2.1
崩壊土砂流出	208-1030	麻生津中	紀の川市麻生津中	2
崩壊土砂流出	208-1031	杉原	紀の川市杉原	11.3
崩壊土砂流出	208-1032	竹房	紀の川市竹房	12.5
崩壊土砂流出	208-5102	名手上	紀の川市名手上	10.9
崩壊土砂流出	208-5103	平野	紀の川市平野	4.3
崩壊土砂流出	208-5104	切畑	紀の川市切畑	5.2
崩壊土砂流出	208-5105	切畑	紀の川市切畑	13.3
崩壊土砂流出	208-5106	切畑	紀の川市切畑	9.7
崩壊土砂流出	208-5107	西川原	紀の川市西川原	6.3
崩壊土砂流出	208-5108	西川原	紀の川市西川原	14.6
崩壊土砂流出	208-5109	神通	紀の川市神通	23.5
崩壊土砂流出	208-5110	神通	紀の川市神通	3.8
崩壊土砂流出	208-5111	中畑	紀の川市中畑	12.6
崩壊土砂流出	208-5113	中畑	紀の川市中畑	17.5
崩壊土砂流出	208-5114	中畑	紀の川市中畑	20.5
崩壊土砂流出	208-5115	中畑	紀の川市中畑	1.2
崩壊土砂流出	208-5116	今畑	紀の川市今畑	17.4
崩壊土砂流出	208-5117	今畑	紀の川市今畑	10.8
崩壊土砂流出	208-5118	今畑	紀の川市今畑	35.6
崩壊土砂流出	208-5119	中畑	紀の川市中畑	16.9
崩壊土砂流出	208-5120	名手上	紀の川市名手上	5.2

崩壊土砂流出	208-5121	名手上	紀の川市名手上	2.1
崩壊土砂流出	208-5122	粉川	紀の川市粉川	5.7
崩壊土砂流出	208-5123	上丹生谷	紀の川市上丹生谷	5.9
崩壊土砂流出	208-5124	中津川	紀の川市中津川	6.5
崩壊土砂流出	208-5125	中津川	紀の川市中津川	2.8
崩壊土砂流出	208-5126	中津川	紀の川市中津川	17.2
崩壊土砂流出	208-5127	中津川	紀の川市中津川	6.8
崩壊土砂流出	208-5128	中津川	紀の川市中津川	10.7
崩壊土砂流出	208-5129	重行	紀の川市重行	6.6
崩壊土砂流出	208-5132	西山田	紀の川市西山田	11.4
崩壊土砂流出	208-5133	貴志川町	紀の川市貴志川町西山	10.6
崩壊土砂流出	208-5134	貴志川町	紀の川市貴志川町岸宮	4.4
崩壊土砂流出	208-5135	竹房	紀の川市竹房	10.4
崩壊土砂流出	208-5136	荒見	紀の川市荒見	9.6
崩壊土砂流出	208-5137	荒見	紀の川市荒見	61.3
崩壊土砂流出	208-5138	麻生津中	紀の川市麻生津中	7.8
崩壊土砂流出	208-5139	麻生津中	紀の川市麻生津中	39.2
崩壊土砂流出	208-5140	麻生津中	紀の川市麻生津中	9.4
崩壊土砂流出	208-5141	麻生津中	紀の川市麻生津中	45.6
崩壊土砂流出	208-5142	下鞆渚	紀の川市下鞆渚	49.4
崩壊土砂流出	208-5143	下鞆渚	紀の川市下鞆渚	33.7
崩壊土砂流出	208-5144	下鞆渚	紀の川市下鞆渚	5.9
崩壊土砂流出	208-5145	下鞆渚	紀の川市下鞆渚	2.8
崩壊土砂流出	208-5146	下鞆渚	紀の川市下鞆渚	4.7
崩壊土砂流出	208-5147	下鞆渚	紀の川市下鞆渚	2.1
崩壊土砂流出	208-5148	中鞆渚	紀の川市中鞆渚	66.9
崩壊土砂流出	208-5149	下鞆渚	紀の川市下鞆渚	54.1
崩壊土砂流出	208-5150	中鞆渚	紀の川市中鞆渚	11.5
崩壊土砂流出	208-5151	上鞆渚	紀の川市上鞆渚	1.5
崩壊土砂流出	208-5152	中鞆渚	紀の川市中鞆渚	10.9
崩壊土砂流出	208-5153	中鞆渚	紀の川市中鞆渚	6.4
崩壊土砂流出	208-5154	中鞆渚	紀の川市中鞆渚	14.1
崩壊土砂流出	208-5155	下鞆渚	紀の川市下鞆渚	36.9
崩壊土砂流出	208-5156	下鞆渚	紀の川市下鞆渚	15.5
崩壊土砂流出	208-5158	下鞆渚	紀の川市下鞆渚	15.3
崩壊土砂流出	208-5159	下鞆渚	紀の川市下鞆渚	16.3
崩壊土砂流出	208-5160	下鞆渚	紀の川市下鞆渚	38.3
崩壊土砂流出	208-5161	荒見	紀の川市荒見	85.6
崩壊土砂流出	208-5162	桃山町	紀の川市桃山町黒川	18.3
崩壊土砂流出	208-5163	桃山町	紀の川市桃山町黒川	24.5
崩壊土砂流出	208-5164	桃山町	紀の川市桃山町黒川	5.9
崩壊土砂流出	208-5165	桃山町	紀の川市桃山町黒川	7.1
崩壊土砂流出	208-5166	桃山町	紀の川市桃山町黒川	8.1
崩壊土砂流出	208-5167	桃山町	紀の川市桃山町黒川	18
崩壊土砂流出	208-5168	桃山町	紀の川市桃山町中畑	4.1
崩壊土砂流出	208-5169	桃山町	紀の川市桃山町中畑	79.9
崩壊土砂流出	208-5170	桃山町	紀の川市桃山町峯	28.9
崩壊土砂流出	208-5171	桃山町	紀の川市桃山町中畑	19
崩壊土砂流出	208-5172	桃山町	紀の川市桃山町野田原	17.3
崩壊土砂流出	208-5174	竹房	紀の川市竹房	21.1
崩壊土砂流出	208-5175	下鞆渚	紀の川市下鞆渚	46.4
崩壊土砂流出	208-5176	下鞆渚	紀の川市下鞆渚	14.1
崩壊土砂流出	208-5177	下鞆渚	紀の川市下鞆渚	18.7
崩壊土砂流出	208-5178	下鞆渚	紀の川市下鞆渚	9.7
崩壊土砂流出	208-5179	下鞆渚	紀の川市下鞆渚	11.8

崩壊土砂流出	208-5180	下鞆渚	紀の川市下鞆渚	13
崩壊土砂流出	208-5181	下鞆渚	紀の川市下鞆渚	11.7
崩壊土砂流出	208-5182	桃山町	紀の川市桃山町峯	141.8
崩壊土砂流出	208-5183	桃山町垣内	紀の川市桃山町垣内	6.7
崩壊土砂流出	208-5184	桃山町	紀の川市桃山町垣内	37.3
崩壊土砂流出	208-5185	桃山町	紀の川市桃山町野田原	34.2
崩壊土砂流出	208-5186	桃山町	紀の川市桃山町野田原	27.6
崩壊土砂流出	208-5187	桃山町	紀の川市桃山町野田原	16.9
崩壊土砂流出	208-5188	桃山町	紀の川市桃山町野田原	64.2
崩壊土砂流出	208-5189	桃山町	紀の川市桃山町脇谷	22.4
崩壊土砂流出	208-5190	桃山町	紀の川市桃山町野田原	25.3
崩壊土砂流出	208-5191	桃山町	紀の川市桃山町黒川	15.9
崩壊土砂流出	208-5192	桃山町	紀の川市桃山町黒川	13.3
崩壊土砂流出	208-5193	桃山町	紀の川市桃山町野田原	4.8
崩壊土砂流出	208-5194	桃山町	紀の川市桃山町最上	3.8
崩壊土砂流出	208-5195	桃山町	紀の川市桃山町神田	19.7
崩壊土砂流出	208-5196	桃山町	紀の川市桃山町最上	19.6
崩壊土砂流出	208-5197	桃山町	紀の川市桃山町善田	5
崩壊土砂流出	208-5198	竹房	紀の川市竹房	10
崩壊土砂流出	208-5199	桃山町	紀の川市桃山町善田	7.1
崩壊土砂流出	208-5200	桃山町	紀の川市桃山町野田原	23.2
崩壊土砂流出	208-5201	竹房	紀の川市竹房	6
崩壊土砂流出	208-5202	桃山町	紀の川市桃山町調月	8
崩壊土砂流出	208-5203	桃山町善田	紀の川市桃山町善田	2.7
崩壊土砂流出	208-5206	重行	紀の川市重行	4.4
崩壊土砂流出	208-5207	東山田	紀の川市東山田	4.7
崩壊土砂流出	208-5208	桃山町	紀の川市桃山町中畑	8.6
崩壊土砂流出	208-5210	桃山町	紀の川市桃山町中畑	10.9
崩壊土砂流出	208-5211	桃山町	紀の川市桃山町峯	22.3
崩壊土砂流出	208-5212	桃山町	紀の川市桃山町峯	11.5
崩壊土砂流出	208-5213	麻生津中	紀の川市麻生津中	54.1
崩壊土砂流出	208-5214	麻生津中	紀の川市麻生津中	46.6
崩壊土砂流出	208-5215	東山田	紀の川市東山田	2.9
崩壊土砂流出	208-5216	東山田	紀の川市東山田	5.6
崩壊土砂流出	208-5217	切畑	紀の川市切畑	4.2
崩壊土砂流出	208-5218	竹房	紀の川市竹房	15.3
崩壊土砂流出	208-5219	桃山町	紀の川市桃山町善田	117
崩壊土砂流出	208-5220	桃山町	紀の川市桃山町善田	46.4
崩壊土砂流出	208-5221	中鞆渚	紀の川市中鞆渚	30.5
崩壊土砂流出	208-5222	桃山町	紀の川市桃山町神田	4
崩壊土砂流出	208-5223	桃山町	紀の川市桃山町神田	4.5
崩壊土砂流出	208-5224	桃山町	紀の川市桃山町神田	4.8
崩壊土砂流出	208-5225	桃山町	紀の川市桃山町神田	1.4
崩壊土砂流出	208-5226	桃山町	紀の川市桃山町神田	2.7
崩壊土砂流出	208-5227	貴志川町	紀の川市貴志川町西山	3.2
崩壊土砂流出	208-5228	貴志川町	紀の川市貴志川町西山	2.5
崩壊土砂流出	208-5229	貴志川町	紀の川市貴志川町西山	2.9
崩壊土砂流出	208-5230	荒見	紀の川市荒見	7.3
崩壊土砂流出	208-5231	荒見	紀の川市荒見	30
崩壊土砂流出	208-5232	中鞆渚	紀の川市中鞆渚字米ノ郷	11
崩壊土砂流出	321-0001	中畑	紀の川市中畑滝谷	100.4
崩壊土砂流出	321-0002	中畑	紀の川市中畑立石	36.9
崩壊土砂流出	321-0003	中畑	紀の川市中畑神子平	24.8
崩壊土砂流出	321-0004	中畑	紀の川市中畑神子平	23.8
崩壊土砂流出	321-0005	中畑	紀の川市中畑西浦	32

崩壊土砂流出	321-0006	東山田	紀の川市東山田三ツ城	65.5
崩壊土砂流出	321-0007	西山田	紀の川市西山田山添	10.7
崩壊土砂流出	321-0008	西山田	紀の川市西山田蔭地ヶ原	2.6
崩壊土砂流出	321-0009	西山田	紀の川市西山田蔭地ヶ原	17.4
崩壊土砂流出	321-0010	東三谷	紀の川市東三谷春日谷	45.7
崩壊土砂流出	321-0011	中三谷	紀の川市中三谷	4
崩壊土砂流出	321-0012	西三谷	紀の川市西三谷横谷	4.9
崩壊土砂流出	321-0013	神通	紀の川市神通稲尾	3.2
崩壊土砂流出	321-0014	神通	紀の川市神通稲尾	9.8
崩壊土砂流出	321-0015	神通	紀の川市神通稲尾	11.6
崩壊土砂流出	321-0016	神通	紀の川市神通稲尾	16.2
崩壊土砂流出	321-0017	神通	紀の川市神通東谷	48.5
崩壊土砂流出	321-0018	神通	紀の川市神通東谷	9.5
崩壊土砂流出	321-0020	北勢田	紀の川市北勢田鳥子川	29.6
崩壊土砂流出	321-0022	竹房	紀の川市竹房最初峯	2.8
崩壊土砂流出	321-0023	竹房	紀の川市竹房堂ノ上	9.7
崩壊土砂流出	321-0024	竹房	紀の川市竹房堂ノ上	14.3
崩壊土砂流出	321-0025	竹房	紀の川市竹房堂ノ上	9.9
崩壊土砂流出	321-0026	竹房	紀の川市竹房堂ノ上	21.3
崩壊土砂流出	321-7515	神通	紀の川市神通	5.3
崩壊土砂流出	322-0001	中津川	紀の川市中津川奥松尾原	126.5
崩壊土砂流出	322-0002	中津川	紀の川市中津川譲り羽	140.7
崩壊土砂流出	322-0003	中津川	紀の川市中津川兵田谷	4
崩壊土砂流出	322-0004	中津川	紀の川市中津川葛原	29.2
崩壊土砂流出	322-0005	中津川	紀の川市中津川柱谷	9.6
崩壊土砂流出	322-0006	中津川	紀の川市中津川トチ谷	13.2
崩壊土砂流出	322-0007	中津川	紀の川市中津川	39.3
崩壊土砂流出	322-0008	中津川	紀の川市中津川	93.5
崩壊土砂流出	322-0009	中津川	紀の川市中津川細尾	16.7
崩壊土砂流出	322-0010	中津川	紀の川市中津川八丁谷	21.2
崩壊土砂流出	322-0011	中津川	紀の川市中津川	26.8
崩壊土砂流出	322-0012	中津川	紀の川市中津川	46.7
崩壊土砂流出	322-0013	西川原	紀の川市西川原後谷	56.7
崩壊土砂流出	322-0014	西川原	紀の川市西川原	4.9
崩壊土砂流出	322-0015	西川原	紀の川市西川原猪谷	4.3
崩壊土砂流出	322-0016	西川原	紀の川市西川原	38.4
崩壊土砂流出	322-0018	中津川	紀の川市中津川衣ボ谷	14.3
崩壊土砂流出	322-0019	中津川	紀の川市中津川長切谷	20.9
崩壊土砂流出	322-0020	中津川	紀の川市中津川経塚西原	20.8
崩壊土砂流出	322-0021	北志野	紀の川市北志野奥山	51.6
崩壊土砂流出	322-0022	北長田	紀の川市北長田宮ノ前	40.1
崩壊土砂流出	322-0023	上丹生谷	紀の川市上丹生谷西檜原	3.3
崩壊土砂流出	322-0024	中津川	紀の川市中津川東馬坂	2
崩壊土砂流出	322-0025	勝神	紀の川市勝神	27.8
崩壊土砂流出	322-0026	勝神	紀の川市勝神	10.1
崩壊土砂流出	322-0027	杉原	紀の川市杉原竜門山	5.3

崩壊土砂流出	322-0028	杉原	紀の川市杉原上勝神	18
崩壊土砂流出	322-0029	中鞆渚	紀の川市中鞆渚	9.5
崩壊土砂流出	322-0030	上鞆渚	紀の川市上鞆渚	3.3
崩壊土砂流出	322-0032	上鞆渚	紀の川市上鞆渚久保	4.7
崩壊土砂流出	322-0033	上鞆渚	紀の川市上鞆渚	10.9
崩壊土砂流出	322-0034	上鞆渚	紀の川市上鞆渚清川	1.5
崩壊土砂流出	322-0035	上鞆渚	紀の川市上鞆渚清川	4.5
崩壊土砂流出	322-0036	上鞆渚	紀の川市上鞆渚清川	6.2
崩壊土砂流出	322-0037	上鞆渚	紀の川市上鞆渚周家	5.1
崩壊土砂流出	322-0038	上鞆渚	紀の川市上鞆渚	2.3
崩壊土砂流出	322-0039	上鞆渚	紀の川市上鞆渚井谷原	7.2
崩壊土砂流出	322-0040	上鞆渚	紀の川市上鞆渚有原	2.3
崩壊土砂流出	322-0041	上鞆渚	紀の川市上鞆渚田間	4.8
崩壊土砂流出	322-0042	上鞆渚	紀の川市上鞆渚大町	5.9
崩壊土砂流出	322-0043	上鞆渚	紀の川市上鞆渚大谷	5.8
崩壊土砂流出	322-0044	上鞆渚	紀の川市上鞆渚向谷	2.4
崩壊土砂流出	322-0045	上鞆渚	紀の川市上鞆渚山戸	6.7
崩壊土砂流出	322-0046	上鞆渚	紀の川市上鞆渚山戸	1.8
崩壊土砂流出	322-0047	上鞆渚	紀の川市上鞆渚神谷	6.6
崩壊土砂流出	322-0048	上鞆渚	紀の川市上鞆渚矢戸奥	15.3
崩壊土砂流出	322-0049	上鞆渚	紀の川市上鞆渚西垣内	2
崩壊土砂流出	322-0050	上鞆渚	紀の川市上鞆渚	1.5
崩壊土砂流出	322-0051	上鞆渚	紀の川市上鞆渚	3.1
崩壊土砂流出	322-0052	中鞆渚	紀の川市中鞆渚	3.4
崩壊土砂流出	322-0053	中鞆渚	紀の川市中鞆渚中瀬	14.3
崩壊土砂流出	322-0054	中鞆渚	紀の川市中鞆渚神路原	25.6
崩壊土砂流出	322-0055	中鞆渚	紀の川市中鞆渚神路原	2.8
崩壊土砂流出	322-0056	中鞆渚	紀の川市中鞆渚北原	2
崩壊土砂流出	322-0057	中鞆渚	紀の川市中鞆渚北原	1.4
崩壊土砂流出	322-0058	中鞆渚	紀の川市中鞆渚	5.1
崩壊土砂流出	322-0059	中鞆渚	紀の川市中鞆渚	2.9
崩壊土砂流出	322-0060	中鞆渚	紀の川市中鞆渚崎林	5
崩壊土砂流出	322-0061	中鞆渚	紀の川市中鞆渚南原	8.9
崩壊土砂流出	322-0062	中鞆渚	紀の川市中鞆渚南原	10.4
崩壊土砂流出	322-0063	中鞆渚	紀の川市中鞆渚北沢神口原	41.4
崩壊土砂流出	322-0064	中鞆渚	紀の川市中鞆渚南原	8.3
崩壊土砂流出	322-0066	下鞆渚	紀の川市下鞆渚畑野	17.8
崩壊土砂流出	322-0067	下鞆渚	紀の川市下鞆渚大西	4.3
崩壊土砂流出	322-0068	下鞆渚	紀の川市下鞆渚和田	2.5
崩壊土砂流出	322-0069	下鞆渚	紀の川市下鞆渚和田	0.8
崩壊土砂流出	322-0070	下鞆渚	紀の川市下鞆渚和田	9.6
崩壊土砂流出	322-0071	下鞆渚	紀の川市下鞆渚和田	9.2
崩壊土砂流出	322-0072	下鞆渚	紀の川市下鞆渚高原	47.8
崩壊土砂流出	322-0073	下鞆渚	紀の川市下鞆渚	2.6
崩壊土砂流出	322-0074	下鞆渚	紀の川市下鞆渚	3.7
崩壊土砂流出	322-0078	中鞆渚	紀の川市中鞆渚	24
崩壊土砂流出	322-0079	中鞆渚	紀の川市中鞆渚	29.8
崩壊土砂流出	322-7507	上鞆渚	紀の川市上鞆渚清川	2.2
崩壊土砂流出	322-7513	中鞆渚	紀の川市中鞆渚	12.9
崩壊土砂流出	322-7516	上鞆渚	紀の川市上鞆渚	2.5
崩壊土砂流出	323-0001	切畑	紀の川市切畑葛城	27.5

崩壊土砂流出	323-0002	切畑	紀の川市切畑葛城	56.6
崩壊土砂流出	323-0003	切畑	紀の川市切畑葛城	35.6
崩壊土砂流出	323-0004	切畑	紀の川市切畑葛城	43.8
崩壊土砂流出	323-0005	切畑	紀の川市切畑葛城	26.6
崩壊土砂流出	323-0006	切畑	紀の川市切畑葛城	8.6
崩壊土砂流出	323-0007	切畑	紀の川市切畑葛城	8.2
崩壊土砂流出	323-0008	切畑	紀の川市切畑葛城	17.4
崩壊土砂流出	323-0009	切畑	紀の川市切畑葛城	13.6
崩壊土砂流出	323-0012	平野	紀の川市平野東原	24.5
崩壊土砂流出	323-0014	平野	紀の川市平野東原	5.4
崩壊土砂流出	323-0016	平野	紀の川市平野東原	6.5
崩壊土砂流出	323-0017	切畑	紀の川市切畑葛城	13.4
崩壊土砂流出	323-0021	北涌	紀の川市北涌	5.7
崩壊土砂流出	323-0023	麻生津中	紀の川市麻生津中飯盛	46
崩壊土砂流出	323-0024	麻生津中	紀の川市麻生津中飯盛	38.5
崩壊土砂流出	323-8015	麻生津中	紀の川市麻生津中	23
崩壊土砂流出	324-0001	桃山町	紀の川市桃山町神田	14.9
崩壊土砂流出	324-0002	桃山町	紀の川市桃山町調月	2
崩壊土砂流出	324-0003	桃山町	紀の川市桃山町調月	11
崩壊土砂流出	324-0004	桃山町	紀の川市桃山町調月	11.9
崩壊土砂流出	324-0005	桃山町	紀の川市桃山町調月	3.7
崩壊土砂流出	324-0006	桃山町	紀の川市桃山町調月	3.8
崩壊土砂流出	324-0007	桃山町	紀の川市桃山町最上	16.7
崩壊土砂流出	324-0008	桃山町	紀の川市桃山町脇谷	5.5
崩壊土砂流出	324-0009	桃山町	紀の川市桃山町脇谷	26.1
崩壊土砂流出	324-0010	桃山町	紀の川市桃山町脇谷	43.8
崩壊土砂流出	324-0011	桃山町調月	紀の川市桃山町調月	3
崩壊土砂流出	324-0012	桃山町	紀の川市桃山町最上	1.2
崩壊土砂流出	324-0013	桃山町調月	紀の川市桃山町調月	10.2
崩壊土砂流出	324-0014	桃山町	紀の川市桃山町最上	38.6
崩壊土砂流出	324-0015	桃山町	紀の川市桃山町最上	35
崩壊土砂流出	324-0016	桃山町	紀の川市桃山町最上	15.7
崩壊土砂流出	324-0017	桃山町最上	紀の川市桃山町最上	4.6
崩壊土砂流出	324-0018	桃山町	紀の川市桃山町野田原	3.5
崩壊土砂流出	324-0019	桃山町	紀の川市桃山町野田原	20.8
崩壊土砂流出	324-0020	桃山町	紀の川市桃山町野田原	4
崩壊土砂流出	324-0021	桃山町	紀の川市桃山町野田原	35.3
崩壊土砂流出	324-0022	桃山町	紀の川市桃山町野田原	5.8
崩壊土砂流出	324-0023	桃山町	紀の川市桃山町野田原	33.2
崩壊土砂流出	324-0024	桃山町	紀の川市桃山町野田原	32.4
崩壊土砂流出	324-0025	桃山町	紀の川市桃山町野田原	10.4
崩壊土砂流出	324-0026	桃山町	紀の川市桃山町野田原	31.2

崩壊土砂流出	324-0027	桃山町	紀の川市桃山町野田原	40
崩壊土砂流出	324-0028	桃山町	紀の川市桃山町野田原	24.8
崩壊土砂流出	324-0029	桃山町	紀の川市桃山町野田原	4.6
崩壊土砂流出	324-0030	桃山町野田原	紀の川市桃山町野田原	11.8
崩壊土砂流出	324-0031	桃山町	紀の川市桃山町峯	10.9
崩壊土砂流出	324-0032	桃山町峯	紀の川市桃山町峯	7.8
崩壊土砂流出	324-0033	桃山町	紀の川市桃山町中畑	32.5
崩壊土砂流出	324-0034	桃山町峯	紀の川市桃山町峯	121.8
崩壊土砂流出	324-0035	桃山町善田	紀の川市桃山町善田	99.1
崩壊土砂流出	324-0036	桃山町大原	紀の川市桃山町大原	34.1
崩壊土砂流出	324-0037	桃山町	紀の川市桃山町善田	2.9
崩壊土砂流出	324-0038	桃山町	紀の川市桃山町善田	13.4
崩壊土砂流出	324-0039	桃山町善田	紀の川市桃山町善田	10.8
崩壊土砂流出	324-0042	桃山町	紀の川市桃山町黒川	5.5
崩壊土砂流出	324-0043	桃山町	紀の川市桃山町黒川	4.7
崩壊土砂流出	324-0044	桃山町黒川	紀の川市桃山町黒川	5.2
崩壊土砂流出	324-0045	桃山町	紀の川市桃山町善田	3
崩壊土砂流出	324-0046	桃山町	紀の川市桃山町黒川	1.3
崩壊土砂流出	324-0047	桃山町	紀の川市桃山町黒川	33.9
崩壊土砂流出	324-0048	桃山町	紀の川市桃山町黒川	13
崩壊土砂流出	324-0049	桃山町	紀の川市桃山町黒川	1.1
崩壊土砂流出	324-0050	桃山町	紀の川市桃山町黒川	27.5
崩壊土砂流出	324-0051	桃山町	紀の川市桃山町黒川	4.7
崩壊土砂流出	324-0052	桃山町	紀の川市桃山町黒川	2.6
崩壊土砂流出	324-0053	桃山町	紀の川市桃山町黒川	2.7
崩壊土砂流出	324-0054	桃山町	紀の川市桃山町黒川	1.3
崩壊土砂流出	324-0055	桃山町	紀の川市桃山町黒川	6.2
崩壊土砂流出	324-0056	桃山町	紀の川市桃山町黒川	19.6
崩壊土砂流出	324-0057	桃山町	紀の川市桃山町黒川	2.1
崩壊土砂流出	324-0058	桃山町	紀の川市桃山町黒川	5.8
崩壊土砂流出	324-0059	桃山町黒川	紀の川市桃山町黒川	25
崩壊土砂流出	324-0060	桃山町	紀の川市桃山町中畑	2.9
崩壊土砂流出	325-0001	貴志川町	紀の川市貴志川町西山	11.3

2-4 地すべり危険箇所（国土交通省所管） 略

2-5 地すべり危険箇所（農林水産省所管） 略

2-6 急傾斜地崩壊危険箇所 略

2-7 土砂災害警戒区域等の指定状況 略

種 類	指定数	
	警戒区域数	うち特別警戒区域数
急傾斜地の崩壊	848	828
土石流	369	333
地すべり	58	0
合計	1,275	1,161

令和3年4月13日現在

2-8 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の名称・所在地

令和6年1月現在

	施設名称	所在地	連絡先	備考	避難確保 計画	訓練 実施
1	紀の川市立打田中学校 仙溪分校	紀の川市車三谷 900	0736-77-3664		策定済	確認済
2	粉河むつみホーム	紀の川市粉河 1180	0736-73-2331		策定済	確認済
3	和歌山県立粉河高等学校	紀の川市粉河 4632	0736-73-3411		策定済	確認済
4	ソーシャルファームもぎたて	紀の川市平野 927	0736-75-4603		策定済	確認済
5	紀の川市立麻生津小学校	紀の川市麻生津中 16	0736-75-2320		策定済	確認済
6	特別養護老人ホーム栄寿苑	紀の川市麻生津中 1279	0736-75-6888		策定済	確認済
7	さわやか福祉会	紀の川市西脇 176-6	0736-75-2947		策定済	確認済
8	グループホーム自然の郷	紀の川市桃山町最上 1206-22	0736-66-1227		策定済	確認済
9	特別養護老人ホーム ももの里	紀の川市桃山町最上 1254-1	0736-66-3741		策定済	確認済
10	つぼみ園	紀の川市桃山町調月 736-1	0736-66-0013		策定済	確認済
11	あおば幼稚園	紀の川市貴志川町岸小野 207	0736-64-9514		策定済	確認済
12	貴志川リハビリテーション病院	紀の川市貴志川町丸栖 1423-3	0736-64-0061		策定済	確認済
13	竜門小学校	紀の川市杉原 257-1	0736-73-3138			
14	蛍の里	紀の川市桃山町野田原 639	0736-67-0906			
15	特別養護老人ホームきしがわ園	紀の川市貴志川町尼寺 359	0736-65-1111			

3 気象観測施設

3-1 雨量観測所

1 和歌山地方気象台所管の気象観測所

観測所名	種 別	所 在 地		設置場所	流 域
		市町村	字		
葛城山	地域雨量観測所	紀の川市	切 畑		紀の川

2 県水防本部が雨量報告を受ける観測所

観測所	所 在 地		設置場所	管理者	観測者	電話番号	河川名	所 轄 振興局 建設部	備考
	市町村	字							
打田	紀の川市	西大井	紀の川市役所	和歌山県	那賀振興局 建設部職員	0736- 61-0044	紀の川	那 賀	テレメーター
中津川	紀の川市	神通	神通温泉施設	和歌山県	那賀振興局 建設部職員	0736- 61-0044	中津川	那 賀	テレメーター
粉河	紀の川市	粉河	紀の川市役所 粉河支所 (粉河ふるさとセンター)	和歌山県	那賀振興局 建設部職員	0736- 61-0044	紀の川	那 賀	テレメーター
江川中	紀の川市	江川中	上名手小学校	和歌山県	那賀振興局 建設部職員	0736- 61-0044	重谷川	那 賀	テレメーター
中鞆渚	紀の川市	中鞆渚	鞆渚小・中学校	和歌山県	那賀振興局 建設部職員	0736- 61-0044	真国川	那 賀	テレメーター
那賀	紀の川市	名手市場	那賀保健福祉 センター	和歌山県	那賀振興局 建設部職員	0736- 61-0044	紀の川	那 賀	テレメーター
桃山	紀の川市	桃山町元	紀の川市役所 桃山支所	和歌山県	那賀振興局 建設部職員	0736- 61-0044	紀の川	那 賀	テレメーター
貴志川	紀の川市	貴志川町神戸	貴志川保健福 祉センター	和歌山県	那賀振興局 建設部職員	0736- 61-0044	貴志川	那 賀	テレメーター

3 その他の観測所

観測所	所在地		設置場所	管理者	観測者	電話番号	河川名	所轄 振興局 建設部	備考
	市町村	字							
善田局	紀の川市	桃山町 善田	滝谷峠	国土交通省	和歌山河川国 道事務所	073- 402-0267	柘榴川	那賀	
赤沼田	紀の川市	赤沼田	赤沼田地先	国土交通省	和歌山河川国 道事務所	073- 402-0267	麻生津 川	那賀	
猪垣	紀の川市	北志野	北志野地先	国土交通省	和歌山河川国 道事務所	073- 402-0267	松井川	那賀	
果樹試験場 かき・もも研 究所	紀の川市	粉河	果樹試験場紀 北分場	和歌山県	果樹試験場 かき・もも研究 所職員	0736- 73-2274	中津川	那賀	
農業試験場	紀の川市	貴志川町 高尾	農業試験場	和歌山県	農業試験場 職員	0736- 64-2300	貴志川	那賀	
山田ダム改 良区	紀の川市	貴志川町 高尾	山田ダム土地 改良区管理事 務所	山田ダム 土地改良 区	山田ダム土地 改良区職員	0736- 64-2037	野田原 川	那賀	

3-2 水位観測所

1 水防法第12条第2項の規定により水位状況を公表する観測所

(国管理<https://www.river.go.jp/index>)

河川名	観測所	所在地		設置場所	水位			堤防高		管理者	観測者	電話番号	備考
		市町村	大字		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	左岸	右岸				
貴志川	貴志	紀の川市	貴志川 町北	貴志橋右岸 下流100m	2.50	4.50	5.50	9.33	9.39	国土 交通省	和歌山 河川国道 事務所	073- 402-0265	(テ) 水晶式 水晶式

2 水位の状況を公表している観測所

(国管理<https://www.river.go.jp/index>)

(県管理<http://kasensabo02.pref.wakayama.lg.jp/mainMap.html>)

河川名	観測所	所在地		設置場所	水位			堤防高		管理者	観測者	電話番号	備考
		市町村	大字		水防団 待機	氾濫 注意		左岸	右岸				
紀の川	竹房	紀の川市	桃山町 段新田	竹房橋左岸 下流100m	—	2.50		10.90	10.45	国土 交通省	和歌山 河川国道 事務所	073- 402-0265	(テ) 水研62型
紀の川	麻生津	紀の川市	北涌	麻生津橋左岸 上流100m	2.50	4.00		—	—	国土 交通省	和歌山 河川国道 事務所	073- 402-0265	(テ) 水晶式
貴志川	高島	紀の川市	桃山町 調月	高島橋右岸 下流150m	2.50	4.00		8.08	8.05	国土 交通省	和歌山 河川国道 事務所	073- 402-0265	(テ) 超音波式
柘榴川	神田	紀の川市	桃山町 神田	八幡橋右岸 上流150m	2.10	2.90		4.50	6.10	和歌山県	那賀振興局 建設部職員	0736- 61-0044	(テ) 半導体式
海神川	西大井	紀の川市	西大井	紀の川市役所 左岸上流30m	1.50	2.00		3.50	3.10	和歌山県	那賀振興局 建設部職員	0736- 61-0044	(テ) 半導体式
真国川	已王橋	紀の川市	桃山町 中畑	已王橋左岸 下流20m	—	—		6.00	7.00	和歌山県	那賀振興局 建設部職員	0736- 61-0044	(テ) 半導体式

3-3 震度観測施設

1 和歌山地方気象台

観測所	所在地	震度発表名称	所管官署	備考
粉河	紀の川市粉河1479	紀の川市粉河	和歌山地方気象台	震度計

2 防災科学技術研究所

観測所	設置場所	震度発表名称	備考
那賀	紀の川市名手市場1456	紀の川市那賀総合センター	

3 和歌山県

No.	観 測 点 名	設 置 場 所 所 在 地	計測震度計等座標				震度計 の所管
			北 緯		東 経		
			度	分	度	分	
1	紀の川市西大井	西大井338 紀の川市役所敷地内	34	16	135	22	県
2	紀の川市桃山町元	桃山町元376 紀の川市役所桃山支所敷地内	34	14	135	21	県
3	紀の川市貴志川町神戸	貴志川町神戸327-1 紀の川市役所貴志川支所敷地内	34	13	135	19	県

4 通信

4 - 1 非常通信経路

区 間	総 合 信 頼 度	紀の川市 との距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)
紀の川市 (危機管理消防課) ↔ 那賀振興局	A	1.1km 4.3km	□紀の川市役所	-----	那賀振興局□
	A		[専用] [地星] (総務県民課)		
	B		■打田交番	[相互]	岩出警察署△
	B		■粉河交番	[警察]	(地域課)
紀の川市 (危機管理消防課) ↔ 和歌山県庁	A	4.9km 9.8km 4.4km 4.5km 1.0km	□紀の川市役所	-----	和歌山県庁□
	A		[専用] [地星] (防災企画課)		
	B		関西電力送配電	-----	関西電力送配電
			粉河技術サービスセンター (移動無線基地局)※休日夜間不在	[電力]	橋本配電営業所 (橋本市ルートへ)
	A		■関西電力送配電	-----	関西電力送配電
	B		紀の川変電所	[電力]	和歌山支社 (昼間:電力本部通信グループ) (夜間:■和歌山給電制御所)
			■JR 粉河駅	-----	JR 和歌山支社
			(業務委託駅、取扱時間 7:15～17:45)	[J R]	
B	赤十字特別救援隊	-----	赤十字特別救援隊本部		
	山田敬三 (JA3FRI・桃山町段)	[アマ]	(JA3YQJ・JA3ZBG)		
	井尻智久 (JO3PYR・上野)		(日赤和歌山県支部)		
B	JARL 紀の川市防災ボランティア 基地局 (JL3ZFE)、メンバー	-----			
凡 例					
-----	無線区間		[専用]	電気通信事業者の専用通信回線	
-----	有線区間		[地星]	地域衛星通信ネットワーク回線	
-----	和歌山県総合防災情報システムの衛星系回線		[警察]	警察用回線	
A	経路全体を通じ、全基準項目についてA級基準に該当する。		[電力]	電気事業者回線	
			[J R]	JR用回線	
B	経路中のいずれかの項目基準についてB級基準のものが含まれる。		[アマ]	アマチュア無線	
			[相互]	防災相互通信用無線	
防災相互通信用無線を運用できる機関(□:常設 ・ △:常設以外)、■:使送対応が不可の期間					

5 避難

5-1 指定避難所

令和6年1月現在

地域	整理番号	施設			収容人数(人)	災害種別による判断		備考	緊急避難場所レベル
		名称	所在地	電 話 (FAX)		震災の時	水害 土砂災害の時		風水害
打田	1	田中小学校体育館	打田1491	77-2004 (77-0254)	429	○	○		☆☆☆
	2	田中小学校高野分校体育館	高野595-2	-	190	○	×	土砂災害警戒区域	☆ (注)
	3	打田中学校体育館(格技場含む)	東大井345	77-2533 (77-7976)	1,023	○	○	福祉避難所併設	☆☆☆
	4	打田保健福祉センター	西大井338	77-2511 (77-2514)	907	○	○	福祉避難所併設	☆☆☆
	5	井阪文化会館	西井阪169	77-7588 (")	132	○	○		☆☆☆
	6	池田小学校体育館	南中326-1	77-3053 (77-0253)	445	○	○		☆☆☆
	7	神通温泉施設	神通150-1	77-7553 (77-5470)	58	○	×	土砂災害警戒区域	☆☆
粉河	8	粉河小学校体育館	粉河1558-1	73-2251 (73-6927)	412	○	○		☆☆☆
	9	粉河体育館(武道館含む)	粉河1479	-	1,147	○	○		☆☆☆
	10	県立粉河高等学校体育館	粉河4632	73-3411 (73-3412)	858	○	×	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	
	11	粉河ふるさとセンター	粉河580	73-3312 (73-8353)	577	○	×	浸水想定区域	☆
	12	粉河中学校体育館	粉河925	73-2218 (73-6484)	759	○	○		☆☆☆
	13	長田小学校体育館	長田中538-1	73-3139 (73-7368)	297	○	○		☆☆☆
	14	川原小学校体育館	野上92-2	73-3330 (73-6425)	330	○	○		☆☆☆
	15	竜門小学校体育館	杉原257-1	73-3138 (73-6989)	330	○	×	浸水想定区域 土砂災害警戒区域	☆
	16	上鞆刈集会所	上鞆刈229-5	-	41	○	×	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	☆ (注)
	17	鞆刈小・中学校体育館	中鞆刈968-1	-	318	○	×	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	☆ (注)
那賀	18	下鞆刈集会所	下鞆刈457	-	41	○	×	土砂災害警戒区域	☆ (注)
	19	中尾集会所	平野2092	-	33	○	○		☆☆☆
	20	県立高等看護学院体育館	西野山505-1	75-6280 (75-6283)	800	○	○		☆☆☆
	21	上名手小学校体育館	江川中988-4	75-3065 (75-3717)	206	○	○		☆☆☆
	22	那賀中学校体育館(格技場含む)	名手市場981	75-2078 (75-2077)	916	○	○		☆☆☆
	23	那賀保健福祉センター	名手市場144-1	75-3111 (75-2171)	412	○	○		☆☆☆
	24	那賀総合センター	名手市場1456	75-2221 (75-2659)	268	○	○		☆☆☆
	25	名手小学校体育館	名手西野335	75-2054 (75-4529)	487	○	○		☆☆☆
	26	那賀体育館	名手西野114-1	75-4141 (")	957	○	×	浸水想定区域	☆
	27	赤沼田集会所	赤沼田290	-	45	○	×	土砂災害警戒区域	☆ (注)
	28	麻生津小学校体育館	麻生津中10-2	75-2320 (75-4647)	194	○	×	土砂災害警戒区域	☆☆

地域	整理番号	施設			収容人数 (人)	災害種別による判断		備考	緊急避難場所 レベル
		名称	所在地	電話 (FAX)		震災の時	水害 土砂災害の時		風水害
桃山	29	安楽小学校体育館	桃山町市場2	66-0022 (66-2424)	342	○	×	浸水想定区域	☆
	30	ふれあいコミュニティセンター	桃山町市場1-2	66-1107 (66-2727)	198	○	×	浸水想定区域	☆☆
	31	荒川中学校体育館	桃山町元249	66-0003 (66-2432)	792	○	×	浸水想定区域	☆
	32	桃山勤労者体育センター	桃山町調月349-1	66-2288 (66-2289)	536	○	×	浸水想定区域	☆ (注)
	33	那賀スポーツレクリエーションセンター	桃山町調月5	66-2420 (66-2430)	157	○	×	浸水想定区域	☆ (注)
	34	調月小学校体育館	桃山町調月1101	66-0595 (66-2431)	272	○	×	浸水想定区域	☆☆☆
	35	大原集会所	桃山町大原667-3	-	23	○	×	土砂災害警戒区域	☆ (注)
	36	善田地区総合営農指導センター	桃山町善田741-2	-	40	○	×	土砂災害警戒区域	☆☆☆
	37	黒川集会所	桃山町黒川1667-1	-	13	○	×	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	☆ (注)
	38	蛍の里 (介護予防拠点施設、旧野田原分校体育館含む)	桃山町野田原639	67-0906 (")	256	○	×	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	☆ (注)
	39	細野生活改善センター	桃山町中畑108-1	67-0827 (")	66	○	×	土砂災害警戒区域	☆ (注)
	40	桃山保健福祉センター	桃山町最上1253	66-3311 (66-2751)	247	○	○		☆☆☆
貴志川	41	中貴志小学校体育館	貴志川町上野山55	64-2106 (64-2178)	569	○	○		☆☆☆
	42	貴志川中学校体育館(柔剣道場含む)	貴志川町上野山232	64-2521 (64-8356)	660	○	○		☆☆☆
	43	貴志川保健福祉センター	貴志川町神戸331	64-2525 (64-6599)	594	○	×	浸水想定区域	☆☆
	44	東貴志小学校体育館	貴志川町井ノ口148	64-2027 (64-2099)	206	○	×	浸水想定区域	☆
	45	和歌山県農業試験場	貴志川町高尾160	64-2300 (65-2016)	214	○	○		☆☆☆
	46	東貴志コミュニティセンター	貴志川町岸小野180	64-3877	204	○	×	浸水想定区域	☆
	47	西貴志小学校体育館	貴志川町長原167	64-2024 (64-6960)	528	○	○		☆☆☆
	48	県立貴志川高等学校体育館	貴志川町長原400	64-2500 (64-2501)	643	○	○		☆☆☆
	49	貴志川生涯学習センター	貴志川町長原447-1	64-2273 (64-9750)	784	○	○	福祉避難所併設	☆☆☆
	50	西貴志コミュニティセンター	貴志川町長山24	65-2211 (64-8753)	247	○	○		☆☆☆
	51	丸栖小学校体育館	貴志川町丸栖206	64-3004 (64-3035)	247	○	○		☆☆☆
	52	丸栖コミュニティセンター	貴志川町丸栖658	64-7270	218	○	○		☆☆☆

風水害避難場所安全レベルの考え方

避難場所 (☆☆☆)	土砂災害や浸水が発生した場合でも十分に安全な避難場所
避難場所 (☆☆)	土砂災害や浸水が発生した場合でも一定の安全を確保することが可能である避難場所
避難場所 (☆)	大規模災害等が想定される場合には事前に開設しないとするか、開設した場合であっても、危険が迫った場合には閉鎖の可能性がある避難場所
避難場所 (☆) (注)	大規模災害等が想定される場合には事前に開設しないとするか、開設した場合であっても、危険が迫った場合には閉鎖の可能性がより高い避難場所

地震時には、職員が各避難所に駆け付けることが困難となる可能性が考えられるため、各避難所に鍵ボックスを設置している。この鍵ボックスは、震度5以上の揺れを感知すると自動で開く設定となっており、住民による避難所開設が可能である。

(打田保健福祉センター・粉河ふるさとセンター・那賀保健福祉センターは未設置)

5-2 福祉避難所

令和6年1月現在

整理 番号	施 設			収容 人数 (人)	災害種別による判断		対応可能障害種別
	施設名	住所	電話		震災の時	水害 土砂災害の時	
1	打田保健福祉センター	紀の川市西大井338	77-2511	151	○	○	視・肢
2	打田中学校 教室	紀の川市東大井345	77-2533	364	○	○	聴・発・精
3	貴志川生涯学習センター	紀の川市貴志川町長原447-1	64-2273	358	○	○	聴・肢・知・発・精
4	障害者支援施設 PURE 皆楽	紀の川市竹房314	77-0080	—	○	○	知・発
5	介護老人保健施設さくらの丘	紀の川市黒土153	77-0806	—	○	○	
6	グループホームさくらの丘	紀の川市黒土153	77-0806	—	○	○	
7	特別養護老人ホーム高陽園	紀の川市東大井11-3	78-2202	—	○	○	
8	特別養護老人ホーム打田皆楽園	紀の川市畑野上259	77-1700	—	○	○	
9	風の里デイサービスセンター	紀の川市粉河951-1	74-3116	—	○	×	浸水想定区域
10	グループホーム風の里	紀の川市粉河951-1	74-3116	—	○	×	浸水想定区域
11	生活介護事業所三幸園	紀の川市粉河4168	73-3885	—	○	○	知・発
12	養護老人ホーム白水園	紀の川市上田井1229-1	73-2210	—	○	×	視・聴・肢 浸水想定区域

整理番号	施 設			収容人数(人)	災害種別による判断		対応可能障害種別
	施設名	住所	電話		震災の時	水害 土砂災害の時	
13	特別養護老人ホーム白水園	紀の川市上田井1229-1	73-2210	—	○	×	視・聴・肢 浸水想定区域
14	住宅型有料老人ホーム雅	紀の川市深田101-1	73-2950	—	○	○	肢
15	特別養護老人ホーム栄寿苑	紀の川市麻生津中1279	75-6888	—	○	×	視・聴・肢 土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域
16	グループホーム桃の庵	紀の川市桃山町最上843-1	66-2254	—	○	○	視・聴・肢
17	特別養護老人ホーム ヴィラももの里	紀の川市桃山町最上873	67-7777	—	○	○	視・聴・肢
18	グループホーム自然の郷	紀の川市桃山町最上1206-22	66-1227	—	○	×	視・聴・肢 土砂災害警戒区域
19	特別養護老人ホームももの里	紀の川市桃山町最上1254-1	66-3741	—	○	×	視・聴・肢 土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域
20	児童発達支援センターひまわり園	紀の川市桃山町調月58-3	66-0995	—	○	×	知・精・発 浸水想定区域
21	特別養護老人ホームきしがわ園	紀の川市貴志川町尼寺359	65-1111	—	○	×	肢 土砂災害警戒区域
22	特別養護老人ホーム 貴志川聖アンナの家	紀の川市貴志川町上野山302-1	64-7460	—	○	○	視・聴・肢
23	デイサービスセンターたかお	紀の川市貴志川町高尾194-1	65-3380	—	○	○	
24	和歌山つくし医療・福祉センター	岩出市中迫665	62-4121	—	○	○	
25	ケアハウス後楽荘	紀の川市黒土262番地	77-3575	—	○	○	聴

※対応可能障害種別の略称

視・・・視覚障害 肢・・・肢体不自由 聴・・・聴覚障害 発・・・発達障害

精・・・精神障害 知・・・知的障害

注：4～25の民間施設への受入れは市からの要請が必要です。

5-3 指定緊急避難場所

令和6年1月現在

地域	整理 番号	施設			収容 人数 (人)	災害種別による判断		備考
		名称	所在地	電 話 (FAX)		震災の時	水害 土砂災害の時	
指定 緊急 避難 所	1	打田中学校屋外運動場	東大井345	77-2533 (77-7976)	5,430	○	○	
	2	紀伊国分寺跡公園	東国分573-3	77-2511	11,310	○	○	
	3	古和田会館・駐車場(第1・第2)	古和田626	77-5300 (77-0187)	390	○	○	
	4	東国分公園(中児童公園)	東国分98-1	77-2511	910	○	○	
	5	粉河中部運動場	粉河1479	77-2511	5,310	○	○	
	6	川原小学校屋外運動場	野上126	73-3330 (73-6245)	1,900	○	○	
	7	長田小学校屋外運動場	長田中538	73-3139 (73-7368)	2,020	○	○	
	8	上名手小学校屋外運動場	江川中988	75-3065 (75-3717)	1,780	○	○	
	9	名手小学校屋外運動場	名手西野328	75-2054 (75-4529)	2,480	○	○	
	10	道の駅 青洲の里駐車場・公園広場	西野山473	75-6008 (75-9334)	1,940	○	○	
	11	桃源郷運動公園駐車場	桃山町最上1147-11	66-2558 (66-3828)	2,660	○	○	
	12	細野溪流キャンプ場	桃山町垣内258-1	67-0070 (67-0070)	2,060	○	×	土砂災害警戒区域 土砂災害特別 警戒区域
	13	丸栖コミュニティセンター公園・広場	貴志川町丸栖658	64-7270	850	○	○	
	14	中貴志小学校屋外運動場	貴志川町上野山55	64-2106 (64-2178)	1,070	○	○	
	15	長山ふれあい公園	貴志川町長山277-735	77-2511	6,780	○	×	土砂災害警戒区域

6 水防

6-1 河川の重要水防箇所

1 国土交通大臣直轄管理河川重要水防箇所

令和6年1月現在
和歌山河川国道事務所

① 図面対 象番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種 別	⑤ 重要度	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離 杭	⑧ 延 長	⑨ 対象とする 流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備 考
50-1	紀の川	左岸	越水 (溢水)	B	紀の川市桃山町調月 ～紀の川市桃山町段新田	19.6 ～ 22.4	3,132	9,500 (21.0)	27.12	27.58	1.50	三谷	
51	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市桃山町調月	19.8	-	9,500 (19.8)	26.23	27.36	1.50	船戸	破堤跡 (S34.09)
49	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市桃山町調月 ～紀の川市桃山町段	19.6 ～ 20.4	1,130	9,500 (20.0)	26.29	27.37	1.50	船戸	旧川跡
52	紀の川	右岸	工作物	A	岩出市岡田	20.2 - 3.6	-	9,500 (20.2)	26.40	27.30	1.50	船戸	岡田樋管
272	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市桃山町市段	20.4	-	9,500 (20.4)	26.47	26.80	1.50	三谷	破堤跡 (S28.09)
303	紀の川	右岸	工作物	B	紀の川市下井阪	20.8 + 120.2	-	9,500 (20.8)	26.61	27.90	1.50	三谷	井阪橋
55	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市下井阪	20.8 ～ 21.0	407	9,500 (20.8)	26.61	27.90	1.50	三谷	旧川跡
56	紀の川	左岸	工作物	A	紀の川市桃山町段	20.8 - 75.0	-	9,500 (20.8)	26.61	27.49	1.50	三谷	段樋管
54	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市桃山町段	20.8	238	9,500 (20.8)	26.61	27.49	1.50	三谷	旧川跡
502	紀の川	右岸	水衝洗掘	B	紀の川市中井阪	21.2 + 100.0	250	9,500 (21.2)	27.45	30.64	1.50	三谷	
57	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市畑野上 ～紀の川市窪	21.4 ～ 23.2	2,474	9,500 (22.2)	28.70	30.01	1.50	三谷	旧川跡
60	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市桃山町段	21.4	-	9,500 (21.4)	27.85	28.28	1.50	三谷	破堤跡 (S28.09)
129	紀の川	右岸	水衝洗掘	B	紀の川市畑野上	21.4 + 14.0	160	9,500 (21.4)	27.85	31.07	1.50	三谷	
58-1	紀の川	右岸	越水 (溢水)	B	紀の川市畑野上	21.6	260	9,500 (21.6)	28.01	28.50	1.50	三谷	

① 図面対 象番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種 別	⑤ 重要度	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離 杭	⑧ 延 長	⑨ 対象とする 流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備 考
63	紀の川	右岸	越水 (溢水)	B	紀の川市尾崎 ～紀の川市花野	22.0 ～ 22.2	511	9,500 (22.0)	28.53	29.46	1.50	三谷	
64	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市桃山町段新田	22.6	-	9,500 (22.6)	28.96	30.63	1.50	三谷	破堤跡 (S28.09)
131	紀の川	右岸	水衝洗掘	B	紀の川市打田	22.6 + 100.0	200	9,500 (22.6)	28.96	30.86	1.50	三谷	
503	紀の川	右岸	工作物	B	紀の川市窪	23.6 + 111.37	-	9,500 (23.6)	29.90	32.92	1.50	三谷	竹房橋
66	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市窪	23.8	-	9,500 (23.8)	32.32	35.50	1.50	三谷	破堤跡 (S28.09)
121	紀の川	左岸	越水 (溢水)	A	紀の川市窪	24.0	196	9,500 (24.0)	32.67	31.73	1.50	三谷	
504	紀の川	右岸	越水 (溢水)	B	紀の川市窪	24.0 ～ 24.2	269	9,500 (24.0)	32.67	33.88	1.50	三谷	
67	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市遠方	24.6	283	9,500 (24.6)	33.59	35.54	1.50	三谷	旧川跡
71	紀の川	右岸	越水 (溢水)	A	紀の川市窪 ～紀の川市上田井	24.8 ～ 25.2	664	9,500 (25.0)	35.52	35.13	1.50	三谷	
123	紀の川	右岸	基礎地盤 漏水	B	紀の川市窪	24.8	211	9,500 (24.8)	34.94	34.68	1.50	三谷	
68	紀の川	左岸	越水 (溢水)	B	紀の川市遠方 ～紀の川市鳳市	24.8 ～ 26.4	1,443	9,500 (25.6)	35.90	36.63	1.50	三谷	
72	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市上田井	25.2	213	9,500 (25.2)	35.70	35.43	1.50	三谷	旧川跡
77	紀の川	右岸	越水 (溢水)	B	紀の川市上田井 ～紀の川市嶋	25.4 ～ 26.4	1,201	9,500 (25.8)	35.97	36.50	1.50	三谷	
74	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市上田井	25.8	165	9,500 (25.8)	35.97	36.50	1.50	三谷	旧川跡
75	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市鳳市 ～紀の川市杉原	26.0 ～ 27.4	1,462	9,500 (26.8)	36.48	38.19	1.50	三谷	旧川跡
76	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市鳳市	26.0	-	9,500 (26.0)	36.03	37.04	1.50	三谷	破堤跡 (S34.09)
81	紀の川	右岸	水衝洗掘	B	紀の川市嶋	26.6 26.6 -120 ～ +20.0	140	9,500 (26.6)	36.37	38.04	1.50	三谷	

① 図面 対象 番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種 別	⑤ 重要度	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離 杭	⑧ 延 長	⑨ 対象とする 流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備 考
130	紀の川	左岸	基礎地盤 漏水	B	紀の川市風市	26.6		9,500 (26.6)	36.37	38.06	1.50	三谷	
83	紀の川	右岸	越水 (溢水)	A	紀の川市松井 ～紀の川市粉河	27.0 27.2 +100 ～ +100	136	9,500 (27.2)	36.87	36.75	1.50	三谷	
82	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市松井	27.0	-	9,500 (27.0)	36.66	38.64	1.50	三谷	破堤跡 (S34.09)
86	紀の川	右岸	工作物	A	紀の川市粉河	27.4 - 18.6	-	9,500 (27.4)	37.01	39.50	1.50	三谷	立石樋門
85	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市粉河	27.4 ～ 27.8	529	9,500 (27.6)	37.13	39.76	1.50	三谷	旧川跡
88	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市粉河	27.8	-	9,500 (27.8)	37.24	40.01	1.50	三谷	破堤跡 (S28.09)
87	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市荒見	27.8 ～ 28.2	721	9,500 (28.0)	37.99	41.99	1.50	三谷	旧川跡
90	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市粉河	28.0 、 28.2	-	9,500 (28.0)	37.99	40.43	1.50	三谷	破堤跡 (S34.09)
93	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市荒見	28.6 ～ 29.2	712	9,500 (28.8)	39.48	46.28	1.50	三谷	旧川跡
94	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市荒見	28.8	-	9,500 (28.8)	39.48	46.28	1.50	三谷	破堤跡 (S28.09)
95	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市東野 ～紀の川市藤崎	29.0 、 29.2	-	9,500 (29.0)	39.58	43.46	1.50	三谷	破堤跡 (S28.09)
287	紀の川	右岸	越水 (溢水)	B	紀の川市藤崎	29.2	242	9,500 (29.2)	40.16	41.55	1.50	三谷	藤崎狭窄部
97	紀の川	右岸	工作物	A	紀の川市藤崎	29.2 - 30.0	-	9,500 (29.2)	40.16	41.55	1.50	三谷	藤崎井堰
96	紀の川	左岸	工作物	A	紀の川市荒見	29.2 - 84.0	-	9,500 (29.2)	40.16	42.67	1.50	三谷	藤崎井堰
286	紀の川	左岸	越水 (溢水)	A	紀の川市荒見	29.4	253	9,500 (29.4)	44.56	44.57	1.50	三谷	藤崎狭窄部
100	紀の川	右岸	越水 (溢水)	A	紀の川市後田 ～紀の川市名手西野	29.6 ～ 31.0	1,450	8,300 (30.2)	47.55	46.85	1.50	三谷	
99	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市後田	29.8	-	8,300 (29.8)	46.43	46.33	1.50	三谷	破堤跡 (S34.09)

① 図面 対象 番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種 別	⑤ 重要度	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離 杭	⑧ 延 長	⑨ 対象とする 流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備 考
132	紀の川	右岸	基礎地盤 漏水	B	紀の川市後田	30.0	134	8,300 (30.0)	47.23	47.14	1.50	三谷	
102	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市後田	30.2	-	8,300 (30.2)	47.55	46.85	1.50	三谷	破堤跡 (S28.09)
103-1	紀の川	左岸	越水 (溢水)	B	紀の川市西脇	30.2	284	8,300 (30.2)	47.55	47.55	1.50	三谷	
103-2	紀の川	左岸	越水 (溢水)	A	紀の川市西脇 ～紀の川市北通	30.4 ～ 32.0	1,752	8,300 (31.2)	48.13	48.10	1.50	三谷	
134	紀の川	左岸	基礎地盤 漏水	B	紀の川市西脇	30.6	183	8,300 (30.6)	47.63	47.37	1.50	三谷	
104	紀の川	右岸	工作物	A	紀の川市名手西野	30.8 + 5.0	-	8,300 (30.8)	47.75	47.22	1.50	三谷	後田1号樋管
306	紀の川	左岸	工作物	A	紀の川市西脇、 紀の川市北通	30.8 + 20.0	-	8,300 (30.8)	47.75	47.56	1.50	三谷	麻生津橋
107	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市北通	31.0	-	8,300 (31.0)	47.90	47.85	1.50	三谷	破堤跡 (S40.09)
113	紀の川	右岸	越水 (溢水)	B	紀の川市名手市場 ～紀の川市穴伏	31.2 ～ 31.6	441	8,300 (31.4)	48.13	48.29	1.50	三谷	
109	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市北通	31.2 ～ 32.0	981	8,300 (31.6)	48.39	46.10	1.50	三谷	旧川跡
307	紀の川	左岸	工作物	B	紀の川市北通	31.4 + 8.0	-	8,300 (31.4)	48.13	45.90	1.50	三谷	麻生津大橋
112	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市北通	31.4	-	8,300 (31.4)	48.13	45.90	1.50	三谷	破堤跡
113-1	紀の川	右岸	越水 (溢水)	A	紀の川市穴伏	31.6	166	8,300 (31.6)	48.39	48.36	1.50	三谷	
138	紀の川	右岸	基礎地盤 漏水	B	紀の川市穴伏	31.6 ～ 32	566	8,300 (31.8)	48.41	48.94	1.50	三谷	
113-2	紀の川	右岸	越水 (溢水)	B	紀の川市穴伏	31.8 ～ 32.2	877	8,300 (32.0)	48.48	49.20	1.50	三谷	
114	紀の川	右岸	越水 (溢水)	A	紀の川市穴伏 ～かつらぎ町高田	32.2 ～ 32.4 +90	326	8,300 (32.4)	49.79	49.55	1.50	三谷	バラベット区間
115	紀の川	右岸	堤体漏水	A	紀の川市穴伏	32.4	257	8,300 (32.4)	49.79	49.55	1.50	三谷	バラベット区間 (堤防断面)

第5編 資料編

6 水防

6-1 河川の重要水防箇所

① 図面対 象番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種 別	⑤ 重要度	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離 杭	⑧ 延 長	⑨ 対象とする 流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備 考
248	貴志川	右岸	破堤跡・ 旧川跡	要注意	紀の川市桃山町調月	0.0 ～ 1.6	1,768	3,100 (0.8)	24.55	26.96	1.20	船戸	旧川跡
247	貴志川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	岩出市山崎 ～紀の川市貴志川町丸栖	0.0 ～ 2.0	1,860	3,100 (1.0)	24.95	27.19	1.20	船戸	旧川跡
221	貴志川	右岸	堤体漏水	B	紀の川市桃山町調月	0.8 ～ 1.2	735	3,100 (1.0)	24.95	27.20	1.20	船戸	
250	貴志川	右岸	工作物	A	紀の川市桃山町調月	1.4 ～ 163.3	-	3,100 (1.4)	25.49	27.83	1.20	船戸	調月樋門
225	貴志川	右岸	基礎地盤 漏水	B	紀の川市桃山町調月	1.6	223	3,100 (1.6)	25.66	27.96	1.20	船戸	
253	貴志川	右岸	破堤跡・ 旧川跡	要注意	紀の川市桃山町調月	2.0	-	3,100 (2.0)	26.81	28.53	1.20	船戸	破堤跡 (S28.09)
254	貴志川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市桃山町調月 ～紀の川市貴志川町井ノ口	2.2 ～ 5.4	3,326	3,100 (3.8)	29.52	31.56	1.20	船戸	旧川跡
256	貴志川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市貴志川町前田 ～紀の川市貴志川町国主	2.6 ～ 5.4	2,951	3,100 (4.0)	29.86	31.85	1.20	船戸	旧川跡
232	貴志川	左岸	基礎地盤 漏水	B	紀の川市貴志川町前田	2.8	204	3,100 (2.8)	27.89	29.68	1.20	船戸	
261	貴志川	右岸	破堤跡・ 旧川跡	要注意	紀の川市貴志川町北	3.6	-	3,100 (3.6)	29.11	31.54	1.20	船戸	破堤跡(S28.09)
266	貴志川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市貴志川町井ノ口	4.6	-	3,100 (4.6)	30.84	33.05	1.20	船戸	破堤跡 (S28.09)

2 国土交通大臣直轄管理河川重要水防箇所【重点区間】

令和6年1月現在

和歌山河川国道事務所

① 図面対 象番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 地 先 名	⑤ 距 離 杭	⑥ 延 長	⑦ 対象とする 流量	⑧ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑨ 現堤防高	⑩ 計画堤防 余裕高	⑪ 担当 出張所	⑫ 備 考
121	紀の川	左岸	紀の川市窪	24.0 0 0.0	196	9,500 (24.0)	32.67	31.73	1.50	三谷	越水（溢水）（A）
71	紀の川	右岸	紀の川市窪 ～紀の川市上田井	24.8 ～ 25.2	664	9,500 (25.0)	35.52	35.13	1.50	三谷	越水（溢水）（A）
83	紀の川	右岸	紀の川市松井 ～紀の川市粉河	27.0 ～ 27.2 +100 ～ +100	136	9,500 (27.2)	36.87	36.75	1.50	三谷	越水（溢水）（A）
286	紀の川	左岸	紀の川市荒見	29.4 0 0.0	253	9,500 (29.4)	44.56	44.57	1.50	三谷	越水（溢水）（A） 藤崎狭窄部
100	紀の川	右岸	紀の川市後田 ～紀の川市名手西野	29.6 ～ 31.0	1,450	8,300 (30.2)	47.55	46.85	1.50	三谷	越水（溢水）（A）
103-2	紀の川	左岸	紀の川市西脇 ～紀の川市北涌	30.4 ～ 32.0	1,752	8,300 (31.2)	48.13	48.10	1.50	三谷	越水（溢水）（A）
113-1	紀の川	右岸	紀の川市穴伏	31.6 0 0.0	166	8,300 (31.6)	48.39	48.36	1.50	三谷	越水（溢水）（A）
114	紀の川	右岸	紀の川市穴伏 ～かつらぎ町高田	32.2 ～ 32.4 +90	326	8,300 (32.4)	49.79	49.55	1.50	三谷	越水（溢水）（A） パラベット区間

3 交通大臣直轄管理河川重要水防箇所【工作物】

令和6年1月現在

和歌山河川国道事務所

① 図面対 象番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種 別	⑤ 重要度	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離 杭	⑧ 延 長	⑨ 対象とする 流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備 考
303	紀の川	右岸	工作物	B	紀の川市下井阪	20.8 + 120.2	-	9,500 (20.8)	26.61	27.90	1.50	三谷	井阪橋
56	紀の川	左岸	工作物	A	紀の川市桃山町段	20.8 - 75.0	-	9,500 (20.8)	26.61	27.49	1.50	三谷	段樋管
503	紀の川	右岸	工作物	B	紀の川市窪	23.6 + 111.4	-	9,500 (23.6)	29.90	32.92	1.50	三谷	竹房橋
86	紀の川	右岸	工作物	A	紀の川市粉河	27.4 - 18.6	-	9,500 (27.4)	37.01	39.50	1.50	三谷	立石樋門
97	紀の川	右岸	工作物	A	紀の川市藤崎	29.2 + 30.0	-	9,500 (29.2)	40.16	41.55	1.50	三谷	藤崎井堰
96	紀の川	左岸	工作物	A	紀の川市荒見	29.2 + 84.0	-	9,500 (29.2)	40.16	42.67	1.50	三谷	藤崎井堰
104	紀の川	右岸	工作物	A	紀の川市名手西野	30.8 + 5.0	-	8,300 (30.8)	47.75	47.22	1.50	三谷	後田1号樋管
306	紀の川	左岸	工作物	A	紀の川市西脇、 紀の川市北涌	30.8 + 20.0	-	8,300 (30.8)	47.75	47.56	1.50	三谷	麻生津橋
307	紀の川	左岸	工作物	B	紀の川市北涌	31.4 + 8.0	-	8,300 (31.4)	48.13	45.90	1.50	三谷	麻生津大橋
124	紀の川	左岸	工作物	A	かつらぎ町東洪田	35.2 - 26.0	-	7,900 (35.2)	53.81	54.35	1.50	三谷	大門口橋
308	紀の川	右岸	工作物	B	かつらぎ町笠田東	35.6 + 65.9	-	7,900 (35.6)	53.74	55.16	1.50	三谷	大門口大橋
133	紀の川	右岸	工作物	A	かつらぎ町佐野	36.4 - 65.0	-	7,900 (36.4)	56.04	56.20	1.50	三谷	折居樋門
309	紀の川	右岸	工作物	B	かつらぎ町大谷、 かつらぎ町蛭子	37.4 + 146.3	-	7,900 (37.4)	57.14	58.06	1.50	三谷	かつらぎ橋
151	紀の川	左岸	工作物	B	かつらぎ町三谷	40.0 + 78.5	-	7,900 (40.0)	60.97	62.32	1.50	三谷	三谷橋
152	紀の川	左岸	工作物	B	かつらぎ町三谷	40.0 + 78.5	-	7,900 (40.0)	60.97	62.32	1.50	三谷	三谷橋（歩道橋）
153	紀の川	左岸	工作物	B	かつらぎ町三谷	40.0 + 75.0	-	7,900 (40.0)	60.97	62.32	1.50	三谷	三谷橋（水管橋）

6-2 水防上影響のある橋梁

河川名	橋梁名	管理者	位 置	構 造 等				橋梁の状態又は 水防上の影響	備 考
				形 式	幅員m	延長 m	径 間		
烏子川	烏子川橋梁	J R 西日本	紀の川市広野	鉄橋	5.5	3.4	1	桁下高不足による流下能力不足	J R 和歌山線
柘榴川	堂 前 橋	紀の川市	紀の川市桃山町神田	H. 鋼式	3.4	18.0	2	老朽化	市道神田平尾線
柘榴川	中ノ宮橋	紀の川市	紀の川市桃山町神田	H. 鋼式	3.0	18.0	2		市道鷹巣尾中の宮線
柘榴川	御 旅 橋	紀の川市	紀の川市桃山町神田	H. 鋼式	2.0	29.0	3		市道神田小林線
柘榴川	大原橋	紀の川市	紀の川市桃山町大原	H. 鋼式	2.5	20.0	3	桁下高不足による流下能力不足	農道

6-3 防災重点農業用ため池

令和6年1月現在

整理 番号	ため池番号	ため池名称	所在地	堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (m³)	備 考
1	302081001	海神池	北中	13.9	314.0	177,000	
2	302081003	皿池（南中）	南中	3.9	250.0	7,000	
3	302081006	金兵衛池	南中	3.9	93.5	3,000	
4	302081007	天神池	北大井	2.1	167.0	3,000	
5	302081008	西新池	北大井	1.9	78.0	3,000	
6	302081010	蓮池（池田新）	池田新	3.4	122.0	21,000	
7	302081011	東新池	北大井	3.5	81.0	5,000	
8	302081014	笠の池	南勢田	2.7	32.0	4,000	
9	302081015	松尾池	南勢田	4.6	189.0	39,000	
10	302081016	上ノ池	北勢田	5.9	82.0	40,000	
11	302081021	内池	重行	3.0	30.0	2,500	
12	302081022	平池（北勢田）	北勢田	2.8	19.0	1,000	
13	302081027	知谷池	北勢田	6.4	100.0	9,000	
14	302081028	新池（北勢田）	北勢田	5.6	73.0	20,800	
15	302081029	大池（北勢田）	北勢田	11.1	101.0	35,000	
16	302081032	佐川池	重行	9.5	249.0	17,000	
17	302081033	横谷池	重行	5.9	50.0	5,280	
18	302081037	蓮池（重行）	重行	3.7	93.0	2,000	
19	302081038	堀池（重行）	重行	3.7	55.5	1,000	
20	302081039	西浦池	重行	4.9	62.0	2,000	
21	302081040	南新池	重行	3.8	130.0	4,560	
22	302081043	細池（北中）	北中	4.9	90.0	7,700	
23	302081044	小骨池	北中	4.3	53.0	3,000	
24	302081045	宮池（神領）	神領	4.1	76.0	4,229	
25	302081048	両屋谷池	神領	6.5	47.0	6,000	
26	302081051	岩室池	池田新	10.2	155.6	44,000	
27	302081054	皿池（池田新）	池田新	1.3	61.1	900	
28	302081056	深池（池田新）	池田新	2.4	67.6	1,700	
29	302081059	別所池	東山田	6.0	268.0	6,000	
30	302081060	蓮池（東山田 東原）	東山田	4.3	26.0	1,000	
31	302081062	新田池	東山田	6.4	56.0	2,000	
32	302081065	池ノ谷池	西山田	8.8	36.0	4,000	
33	302081075	西宝入池	枇杷谷	14.1	221.6	61,000	
34	302081076	東宝入池	枇杷谷	8.3	130.4	26,000	
35	302081084	浅尾池	東三谷	8.9	85.0	76,000	

整理 番号	ため池番号	ため池名称	所在地	堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (m ³)	備 考
36	302081085	春日池	東三谷	14.2	139.0	100,000	
37	302081086	新池（中三谷）	東三谷	5.8	139.0	3,000	
38	302081087	丈之池	中三谷	4.0	104.0	35,000	
39	302081088	弁天池	中三谷	3.5	100.0	5,900	
40	302081092	桜池	西三谷	6.7	88.0	31,000	
41	302081094	内谷池	西三谷	6.9	119.0	21,000	
42	302081096	別所池	西三谷	9.7	113.0	17,000	
43	302081097	西三谷皿池	西三谷	14.7	122.0	99,000	
44	303210098	山戸池	西三谷	4.6	68.5	2,000	
45	302081101	小田ノ池	古和田	4.1	124.0	9,000	
46	302081102	中ノ池（古和田）	古和田	1.8	30.0	665	
47	302081103	妙見池	古和田	3.9	87.0	7,000	
48	302081104	差熊池	西大井	4.1	187.5	23,000	
49	302081105	森之池	南中	4.4	154.0	17,000	
50	302081106	上広野池	赤尾	2.4	367.8	3,000	
51	302081107	下広野池	広野	3.0	208.0	13,000	
52	302081108	上ノ池	赤尾	5.8	189.0	54,667	
53	302081109	森ノ池	赤尾	4.6	374.0	28,000	
54	302081110	湯ノ池	赤尾	1.2	30.0	500	
55	302081112	小木ノ池	赤尾	4.6	109.0	10,260	
56	302081114	荒落池	東大井	2.2	160.0	2,100	
57	302081116	正覚池	東大井	3.9	190.0	17,000	
58	302081118	角田（小池）池	東大井	1.6	78.5	600	
59	302081119	小池（東大井）	東大井	2.7	274.5	12,000	
60	302081120	山沼池	東大井	2.8	31.5	900	
61	302081121	普門寺池	東大井	1.7	61.0	1,547	
62	302081122	上水池	東大井	3.6	245.0	15,000	
63	302081123	中ノ池（東大井）	東大井	3.0	195.0	2,000	
64	302081125	柏原池	西大井	4.2	198.0	13,000	
65	302081126	蘇鉄池	西大井	3.6	209.0	18,000	
66	302081145	細田池	高野	2.6	19.0	70	
67	302081205	栗盥池	桃山町大原	3.4	35.5	378	
68	302082002	東池（東川原）	東川原	4.8	26.0	93	
69	302082003	はす池	東川原	1.5	13.3	83	
70	302082006	川原池	東川原	5.6	53.6	2,700	
71	302082007	長四郎池	東川原	4.1	26.8	220	
72	302082008	小田池	東川原	1.1	5.0	63	
73	302082013	谷口池	西川原	4.6	22.0	83	
74	302082018	竹寺池	上丹生谷	8.9	25.0	1,600	

整理 番号	ため池番号	ため池名称	所在地	堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (m³)	備 考
75	302082019	木村池	上丹生谷	3.9	31.5	400	
76	302082024	籠池	上丹生谷	6.2	274.2	19,500	
77	302082028	丸池	上丹生谷	3.1	12.5	911	
78	302082029	風呂の池	上丹生谷	5.5	43.0	1,300	
79	302082040	稲本池	東川原	3.2	20.3	209	
80	302082041	松浦池	東川原	4.4	27.0	150	
81	302082044	野上大池	野上	6.0	102.1	18,000	
82	302082050	額田小池	野上	3.3	28.5	1,000	
83	302082052	上人池（野上）	野上	9.1	69.0	12,000	
84	302082053	馬宿大池	馬宿	5.7	74.0	17,000	
85	302082055	月差池	馬宿	5.6	98.2	16,000	
86	302082059	瓢箪池	馬宿	4.6	49.8	10,000	
87	302082060	尻池	馬宿	4.5	42.0	3,000	
88	302082063	加茂太郎池	馬宿	2.8	72.0	9,310	
89	302082064	末代池	馬宿	6.1	88.0	20,000	
90	302082066	蛭池	馬宿	2.8	46.5	1,000	
91	302082068	大溜池	馬宿	8.6	134.0	109,000	
92	302082077	谷口池	東野	5.1	95.6	7,303	
93	302082080	福塚池	粉河	10.6	73.5	17,000	
94	302082081	新池（粉河）	粉河	9.5	139.0	52,000	
95	302082087	中後池	東野	7.3	80.0	7,000	
96	302082095	弥谷下池	粉河	5.3	28.5	1,000	
97	302082108	用心池	粉河	6.8	33.0	5,000	
98	302082111	大池（中津川）	中津川	14.8	117.0	51,000	
99	302082113	吉右工門池	中津川	6.7	60.0	2,457	
100	302082116	山池（東毛）	東毛	6.4	81.0	25,000	
101	302082121	東毛大池	粉河	6.0	55.0	22,000	
102	302082122	深堀池	粉河	7.2	46.7	9,000	
103	302082123	十能池	粉河	4.0	36.0	3,380	
104	302082124	小池	粉河	4.3	34.5	1,000	
105	302082126	川原池	藤井	1.9	41.0	180	
106	302082129	濁り池	藤井	4.3	40.0	900	
107	302082132	新池（藤井）	藤井	9.8	107.0	8,000	
108	302082134	柳谷池	藤井	7.2	53.5	6,000	
109	302082135	高井谷池	藤井	6.0	103.5	9,000	
110	302082138	滝の池	藤井	4.3	136.0	8,000	
111	302082140	西浦池	藤井	6.7	166.5	22,000	
112	302082147	中泥池	北長田	3.4	55.0	9,000	
113	302082148	下泥池	猪垣	4.6	130.0	11,000	

整理 番号	ため池番号	ため池名称	所在地	堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (m ³)	備 考
114	302082149	下打田池	粉河	3.4	39.1	740	
115	302082150	竹の池	北長田	10.3	61.5	12,000	
116	302082151	奥ノ池	北長田	5.8	87.0	6,000	
117	302082156	平池（長田中）	長田中	4.3	300.0	22,000	
118	302082157	子持池	長田中	3.6	115.0	8,000	
119	302082161	皿池（深田）	深田	2.4	212.5	8,000	
120	302082162	阿弥陀池	長田中	3.3	96.0	2,800	
121	302082165	桜池	北志野	16.8	317.0	385,000	
122	302082168	大池（北志野）	北志野	5.4	106.5	5,000	
123	302082169	久保目池	北志野	5.7	48.5	4,000	
124	302082170	大回り池	北志野	4.6	56.0	4,200	
125	302082171	地藏池	南志野	5.4	188.0	16,000	
126	302082172	皿池（南志野）	南志野	4.1	130.5	6,000	
127	302082178	呂の池	長田中	5.0	76.0	3,100	
128	302082181	垣内池	別所	5.9	57.0	1,000	
129	302082182	霊仏池	上田井	3.5	49.0	6,000	
130	302082185	新池（上田井）	上田井	2.3	39.2	2,000	
131	302082186	杉田池	上田井	2.9	90.5	6,000	
132	302082187	野末池	上田井	3.1	191.0	2,200	
133	302082188	尾御前池	上田井	4.1	48.5	9,000	
134	302082189	鳥淵池	上田井	4.6	48.0	3,400	
135	302082190	庄助池	上田井	1.8	57.0	170	
136	302082195	明見池	荒見	8.9	29.0	2,100	
137	302082197	備後池	荒見	3.0	8.5	100	
138	302082198	堂山池	荒見	6.8	45.0	3,000	
139	302082199	三ツ池下池	荒見	6.8	43.0	3,000	
140	302082200	三ツ池中池	荒見	10.1	65.6	6,000	
141	302082203	愚中池	荒見	6.4	39.0	4,000	
142	302082204	槇の池	荒見	6.9	36.0	1,000	
143	302082208	下池	荒見	10.7	76.0	3,780	
144	302082209	上池（荒見）	荒見	11.5	89.0	10,000	
145	302082216	和田池	杉原	1.0	7.0	30	
146	302082217	柑本池	杉原	2.9	34.0	300	
147	302082253	びわの池	下鞆淵	10.0	49.0	3,000	
148	302083001	垣内池	西野山	8.4	58.1	23,285	
149	302083004	井戸池	西野山	6.5	49.0	7,000	
150	302083005	小池（西野山）	西野山	1.0	57.0	733	
151	302083013	次郎兵衛池	西野山	2.8	28.0	1,100	
152	302083019	小谷池	西野山	6.1	30.0	2,000	

整理 番号	ため池番号	ため池名称	所在地	堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (m³)	備 考
153	302083020	柳池	江川中	3.9	49.5	1,837	
154	302083026	こも池	江川中	2.3	23.0	340	
155	302083027	たたみ池	江川中	5.6	34.5	2,000	
156	302083028	上池（江川中）	江川中	3.7	35.0	2,000	
157	302083032	八兵衛池	江川中	3.0	49.0	1,400	
158	302083034	向井池	江川中	4.8	56.0	700	
159	302083035	原池（江川中）	江川中	1.8	12.0	300	
160	302083037	ほうじゃ池	江川中	3.5	28.5	600	
161	302083038	半像池	江川中	7.5	42.5	5,000	
162	302083040	山田池	切畑	9.9	172.5	94,000	
163	302083041	高池	切畑	5.0	30.0	4,000	
164	302083057	脇谷上池	切畑	7.9	52.0	1,200	
165	302083061	清兵衛池	切畑	4.5	40.0	200	
166	302083069	とろり池	切畑	3.5	42.0	210	
167	302083070	名手下池	名手下	9.4	84.0	16,000	
168	302083087	平野上池	平野	12.2	56.5	9,000	
169	302083090	平野下池	平野	5.5	33.1	2,000	
170	302083096	林ヶ峯新池	平野	4.0	35.5	530	
171	302083100	平野中池	平野	6.2	38.0	1,000	
172	302083103	佃内田池	平野	3.4	33.0	500	
173	302083110	菖蒲池	平野	4.3	21.0	100	
174	302083116	作五郎池	平野	3.1	29.0	240	
175	302083121	うら出池	平野	2.4	21.3	133	
176	302083123	愛宕池	北涌	16.0	71.5	101,000	
177	302083124	上新池	麻生津中	14.5	55.0	32,000	
178	302083125	下新池	麻生津中	13.1	73.0	19,000	
179	302083127	横谷大池	横谷	3.8	39.0	1,320	
180	302083131	志野池	北涌	4.2	28.0	200	
181	302083132	松池	西脇	7.3	43.8	4,502	
182	302083133	林池	横谷	6.5	25.0	1,310	
183	302083141	志野池	西脇	3.5	23.0	180	
184	302083144	宮池（麻生津中）	麻生津中	4.0	53.1	640	
185	302083153	片山池	横谷	3.2	22.0	190	
186	302083156	沢池	西脇	5.7	49.0	800	
187	302083167	峠池	赤沼田	5.4	21.0	160	
188	302083169	切畑新池	切畑	3.8	49.7	1,653	
189	302083178	北涌児玉池	北涌	2.5	23.0	270	
190	302084008	南谷池	桃山町元	6.7	59.0	4,000	
191	302084028	松山池	桃山町神田	6.8	33.0	1,900	

整理 番号	ため池番号	ため池名称	所在地	堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (m ³)	備 考
192	302084033	ヤブ池	桃山町神田	6.8	24.5	1,400	
193	302084039	大原池	桃山町大原	7.6	27.5	1,000	
194	302084043	西の池	桃山町最上	7.5	106.0	13,000	
195	302084044	峯池	桃山町最上	7.3	49.2	9,000	
196	302084045	中の池	桃山町最上	11.7	51.0	87,000	
197	302084047	箕谷池	桃山町最上	12.9	90.0	66,000	
198	302084048	新池（最上）	桃山町最上	11.4	63.0	36,000	
199	302084050	赤山池	桃山町最上	8.1	47.5	13,000	
200	302084055	金剛池	桃山町調月	6.5	63.5	1,000	
201	302084058	増田池	桃山町調月	11.5	133.0	47,000	
202	302084062	桜池（調月）	桃山町調月	6.6	48.5	6,000	
203	302084063	松池	桃山町調月	8.9	74.0	8,000	
204	302084064	小池（調月）	桃山町調月	5.8	41.3	2,000	
205	302084065	大日寺池	桃山町調月	4.4	21.8	1,000	
206	302084067	上曽池	桃山町調月	6.8	44.0	14,000	
207	302084068	曽池	桃山町調月	10.3	149.5	48,000	
208	302084069	管の谷池	桃山町調月	4.9	42.5	4,057	
209	302084071	金性池	桃山町調月	11.4	51.5	21,000	
210	302084102	山谷池	桃山町野田原	9.9	36.0	6,000	
211	302084108	田中池	桃山町脇谷	2.0	8.0	130	
212	302085003	籠池（井ノ口）	貴志川町井ノ口	3.4	61.7	15,000	
213	302085004	髭谷池	貴志川町高尾	8.9	68.0	20,000	
214	302085005	真名池	貴志川町高尾	10.5	83.6	46,000	
215	302085006	濁池	貴志川町高尾	6.2	32.0	5,000	
216	302085007	狩場池	貴志川町高尾	6.7	52.0	3,600	
217	302085009	徳玄池	貴志川町高尾	5.7	70.0	2,000	
218	302085011	大滝池	貴志川町井ノ口	3.9	60.5	13,000	
219	302085012	境谷池	貴志川町井ノ口	4.7	36.7	1,500	
220	302085013	西谷池	貴志川町井ノ口	7.2	80.0	25,000	
221	302085015	藤十郎池	貴志川町岸小野	3.6	26.0	1,520	
222	302085016	菖蒲池	貴志川町岸小野	8.8	40.1	2,000	
223	302085019	細尾池	貴志川町岸小野	3.6	35.0	1,512	
224	302085020	柵ノ志池	貴志川町岸小野	3.7	26.2	600	
225	302085021	蛭池	貴志川町岸小野	1.6	16.0	20	
226	302085022	堂ヶ谷池	貴志川町岸小野	6.4	29.0	5,000	
227	302085024	長池（岸小野）	貴志川町岸小野	7.1	29.0	1,000	
228	302085027	梨谷池	貴志川町北	7.3	43.0	4,800	
229	302085028	蝶ノ花池	貴志川町北	4.9	30.0	3,000	
230	302085029	新池（北）	貴志川町北	11.9	25.0	13,400	

整理 番号	ため池番号	ため池名称	所在地	堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (m³)	備 考
231	302085031	芹池	貴志川町北	5.9	34.0	3,000	
232	302085033	渋ヶ谷池（秋華谷池）	貴志川町北	9.0	50.0	16,000	
233	302085035	松葉谷池	貴志川町北	7.9	46.0	14,000	
234	302085038	菩提池上	貴志川町北	6.4	48.1	4,100	
235	302085039	菩提池下	貴志川町北	8.5	55.0	20,600	
236	302085049	作兵衛池	貴志川町長原	5.3	122.0	23,180	
237	302085051	熊ノ倉池	貴志川町国主	8.6	52.0	13,000	
238	302085052	国主池（奥池）	貴志川町国主	2.9	44.3	1,000	
239	302085056	すりこ池	貴志川町長原	3.0	33.0	400	
240	302085058	籠池（長山）	貴志川町長山	6.0	68.0	2,000	
241	302085060	新池（長原）	貴志川町長山	6.0	48.5	7,000	
242	302085062	蓮池（長原）	貴志川町長原	2.0	55.0	1,000	
243	302085064	文兵衛池	貴志川町長原	3.5	30.0	4,200	
244	302085066	野田上池	貴志川町長原	4.2	62.0	1,130	
245	302085068	寺池（長山）	貴志川町長山	4.1	27.0	2,000	
246	302085069	新見勢池	貴志川町長山	2.0	13.0	1,000	
247	302085072	奥ノ池	貴志川町長山	3.7	98.0	1,000	
248	302085079	畑返池	貴志川町長山	6.0	47.5	2,000	
249	302085080	蓮池（長山）	貴志川町長山	2.1	33.5	200	
250	302085081	芦池（長山）	貴志川町長山	4.1	63.0	4,000	
251	302085084	蛭ヶ池	貴志川町長山	4.5	54.3	1,000	
252	302085088	尺谷池	貴志川町長山	7.4	90.7	38,000	
253	302085089	実造池	貴志川町西山	2.4	96.0	400	
254	302085090	瓜畑池	貴志川町西山	2.6	33.0	350	
255	302085091	真名型池	貴志川町西山	4.9	45.0	4,000	
256	302085092	一字池	貴志川町西山	3.2	123.0	3,000	
257	302085100	大山池	貴志川町西山	7.6	51.0	24,420	
258	302085106	車谷池	貴志川町西山	4.6	37.0	9,720	
259	302085107	尻捧池	貴志川町西山	5.0	65.0	1,000	
260	302085108	大池（西山）	貴志川町西山	6.8	127.0	16,000	
261	302085115	地獄谷池	貴志川町西山	5.5	46.0	14,350	
262	302085116	菖蒲池	貴志川町西山	3.6	24.0	213	
263	302085117	皿池（西山）	貴志川町西山	10.0	50.0	5,000	
264	302085118	真名薮池	貴志川町西山	3.3	50.1	504	
265	302085119	浄水池	貴志川町岸宮	4.9	45.0	3,020	
266	302085120	岸宮新池	貴志川町岸宮	3.5	4.8	20	
267	303250125	御池	貴志川町西山	1.6	20.5	460	
268	302085132	庵池	貴志川町西山	1.4	30.0	50	
269	302085133	細谷池上	貴志川町岸宮	5.1	35.0	700	

整理 番号	ため池番号	ため池名称	所在地	堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (m ³)	備 考
270	302085134	細谷池下	貴志川町岸宮	6.9	36.5	1,800	
271	302085135	宮ノ池	貴志川町岸宮	11.4	78.0	7,000	
272	302085136	霧谷池	貴志川町岸宮	12.8	73.0	13,000	
273	302085137	亀池（岸宮）	貴志川町岸宮	10.3	85.0	15,100	
274	302085140	与田池	貴志川町岸宮	5.0	57.0	1,400	
275	302085141	大池（岸宮）	貴志川町岸宮	10.7	77.5	17,000	
276	302085142	土堀池	貴志川町岸宮	4.3	56.0	1,400	
277	302085144	入田池上	貴志川町鳥居	3.6	116.0	7,000	
278	302085145	入田池下	貴志川町鳥居	2.2	96.0	5,000	
279	302085146	薙刃池	貴志川町鳥居	2.1	52.0	1,860	
280	302085152	早田池	貴志川町国主	2.6	40.0	600	
281	302085153	白子池上	貴志川町国主	2.7	42.0	670	
282	302085154	白子池下	貴志川町国主	1.6	38.0	300	
283	302085156	松浦池	貴志川町神戸	1.4	32.0	90	
284	302085160	平池（長原）	貴志川町神戸	5.6	222.4	238,000	
285	302085161	権田池	貴志川町神戸	4.0	33.8	1,000	
286	302085162	切池	貴志川町神戸	3.5	37.0	4,700	
287	302085163	前田池	貴志川町上野山	6.4	34.6	112,000	
288	302085168	丸山池	貴志川町尼寺	2.9	59.0	600	
289	302085169	稽古庵池	貴志川町尼寺	3.3	62.0	1,200	
290	302085171	白岩池	貴志川町尼寺	8.3	134.5	5,000	
291	302085176	皿池（尼寺）	貴志川町尼寺	10.2	36.0	19,530	
292	302085178	新池（尼寺）	貴志川町尼寺	9.7	128.0	14,000	
293	302085187	滝谷池	貴志川町北山	12.6	146.0	24,000	
294	302085190	奥ノ池（上）	貴志川町丸栖	8.2	65.0	4,400	
295	302085191	中ノ池	貴志川町北山	8.8	64.8	7,000	
296	302085192	皿池（丸栖）	貴志川町丸栖	1.6	45.0	4,000	
297	302085193	畑池（丸栖）	貴志川町前田	7.8	48.0	3,000	
298	302085194	行者池	貴志川町丸栖	5.8	39.0	1,200	
299	302085195	播磨池	貴志川町丸栖	2.8	32.0	1,000	
300	302085196	奥ノ池（下）	貴志川町丸栖	11.3	106.3	18,000	
301	302085197	高畑池	貴志川町北山	8.9	27.0	6,000	
302	302085199	村池	貴志川町尼寺	7.5	81.3	9,000	

6-4 水防倉庫及び水防資機材

番号	河川名	水防倉庫名	位 置	袋類 (枚)	むしろ (枚)	なわ (巻)	杭 (本)	鉄線 (巻)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	もっこ (組)	照明器 (台)	水防 マット
1	全域	西大井水防倉庫 ※1	西大井 353-8	3,200	0	20	60	5	40	50	0	1	0
2	全域	打田水防倉庫	打田 1482-1	0	30	7	200	0	0	0	0	0	0
3	中津川	粉河体育館	粉河1479	335	0	0	0	0	16	10	0	13	0
4	紀の川	上田井水防倉庫	上田井113	100	0	5	30	0	0	9	0	2	0
5	中津川	石町第一水防倉庫	粉河12-14	50	0	0	50	0	0	0	0	0	0
6	中津川	石町第二水防倉庫	粉河30-2	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	真国川	鞆渕水防倉庫	中鞆渕	200	0	1	0	0	1	10	0	0	0
8	紀の川	那賀支所	名手市場 146-4	550	0	0	75	0	1	6	0	1	0
9	貴志川	調月水防倉庫 ※2	桃山町 調月	700	100	9	178	4	2	14	8	2	0
10	柘榴川	桃山支所	桃山町 元376	2,000	0	5	0	3	3	13	0	8	0
11	貴志川	貴志川支所水防倉庫	貴志川町 前田148	2,000	0	4	0	0	3	12	0	4	0
12	貴志川	丸栖水防倉庫	貴志川町 丸栖346	1,000	0	2	250	0	14	0	0	0	0

※1 西大井水防倉庫の資機材数には、資料12-3 市役所東駐車場防災倉庫の備蓄数を加えている。

※2 調月水防倉庫の資機材数には、資料6-6 宮ノ前排水機場倉庫の備蓄数を加えている。

6-5 水門・樋門・こう門の操作

河川名	名 称	位 置	管 理 者	操作担当者	操 作 基 準
紀の川	藤崎頭首工	左岸 紀の川市荒見	荒見 土地改良区 理事長	荒見 土地改良区 理事長	藤崎頭首工操作要領による。
紀の川	藤崎頭首工	右岸 紀の川市藤崎	藤崎井 土地改良区 理事長	藤崎井 土地改良区 理事長	藤崎頭首工操作要領による。
紀の川	後田樋門	右岸 紀の川市後田	近畿地方整 備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より 高くなった時閉門する。
紀の川	後田第二排水 樋門	左岸 紀の川市後田	紀の川市長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より 高くなった時閉門する。
名手川	藤崎排水樋門	右岸 紀の川市藤崎	紀の川市長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より 高くなった時閉門する。
紀の川	麻生津排水樋門	左岸 紀の川市西脇	近畿地方整 備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より 高くなった時閉門する。
紀の川	後田第二樋管	右岸 紀の川市名手西野	近畿地方整 備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より 高くなった時閉門する。
紀の川	後田2号樋管	右岸 紀の川市名手西野	近畿地方整 備局長	和歌山河川国道 事務所長	フラップゲートによる自動 開閉
紀の川	後田1号樋管	右岸 紀の川市名手西野	近畿地方整 備局長	和歌山河川国道 事務所長	フラップゲートによる自動 開閉
紀の川	西野樋管	右岸 紀の川市名手西野	近畿地方整 備局長	和歌山河川国道 事務所長	フラップゲートによる自動 開閉
紀の川	穴伏樋門	右岸 紀の川市穴伏	近畿地方整 備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より 高くなった時閉門する。
紀の川	穴伏第二樋門	右岸 紀の川市穴伏	近畿地方整 備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より 高くなった時閉門する。
紀の川	穴伏第三樋門	右岸 紀の川市穴伏	近畿地方整 備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より 高くなった時閉門する。
紀の川	名手樋門	右岸 紀の川市名手西野	近畿地方整 備局長	和歌山河川国道 事務所長	フラップゲートによる自動 開閉
紀の川	遠方樋門	左岸 紀の川市遠方	近畿地方整 備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より 高くなった時閉門する。
紀の川	井田排水樋門	右岸 紀の川市粉河 612	近畿地方整 備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より 高くなった時閉門する。
紀の川	荒見排水樋門	左岸 紀の川市荒見	近畿地方整 備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より 高くなった時閉門する。

紀の川	杉原樋管	左岸 紀の川市杉原 49	近畿地方整備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。
紀の川	杉原第一樋門	左岸 紀の川市杉原	近畿地方整備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。
紀の川	荒見井水門	左岸 紀の川市荒見	荒見井 土地改良区 理事長	荒見井 土地改良区 理事長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。
紀の川	井田第二排水樋門	右岸 紀の川市井田	紀の川市長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。
紀の川	竜門樋門	左岸 紀の川市遠方	近畿地方整備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。
竜門川	中川排水樋門	左岸 紀の川市遠方	紀の川市長	紀の川市長	竜門川の水位が内水位より高くなった時閉門する。
紀の川	立石樋門	右岸 紀の川市松井	近畿地方整備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。
紀の川	上田井樋門	右岸 紀の川市上田井	近畿地方整備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。
紀の川	嶋樋門	右岸 紀の川市嶋	近畿地方整備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。
紀の川	西川樋門	右岸 紀の川市窪	近畿地方整備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。
紀の川	窪樋管	右岸 紀の川市窪字竹之花 620	近畿地方整備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。
紀の川	竹房樋門	右岸 紀の川市竹房	近畿地方整備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。
紀の川	段排水樋門	左岸 紀の川市桃山町段字北島 367	近畿地方整備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。
紀の川	段樋管	左岸 紀の川市桃山町段字下嶋 652	近畿地方整備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。
紀の川	前川樋門	左岸 紀の川市桃山町大字段北島	近畿地方整備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。
貴志川	調月樋門	右岸 紀の川市桃山町調月字高島 169 の 2	近畿地方整備局長	紀の川市長	貴志川の水位が内水位より高くなった時閉門する。
貴志川	添田樋門	右岸 紀の川市桃山町調月字後島 326	近畿地方整備局長	紀の川市長	貴志川の水位が内水位より高くなった時閉門する。

貴志川	宮前第一樋門	右岸 紀の川市桃山町調月字宮 前 1017	近畿地方整 備局長	紀の川市長	貴志川の水位が内水位より 高くなった時閉門する。
貴志川	宮前第二樋門	右岸 紀の川市桃山町調月字西 美濃島 1201	近畿地方整 備局長	紀の川市長	貴志川の水位が内水位より 高くなった時閉門する。
貴志川	北島樋門	右岸 紀の川市桃山町調月字北 島 121-1	近畿地方整 備局長	紀の川市長	貴志川の水位が内水位より 高くなった時閉門する。
貴志川	北島第二樋門	右岸 紀の川市桃山町調月字北 島 2820	近畿地方整 備局長	紀の川市長	貴志川の水位が内水位より 高くなった時閉門する。
紀の川	百合第一樋管	左岸 紀の川市桃山町元字山崎 1 の 7	近畿地方整 備局長	和歌山河川国道 事務所長	フラップゲートによる自動 開閉
紀の川	百合第二樋管	左岸 紀の川市桃山町大字新田 字大黒 401 の 1	近畿地方整 備局長	和歌山河川国道 事務所長	フラップゲートによる自動 開閉
柘榴川	最上樋門	右岸 紀の川市桃山町最上	紀の川市長	紀の川市長	柘榴川水位が内水位より高 くなった時閉門する。
柘榴川	最上第二樋門	右岸 紀の川市桃山町最上	紀の川市長	紀の川市長	浮力式自然開閉ゲートによ る自動開閉
柘榴川	妙見樋門	右岸 紀の川市桃山町元	紀の川市長	紀の川市長	柘榴川水位が内水位より高 くなった時閉門する。
貴志川	諸井頭首工	右岸 紀の川市貴志川町井ノ口	貴志川 土地改良区 理事長	貴志川 土地改良区 理事長	諸井頭首工管理規定による。
貴志川	丸栖排水樋門	左岸 紀の川市貴志川町丸栖	近畿地方整 備局長	紀の川市長	貴志川の水位が内水位より 高くなった時閉門する。
貴志川	丸栖東排水樋門	左岸 紀の川市貴志川町丸栖	紀の川市長	紀の川市長	貴志川の水位が内水位より 高くなった時閉門する。
丸田川	前田排水樋門	右岸 紀の川市貴志川町前田	紀の川市長	紀の川市長	丸田川の水位が内水位より 高くなった時閉門する。
丸田川	北山排水樋門	右岸 紀の川市貴志川町前田	紀の川市長	紀の川市長	丸田川の水位が内水位より 高くなった時閉門する。

6-6 ダム・ポンプ場の操作

河川名	名称	位置	管理者	操作担当者	操作基準
名手川	藤崎排水機場	右岸 紀の川市藤崎	紀の川市長	紀の川市長	藤崎排水樋門と連絡のもとに操作する。
排水路	後田排水機場	右岸 紀の川市後田	紀の川市長	紀の川市長	後田樋門と連絡のもとに操作する。
牛平川	西脇排水機場	右岸 紀の川市西脇	紀の川市長	紀の川市長	麻生津排水樋門と連絡のもとに操作する。
貴志川	後島排水機場	右岸 紀の川市桃山町調月	紀の川市長	紀の川市長	添田樋門と連絡のもとに操作する。
貴志川	宮ノ前排水機場	右岸 紀の川市桃山町調月	紀の川市長	紀の川市長	宮前第一、第二樋門と連絡のもとに操作する。
柘榴川	高島排水機場	右岸 紀の川市桃山町調月	紀の川市長	紀の川市長	調月樋門と連絡のもとに操作する。
柘榴川	妙見排水機場	右岸 紀の川市桃山町元	紀の川市長	紀の川市長	妙見樋門と連絡のもとに操作する。
野田原川	山田ダム	紀の川市貴志川町 高尾	山田ダム 土地改良区 理事長	山田ダム 土地改良区 理事長	山田ダム操作規程による。

6-7 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称・所在地

令和6年1月現在

	施設名称	所在地	連絡先	備考	避難確保計画	訓練実施
1	きらり	紀の川市粉河 681-4	0736-73-8730	※1	策定済	確認済
2	稲穂会病院	紀の川市粉河 756-3	0736-74-2100	※1	策定済	確認済
3	GrandHome 瑞穂	紀の川市粉河 775-1	0736-74-1000	※1	策定済	確認済
4	風の里	紀の川市粉河 951-1	0736-74-3116	※1	策定済	確認済
5	特別養護老人ホーム (養護老人ホーム) 白水園	紀の川市上田井 1229-1	0736-73-2210	※1	策定済	確認済
6	デイサービスひだまり	紀の川市杉原 39-4	0736-73-6010	※1	策定済	確認済
7	紀の川市立竜門小学校	紀の川市杉原 257-1	0736-73-3138	※1	策定済	確認済
8	さわやか福祉会	紀の川市西脇 176-6	0736-75-2947	※1	策定済	確認済
9	紀の川市立安楽川小学校	紀の川市桃山町市場 2	0736-66-0022	※3	策定済	確認済
10	あらかわ放課後児童クラブ	紀の川市桃山町市場 73-1	0736-66-3234	※3	策定済	確認済
11	岡整形外科医院	紀の川市桃山町市場 383-1	0736-66-2130	※3	策定済	確認済
12	紀の川市立荒川中学校	紀の川市桃山町元 249	0736-66-0003	※3	策定済	確認済
13	社会福祉法人こうま会 安楽川保育園	紀の川市桃山町元 386-1	0736-66-0531	※3	策定済	確認済
14	リゾートライフこんにちは	紀の川市桃山町元 764-1	0736-66-0052	※3	策定済	確認済
15	デイサービス花桃	紀の川市桃山町元 969-1	0736-66-1188	※3	策定済	確認済
16	社会福祉法人桃郷 ひまわり園	紀の川市桃山町調月 58-3	0736-66-0995	※3	策定済	確認済
17	らぼとび〜	紀の川市桃山町調月 116-8	0736-79-4410	※3	策定済	確認済
18	ももやま放課後児童クラブ (総合センター桃山会館内)	紀の川市桃山町調月 384	0736-66-3399	※2	策定済	確認済
19	紀の川市立調月小学校	紀の川市桃山町調月 1101	0736-66-0595	※2	策定済	確認済
20	デイサービスひまわり	紀の川市貴志川町神戸 28-1	0736-64-1117	※2	策定済	確認済
21	久保外科	紀の川市貴志川町神戸 212-2	0736-64-5788	※2	策定済	確認済
22	中貴志保育所	紀の川市貴志川町神戸 338	0736-64-2843	※2	策定済	確認済
23	紀の川市立東貴志小学校	紀の川市貴志川町井ノ口 148	0736-64-2027	※2	策定済	確認済
24	ほたるっこ	紀の川市貴志川町井ノ口 148	0736-64-8840	※2	策定済	確認済
25	東貴志保育所	紀の川市貴志川町井ノ口 183	0736-64-5007	※2	策定済	確認済
26	あおば幼稚園	紀の川市貴志川町岸小野 207	0736-64-9514	※2	策定済	確認済
27	貴志川リハビリテーション 病院	紀の川市貴志川町丸栖 1423-3	0736-64-0061	※2	策定済	確認済
28	そらな保育園	紀の川市貴志川町丸栖 1017-13	0736-65-1822	※2	策定済	確認済

※1 紀の川洪水浸水想定区域内に所在

※2 貴志川洪水浸水想定区域内に所在

※3 紀の川、貴志川両河川の洪水浸水想定区域内に所在

6－8 洪水浸水想定区域内の大規模工場申出一覧

令和6年1月現在

施 設 名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
和歌山ノーキョー食品工業株式会社 桃山工場	紀の川市桃山町調月 980	TEL 66-2881 FAX 66-2292	※2
紀和化学工業株式会社 貴志川工場	紀の川市貴志川町北 196-1	TEL 0736-64-2132 FAX 0736-64-3856	※2

※2 貴志川洪水浸水想定区域内に所在

6－9 水防協力団体の指定

紀の川市水防協力団体指定要領

1. 目的

紀の川市では、市民及び民間団体が自主的に災害救援活動に取り組む動きの活発化等、近年の水災防止体制を取り巻く環境の変化を踏まえ、本市における消防団及び水防を行う消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力することを目的に、水防法（以下「法」という。）に基づき、水防協力団体を指定する。

2. 水防協力団体の要件（法36条第1項関係）

水防協力団体は、法第36条に基づき、法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有し、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる者とする。

3. 水防協力団体の業務（法37条関係）

水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、水防責任を有する水防管理者の所轄下にある水防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

- （1）河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの消防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動
- （2）水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供
- （3）水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
- （4）水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
- （5）講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
- （6）水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務

4. 水防協力団体の申請方法（法36条第1項・第3項関係）

- （1）水防協力団体の要件を満たす者で、紀の川市水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者（紀の川市長）に「紀の川市水防協力団体指定申請書」（様式11－5）に「水防協力団体活動業務計画書」（様式11－6）及び水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」（任意様式）を添えて、2部提出するものとする。
- （2）水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。（任意様式）

5. 水防協力団体の指定（法第36条第2項・第4項関係）

- （1）水防管理者（紀の川市長）は前項の申請により業務を適正かつ確実に行うことができると

認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「紀の川市水防協力団体認定書」（様式11-7）を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。

- （2）水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

6. その他

- （1）この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。
（2）その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

6-10 水防協力団体活動実施要領

紀の川市における水防協力団体との水防協働活動実施要領

1. 趣旨

紀の川市における水防活動は、紀の川市水防計画書に活動内容を明記しているところであるが、水防法が一部改正され、水防協力団体制度が創設されたことに伴い、本市において水防協力団体を指定した際に消防団及び水防活動を行う消防機関と水防協力団体との水防活動の連携、協働業務等について本要領に定めるものとする。

2. 水防団等と水防協力団体との連携（水防法38条関係）

水防法第36条及び紀の川市水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、消防団又は水防を行う消防機関による水防活動に対する協力業務であり、密接な連携の下、活動を行うものとする。

3. 活動報告書の提出（水防法第39条関係）

連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」（様式11-8）を提出させることができる。

4. 情報提供等（水防法第40条関係）

水防管理者は、紀の川市水防協力団体指定要領4に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報や指導、助言を行う。

5. その他

- （1）この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。
- （2）その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

7 消防

7-1 和歌山県下消防広域相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、和歌山県域内（以下「県下」という。）において大規模又は特殊な災害が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定市町村等)

第2条 この協定は、県下の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互間において締結するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 大規模な火災、林野火災並びに高層建築物火災及び危険物施設火災等の特殊火災
- (3) 航空機事故、列車事故等の大規模又は特殊な事故
- (4) 上記以外の災害で、応援を必要とする災害

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した地域を直轄する市町村等（以下「要請側市町村等」という。）の長（一部事務組合の管理者を含む。以下同じ。）又は消防長（消防本部を置かない町村の場合は、町村長。以下同じ。）が要請側市町村等の消防力のみでは十分に対応できないと認める場合において、本協定を締結している他の市町村等（以下「応援側市町村」という。）の消防長に対して行うものとする。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所、種別及び状況
- (2) 被害状況
- (3) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (4) 集結場所及び連絡責任者
- (5) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 応援側市町村等の長又は消防長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援側市町村等の長又は消防長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請側市町村等の長又は消防長に通報するものとする。

3 応援側市町村等の長又は消防長は、当該災害の規模、状況等により応援の必要があり、かつ、要請側市町村等の長又は消防長が応援要請を行うことが困難であると認められるときは、前条の応援要請を待つことなく応援隊を派遣することができるものとする。この場合において、当該応援隊の派遣は、同条の応援要請により行ったものとみなす。

(応援隊の指揮)

第6条 要請側市町村等における応援隊の指揮は、原則として要請側市町村等の長又は消防長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(応援隊等の登録)

第7条 各市町村等は、応援要請に備え、応援出動が可能な部隊及び資機材を予め登録しておくものとする。

(経費の負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の区分によるものとする。

(1) 応援側市町村等が負担する経費

- ア 出動隊員の人件費、災害補償費
- イ 出動車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
- ウ 応援により特に要した車両及び機械器具の小修理に要する経費
- エ 応援出勤中、応援隊が起こした交通事故による損害の賠償に要する経費
- オ 被服の損料費

(2) 要請側市町村等が負担する経費

- ア 車両及び機械器具の燃料費で、現地で調達したもの
- イ 応援により特に要した車両及び機械器具の大修理に要する経費
- ウ 応援に際し特に調達した化学消火薬剤費等
- エ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償費等（応援隊が起こした交通事故による賠償に要する経費を除く。）
- オ 応援隊員の死傷に伴う賞じゅつ金
- カ その他、応援活動中に要した諸経費

2 経費負担に疑義が生じた事項については、その都度双方協議のうえ決定するものとする。

(情報提供等)

第9条 協定市町村等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防関係情報等を相互に提供するものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町村等の消防長（消防本部を置かない町村及び消防組合を構成する町村にあっては、消防事務担当課長）が協議して定めるものとする。

(疑義)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協定市町村等が協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、協定書58通を作成し、市町村等において各1通を保有するものとする。

平成8年3月1日（当初協定）

この協定の成立を証として、この協定書34通を作成し、市町村等において記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年9月2日（変更協定）

7-2 阪和林野火災消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）の消防の相互の応援に関する規定に基づき、河内長野市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、岬町、泉州南消防組合、和歌山市、橋本市、岩出市、紀の川市、かつらぎ町、那賀消防組合及び伊都消防組合（以下「協定市町等」という。）との林野火災に係る消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(応援)

第2条 協定市町等の消防長は、府県境界を接する林野火災の防御のため応援の要請があったときは、業務に重大な支障のない限り、その要請地域に対し、相互に応援するものとする。

(応援隊の指揮)

第3条 応援を受ける（以下「受援」という。）市町における応援隊の指揮は、受援市町の消防長等が応援隊の長に対して行うものとする。

(経費の負担)

第4条 応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援側において負担する経費

ア 応援隊員の災害補償費

イ 応援隊員の応援出動から帰署までの間における交通事故によって、応援隊員又は第三者に与えた死傷及び物損に伴う諸経費

ウ 人件費、被服費及び雑費

エ 車両の燃料費

オ 消防機械器具の小破損の修理費

(2) 受援側において負担する経費

ア 消火に要した薬剤等の実費

イ 前号オに定める破損の程度を超える消防機械器具の修理費（破損の原因が応援隊の重大な過失によるものを除く。）

ウ 建築物、工作物、土地等に対する補償費

エ 応援活動が長時間にわたる場合の燃料及び食糧費

オ 賞じゅつ金（応援側の例による。）

カ 弔慰金

2 前各号以外の経費の負担区分については、その都度応援市町と受援市町が協議の上、決定するものとする。

(疑義の協議)

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度当該事項に係る協定市町等が協議の上、決定するものとする。

(委任)

第6条 この協定の実施要領その他必要な細目については、協定市町等の消防長及び消防団長において別に覚書を作成する。

(その他)

第7条 平成18年4月1日に締結した阪和林野火災消防相互応援協定書は、この協定の締結によって廃止する。

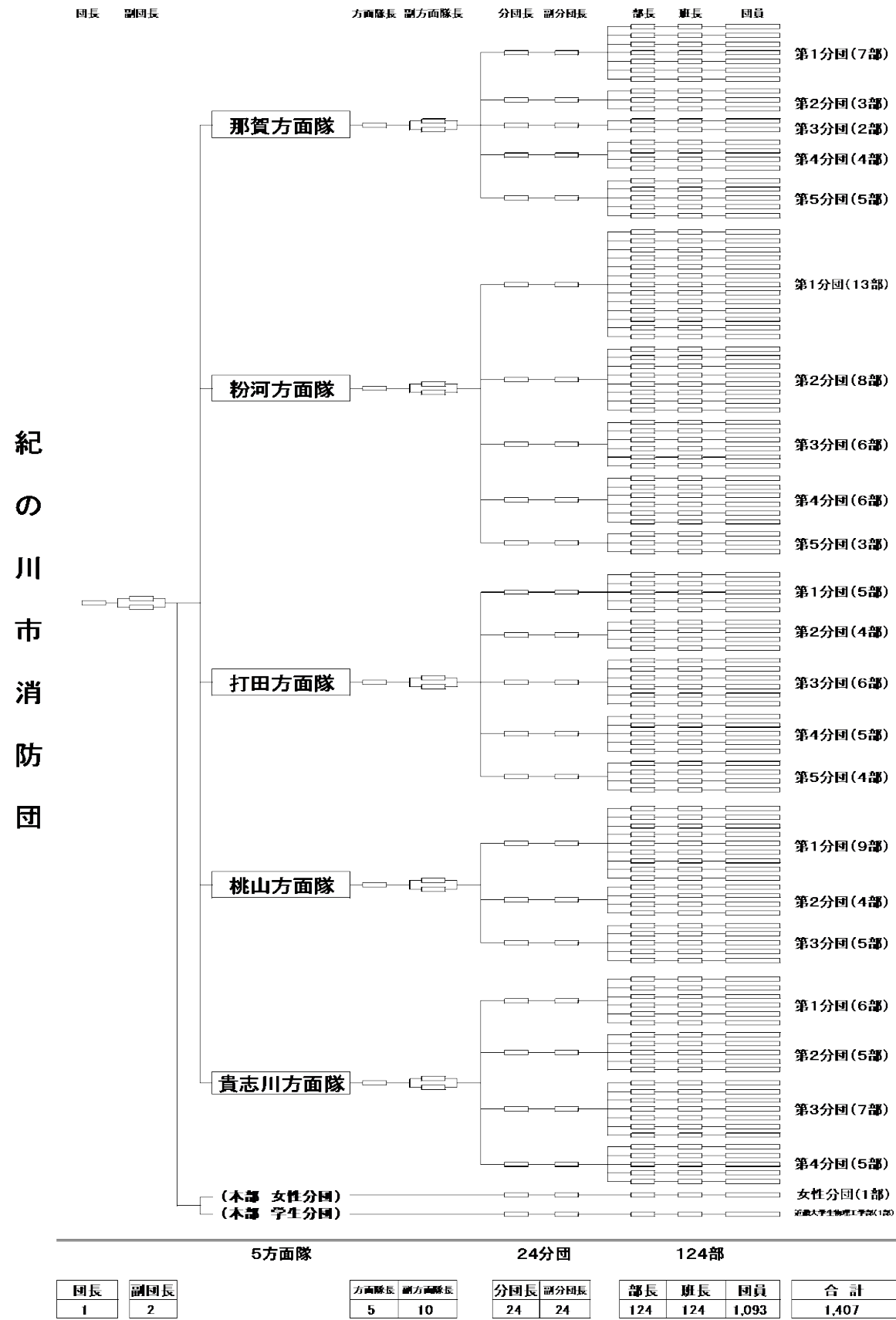
この協定の締結を証するため、本書16通を作成し、協定市町等の長の記名、押印の上、各自1通を保管する。

平成25年4月1日

河内長野市長
和泉市長
岸和田市長
貝塚市長
泉佐野市長
泉南市長
阪南市長
岬町長
泉州南消防組合管理者
和歌山市長
橋本市長
岩出市長
紀の川市長
かつらぎ町長
那賀消防組合管理者
伊都消防組合管理者

7-3 消防団の組織

令和6年1月現在



7-4 消防ポンプ自動車等現有数

令和6年1月現在

		ポンプ自動車B1以上普通消防	ポンプ自動車B1以上水槽付消防	はしご付消防自動車				消防自動車屈折はしご付	大型高所放水車	泡原液搬送車	化学消防車		救急自動車	指揮車	消防艇	救助工作車	電源・照明車	小型動力ポンプ			広報車	空気充填車	資機材搬送車	震災救難車	自動二輪車	水槽車小型動力ポンプ付き	移動無線電話車	防災指揮車	起震車	その他の車両
				18m以下	24m級	30m級	38m以上				泡消火栓	粉末消火型						積載車ポンプ付き	車両に積載していない	ポンプ手引動力										
那賀消防組合		4	5				1						7	3		2	1		3				3						1	16
紀の川市消防団		1												7				125	3				1							
内 訳	本部	1												2				3	3				1							
	打田方面隊													1				24												
	粉河方面隊													1				36												
	那賀方面隊													1				21												
	桃山方面隊													1				18												
	貴志川方面隊													1				23												

※ 紀の川市消防団本部「積載車ポンプ付」のうち1台、は総務省 消防庁から無償で貸与されている「救助資機材・小型動力ポンプ搭載多機能車」

7-5 消防水利の現況

令和6年1月現在

種 別 地域名称	計 A+B+C	消火栓 A	防 火 水 槽 B				井 戸 C	その他
			100m ³ 以上	60m ³ 以上 100m ³ 未満	40m ³ 以上 60m ³ 未満	20m ³ 以上 40m ³ 未満		
打 田	745	600	3	5	108	29	0	364
粉 河	694	501	4	9	107	73	0	137
那 賀	589	479	6	2	70	32	0	45
桃 山	526	433	2	6	74	11	0	63
貴 志 川	636	437	0	6	159	34	0	199
紀 の 川 市	3190	2450	15	28	518	179	0	808

※「消火栓A」についてはφ50mm 配管以上の消火栓

8 医療救護

8-1 和歌山県災害拠点病院

令和5年9月現在

区分	医療圏	医療機関名	住所	標榜診療科目	電話番号等
総合	和歌山	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺811-1	糖内分代内、消内、呼内・腫内、循内、腎内（透）、血内、脳内、リウ・膠、小、神経、心血外・呼外・乳外、消・内分・小外、脳外、整、形外、形成外、泌、産・婦、眼、耳・頭外、皮、歯外、放、リハ、救急、麻、病診	TEL 073-447-2300 FAX 073-441-0713
総合	和歌山	日本赤十字社和歌山医療センター	和歌山市小松原通四丁目20	循内、消内、糖内分内、血内、乳外、小外、眼、耳、産婦、小、泌、腎内、皮、整、歯外、放治、放診、脳外、麻、呼内、心血外、リハ、脳内、精、形外、呼外、心内、リウ、漢内、感内、病診、緩内、腫内、救急・集中治、消外	TEL 073-422-4171 FAX 073-426-1168
地域	那賀	公立那賀病院	紀の川市打田1282	内、循内、呼内、外、乳外・呼外、脳外、整、リハ、小、産婦、泌、眼、耳、皮、麻、放、リウ、脳内、臨腫、腎内、救急、血内	TEL 0736-77-2019 FAX 0736-77-4659

注）区分における「総合」は総合災害医療センター、「地域」は地域災害拠点病院である。

8-2 医師会

医 師 会 名	住 所	電 話 ・ F A X
一般社団法人 和 歌 山 県 医 師 会	〒640-8514 和歌山市小松原通1-1 和歌山県民文化会館内	TEL 073-424-5101(代) FAX 073-436-0530
一般社団法人 那 賀 医 師 会	〒649-6405 紀の川市東大井366番 地2	TEL 0736-77-3151 FAX 0736-77-5334

8-3 和歌山県救急告示医療機関（岩出保健所管内）

医 療 機 関	住 所	電 話 番 号	病 床 数
公立那賀病院	紀の川市打田1282	0736-77-2019	304
貴志川リハビリテーション病院	紀の川市貴志川町丸栖1423-3	0736-64-0061	168
名手病院	紀の川市名手市場294-1	0736-75-5252	104
富田病院	岩出市紀泉台2	0736-62-1522	101
稲穂会病院	紀の川市粉河756-3	0736-74-2100	24

8-4 和歌山県薬剤師会

薬 剤 師 会 名	住 所	電 話 ・ F A X
一般社団法人 和 歌 山 県 薬 剤 師 会	〒640-8249 和歌山市雑賀屋町19	TEL 073-422-4748 FAX 073-428-1143

8-5 和歌山県看護協会

協 会 名	住 所	電 話 ・ F A X
公益社団法人 和 歌 山 県 看 護 協 会	〒642-0017 海南市南赤坂17	TEL 073-483-1005 FAX 073-483-1266

8－6 災害時の医療救護活動に関する協定書

紀の川市及び岩出市（以下「甲」という。）と一般社団法人那賀医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、紀の川市地域防災計画及び岩出市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の医療救護計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）医療救護組織の編成（医師、看護師その他職種別構成、地域別編成）
- （2）医療救護組織の活動計画
- （3）関係機関との通信連絡計画
- （4）医薬品等の備蓄
- （5）その他必要な事項

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、地域防災計画に基づく医療救護活動を実施する必要があるときは、乙に医師、看護師等で編成する医療救護班（以下「医療救護班」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲からの要請を受けたときは、医療救護計画に基づき直ちに、医療救護班を甲の指定する場所に派遣するものとする。

3 緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける暇がない場合には、乙は、医療救護班を派遣後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護班に対する指揮及び連絡調整）

第4条 医療救護活動の指揮は乙が指定する者が行う。

2 医療救護活動に係る甲と乙の間における連絡調整は、乙が指定する者を通じて行う。

（医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する医療救護班は、避難所又は災害現場等に設置する医療救護所等において、医療救護活動を行うものとする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1）傷病者の重傷度の判定（トリアージ）
- （2）傷病者に対する応急処置及び必要な医療
- （3）医療機関への転送の要否及び順位の決定
- （4）死亡の確認及び死体の検案
- （5）助産
- （6）その他医療救護活動に関する必要な措置

（医療救護班の輸送）

第6条 医療救護班は、原則として乙又は乙の会員の所有する車両等により、甲の指定する場所へ直行するものとする。

2 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置を取る

ものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するものとし、それぞれの医療機関が所有する医薬品等を繰替使用する。ただし、所持品が不足したときは、甲において供給するものとする。

(医療費)

第8条 医療救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(実費弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成、派遣に要する費用

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は、死亡した場合の補償

2 前項に定める費用等の額は、次のとおりとする。

(1) 前項第1号及び第2号に規定する費用は、和歌山県地域防災計画の例によるものとする。

(2) 前項第3号に規定する補償は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の規定の例によるものとする。

(医事紛争の処理)

第10条 医療救護班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(災害救助法との関係)

第11条 災害救助法（昭和22年法第118号）による指定を受けた場合は、本協定は、指定日より災害救助法の定めるところによる。

(訓練)

第12条 乙は、甲から要請のあった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(委任)

第13条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第15条 この協定の有効期間は、平成24年10月10日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1か月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年10月10日

甲 紀の川市長
岩出市長

乙 一般社団法人那賀医師会

8-7 災害時の口腔歯科医療救護活動に関する協定書

紀の川市及び岩出市（以下「甲」という。）と那賀歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の口腔歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、紀の川市地域防災計画及び岩出市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、甲が行う口腔歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（口腔歯科医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、口腔歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の医療救護計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）口腔歯科医療救護組織の編成（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他職種別構成、地域別編成）

（2）口腔歯科医療救護組織の活動計画

（3）歯科関係機関との通信連絡計画

（4）口腔歯科医薬品等の備蓄

（5）口腔歯科その他必要な事項

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、地域防災計画に基づく医療救護活動を実施する必要があるときは、乙に歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等で編成する医療救護班（以下「口腔歯科医療救護班」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲からの要請を受けたときは、口腔歯科医療救護計画に基づき直ちに、口腔歯科医療救護班を甲の指定する場所に派遣するものとする。

3 緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける時間がない場合には、乙は、医療救護班を派遣後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護班に対する指揮及び連絡調整）

第4条 口腔歯科医療救護活動の指揮は乙が指定する者が行う。

2 口腔歯科医療救護活動に係る甲と乙の間における連絡調整は、乙が指定する者を通じて行う。

（口腔歯科医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する口腔歯科医療救護班は、避難所又は災害現場等に設置する口腔歯科医療救護所等において、口腔歯科医療救護活動を行うものとする。

2 口腔歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

（1）顎顔面口腔領域を主とした傷病者の重傷度の判定（トリアージ）

（2）顎顔面口腔領域を主とした傷病者に対する応急処置及び必要な医療

（3）医療機関への転送の要否及び順位の決定

（4）死体の口腔歯科的身元確認と口腔歯科領域の損傷の検案

（5）その他口腔歯科医療救護活動に関する必要な措置

(口腔歯科医療救護班の輸送)

第6条 口腔歯科医療救護班は、原則として乙又は乙の会員の所有する車両等により、甲の指定する場所へ直行するものとする。

2 甲は、口腔歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、口腔歯科医療救護班の輸送について必要な措置を取るものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する口腔歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するものとし、それぞれの医療機関が所有する医薬品等を繰替使用する。ただし、所持品が不足したときは、甲において供給するものとする。

(医療費)

第8条 口腔歯科医療救護所における医療費は、無料とする。

2 収容歯科医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(実費弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 口腔歯科医療救護班の編成、派遣に要する費用

(2) 口腔歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 口腔歯科医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は、死亡した場合の補償

2 前項に定める費用等の額は、次のとおりとする。

(1) 前項第1号及び第2号に規定する費用は、和歌山県地域防災計画の例によるものとする。

(2) 前項第3号に規定する補償は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の規定の例によるものとする。

(医事紛争の処理)

第10条 口腔歯科医療救護班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(災害救助法との関係)

第11条 災害救助法（昭和22年法第118号）による指定を受けた場合は、本協定は、指定日より災害救助法の定めるところによる。

(訓練)

第12条 乙は、甲から要請のあった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(委任)

第13条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第15条 この協定の有効期間は、平成25年2月22日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1か月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満

了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年2月22日

甲 紀の川市長
岩出市長

乙 那賀歯科医師会

8-8 災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書

紀の川市及び岩出市（以下「甲」という。）と那賀薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動及び医薬品の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、紀の川市地域防災計画及び岩出市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の医療救護計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）薬剤師班救護組織の編成（地域別編成）
- （2）薬剤師班救護組織の活動計画
- （3）関係機関との通信連絡網
- （4）指揮系統
- （5）医薬品・防疫薬品等の調達等
- （6）その他必要な事項

3 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救急計画を甲に提出するものとする。

（薬剤師班の派遣）

第3条 甲は、地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲からの要請を受けたときは、医療救護計画に基づき直ちに、薬剤師班を甲の指定する場所に派遣するものとする。

3 甲は、前項の派遣要請内容を変更する必要があるときは、乙に薬剤師班の派遣変更を要請することができるものとする。

4 緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける暇がない場合には、乙は、薬剤師班を派遣後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（薬剤師班に対する指揮及び連絡調整）

第4条 医療救護活動における薬剤師班の指揮は乙が指定する者が行う。

2 医療救護活動に係る甲と乙の間における連絡調整は、派遣要請のときに甲が指定する者を通じて行う。

（薬剤師班の業務）

第5条 乙が派遣する薬剤師班は、避難所又は災害現場等に設置する医療救護所及び医薬品集積場所等において、医療救護活動を行うものとする。

2 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- （1）傷病者等に対する調剤及び薬剤交付並びに服薬指導
- （2）医療救護班への薬剤服用に関する助言
- （3）医薬品及び防疫薬品並びに衛生材料等の仕分け及び管理

- (4) 避難所の衛生指導
- (5) その他医療救護活動に関する必要な措置
- (薬剤師班の輸送)

第6条 薬剤師班は、原則として乙又は乙の会員の所有する車両等により、甲の指定する場所へ輸送するものとする。

- 2 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、薬剤師班の輸送について必要な措置を取るものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する薬剤師班が使用する医薬品等は、当該薬剤師班が携行するものとする。

- 2 甲から医薬品等の供給要請を受けた場合、乙は速やかに必要な措置を講ずるものとする。

(調剤費)

第8条 医療救護所における調剤費は、無料とする。

(実費弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師班の編成、派遣に要する費用
- (2) 派遣された薬剤師が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 薬剤師班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は、死亡した場合の補償

- 2 前項に定める費用等の額は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号に規定する費用は、和歌山県地方防災計画の例によるものとする。
- (2) 前項第2号に規定する費用は、薬価基準に記載されている医療用医薬品については薬価基準、特定保険医療材料及び酸素については材料価格、その他の医療用医薬材料等については、使用に係る実費とする。
- (3) 前項第3号に規定する補償は、災害時救助法施行令（昭和22年政令第225号）の規定の例によるものとする。

(医事紛争の処理)

第10条 薬剤師班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

- 2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(災害救助法との関係)

第11条 災害救助法（昭和22年法第118号）による指定を受けた場合は、本協定は、指定日より災害救助法の定めるところによる。

(訓練)

第12条 乙は、甲から要請のあった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(委任)

第13条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第15条 この協定の有効期間は、平成24年11月8日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1か月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年11月8日

甲 紀の川市長
岩出市長

乙 那賀薬剤師会

9 輸送・交通

9-1 和歌山県防災ヘリコプター応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、和歌山県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が災害による被害を最小限に防止するため、和歌山県が所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町村等の行政区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、市町村等の行政区域内で災害が発生した場合に当該市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が次のいずれかに該当するため、防災ヘリによる活動が必要と判断するとき、和歌山県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等の行政区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、災害の防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリ以外に適切な手段がなく、防災ヘリによる活動が最も有効な場合

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、和歌山県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他の必要事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、第4条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、和歌山県防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 第4条の規定による応援要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以

下「隊員」という。)の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部を置かない町村にあつては、当該町村長）が行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第8条 第4条の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対して、和歌山県下消防広域相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第9条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、和歌山県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第8条の規定にかかわらず、和歌山県が負担するものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項は、和歌山県及び市町村等が協議して定めるものとする。

（適用）

第11条 この協定は、平成8年3月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書59通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

平成8年2月22日

9-2 災害時におけるヘリコプター発着予定地

令和6年1月現在

番号	地域	名称	所在地		施設管理者		発着場面積 東西m 南北m	備考
			住所(字)	電話番号	氏名	電話番号		
1	打田	打田中学校	東大井345	0736-77-2533	市教育委員会	0736-77-2511	100×95	北に校舎体育館、西に体育館
2	打田	打田若もの広場	花野604	0736-77-4051	市教育委員会	0736-77-2511	120×80	南に電線、南に紀の川
3	打田	池田小学校	南中326-1	0736-77-3053	市教育委員会	0736-77-2511	120×80、 120×80	北に校舎
4	打田	田中小学校	打田1491	0736-77-2004	市教育委員会	0736-77-2511	100×60	北西に校舎
5	打田	紀の川市役所本庁舎東 駐車場 【場外離着陸場基準外 のため緊急時のみ】	東大井地内		市長	0736-77-2511	25×52	駐車場から市道を挟んで西に市役所
6	粉河	粉河小学校	粉河1558-1	0736-73-2251	市教育委員会	0736-77-2511	90×90	北及び東に校舎
7	粉河	粉河中部運動場	粉河1479		市教育委員会	0736-77-2511	120×100	南に校舎、東に体育館
8	粉河	粉河高等学校	粉河4632	0736-73-3411	学校長	0736-73-3411	150×120	北に校舎
9	粉河	鞆瀬小・中学校グラウンド	中鞆瀬252	0736-79-0006	市教育委員会	0736-77-2511	80×80	南に山
10	粉河	粉河運動場	粉河地先 紀の川河川敷		市長	0736-77-2511	140×100	
11	粉河	粉河西部運動場	北志野560		市教育委員会	0736-77-2511	80×70	
12	粉河	ハイランドパーク粉河 ヘリポート	中津川地内		鎌垣財産区管理者 紀の川市長	0736-77-2511	25×25	北に山
13	那賀	名手小学校	名手西野335	0736-75-2054	市教育委員会	0736-77-2511	117×66	北方100mに高压線
14	那賀	那賀中学校	名手市場981	0736-75-2078	市教育委員会	0736-77-2511	80×60	東方1kmに高压線
15	那賀	麻生津小学校	麻生津中10-2	0736-75-2320	市教育委員会	0736-77-2511	50×84	北に校舎、南西に木
16	那賀	上名手小学校	江川中988-4	0736-75-3065	市教育委員会	0736-77-2511	52×83	北に校舎
17	那賀	那賀若もの広場	名手西野地先 紀の川河川敷		市教育委員会	0736-77-2511	110×70	
18	桃山	調月小学校	桃山町調月1101	0736-66-0595	市教育委員会	0736-77-2511	75×36	南に校舎
19	桃山	細野溪流キャンプ場	桃山町垣内258-1	0736-67-0070	市長	0736-77-2511	60×47	
20	桃山	介護予防拠点施設 (蛸の里)	桃山町野田原639	0736-67-0906	市長	0736-77-2511	60×60	北東に校舎、西に山
21	桃山	桃源郷運動公園	桃山町最上1147-11	0736-66-3828	市長	0736-77-2511	75×106	
22	貴志川	貴志川中学校	貴志川町上野山232	0736-64-2521	市教育委員会	0736-77-2511	80×100	北、西、東に校舎
23	貴志川	長山ふれあい公園多目的広場	貴志川町長山277-735		市教育委員会	0736-77-2511	120×120	西に山
24	貴志川	丸栖小学校	貴志川町丸栖206	0736-64-3004	市教育委員会	0736-77-2511	50×70	北、西、東に校舎
25	貴志川	西貴志小学校	貴志川町長原167	0736-64-2024	市教育委員会	0736-77-2511	45×60	北に校舎
26	貴志川	中貴志小学校	貴志川町上野山55	0736-64-2106	市教育委員会	0736-77-2511	55×55	北、西に校舎、西に体育館
27	貴志川	東貴志小学校	貴志川町井ノ口148	0736-64-2027	市教育委員会	0736-77-2511	70×80	西に校舎
28	貴志川	貴志川高等学校	貴志川町長原400	0736-64-2500	学校長	0736-64-2500	95×100	南に校舎
29	貴志川	貴志川スポーツ公園 ソフトボール場	貴志川町井ノ口1411-10	0736-64-5344	市教育委員会	0736-77-2511	180×188	

9-3 林野火災時におけるヘリコプター発着予定地

令和6年1月現在

番号	地域	名称	所在地	施設管理者		東西×南北 (m)	備考
			住所	氏名	電話番号		
1	打田	打田グラウンド	花野地先 紀の川河川敷	市教育委員会	0736-77-2511	120×80	
2	粉河	粉河運動場	粉河地先 紀の川河川敷	市教育委員会	0736-77-2511	140×100	
3	那賀	那賀若もの広場	名手西野地先 紀の川河川敷	市教育委員会	0736-77-2511	100×70	

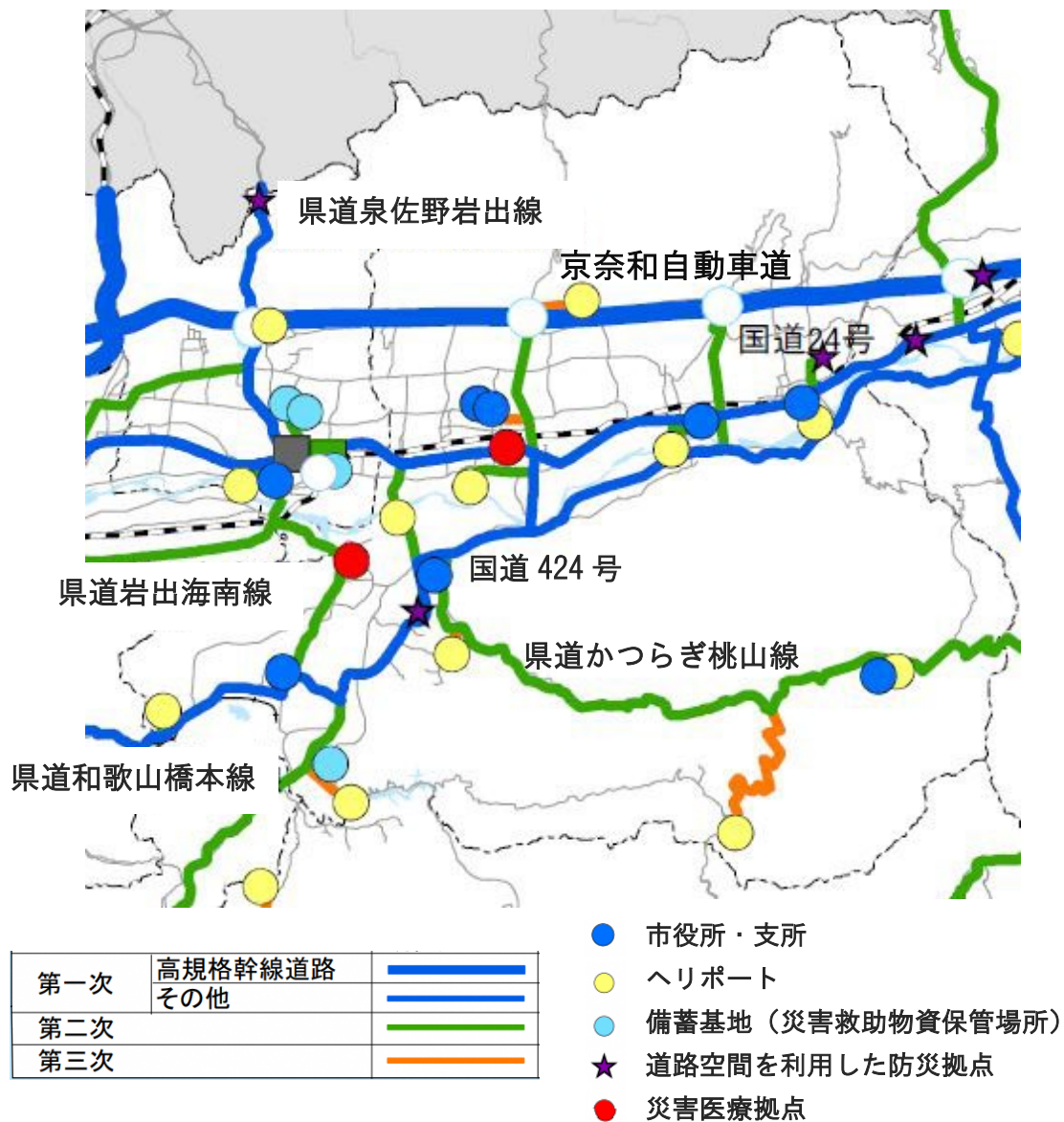
9-4 主要避難路

令和6年1月現在

番号	路線名	起点	終点	延長 (km)	備考
1	国道24号	下井坂	穴伏	10.9	
2	国道424号	井ノ口	打田	10.6	
3	国道480号	名手上	穴伏	4.1	
4	県道粉河加太線	粉河	西三谷	7.9	
5	県道和歌山打田線	西井坂	黒土	4.0	
6	県道泉佐野打田線	神通	打田	9.0	
7	県道西川原粉河線	西川原	粉河	6.3	
8	県道西川原名手市場線	東川原	名手市場	4.7	
9	県道中尾名手市場線	平野	名手市場	7.4	
10	県道粉河寺線	粉河	深田	1.8	
11	県道荒見粉河線	荒見	粉河	0.9	
12	県道上鞆渕那賀線	赤沼田	名手市場	7.2	
13	県道かつらぎ桃山線	上鞆渕	元	18.4	
14	県道高野口野上線	上鞆渕	垣内	9.7	
15	県道垣内貴志川線	垣内	井ノ口	13.8	
16	県道岩出野上線	船戸	井ノ口	5.3	
17	県道と歌山橋本線	長山	北涌	16.7	
18	市道東大井四日市線	西大井	池田新	1.1	
19	市道東国分赤尾線	東国分	赤尾	4.1	
20	市道長田中打田線	深田	上田井	1.0	
21	市道北志野嶋線	北志野	嶋	1.7	
22	市道竜門中央線	荒見	遠方	3.5	
23	市道稲葉高島線	調月	調月	2.0	
24	市道竹房橋五百谷線	竹房	竹房	4.5	
25	市道丸131号線	北山	丸栖	1.9	
26	市道中2号線	前田	長原	1.3	
27	市道荒見会館線	荒見	荒見	1.0	

9－5 緊急輸送道路

令和6年1月現在



9-6 異常気象時における道路通行規制基準

令和6年1月現在

1 一般国道（国管理）

路線名	規制区間		交通量 T 9 0 台／日	規制条件（通行止）		危険 内 容	備考
	所在地	延長 (km)		気象等基準値	気象等観測所		
京 奈 和 自動車道	五条西IC ～和歌山JCT	41.8		連続雨量 210mm	テレメーター橋本 (橋本市市協) 雄の山気象観測局 (和歌山市湯屋谷)	落 石 土砂崩落	
				組合せ雨量 (連続) 160mm (時間) 45mm			

2 主要地方道（県管理）

路 線 名	規 制 区 間		交通量 T 9 0 台／日	規 制 条 件（通行止）			危 険 内 容	備 考
	所在地	延長 (km)		気象等基準値		気象等観測所		
				連続雨量	時間雨量			
かつらぎ 桃 山 線	下鞆渕～神田	9.0	2,200	120mm	30mm	那賀振興局建設部	落 石 土砂崩落	
泉 佐 野 打 田 線	神通～重行	4.5	5,300	120mm	30mm	那賀振興局建設部	落 石 土砂崩落	泉佐野 岩出線

3 一般県道

路 線 名	規 制 区 間		交通量 T 9 0 台／日	規 制 条 件（通行止）			危 険 内 容	備 考
	所在地	延長 (km)		気象等基準値		気象等観測所		
				連続雨量	時間雨量			
垣 内 貴志川線	桃山町中畑～ 貴志川町井ノ口	13. 2	2, 100	120mm	30mm	山田ダム土地改良区 管理事務所	落 石 土砂崩落	

10 災害時協定等

10-1 協定等の一覧

1 民間事業者等との防災協定（紀の川市）

令和6年3月現在

内容	団体名	締結年月日	担当課	名称	連絡先
災害救援物資 調達	紀ノ川農業協同組合	H19. 5. 7	危機管理 消防課	災害救助物資の調達に関する協定	T:0736-75-5036
	有限会社 スーパーネゴロ打田店	H19. 5. 7	危機管理 消防課	災害救助物資の調達に関する協定	T:0736-78-2626
	NPO法人 コメリ災害対策センター	H19. 6. 11	危機管理 消防課	災害救助物資の調達に関する協定	T:025-371-4185
	レンゴー株式会社	H25. 5. 9	危機管理 消防課	災害救助物資の調達に関する協定	T:0736-66-2811
	株式会社ココカラファインヘルスケア	H26. 1. 17	危機管理 消防課	災害救助物資の調達に関する協定	T:06-6267-0595
	大塚製薬株式会社 大阪支店	H28. 4. 1	危機管理 消防課	災害救助物資の調達に関する協定	T:073-481-1908 F:073-426-3678
	和歌山ノーキョー食品工業株式会社	H29. 8. 22	危機管理 消防課	災害救助物資の調達に関する協定	T:0736-66-2881
	株式会社ジュンテンドー	R1. 6. 1	危機管理 消防課	災害救助物資の調達に関する協定	T:082-890-1232
	株式会社スズケン 紀北支店	R2. 12. 1	健康推進 課	災害時における医療材料等の供給に関する協定	T:073-475-1250
	和歌山王子コンテナ株式会社	R2. 12. 10	危機管理 消防課	災害救助物資の調達に関する協定	T:0736-66-1111
	株式会社アクティオ 関西支店	R4. 9. 3	危機管理 消防課	災害時における物資・資機材等の供給に関する協定	T:073-462-1411
災害救援物資 調達・集積場 所提供	紀の里農業協同組合	H27. 3. 5	危機管理 消防課	防災関係の協働事業に関する協定	T:0736-78-3715
ボランティア センター設置 場所提供	紀の里農業協同組合	R3. 4. 1	社会福祉 課	災害時におけるボランティアセンター設置場所に関する協定	T:0736-77-7801
	パナソニックエナジー株式会社 和歌山工場	R3. 4. 1	社会福祉 課	災害時におけるボランティアセンター設置場所に関する協定	T:0736-77-7211
	バンドー化学株式会社和歌山工場	R3. 4. 1	社会福祉 課	災害時におけるボランティアセンター設置場所に関する協定	T:0736-66-0999
	紀の川市社会福祉協議会	R3. 4. 1	社会福祉 課	災害時におけるボランティアセンター設置場所に関する協定	T:0736-66-1200

内容	団体名	締結年月日	担当課	名称	連絡先
応急対策用地提供	バンドー化学株式会社 和歌山工場	R3. 4. 1	危機管理 消防課	災害時における応急対策用地使用に関する協定	T:0736-66-0999
水道施設の応急復旧の応援	紀の川市管工事協同組合	H18. 3. 24	上下水道 経営課	災害発生時における水道施設の応急復旧の応援に関する協定	T:0736-78-2101
電気・通信の災害復旧活動のための用地使用	関西電力送配電株式会社 和歌山支社	H27. 12. 15	危機管理 消防課	災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定	T:073-463-0633 F:073-463-0619
災害対策業務の支援	紀の川市建設業協会	H22. 4. 1	危機管理 消防課	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	T:0736-64-5733 T:0736-64-9682 F:0736-64-9682
	社団法人 和歌山県自動車整備振興会那賀支部	H22. 12. 21	危機管理 消防課	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	T:0736-62-4402
石油類燃料の供給	和歌山県石油商業組合那賀支部	H24. 12. 28	危機管理 消防課	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	T:0736-73-2631
LP ガス等の供給	和歌山県LPガス協会那賀支部	H26. 4. 24	危機管理 消防課	災害時におけるLPガス等の供給に関する協定	T:0736-62-7820
地図製品等の提供等	株式会社ゼンリン	H26. 9. 1	危機管理 消防課	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	T:073-473-2891
特設公衆電話の設置・利用	西日本電信電話株式会社	H26. 4. 1	危機管理 消防課	特設公衆電話の設置利用に関する覚書	T:073-421-9180 F:073-433-2391
消防用水等の搬送	紀北生コンクリート協同組合	H28. 4. 1	危機管理 消防課	災害時における消防用水等の搬送に関する協定	T:0736-77-3005
災害に関する情報収集・伝達	株式会社ジェイコムウエスト・ 株式会社ジュピターテレコム関西 メディアセンター	H30. 3. 1	危機管理 消防課	災害時等における緊急放送に関する協定	T:073-481-3500
災害に関する情報収集・伝達	LINE ヤフー株式会社	R1. 7. 29	危機管理 消防課	災害に係る情報発信等に関する協定	T:03-6898-6763 T:03-6898-3912 T:03-6898-6084 T:03-6898-7102
無人航空機による災害応急活動	株式会社未来図	H30. 6. 15	危機管理 消防課	無人航空機による災害応急活動に関する協定	T:073-445-2410
災害時における救護物品や食料物資等の運搬	ライフフィット	R3. 2. 2	高齢介護 課	紀の川市と株式会社ライフフィットとの包括連携に関する協定	T:0736-67-8444
災害時における支援物資の受入及び配送	佐川急便株式会社	R4. 5. 30	危機管理 消防課	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	T:0570-01-0179
災害時における炊き出し	株式会社信濃路	R4. 5. 30	危機管理 消防課	災害時における炊き出し等の協力に関する協定	T:073-471-1088
災害発生時における段ボール製品の調達	オカジ紙業株式会社	R4. 8. 1	危機管理 消防課	災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定	T:073-428-4111

内容	団体名	締結年月日	担当課	名称	連絡先
災害対策基本法に定める災害が発生した場合及び防災訓練時の防災資機材等の提供	株式会社ジーアイビー	R4.9.1	危機管理 消防課	災害時等における防災資機材の提供に関する協定	T:052-201-3200
災害時における災害廃棄物等処理支援に関する協定	大栄環境株式会社	R2.2.10	廃棄物対策課	災害廃棄物等の処理に関する基本協定書	T:078-857-4649
	株式会社大瀧商店	R4.7.8	廃棄物対策課	災害廃棄物等の処理に関する協定書	T:0736-77-7449
	赤井工業株式会社	R5.4.12	廃棄物対策課	災害廃棄物等の処理に関する協定書	T:0736-62-5800 F:0736-62-5801

2 団体等との防災協定（紀の川市）

内容	団体名	締結年月日	担当課	名称	連絡先
災害に関する 情報収集・伝 達	紀の川市サイクリングクラブ	H20. 5. 1	危機管理 消防課	災害時における応急活動 の協力に関する協定	T:0736-77-3377
	社団法人 日本アマチュア無線 連盟和歌山県支部	H20. 6. 10	危機管理 消防課	災害時における応急活動 の協力に関する協定	K:090-8168-5035
	一般社団法人和歌山県猟友会紀 の川・岩出支部	R4. 3. 7	危機管理 消防課	災害等における応急活動 の協力に関する協定	K:090-7356-5553
一般廃棄物の 収集運搬	一般社団法人和歌山県清掃連合会 岩出支部	H26. 6. 1	環境衛生 課	大規模災害時における一 般廃棄物収集運搬に関す る協定	T:0736-61-2727
	一般社団法人和歌山県清掃連合会				T:073-431-6383
災害救援物資 調達	公益社団法人和歌山県トラック 協会	H26. 6. 18	危機管理 消防課	災害時における応急活動 の協力に関する協定	T:073-422-6771
住家の被害認 定	日本建築家協会	H27. 1. 30	都市計画 課	災害時における住家の被 害認定に関する協定	T:0736-79-7477
	和歌山県建築士事務所協会				T:073-432-6539
	和歌山県建築士会				T:073-423-2562
郵便業務等の 協力	紀の川市内郵便局	H27. 7. 7	危機管理 消防課	災害発生時における紀の 川市と紀の川市内郵便局 の協力に関する協定	—
避難所運営の 応援	紀の川会 (紀の川市職員退職者会)	H30. 6. 12	危機管理 消防課	避難所運営の応援に関す る協定	—
ボランティア活 動に関する協力	紀の川市社会福祉協議会	R2. 8. 19	社会福祉 課	災害時におけるボラン ティア活動に関する協定	T:0736-66-1211
法律相談	和歌山弁護士会	R2. 9. 8	市民課	災害発生時における法律 相談業務等に関する協定	①どばし・おざき 総合法律事務所 T:073-488-6926 F:073-488-6927 ②法テラス和歌山 法律事務所 T:050-3383-5458 F:073-425-9205 ③九鬼法律事務所 T:073-499-8440 F:073-499-8441
相談業務	和歌山県司法書士会	R4. 7. 7	市民課	災害時における被災者相談 業務の実施に関する協定	T:0736-73-4793
和歌山県と締結 した協定に基づ く災害廃棄物の 処理等の実施	一般社団法人和歌山県産業資源 循環協会	H29. 3. 14	廃棄物対 策課	覚書（大規模災害時にお ける災害廃棄物等の処理 等に関する協定）	T:073-435-5600

3 岩出市と3者での協定（紀の川市）

内容	団体名	締結年月日	担当課	名称	連絡先
医療救護活動	一般社団法人 那賀医師会	H24. 10. 10	健康推進課	災害時の医療救護活動に関する協定書	T:0736-77-7585
医療救護活動及び医薬品等の供給	一般社団法人 那賀薬剤師会	H24. 11. 8	健康推進課	災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書	T:0736-73-2026
口腔歯科医療 歯科活動	那賀歯科医師会	H25. 2. 22	健康推進課	災害時の口腔歯科医療歯科活動に関する協定書（口腔歯科医療救護活動）	T:0736-64-7234

4 避難所施設との協定（紀の川市）

内容	団体名	締結年月日	担当課	名称	連絡先
避難所等施設利用	和歌山県立粉河高等学校	H24. 9. 7	危機管理 消防課	災害時における避難所等施設利用に関する協定書	T:0736-73-3411
	和歌山県立貴志川高等学校	H24. 9. 7	危機管理 消防課	災害時における避難所等施設利用に関する協定書	T:0736-64-2500
	和歌山県立高等看護学院	H24. 9. 10	危機管理 消防課	災害時における避難所等施設利用に関する協定書	T:0736-75-6280
	和歌山県農業試験場	H24. 9. 10	危機管理 消防課	災害時における避難所等施設利用に関する協定書	T:0736-64-2300
	株式会社ポタジェ	H30. 2. 15	危機管理 消防課	災害時における避難所等施設利用に関する協定書	T:0736-66-4858
一時避難場所として施設利用	紀の里農業協同組合（西部流通センター・農産物流通センター・東部流通センター・野田原集荷場）	R6. 1. 9	危機管理 消防課	災害時における一時避難場所に関する協定書	東T:0736-75-2564 西T:0736-78-2525 農T:0736-73-7200 野T:0736-77-7801
	和歌山ノーキョー食品工業株式会社	H29. 8. 22	危機管理 消防課	災害時における一時避難場所に関する協定書	T:0736-66-2881
	株式会社ダイナム	R5. 12. 12	危機管理 消防課	災害時における一時避難場所に関する協定書	K:070-2480-0405
	ルートインジャパン株式会社	R6. 2. 15	危機管理 消防課	災害時における宿泊施設利用に係る協定	K:070-2241-3100
	株式会社共栄テクシード	R6. 3. 15	危機管理 消防課	災害時における一時避難場所に関する協定書	T:0736-66-2703
	株式会社コテック	R6. 3. 15	危機管理 消防課	災害時における一時避難場所に関する協定書	T:0736-77-0771
	株式会社ジーエスフード	R6. 3. 15	危機管理 消防課	災害時における一時避難場所に関する協定書	T:0736-66-2551
	株式会社デュプロ	R6. 3. 15	危機管理 消防課	災害時における一時避難場所に関する協定書	T:0736-75-5333
	中部抵抗器株式会社	R6. 3. 15	危機管理 消防課	災害時における一時避難場所に関する協定書	T:0736-78-3310
	オーアイテック株式会社	R6. 3. 15	危機管理 消防課	災害時における一時避難場所に関する協定書	K:080-8522-7718
	こおの交通株式会社	R6. 3. 15	危機管理 消防課	災害時における一時避難場所に関する協定書	T:0736-67-6142

内容	団体名	締結年月日	担当課	名称	連絡先
一時避難場所 として施設利用	津田工業株式会社	R6. 3. 15	危機管理 消防課	災害時における一時避難場所に関する協定書	T:0736-77-3339
	株式会社メイワ	R6. 3. 27	危機管理 消防課	災害時における一時避難場所に関する協定書	T:0736-73-7300

5 避難所施設との覚書（紀の川市）

内容	団体名	締結年月日	担当課	名称	連絡先
避難所等施設 利用	株式会社 神通温泉	H23. 6. 28	危機管理 消防課	災害時における避難所指定に関する覚書	T:0736-77-7553

6 他市との防災協定（紀の川市）

内容	団体名	締結年月日	担当課	名称	連絡先
阪和林野火災 消防相互応援	河内長野市・和泉市・岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・岬町・泉州南消防組合 等	H18. 4. 1 (H25. 4. 1)	危機管理 消防課	阪和林野火災消防相互応援協定	
災害時の相互 応援	愛知県阿久比町・滋賀県米原市・岡山县真庭市・山口県下関市	H18. 6. 11	危機管理 消防課	災害時の相互応援に関する基本協定書	阿久比:0569-48-1111 米原:0749-53-5161 真庭:0867-42-1126 下関:083-231-9333
「道の駅」防 災利用等	国土交通省近畿地方整備局・和歌山県・岩出市・かつらぎ町・九度山町・有田川町・由良町	H28. 5. 11	農業振興 課	「道の駅」防災利用に関する基本協定	
一般廃棄物処理に関する総合的な相互の支援体制を確保	和歌山市・海南市・岩出市・紀美野町・紀の海広域施設組合	R2. 3. 31	廃棄物対策課	一般廃棄物（ごみ）処理に関する相互支援基本協定書	和歌山:073-435-1352 海南:073-483-8457 岩出:0736-62-2141 紀美野:073-489-5903 紀の海:0736-66-1813
大規模災害時における遺体安置所の施設使用等	（構成市町）海南市・紀美野町・紀の川市 （組合）五色台広域施設組合	R3. 3. 19	環境衛生課	大規模災害時における遺体安置所の施設使用等に関する協定書	五色台:073-489-5505

7 県との防災協定（紀の川市）

内容	団体名	締結年月日	担当課	名称	連絡先
水防用資器材（可搬式ポンプ）の保管及び使用	和歌山県	R1. 5. 7	危機管理 消防課	和歌山県が所有する水防用資器材（可搬式ポンプ）の保管及び使用に関する協定	T:073-441-2273
和歌山県総合防災情報システムの譲与	和歌山県	R2. 4. 1	危機管理 消防課	和歌山県総合防災情報システムの譲与に関する協定	T:073-441-2273

8 災害時応援に関する申合せ（紀の川市）

内容	団体名	締結年月日	担当課	名称	連絡先
災害時等の応援	国土交通省 近畿地方整備局	H24. 10. 2	危機管理 消防課	災害時等の応援に関する申合せ	T:073-402-0267

9 災害時応援に関する協定等（和歌山県）

内容	団体名	締結年月日	担当課	名称	連絡先
災害時における避難者の受入れ	和歌山県旅館ホテル生活衛生同業組合 丸浅旅館	H27. 6. 15	観光振興課	災害時における避難者の受入れに関する基本協定書	T:073-441-2777
	和歌山県旅館ホテル生活衛生同業組合 ビジネスホテル粉河				
電気自動車の貸出し	日産自動車株式会社	R2. 2. 14	防災企画課	災害時における電気自動車からの電力供給の協力に関する協定	T:073-441-2271
	三菱自動車工業株式会社	R1. 11. 19	災害対策課		T:073-441-2261
災害救援物資調達	株式会社オークワ	H14. 1. 4	福祉保健 総務課	災害救助物資の調達に関する協定	T:073-441-2461
	株式会社松源	H14. 1. 4			
	株式会社廣甚	H26. 8. 1			
早期停電復旧のための復旧作業の支援及び除去作業の協力	関西電力送配電株式会社	H31. 4. 4	災害対策課	災害時における停電復旧作業の連携等に関する協定書	T:073-441-2261
水道施設の応援復旧についての協力	和歌山県管工事協同組合連合会	H24. 8. 1	食品・生活衛生課	災害時における水道施設復旧作業の応急対策への協力に関する協定	T:073-441-2629
災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定	一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会	H25. 11. 22	下水道課	災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定	T:073-441-3203
倒壊及び損壊に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業などの要請	一般社団法人和歌山県建設業協会	H24. 3. 19	技術調査課	災害発生時における応急対策業務に関する協定	T:073-441-3082
災害時の医療救護についての協定	一般社団法人和歌山県医師会	H23. 3. 18	医務課	災害時の医療救護についての協定	T:073-441-2604
	和歌山県 DMAT 指定病院	H22. 2. 26 等			T:073-441-2604
大規模災害に伴い発生した災害廃棄物の処理等に関する協力要請	一般社団法人和歌山県産業資源循環協会	H18. 7. 26	循環型社会推進課	大規模災害時における災害廃棄物等の処理等に関する協定	T:073-441-2675

10-2 建設業協会との協定の内容

大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

紀の川市（以下「甲」という。）と紀の川市建設業協会（以下「乙」という。）は、紀の川市における地震、風水害その他の大規模な事故（以下「大規模災害時」という。）における、乙の甲に対する災害応急対策業務の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（応援の要請）

第1条 甲は、大規模災害時において、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労働力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を記載した要請書（様式1）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び業務内容
- （2）応援を必要とする建設資機材等の車種、台数、人員等
- （3）応援を必要とする日時、場所及び期間
- （4）現地連絡責任者
- （5）その他必要な事項

（要請する業務）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- （1）災害時における建築物その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業
- （2）災害時における道路、河川等の公共施設の被災に伴う応急復旧作業
- （3）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から第1条の規定による要請があったときは、直ちに業務を実施する乙の会員（以下「実施会員」という。）を決定の上、業務の実施体制等を組織し、次に掲げる事項を記載した受諾書（様式2）により甲に回答するものとする。ただし、文書をもって回答することが困難な場合は、口頭で回答し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）実施会員名
- （2）建設資機材等の車種、台数、人員等
- （3）日時、場所及び期間
- （4）その他必要な事項

2 実施会員は、速やかに現地連絡責任者と協議の上、業務を実施するものとする。

3 乙は、甲から第1条の規定により建設資機材等の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、建設資機材等を甲に提供し応援するものとする。

（業務報告）

第4条 実施会員は、前条の規定に基づく業務が完了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した報告書（様式3）を現地連絡責任者に提出するものとする。ただし、文書をもって提出することが困難な場合は、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）応援に従事した建設資機材等の車種、台数、人員等
- （2）業務内容及び場所
- （3）応援に従事した期間

(4) その他の必要な事項
(経費の負担)

第5条 甲の要請による業務のため乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。

2 現地連絡責任者等は、実施会員が業務を実施した場合、速やかに業務の内容を精査するものとする。

3 費用の算出方法については、災害発生時の当該地域における通常の実費用を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(災害による必要経費の負担)

第6条 甲の要請による業務の実施により生じた損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

(災害補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(災害発生時の情報の提供)

第8条 乙及び乙の会員は、諸活動中に入手した各種被害情報を積極的かつ速やかに甲に提供するとともに、必要に応じて技術的助言に協力するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては紀の川市総務部長 乙においては、紀の川市建設業協会会長とする。

(協定の適用)

第10条 この協定は、平成22年4月1日から適用する。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成22年4月1日

(甲) 紀の川市長 中 村 慎 司

(乙) 紀の川市建設業協会

10-3 自動車整備振興会との協定の内容

災害発生時における応急対策業務に関する協定書

紀の川市（以下「甲」という。）と社団法人和歌山県自動車整備振興会那賀支部（以下「乙」という。）は、災害発生時における応急対策業務（以下「業務」という。）に関する協定を次のとおり締結する。

（定義）

第1条 この協定において「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、地震、その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他の大規模な事故により生ずる被害をいう。

（要請する業務）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）クレーン、ジャッキ、ウインチ等による被災者の救助及び応急措置
- （2）レッカー車等による緊急車両通行のための障害物の除去作業
- （3）その他甲が必要と認める応急対策業務

（応援の要請）

第3条 甲は、乙が所有する資機材及び労働力（以下「資機材等」という。）の応援が業務のために必要であると認めるときは、乙に対し、要請書（様式第1号）により要請するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要するため、やむを得ないと認められるときは、甲は、口頭により要請を行うことができるものとする。この場合において、甲は、事後に要請書を乙に提出するものとする。

（応援の実施）

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、受諾書（様式第2号）により甲に回答するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要するため、やむを得ないと認められるときは、乙は、口頭により受諾を行うことができるものとする。この場合において、乙は、事後に受諾書を甲に提出するものとする。

- 3 乙は、甲から前条の規定により資機材等の応援要請があったときは、正当な理由がない限り資機材等を甲に提供し応援するものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき活動を実施したときは、甲に対し、業務実施報告書（様式第3号）を提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、乙は、口頭により報告を行うことができるものとする。この場合において、乙は、事後に業務実施報告書を甲に提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲の要請による業務のために乙が使用した資機材等に要する費用については、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する経費の支払いは、前条の規定により甲が業務実施報告書の提出を受けた後、乙の請求に基づき遅滞なく行うものとする。
- 3 費用の算出方法については、災害が発生する直前における実費用を基準として、甲乙協議し

て定めるものとする。

(損害による必要経費の負担)

第7条 甲の要請による業務の実施により生じた損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

(災害補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事したものが、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(災害発生時の情報の提供)

第9条 乙は、諸活動実施中に入手した各種被害情報を積極的かつ速やかに甲に提供するとともに、必要に応じて技術的助言をするものとする。

(応援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における業務が円滑に実施できるよう、活動体制の整備に努め、連絡体制図を作成し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の連絡体制図について、毎年1回以上見直しを行い、変更が生じたときは直ちに甲に提出するものとする。

3 乙は、この協定に基づく業務が円滑に実施できるよう、甲に対し、資機材等整備状況報告書(様式第4号)を提出するものとする。

4 乙は、前項の報告内容について、毎年1回以上見直しを行い、変更が生じたときは直ちに甲に提出するものとする。

(協定の解除)

第11条 甲又は乙は、この協定を解除しようとするときは、解除する日の3月前までに文書で相手方に通知しなければならない。

(協定の変更)

第12条 この協定の変更は、甲又は乙の申出により甲乙協議して行うものとする。

(疑義等の決定)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成22年12月21日

甲 紀の川市長

乙 社団法人和歌山県自動車整備振興会那賀支部

10-4 全国ほたるのまち交流会参加市町との協定の内容

災害時の相互応援に関する基本協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、全国ほたるのまち交流会参加市町村（以下「会員」という。）との協議により、会員の地域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する災害が発生したとき、被災者の援護等の応急措置が被災地独自では十分に行えない場合に、法第67条第1項の規定に基づき、他の会員に応援を求める場合にその対応を円滑にするため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 会員は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生した場合は相互に連絡をするものとする。

(応援の具体的事項)

第3条 応援の具体的事項は、次に掲げる内容とする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫その他応急復旧に必要な資材又は物資の提供
- (2) 生活必需物資及びその補給に必要な資機材の提供
- (3) 救護及び援助活動に必要な車両又は資機材の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員等の派遣
- (5) ボランティアの募集及び派遣
- (6) 被災地の行政機能継続場所の提供
- (7) 被災者に対する避難所の設置及び応急仮設住宅の提供
- (8) 児童及び生徒の受入れ並びに就学機会の提供
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第4条 応援を受けようとする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話又は電信その他の手段により要請し、その後速やかに文書による手続きをするものとする。

- (1) 被害の発生状況と今後予想される事態
- (2) 前条第1号から第3号に掲げるものの品名、数量、梱包の単位等
- (3) 前条第4号に掲げる者の職種、人員、及び現場での従事内容
- (4) 応援の場所、現場までの経路及び現場付近の状況
- (5) 応援を必要とする期間及び必要とされる装備品
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(大規模災害時の応援措置)

第5条 応援しようとする会員は、地震等の大規模な災害が発生し、通信途絶等により被災会員から第4条の規定による要請が困難と認めるときは、速やかに被災状況について自主的に情報収集活動を実施するものとする。

- 2 前項の情報収集により被害が甚大であり、応援措置をすることが望ましいと認めるときは、応援要請の有無にかかわらず必要な応援措置を行うものとする。

(指揮権)

第6条 応援措置に従事する職員等は、被災地の市町村長の指揮により行動するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援措置に要する経費は、原則として応援を要請した会員の負担とする。ただし、経費の額が著しく大きい場合は、会員相互が協議して定めるものとする。

(資料等の交換)

第8条 会員は、この協定に基づく応援措置が円滑かつ効果的に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料又は情報を相互に交換するものとする。

(被災者の受入)

第9条 会員は、被災者の受入について必要な措置を行うものとする。

(補則)

第10条 この協定に定めない事項については、必要に応じて会員相互が協議して、別に定めるものとする。

附 則

この協定は、平成10年7月4日から施行する。

この協定は、平成18年6月11日から施行する。

この協定は、平成24年6月14日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書10通を作成し、会員は署名押印の上、各1通を保有する。

平成24年6月14日

愛知県 阿久比町長
滋賀県 米原市長
和歌山県 紀の川市長
岡山県 真庭市長
山口県 下関市長

※平成19年1月16日付け、み環発第20号で「群馬県 みなかみ町長」から、平成19年3月31日をもって退会する旨の届出。

※平成19年2月13日付け、18辰第5236号で「長野県 辰野町長」から、平成19年3月末日をもって休会する旨の届出。

※平成19年7月2日付け、登東地第59号で「宮城県 登米市長」から、平成19年7月末日をもって退会する旨の届出。

※平成20年12月3日付け、本商第347号で「岐阜県 本巣市長」から、平成20年12月31日をもって退会する旨の届出。

11 関係機関

11-1 防災関係機関の連絡先

1 紀の川市

機 関 名	所 在 地		電話番号	FAX番号
紀の川市役所（本庁）	紀の川市西大井338	代表	0736-77-2511	0736-77-4910
		危機管理消防課	0736-77-1300	0736-77-2514
		防災	7-030-220 -400	7-030-220 -499
粉河支所	紀の川市粉河580		0736-73-3311	0736-73-6162
那賀支所	紀の川市名手市場144-1		0736-75-3111	0736-75-3117
桃山支所	紀の川市桃山町元376		0736-66-1100	0736-66-1681
貴志川支所	紀の川市貴志川町神戸331		0736-64-2525	0736-64-6599
鞆渕出張所	紀の川市中鞆渕1041		0736-79-0001	0736-79-0393

2 指定行政機関

機 関 名	所 在 地		電話番号	FAX番号
消防庁	東京都千代田区霞ヶ関2-1-2	代表(FAX総務課)	03-5253-5111	03-5253-7531
		防災	7-048-500 -9049013	7-048-500 -49033
		宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553
		防災	7-048-500 -9049101	7-048-500 -49036
			7-048-500 -9049102	

3 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	FAX番号
近畿農政局和歌山県拠点	和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎5F	073-436-3831	073-436-0914
和歌山森林管理署高野森林事務所	伊都郡九度山町入郷5	0736-54-2901	0736-54-3648
大阪管区気象台(和歌山地方気象台)	和歌山市男野芝丁4	073-422-1328	073-435-3132
近畿地方整備局和歌山河川国道事務所	和歌山市西汀丁16	073-424-2471	073-427-1859

4 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
陸上自衛隊第37普通科連隊	大阪府和泉市伯太町 官有地	代表	0725-41-0090 (内線236～239)
		防災（第3科）	7-030-392-400 7-030-392-499
自衛隊和歌山地方協力本部	和歌山市築港1-14-6	073-422-5116	073-422-5118

5 県の機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
和歌山県	和歌山市小松原通1-1	代表	073-432-4111
		防災企画課	073-441-2271
		災害対策課	073-441-2262
		危機管理・消防課	073-441-2273
		防災（統制室）	7-030-300-400 7-030-300-402 7-030-300-496 7-030-300-497 7-030-300-498 7-030-300-499
那賀振興局	岩出市高塚209	代表	0736-63-0100
		防災（総務県民課）	7-030-320-400 7-030-320-499
岩出保健所	岩出市高塚209	代表	0736-61-0020
		防災（総務福祉課）	7-030-320-401 7-030-320-498
那賀振興局建設部	岩出市高塚209	代表	0736-63-0100
		防災（総務調整課）	7-030-320-402 7-030-320-403 7-030-320-497
防災航空センター	西牟婁郡白浜町3031-56	代表	0739-45-8211
		防災（事務室）	7-030-364-450 7-030-364-451 7-030-364-452 7-030-364-499

6 警 察

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
岩出警察署	岩出市高塚198-1	0736-63-0110	0736-63-0230
打田交番	紀の川市打田1340-7		
南中駐在所	紀の川市南中361		
粉河交番	紀の川市粉河948		
長田駐在所	紀の川市別所221-1		
竜門駐在所	紀の川市杉原257-1		
鞆渕駐在所	紀の川市中鞆渕879-1		
那賀交番	紀の川市名手市場309-4		
調月駐在所	紀の川市桃山町調月802-1		

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
安楽川駐在所	紀の川市桃山町市場141-1	0736-63-0110	0736-63-0230
貴志川交番	紀の川市貴志川町前田128-2		

7 消 防

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
那賀消防組合消防本部	岩出市中迫154	代表 0736-61-0119	0736-63-0819
		防災（通信指令室） 7-030-227-400	7-030-227-499
中消防署	岩出市中迫154	0736-69-0119	0736-61-1801
東消防署	紀の川市粉河953-2	0736-73-6565	0736-73-8016
南消防署	紀の川市桃山町調月1491-1	0736-66-1921	0736-66-2595

8 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
関西電力送配電(株) 和歌山支社	和歌山市岡山丁40	フリーコール	0800-777-3081
関西電力送配電(株) 橋本配電営業所	橋本市東家6-7-22	フリーコール	0800-777-3081
日本赤十字社 和歌山県支部	和歌山市吹上2-1-22	073-422-7141	073-422-7148
西日本電信電話(株) 和歌山支店 (災害対策室)	和歌山市宇須1-5-41 NTT宇須ビル2F	073-421-9180	073-433-2391
郵便事業(株) 和歌山中央郵便局	和歌山市一番丁4	073-422-0050	073-426-2616
日本放送協会 和歌山放送局	和歌山市吹上2-3-47	073-424-8111	073-426-7013
西日本旅客鉄道(株) 橋本駅	橋本市古佐田1-4-51	お客様センター 0570-00-2486	
日本通運(株) 和歌山支店	和歌山市西浜796-1	073-431-3101	073-428-2669

9 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
紀の川土地改良区連合会	和歌山市雑賀屋町東ノ丁26	073-423-3177	073-431-7188
(一社)和歌山県L P ガス協会	和歌山市黒田102-1	073-475-4740	073-475-4741
(一社)和歌山県医師会	和歌山市小松原通1-1	073-424-5101	073-436-0530
(株)テレビ和歌山	和歌山市栄谷151	073-455-5711	073-453-9543
(株)和歌山放送	和歌山市湊本町3-3	073-428-1431	073-428-0785
朝日放送 (株)	大阪市福島区福島1-1-30	06-6458-5321	06-6458-1241
関西テレビ放送 (株)	大阪市北区扇町2-1-7	06-6314-8888	
(株) 毎日放送	大阪市北区茶屋町17-1	06-6359-1123	
讀賣テレビ放送 (株)	大阪市中央区城見1-3-50	06-6947-2111	06-6943-7747
有田交通(株)	和歌山市太田105	073-471-5202	073-475-0064
相互タクシー(株)	和歌山市松島222	073-473-5500	073-471-4641
和歌山バス那賀(株)	紀の川市藤崎271	0736-75-5220	0736-75-5777
(公社)和歌山県トラック協会	和歌山市湊1414	073-422-6771	073-422-6121
南海フェリー(株)	和歌山市湊2835-1	073-422-2160	073-422-9335

10 関係公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
那賀医師会	紀の川市東大井350	0736-77-3151	0736-77-5334
(公社)和歌山県病院協会	和歌山市手平2-1-2	073-436-0437	073-424-5676
和歌山電鐵(株)	和歌山市伊太祈曽73	073-478-0110	073-466-3577
朝日新聞社和歌山総局	和歌山市七番丁17 和歌山朝日ビル	073-422-2131	073-422-2133
毎日新聞社和歌山支局	和歌山市六番丁5 和歌山第一生命ビル4F	073-431-1411	073-433-0650
読売新聞社和歌山支局	和歌山市雑賀屋町東ノ丁16	073-422-1144	073-422-1146
産経新聞社和歌山支局	和歌山市六番丁43 ハピネス六番丁ビル7F	073-422-1783	073-435-3018
共同通信社和歌山支局	和歌山市八番町11 日本生命ビル5F	073-428-2255	073-433-4310
時事通信社和歌山支局	和歌山市西汀丁36 和歌山商工会議所2F	073-422-5529	073-423-7759
日本経済新聞社和歌山支局	和歌山市片岡町1-1	073-423-1134	073-426-0714
日刊工業新聞社南大阪支局	堺市堺区三国ヶ丘御幸通8 三国ヶ丘ビル	072-221-0050	072-221-0051
南海バス(株)	堺市堺区竜神橋町1-2-11	072-221-0881	072-221-0251
(公社)和歌山県バス協会	和歌山市湊1106	073-422-8090	073-433-4049

11 市町村

機 関 名	所 在 地		電話番号	F A X 番号
(県内隣接市町)				
和歌山市	和歌山市八番丁12	総合防災課	073-435-1199	073-435-1299
		防災	7-030-210-400	7-030-210-499
岩出市	岩出市西野209	総務課	0736-62-2141	0736-63-0075
		防災	7-030-221-400	7-030-221-499
海南市	海南市南赤坂11	危機管理課	073-483-8406	073-482-0099
		防災	7-030-211-400	7-030-211-499
紀美野町	海草郡紀美野町動木287	総務課	073-489-5912	073-489-2510
		防災	7-030-212-400	7-030-212-499
かつらぎ町	伊都郡かつらぎ町 大字丁ノ町2160	総務課	0736-22-0300	0736-22-7463
		防災	7-030-231-400	7-030-231-499
(県外協定締結市町村)				
愛知県阿久比町	愛知県知多郡阿久比町大字 卯坂字殿越50	防災交通課	0569-48-1111	0569-48-0229
		防災	7-049-330-101 ↓ (アナウンス) 26 ↓ (発信音) 023-757-2-1210	7-023-757 -1150 ※設備の世代が 異なるため使用 不可
滋賀県米原市	滋賀県米原市米原1016	防災危機管理課	0749-53-5161	0749-53-5149
		防災	7-049-330-101 ↓ (アナウンス) 26 ↓ (発信音) 025-100-3-214-0	7-025-100 -3-214-1 ※設備の世代が 異なるため使用 不可
岡山県真庭市	岡山県真庭市久世2927-2 本庁舎2F	危機管理課	0867-42-1126	0867-42-1119
		防災	7-049-330-101 ↓ (アナウンス) 26 ↓ (発信音) 033-101-6421-200	7-033-101 -6421-039 ※設備の世代が 異なるため使用 不可
山口県下関市	山口県下関市南部町1-1	防災危機管理課	083-231-9333	083-231-9966
		防災	7-049-330-101 ↓ (アナウンス) 26 ↓ (発信音) 035-401-2172	

12 物資の調達・供給及び給水

12-1 日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震、異常渇水その他の水道災害において、日本水道協会和歌山県支部（以下「県支部」という。）及び和歌山県水道協会（以下「県水協」という。）に所属する市町村（以下「会員」という。）が、相互間で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(組織編成)

第2条 県支部内の会員を6ブロック（以下「ブロック」という。）に分け、その連絡調整として紀北、中紀、紀南の3地区ブロック（以下「地区ブロック」という。）を設け、各ブロック、各地区ブロックに代表都市を設置する。なお、県支部と県水協は互いに連絡を密とする。追って、組織図は別表1のとおりとする。

2 県支部長都市（以下「県支部長」という。）に事務局を設置する。

(応援体制)

第3条 県支部内に災害が発生した場合は、組織図に基づき、会員は相互応援し、被災会員の水道復旧に全面的に協力する。なお、日本水道協会関西地方支部から要請があった場合にも組織図に基づき応援協力するものとする。

2 県支部長都市が被災した場合には、前条で規定した地区ブロックで協議し、相互応援体制を確立するものとする。

(応援内容)

第4条 会員が相互間で行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧資材の供出
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 前に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(要請の方法)

第5条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

- (1) 会員はブロックで構成されている代表都市への応援を依頼する。
 - (2) 代表都市は、ブロック内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、地区ブロックの代表都市に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、県支部長へ応援を要請する。
 - (3) 県支部長は、県内の他の地区ブロックの代表都市に応援を要請、併せて県水協に連絡し、さらに必要と認めたときは、日本水道協会関西地方支部へ応援を要請する。
- 2 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話又は電信、無線等により行い、後日、別表2により速やかに要請先まで提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職別人員

- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
(応援職員の派遣)

第6条 前条より応援要請を受けた水道事業体は、ただちに応援要請を整え被災水道事業体に協力しなければならない。

- 2 各水道事業体は、応援活動に従事する職員（以下「応援職員」という。）を派遣するときは、必要な給水器具、作業用工器具及び緊急資材のほか衣類、食料、日用品等を携行させるものとする。
- 3 応援職員は、応援水道事業体名を表示する腕章等の標識を着用するものとする。
- 4 応援職員は、被災水道事業体の指示に従って作業に従事するものとする。
(応援物資等の調査)

第7条 各水道事業体は、応援活動を円滑に行うため、それぞれの担当部課、その所有する物資、車両等を調査し、その結果を別表3により毎年4月末日までに県支部長に提出するものとする。

- 2 県支部長は、前項の調査票を取りまとめ、整理のうえ各水道事業体に送付するものとする。
(費用の負担)

第8条 この要請に基づく応援に要する費用は、法令その他別段の定めがあるもの並びに応援職員に係る人件費及び旅費を除くほか、原則として被災会員が負担するものとする。

- 2 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。
- 3 応援職員が第三者に損害を加えた場合における賠償責任は、応援活動中に生じたものについては被災会員が、被災会員への往復途中に生じたものについては応援会員が負うものとする。
- 4 前3項の定めにより難いときは、各ブロックの代表都市で協議して定めるものとする。
(訓練)

第9条 会員は、この要綱に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。
(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、その都度、各ブロックの代表都市が協議して定めるものとする。
(適用)

第11条 この要綱は、平成8年3月1日から適用する。

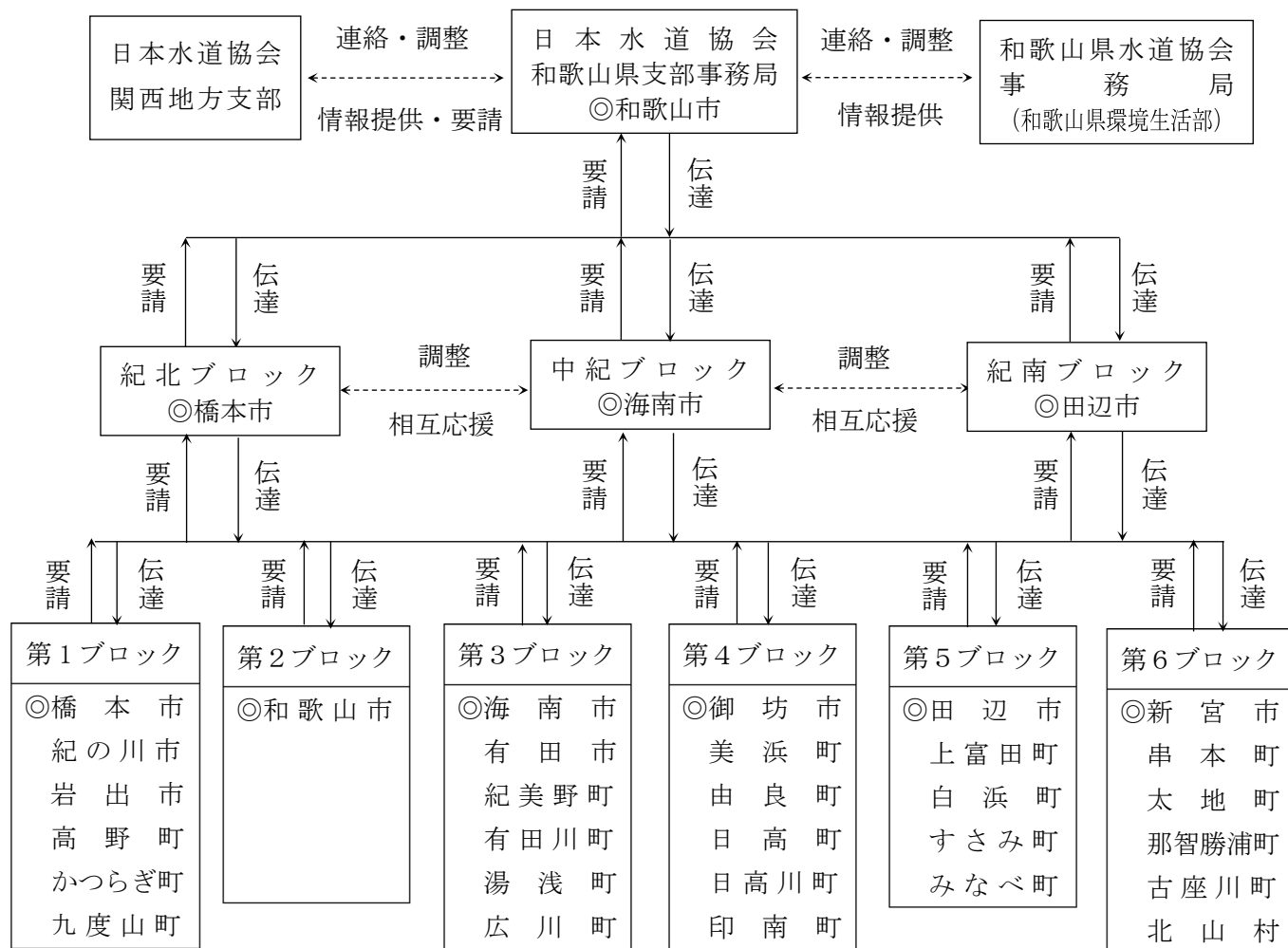
この要綱の成立を証するため、本書1通を作成し、関係事業体がそれぞれ協定書に記名押印のうえ原本を県支部長が保有し、その写しを各事業体が保有する。

平成8年2月23日

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から適用する。

別表1 水道災害に伴う相互応援ブロック組織図



◎代表市

12－2 給水資機材保有状況

	給水袋【6リットル】
浄水場合計	5,800 枚

12-3 市の備蓄物資

令和6年1月現在

		打田										粉河													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
品目名	合計数量	市役所南別館	市役所東駐車場防災倉庫	池田小学校体育館	井阪文化会館	打田中学校体育館	田中小学校体育館	田中小学校高野分校	神通温泉	西大井水防倉庫	ふるさとセンター	ふるさとセンター防災倉庫	粉河体育館	粉河体育館防災倉庫	粉河小学校体育館	粉河中学校体育館	粉河高等学校体育館	上鞆測集会所	市役所鞆測出張所	下鞆測集会所	鞆測小・中学校体育館	農村改善センター	竜門小学校体育館（意見会館）	竜門児童館	農村婦人の家
保存水500m l	80575	5592	0	72	72	72	72	120	144	0	264	72	7728	0	96	96	48	144	360	144	72	72	288	984	72
アルファ米	20986	5136	0	0	0	0	0	50	50	0	50	0	2100	0	0	0	0	50	100	50	0	0	50	750	0
保存パン	18274	2765	0	50	50	50	50	100	50	0	350	50	550	0	50	100	50	50	150	50	50	50	100	350	50
備蓄携帯トイレ	13500	2580	0	0	0	0	0	60	60	0	60	0	1440	0	0	0	0	60	60	60	0	0	0	960	0
毛布	6100	930	0	40	10	10	10	60	50	0	47	65	28	420	20	20	10	60	122	60	10	60	10	190	60
オムツ小人用	21116	16236	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
オムツ大人用(パット含む)	8565	702	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1316	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
哺乳瓶(使い捨て)	500	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生理用品	21778	5474	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3870	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
懐中電灯	150	0	1	1	1	1	1	1	1	0	0	31	1	29	1	1	1	1	10	1	1	10	1	10	11
ヘッドライト	158	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0
テント	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
組立トイレ	44	0	9	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0
簡易トイレ	135	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	8	0	2	8
簡易ルームテント	24	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	2
ワンタッチバーベキュー	158	11	0	3	2	4	3	3	2	0	0	2	3	2	3	4	4	2	0	2	3	3	3	0	3
移動かまど	8	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
浄水装置	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
発電機	80	0	1	1	1	1	1	1	1	4	0	1	0	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1
投光器	146	0	1	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0	10	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	2
投光三脚	139	0	1	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0	10	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	2
コードリール	135	0	1	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0	9	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	2
テレビ	41	1	0	1	0	1	1	1	0	0	0	1	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0	1
カセットコンロ	78	5	0	1	1	1	1	1	1	0	0	1	1	0	1	2	1	1	0	1	1	1	1	0	1
やかん	64	5	0	1	1	1	1	1	1	0	0	1	1	0	1	2	1	1	0	1	1	1	1	0	1
ホワイトボード	37	0	0	1	0	1	1	1	1	0	0	0	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0	1
携行缶	64	0	1	1	1	1	1	1	1	0	0	1	0	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1
ヘルメット	119	0	0	2	2	2	2	2	2	0	0	7	0	0	2	2	2	2	10	2	2	2	2	10	2
担架	13	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	1
救助工具セット	30	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
油圧ジャッキ	30	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
チェーンソー	39	0	3	0	0	0	0	1	2	0	0	3	0	0	0	0	0	2	1	2	1	0	0	0	0
防護服	37	0	7	0	0	0	0	1	2	0	0	3	0	0	0	0	0	2	1	2	1	0	0	0	0
折りたたみリヤカー	52	0	4	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0	1
拡声器	78	0	1	1	1	1	1	1	1	0	0	4	0	3	1	1	1	1	5	1	1	3	1	5	6
救命胴衣	95	0	0	0	0	0	0	0	0	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
救急セット	32	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	5	0	0	0	0	2	0	0	2	0	2	2
ハンドリフト	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		那賀														桃山													
		25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49			
合計数量		那賀支所	麻生津小学校体育館	麻生津郵便局前防災倉庫	那賀災害備蓄倉庫	県立高等看護学院	那賀総合センター	那賀体育館	那賀中学校体育館	名手小学校体育館	上名手小学校体育館	中尾集会所	赤沼田集会所	安楽川水防倉庫	きらめきセンター	荒川中学校防災倉庫	那賀スポレクセンター	善田集会所	大原集会所	桃山勤労者体育センター	旧野田原小学校体育館	調月小学校体育館	黒川備蓄倉庫	細野備蓄倉庫	桃源郷運動公園備蓄倉庫				
品目名																													
保存水500m l		80575	120	48	0	10560	72	168	48	48	48	96	96	96	0	8267	72	48	168	96	48	33216	144	408	192	0			
アルファ米		20986	0	0	0	2150	0	0	0	0	0	50	50	0	0	2500	0	0	50	50	0	4750	150	150	100	0			
保存パン		18274	100	50	0	800	50	150	50	50	50	50	50	100	0	650	50	50	100	50	50	100	100	100	100	0			
備蓄携帯トイレ		13500	0	0	0	3000	0	0	0	0	0	60	60	0	0	1560	0	0	120	60	0	120	240	60	60	0			
毛布		6100	450	10	210	510	10	50	10	10	10	40	40	108	0	412	230	10	0	50	10	80	282	120	50	0			
オムツ小人用		21116	0	0	0	1220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
オムツ大人用(パット含む)		8565	0	0	0	296	0	0	0	0	0	0	0	0	0	790	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0			
哺乳瓶(使い捨て)		500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
生理用品		21778	0	0	0	3284	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4574	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0			
懐中電灯		150	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1	2	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0			
ヘッドライト		158	0	0	28	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
テント		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
組立トイレ		44	0	0	2	9	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	3	0	0	0	0	1	0	0	2	0			
簡易トイレ		135	30	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	5	5	10	5	10			
簡易ルームテント		24	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0			
ワンタッチバーベキュー		158	4	3	0	0	3	2	3	4	3	2	2	5	0	4	4	2	2	2	3	3	3	2	2	0			
移動かまど		8	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
浄水装置		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
発電機		80	3	1	3	0	1	1	1	1	1	1	1	2	3	1	1	1	2	2	1	2	1	2	2	0			
投光器		146	14	2	5	0	2	2	2	2	2	2	2	3	8	2	2	2	3	3	2	3	2	3	3	0			
投光三脚		139	10	2	5	0	2	2	2	2	2	2	2	3	5	2	2	2	3	3	2	3	2	3	3	0			
コードリール		135	4	2	3	0	2	2	2	2	2	2	2	3	0	2	2	2	3	3	2	3	2	3	3	0			
テレビ		41	0	1	0	0	1	1	1	1	1	0	0	2	0	1	1	0	1	1	1	0	1	1	1	0			
カセットコンロ		78	2	1	0	13	1	3	1	1	1	1	1	2	0	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	0			
やかん		64	2	1	0	0	1	3	1	1	1	1	0	2	0	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	0			
ホワイトボード		37	0	1	0	0	1	1	1	1	1	0	0	1	0	0	1	1	1	1	1	0	1	1	0	0			
携行缶		64	3	1	2	0	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	2	2	1	2	1	2	2	0			
ヘルメット		119	0	2	0	0	2	2	2	2	2	2	2	2	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0			
担架		13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
救助工具セット		30	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
油圧ジャッキ		30	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
チェーンソー		39	3	0	1	0	0	0	0	0	0	2	2	1	2	0	0	0	2	2	0	2	0	2	2	0			
防護服		37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	1	0	0	0	0	2	2	0	2	0	2	2	0			
折りたたみリヤカー		52	0	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0			
拡声器		78	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1	2	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0			
救命胴衣		95	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
救急セット		32	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
ハンドリフト		3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0			

		貴志川															
		50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	
品目名	合計数量	河南図書館	貴志川支所水防倉庫	貴志川支所駐車場防災倉庫	貴志川生涯学習センター	貴志川中学校防災倉庫	中貴志小学校体育館	貴志川高等学校体育館	西貴志小学校体育館	東貴志小学校体育館	東貴志コミュニティセンター	西貴志コミュニティセンター	丸瀬コミュニティセンター	丸瀬小学校体育館	和歌山県農業試験場	交番横防災倉庫	
保存水500m l	80575	9000	0	48	144	72	72	48	48	48	48	92	144	48	72	0	
アルファ米	20986	2600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
保存パン	18274	9569	0	50	100	50	50	50	50	50	50	50	100	50	40	0	
備蓄携帯トイレ	13500	2820	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
毛布	6100	280	0	20	30	520	10	10	10	10	10	20	30	10	10	126	
オムツ小人用	21116	1220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
オムツ大人用(パット含む)	8565	5458	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
哺乳瓶(使い捨て)	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
生理用品	21778	4574	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
懐中電灯	150	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	
ヘッドライト	158	0	0	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
テント	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
組立トイレ	44	0	0	4	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
簡易トイレ	135	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
簡易ルームテント	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ワンタッチパーテーション	158	0	0	2	4	4	3	4	3	3	2	2	2	3	3	0	
移動かまど	8	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
浄水装置	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
発電機	80	0	3	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	
投光器	146	0	0	8	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	
投光三脚	139	0	0	8	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	
コードリール	135	10	0	8	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	
テレビ	41	0	0	1	0	1	1	1	1	1	0	0	0	1	1	0	
カセットコンロ	78	0	0	1	2	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	0	
やかん	64	0	0	1	2	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	0	
ホワイトボード	37	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0	0	0	1	1	0	
携行缶	64	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	
ヘルメット	119	0	0	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	
担架	13	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
救助工具セット	30	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
油圧ジャッキ	30	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
チェーンソー	39	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
防護服	37	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
折りたたみリヤカー	52	0	2	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	
拡声器	78	0	5	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	
救命胴衣	95	0	18	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
救急セット	32	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ハンドリフト	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

13 清掃

13-1 エネルギー回収推進施設

令和6年1月現在

設 置 主 体	処理能力 (t/日)	所 在 地	電 話 番 号
紀の海クリーンセンター	135	紀の川市桃山町最上 1290-94	0736-66-1813

13-2 マテリアルリサイクル推進施設

令和6年1月現在

設 置 主 体	処理能力 (t/日)	所 在 地	電 話 番 号
紀の海クリーンセンター	17	紀の川市桃山町最上 1290-94	0736-66-1813

13-3 し尿処理施設

令和6年1月現在

設 置 主 体	処理能力 (t/日)	所 在 地	電 話 番 号
那賀衛生環境整備組合	165	紀の川市桃山町調月12	0736-66-1851

13-4 廃棄物運搬車

令和6年1月現在

地 域	ご み 処 理			し 尿 処 理		
	収集形態	ごみ運搬車 (台)	積載量 (t)	収集形態	し尿運搬車 (台)	積載量 (kℓ)
打 田	直営	31	58	許可	10	29
粉 河				許可	7	20
那 賀				直営	4	10
桃 山	委託(打田地域)	6	14	許可	4	17
貴志川				許可	5	15

13-5 斎場

令和6年1月現在

名 称	所 在 地	炉数	電 話 番 号
五色台聖苑 (広域施設組合)	紀美野町国木原577-4	9	073-489-5505

14 危険物施設等

14-1 危険物施設

(消防法上の完成許可分)

令和6年1月現在

市名 製造所等の別		紀 の 川 市					合 計
		打 田	粉 河	那 賀	桃 山	貴志川	
製 造 所					2		2
貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	4	3	2	3	7	19
	屋外タンク貯蔵所	6			6	6	18
	屋内タンク貯蔵所		1	1	1	2	5
	地下タンク貯蔵所	5		1	7	4	17
	簡易タンク貯蔵所						0
	移動タンク貯蔵所	7	7	2	25	6	47
	屋 外 貯 蔵 所	3	1		3		7
	小 計	25	12	6	45	25	113
取 扱 所	給 油 取 扱 所	5	4	1	3	6	19
	自家給油取扱所	8	6	1	5	7	27
	第一種販売取扱所						0
	第二種販売取扱所						0
	一 般 取 扱 所	9	2	1	7	5	24
	小 計	22	12	3	15	18	70
合 計		47	24	9	60	43	183

14-2 高圧ガス関係事業所

1 高圧ガス製造施設

令和6年1月現在

No.	事業所名	所在地	区分	種別
1	大崎産業(株)貴志川LPGセンター	紀の川市貴志川町北415	液石	1種
2	三保産業(株)和歌山工場	紀の川市杉原下嶋306-52	液石	1種
3	吉田工業(株)	紀の川市貴志川町前田16	一般	1種
4	紀の里農業協同組合竜門選果場	紀の川市荒見759-1	一般	1種
5	紀の里農業協同組合東部流通センター	紀の川市名手市場282	一般	1種
6	(株)メイワ	紀の川市長田中345-1	一般	1種
7	粉河ガス(株)	紀の川市東野9-3	液石	1種
8	小林工業(株)	紀の川市桃山町市場654	一般	1種
9	(株)稲築サンエンス	紀の川市桃山町調月2823-6	一般	1種
10	(株)大上石油店	紀の川市中井阪389	液石	1種
11	(株)総合車両製作所和歌山事業所	紀の川市北勢田770-8	一般	1種
12	和歌山ノーキョー食品工業(株)桃山工場	紀の川市桃山町調月980	一般	1種
13	紀の里農業協同組合農産物流通センター	紀の川市井田298	一般	1種
14	紀の里農業共同組合川原選果場	紀の川市野上556	一般	1種
15	紀の里農業協同組合西部流通センター	紀の川市竹房501-2	一般	1種
16	有限会社小田崎物流	紀の川市桃山町調月583番地	液石	1種
17	三洋電機(株)和歌山工場	紀の川市打田612-1	一般	1種
18	(株)小川製作所	紀の川市西三谷281	一般	2種
19	Bright・Anneal(株)	紀の川市南志野479番地2	一般	2種
20	(株)デュプロ和歌山事業所	紀の川市西脇217-8	一般	2種
21	公立那賀病院	紀の川市打田1282	一般	2種
22	ハグルマ(株)桃山工場	紀の川市桃山町調月1758-8	一般	2種
23	中部抵抗器(株)	紀の川市北勢田726-11	一般	2種
24	バンドー化学(株)和歌山工場	紀の川市桃山町最上1242-5	一般	2種
25	紀和化学工業(株)	紀の川市貴志川町北1961	一般	2種
26	(株)丸和	紀の川市桃山町調月1758-6	一般	2種
27	Bright・Anneal(株)	紀の川市北勢田451-1	一般	2種
28	平和エンジニアリング(株)	紀の川市北勢田726-12	一般	2種
29	(株)メイワ	紀の川市長田中345-1	一般 液石	2種
30	和歌山ノーキョー食品工業(株)桃山工場	紀の川市桃山町調月980	一般	2種

2 高圧ガス貯蔵施設

令和5年1月現在

No.	事業所名	所在地	区分	種別
1	ハグルマ(株)桃山工場	紀の川市桃山町調月1758-8	一般	1種
2	紀和化学工業(株)	紀の川市貴志川町北1961	一般	1種
3	(株)稲築サンエンス	紀の川市桃山町調月2823-6	一般	1種
4	バンドー化学(株)和歌山工場	紀の川市桃山町最上1242-5	一般	1種
5	(株)丸和	紀の川市桃山町調月1758-6	一般	1種
6	Bright Anneal(株)	紀の川市北勢田451-1	一般	1種
7	Bright Anneal(株)	紀の川市南志野479-2	一般	2種
8	(株)小川製作所	紀の川市西三谷281	一般	2種
9	公立那賀病院	紀の川市打田1282	一般	2種
10	(株)デュプロ和歌山事業所	紀の川市西脇217-8	一般	2種
11	中部抵抗器(株)	紀の川市北勢田726-11	一般	2種
12	平和エンジニアリング(株)	紀の川市北勢田726-12	一般	2種

3 LPガス販売事業者

令和5年1月現在

No.	事業所名	所在地
1	(株)大上石油	紀の川市中井阪103
2	上野商店	紀の川市東国分120
3	中川燃料店	紀の川市粉河843
4	ガスショップオオノ	紀の川市粉河1813
5	恩賀建材(株)	紀の川市粉河410-2
6	鈴木商店	紀の川市東野71-1
7	(有) 沢田石油店	紀の川市穴伏305
8	片山燃料店	紀の川市名手市場557-9
9	佐田プロパン店	紀の川市名手市場2-5
10	竹田燃料店	紀の川市名手市場1065-4
11	清原プロパン店	紀の川市名手市場647
12	(有) 宮村石油店	紀の川市桃山町元289
13	小坂商店	紀の川市貴志川町神戸703
14	相互ガス(株)	紀の川市貴志川町神戸813
15	松本プロパン店	紀の川市貴志川町北1312
16	山田商店	紀の川市貴志川町井ノ口430
17	(有) 土井	紀の川市風市84-1
18	紀の川市西地区ガス協同組合	紀の川市貴志川町北415
19	粉河LPガス販売協同組合	紀の川市東野71-1
20	那賀LPガス販売協同組合	紀の川市名手市場2-5

14-3 毒物・劇物使用事業所

令和6年1月現在

事業所名	所在地	使用品目
ハバジット日本(株)	紀の川市長田中460	レソルシノール
北広ケミカル(株)	紀の川市桃山町調月713-18	水酸化ナトリウム 水酸化カリウム

14-4 放射性同位元素等取扱事業所

令和6年1月現在

No.	事業所名	郵便番号	所在地	区分	分類	番号	年
1	公立那賀病院	649-6414	紀の川市打田1282	発	医	使第4835号	1998
2	西村工業株式会社	649-6407	紀の川市池田新 111-1紀北西道路 作業所	密	民	第8-6180号	2011
3	奥村組土木興行(株)紀北東道路 中津川地区改良工事	649-6402	紀の川市北勢田1081	密	民	第8-8758号	2013
4	西村工業(株)粉河作業所	649-6431	紀の川市寺長3356-1	密	民	第8-8171号	2012
5	(株)東組	649-6112	桃山町調月347 調月他補修工事 紀の川作業所	密	民	第8-16044号	2002
6	和歌山県農業試験場	640-0423	紀の川市貴志川町 高尾160	密	研	届第1-120号	1971

15 条例・規則等

15-1 紀の川市防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、紀の川市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 紀の川市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市町に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の数は、30人以内とし、委員は次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 和歌山県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 和歌山県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長及び教育部長
 - (7) 消防長及び消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めて委嘱する者
- 6 前項第8号及び第10号の委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門事項を調査させるために専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、市の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年11月7日から施行する。

附 則 (平成19年3月27日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年9月25日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

紀の川市防災会議委員の構成員

No.		所 属 等
1	会長	紀の川市長
2	委員	和歌山地方気象台次長
3	〃	国土交通省近畿整備局和歌山河川国道事務所防災課長
4	〃	陸上自衛隊自衛隊信太山駐屯地第37普通科連隊第5中隊長
5	〃	那賀振興局長
6	〃	岩出警察署長
7	〃	紀の川市副市長
8	〃	紀の川市教育長
9	〃	那賀消防組合消防本部消防長
10	〃	紀の川市消防団長
11	〃	紀の川市福祉部長
12	〃	紀の川市農林商工部長
13	〃	紀の川市建設部長
14	〃	紀の川市教育部長
15	〃	西日本旅客鉄道株式会社橋本駅長
16	〃	関西電力送配電株式会社和歌山支社橋本地域担当部長
17	〃	西日本電信電話株式会社和歌山支店 設備部長
18	〃	日本郵便株式会社 (紀の川市内郵便局長代表) 池田郵便局長
19	〃	和歌山バス那賀株式会社取締役社長
20	〃	紀の川市自治連絡協議会長
21	〃	紀の川市議会議長
22	〃	JA紀の里農業協同組合総合管理課長
23	〃	那賀医師会 副会長
24	〃	紀の川市建設業協会会長
25	〃	和歌山県石油商業組合 那賀支部 支部長
26	〃	紀の川市民生委員児童委員連絡協議会 (女性代表)

27	〃	紀の川市女性防火クラブ連絡協議会代表者
28	〃	紀の川市赤十字奉仕団紀の川地区委員長
29	〃	紀の川市母子保健推進委員会長
30	〃	紀の川市保育所（園）こども園連絡会会長

15-2 紀の川市災害対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき紀の川市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策本部に、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員を置く。

3 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属する災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年11月7日から施行する。

附 則（平成24年9月28日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

15－3 大規模工場等の用途及び規模の基準に関する条例

紀の川市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模の基準に関する条例

平成29年9月28日

条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号ハの規定に基づき、浸水想定区域内にある大規模な工場その他の施設で当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に紀の川市地域防災計画に名称及び所在地を定めるものの用途及び規模を定めるものとする。

(用途及び規模)

第2条 水防法第15条第1項第4号ハの条例で定める用途及び規模は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が1万平方メートル以上のものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

15-4 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

令和5年4月1日改正

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条 第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)/泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条 第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内

救助の種類	対象	費用の限度額				期間	備考		
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額				災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型応急住宅と同様。		
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230 円以内				災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)		
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費				災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（全焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内				災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること		
		区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
			冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
冬	10,100		13,200	18,800	22,300	28,100	3,700		
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班...使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所...国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内				災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上		
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額				分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上		
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費				災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上		

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災した住宅の応急修理 (住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理)	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して1世帯当たり 50,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内に完了	
被災した住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理)	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000 円以内	災害発生の日から 3 ヶ月以内 (災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6 ヶ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学生生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800 円 中学生生徒 5,100 円 高等学校等生徒 5,600 円	災害発生の日から (教科書) 1 ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12 歳以上) 213,800 円以内 小人(12 歳未満) 175,200 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費・人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,500 円以内 一 既存建物借上費 時 通常の実費 保 既存建物以外 存 1 体当たり 5,500 円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たりの平均 138,700 円以内	災害発生の日から 10 日以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については 100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については 100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については 100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については 100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については 100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については 100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については 100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

16 参考法令

災害対策基本法第23条の2（市町村災害対策本部）

市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

- 2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。
- 3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。
- 4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。
この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
 - 一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
 - 二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
- 5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

河川法第48条（危害防止のための措置）

ダムを設置する者は、ダムを操作することによつて流水の状況に著しい変化を生ずると認められる場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係都道府県知事、関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

気象業務法第15条の2

気象庁は、第十三条の二第一項の規定により、気象、地象、津波、高潮及び波浪の特別警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその特別警報に係る警報事項を警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の特別警報以外の特別警報をした場合において、当該特別警報の必要がなくなつたときも同様とする。

- 2 前項の通知を受けた都道府県の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知しなければならない。

- 3 前条第二項の規定は、警察庁、消防庁、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関が第一項の通知を受けた場合に準用する。
- 4 第二項又は前項において準用する前条第二項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。
- 5 前条第五項の規定は海上保安庁の機関が第一項の通知を受けた場合に、同条第六項の規定は日本放送協会の機関が第一項の通知を受けた場合に、それぞれ準用する。

災害救助法第30条（繰替支弁）

都道府県知事は、第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととした場合又は都道府県が救助に要する費用を支弁するいとまがない場合においては、当該救助に係る災害発生市町村等に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができる。

災害対策基本法第71条（都道府県知事の従事命令等）

都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第五十条第一項第四号から第九号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第七条から第十条までの規定の例により、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又はその職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

- 2 前項の規定による都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、その一部を市町村長が行うこととすることができる。

災害対策基本法第82条第1項（損失補償等）

国又は地方公共団体（港務局を含む。）は、第六十四条第一項（同条第八項において準用する場合を含む。）、同条第七項において同条第一項の場合について準用する第六十三条第二項、第七十一条、第七十六条の三第二項後段（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、第七十六条の六第三項後段若しくは第四項又は第七十八条第一項の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

災害対策基本法第84条第1項（応急措置の業務に従事した者に対する損害補償）

市町村長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が、第六十五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定又は同条第二項において準用する第六十三条第二項の規定により、当該市町村の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、当該市町村は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

災害対策基本法第56条（市町村長の警報の伝達及び警告）

市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

災害対策基本法第60条（市町村長の避難の指示等）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

- 2 前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。
- 3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。
- 4 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。
- 6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第一項から第三項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。
- 7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
- 8 第六項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

地すべり等防止法第25条（立退の指示）

都道府県知事又はその命じた職員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる。この場合においては、都道府県知事又はその命じた職員は、直ちに、当該区域を管轄する

警察署長にその旨を通知しなければならない。

水防法第29条（立退きの指示）

洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

災害対策基本法第61条（警察官等の避難の指示）

前条第一項又は第三項の場合において、市町村長が同条第一項に規定する避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。

- 2 前条第二項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退きを指示する場合について準用する。
- 3 警察官又は海上保安官は、第一項の規定により避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 4 前条第四項及び第五項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

警察官職務執行法第4条（避難等の措置）

警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

- 2 前項の規定により警察官がとつた処置については、順序を経て所属の公安委員会にこれを報告しなければならない。この場合において、公安委員会は他の公の機関に対し、その後の処置について必要と認める協力を求めるため適当な措置をとらなければならない。

自衛隊法第94条（災害派遣時等の権限）

警察官職務執行法第4条並びに第6条第1項、第3項及び第4項の規定は、警察官がその場に行かない場合に限り、第83条第2項、第83条の2又は第83条の3の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第4条第2項中「公安委員会」とあるのは、「防衛大臣の指定する者」と読み替えるものとする。

「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」

第4章 災害救助用米穀の販売

I 通常時の販売

第11 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例

(1) 農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事（以下「知事」という。）又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）からの災害救助用米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア 災害救助法（昭和22年法律第118号）が発動され、救助を行う場合

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が発動され、救援を行う場合

(2) (1) の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア 政策統括官が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀は、国内産米穀とする。

イ 知事は、災害救助用米穀を政策統括官から全量買い受ける。

ウ イの米穀を販売する価格は、政策統括官が別途定める。

エ 災害救助法が発動され、救助を行う場合、代金の納付期間は30日以内であって政策統括官と知事が協議して決定した期間とし、担保及び金利を徴しないものとする。ただし、次に掲げる要件を全て満たす場合は、3か月以内で政策統括官と知事が協議して決定した期間とする。

a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

b 自衛隊の派遣が行われていること。

c 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、政策統括官がやむを得ないと認めること。

(イ) (1) のイの場合は、3か月以内であって政策統括官と知事が協議し決定した期間とする。

2 災害救助用米穀の引渡方法

政策統括官は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売する場合は、以下により販売手続を行う。

(1) 政策統括官は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す場合は、知事と売買契約書（案）（様式4-24）により契約を締結する。

(2) 政策統括官は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

(3) 政策統括官は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認める場合は、(1) 及び (2) の規定にかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、政策統括官は、当該米穀の引渡し後遅滞なく知事と売買契約書（案）（様式4-24）により契約を締結するものとする。

災害救助法第13条（事務処理の特例）

都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により災害発生市町村等の長が行う事務を除くほか、災害発生市町村等の長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

河川法第22条第1項（洪水時等における緊急措置）

洪水、津波、高潮等による危険が切迫した場合において、水災を防御し、又はこれによる被害を軽減する措置をとるため緊急の必要があるときは、河川管理者は、その現場において、必要な土地を使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

道路交通法第4条第1項（公安委員会の交通規制）

都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。この場合において、緊急を要するため道路標識等を設置するいとまがないとき、その他道路標識等による交通の規制をすることが困難であると認めるときは、公安委員会は、その管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、道路標識等の設置及び管理による交通の規制に相当する交通の規制をすることができる。

災害対策基本法第76条第1項（災害時における交通の規制等）

都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三十九条第一項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

道路法第46条（通行の禁止又は制限）

道路管理者は、左の各号の一に掲げる場合においては、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

- 一 道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合
- 二 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合

災害対策基本法施行令第33条第1項

都道府県知事又は公安委員会は、前条第二号に掲げる車両については、当該車両の使用者の申出により、当該車両が同号の災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。

〔参考〕災害対策基本法施行令第32条の2

法第七十六条第一項の政令で定める車両は、次に掲げるもの（第二号に掲げる車両にあつては、次条第三項の規定により当該車両についての同条第一項の確認に係る標章が掲示されているものに限る。）とする。

- 一 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第三十九条第一項の緊急自動車
- 二 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両（前号に該当するものを除く。）

災害対策基本法第72条（都道府県知事の指示等）

都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。

- 2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策（応急措置を除く。以下この項において同じ。）が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。
- 3 前二項の規定による都道府県知事の指示又は要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

災害対策基本法第29条（職員の派遣の要請）

都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人に限る。以下この節において同じ。）に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

- 2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。）に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。
- 3 都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前二項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

災害対策基本法第30条（職員の派遣のあつせん）

都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

- 2 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第二百五十二条の十七の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第二百二十四条第一項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の

職員に限る。)の派遣についてあつせんを求めることができる。

- 3 前条第三項の規定は、前二項の規定によりあつせんを求めようとする場合について準用する。

災害対策基本法第72条（都道府県知事の指示等）

都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。

- 2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策（応急措置を除く。以下この項において同じ。）が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。
- 3 前二項の規定による都道府県知事の指示又は要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

災害対策基本法第74条の4（指定行政機関の長等に対する応援の要求等）

第七十条第三項に規定するもののほか、都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

災害対策基本法第78条の2（指定行政機関の長等による応急措置の代行）

指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、災害の発生により市町村及び当該市町村を包括する都道府県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、法令又は防災計画の定めるところにより、当該市町村の市町村長が第六十四条第一項及び第二項並びに第六十五条第一項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

- 2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
- 3 第一項の規定による指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

水防法第33条第1項（水防計画）

指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

水防法第15条第1項（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

市町村防災会議（災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第14条第1項若しく

は第2項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第14条の2第1項若しくは第2項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第1項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第4号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

- 一 略
- 二 略
- 三 略

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。

第3項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

- イ 略
- ロ 略

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第15条の4において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

- 五 略

水防法第15条第2項

市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第4号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

- 一 前項第4号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）

当該施設の所有者又は管理者及び次条第9項に規定する自衛水防組織の構成員

- 二 前項第4号ロに掲げる施設

当該施設の所有者又は管理者（第15条の3第6項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

- 三 前項第4号ハに掲げる施設

当該施設の所有者又は管理者（第15条の4第1項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

第 6 編 様式編

1 被害状況の報告

1-1 被害状況即報

市 町 村					区 分			被 害	
災 害 名 ・ 報 告 番 号			災害名 第 報 (月 日 時現在)		田	流失・埋没	ha		
						冠 水	ha		
						畑	流失・埋没	ha	
							冠 水	ha	
報 告 者 名					そ	文 教 施 設	箇所		
区 分			被 害			病 院	箇所		
人 的 被 害			死 者 人			道 路	箇所		
負 傷 者			重 傷 人			橋 り よ う	箇所		
			軽 傷 人		河 川	箇所			
住 家 被 害	全 壊		棟		の	港 湾	箇所		
			世帯			砂 防	箇所		
			人			清 掃 施 設	箇所		
	半 壊		棟			崖 崩 れ	箇所		
			世帯			鉄 道 不 通	箇所		
			人			被 害 船 舶 隻			
	一 部 破 損		棟			他	水 道 戸		
			世帯				電 話 回 線		
			人				電 気 戸		
	床 上 浸 水		棟				ガ ス 戸		
			世帯			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		
			人						
	床 下 浸 水		棟			罹 災 世 帯 数	世帯		
			世帯				罹 災 者 数	人	
			人				火 災 発 生		
	非 住 家	公 共 建 物		棟			建 物	件	
そ の 他		棟		危 険 物	件				
					そ の 他	件			

区 分		被 害				
公 立 文 教 施 設	千円		災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況			
農 林 水 産 業 施 設	千円					
公 共 土 木 施 設	千円					
その他の公共施設	千円					
小 計	千円					
公共施設被害市町村数	団体					
そ の 他	農 業 被 害	千円		災 適 害 用 救 助 状 況		
	林 業 被 害	千円				
	畜 産 被 害	千円				
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
	そ の 他	千円		消防職員出動延人数	人	
被 害 総 額	千円		消防団員出動延人数	人		
備 考	災 害 発 生 場 所 災 害 発 生 年 月 日 災 害 の 種 類 概 況 応 急 対 策 の 状 況 ・ 消 防、水 防、救 急・救 助 等 消 防 機 関 の 活 動 状 況 ・ 避 難 の 勧 告・指 示 の 状 況 ・ 自 主 避 難 の 状 況 ・ 避 難 所 の 設 置 状 況 ・ 他 の 地 方 公 共 団 体 へ の 応 援 要 請、応 援 活 動 の 状 況 ・ 自 衛 隊 の 派 遣 要 請、出 動 状 況 ・ ボ ラ ン テ ィ ア セ ン ター 設 置 状 況（設 置 の 有 無 及 び 設 置 場 所） ・ ボ ラ ン テ ィ ア の 活 動 状 況（受 入 の 有 無 及 び 派 遣 の 有 無 等） ・ そ の 他 関 連 事 項					

※被害額は省略することができるものとする。

1-2 災害概況即報

災害名 _____

報告日時	月 日 時 分
市 町 村	
報告者名	
電話番号	

災害 の 状 況	発生場所				発 生 日 時		月 日 時 分		
被 害 の 状 況	死 傷 者	死 者	人	不明 人	住 家	全 壊	棟	一部破損	棟
		負 傷 者	人	計 人		半 壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等 設 置 状 況								

1-3 被害状況報告

概況	月	日現在
中間	月	日現在
確定	月	日

災害の種別	
発生年月日	
発生場所	

区 分					被害	区 分					被害	区 分					被害	対 応 措 置 等										
人的被害	死 者		1	人		文教施設	全 壊		30	箇所		農林水産業施設	農 地		6 2	千円		市の防災体制		発令	解除							
	行 方 不 明		2	人			半 壊		31	箇所			農 業 用 施 設		6 3	千円												
	負傷者	重 傷		3	人			そ の 他		32	箇所			林 業 用 施 設		6 4	千円											
		軽 傷		4	人			(計)		33	箇所			共同利用施設 (農林)		6 5	千円											
住家	全 壊		5	棟		農地被害	田	流失、埋没		34	h a			土	共同利用施設 (水産)		6 6				千円		市の水防体制	発令	解除			
			6	世帯				畑	冠 水		35		h a			(計)		6 7	千円									
			7	人			流失、埋没		36	h a		道 路		6 8	千円													
	半 壊		8	棟			一 般 休 地	冠 水		37	h a		木	橋 り ょ う		6 9				千円								
			9	世帯		畦 畔		38	箇所		河 川			7 0	千円													
			10	人		一般休地		39	箇所		海 岸			7 1	千円					市災害対策本部	設置							
	一 部 破 損		11	棟		農林水産業施設	農 業 用 施 設		40	箇所		施 設	港 湾		7 2	千円		災の 害適 救用 助状 法況										
			12	世帯			林 業 用 施 設		41	箇所			砂 防		7 3	千円												
			13	人			共同利用施設 (農林)		42	箇所			漁 港		7 4	千円												
	床 上 浸 水		14	棟			共同利用施設 (水産)		43	箇所			その他公共施設	(計)		7 5	千円											
			15	世帯		土	道 路		44	箇所		病 院		7 6	千円													
			16	人			橋 り ょ う		45	箇所		水 道		7 7	千円													
	床 下 浸 水		17	棟			木	河 川		46	箇所			県	清 掃 施 設		7 8	千円										
			18	世帯		海 岸		47	箇所		一 般		7 9		千円													
			19	人		港 湾		48	箇所		公 営 企 業		8 0		千円													
	罹災者	世 帯		20	世帯			設	砂 防		49	箇所			施 設	公 社		8 1	千円									
		人 員		21	人		漁 港		50	箇所		市 町 村		8 2		千円												
非住	公共建物 県	全 壊		22	棟		衛生関係施設		病 院		51	箇所		(計)		8 3	千円		避難 命令 令									
		半 壊		23	棟				水 道		52	箇所		小 計		8 4	千円											

1-3 被害狀況報告

その他	市町村	全壊	24	棟		清掃施設	53	箇所		公共施設被害市町村数	85	団体					
		半壊	25	棟		商工関係	54	箇所		その他の	農産被害	86	千円				
		(計)	26	棟		がけくずれ	55	箇所			林産被害	87	千円				
	全壊	27	棟	交通通信被害	鉄道不通	56	箇所		畜産被害		88	千円					
	半壊	28	棟			船舶被害	57				水産被害	89	千円				
	(計)	29	棟			通信被害	58	回線			商工被害	90	千円		消防職員 出動延人員	人	
	その他				その他	停電被害	59	軒数				その他	91	千円		消防団員 出動延人員	人
							ガス被害	60				被害総額	92	千円			
							文教施設	61	千円								

報告者	課	庁内電話	

明細表 1 民生關係

被害状況報告	概況 中間 確定	年 年 年	月 月 月	日 日 日	時 時 時	分 分 分	現在 現在 現在
(死者又は行方不明者分)	災害名						

[illegible]

死亡 計	0						
行方不明計	0						

明細表2

被害状況報告

概況 年 月 日 時 分現在
中間 年 月 日 時 分現在
確定 年 月 日 時 分
災害名

市町村名	床上浸水	床下浸水	世帯数	主たる被災地(字名)	原因
計	0	0	0		

明細表3 教育関係

被害状況報告

概況 年 月 日 時 分現在
中間 年 月 日 時 分現在
確定 年 月 日 時 分
災害名

市町村名 区分					
学 校	全 壊	校数			
		学校名			
	半 壊	校数			
		学校名			
文化財 建造物	全 壊	棟数			
		名称			
	半 壊	棟数			
		名称			
臨時休校をした学校	小学校	校数			
		学校名			
	中学校	校数			
		学校名			
	高等学校	校数			
		学校名			
計			0	0	0

明細表4 公共施設関係

被害状況報告

概況 年 月 日 時 分現在
中間 年 月 日 時 分現在
確定 年 月 日 時 分
災害名

市町村名	区分	県庁舎		市庁舎		公立病院		公立診療所		し尿処理施設		ごみ処理施設	
		棟数	金額	棟数	金額	棟数	金額	棟数	金額	棟数	金額	棟数	金額
	全壊												
	半壊												
	その他												
	名称												
	全壊												
	半壊												
	その他												
	名称												
	全壊												
	半壊												
	その他												
	名称												

明細表5 道路、河川、農林水産施設関係

被害状況報告

概況 年 月 日 時 分現在
中間 年 月 日 時 分現在
確定 年 月 日 時 分
災害名

施設名	区分	位置		種類	延長巾員	復旧金額	内応急額	堤防高	今回水位	備考
		市町村	大字							

明細表6 急傾斜地、山地関係

被 害 状 況 報 告		概況 中間 確定 災害名	年 年 年	月 月 月	日 日 日	時 時 時	分 分 分	現在 現在 現在
市町村名		区 分						
区 分	地 区 名	延 長 (m)	面 積 (㎡)		住家の被害 (戸)		備 考	
土砂くずれ地すべり等 (住家に影響のあるもの)								
同上による人的被害及び 措置状況								

明細表7 農作物関係

被 害 状 況 報 告		概況 中間 確定 災害名	年 年 年	月 月 月	日 日 日	時 時 時	分 分 分	現在 現在 現在
市町村名		区 分						
水	冠 水	ha						
		t o n						
		千円						
	倒 伏	ha						
		t o n						
		千円						
稲	埋没・流出	ha						
		t o n						
		千円						
果 樹	み か ん	ha						
		t o n						
		千円						
	柿	ha						
		t o n						
		千円						
	桃	ha						
		t o n						
		千円						
	梅	ha						
		t o n						
		千円						
そ の 他	ha							
	t o n							
	千円							
そ さい	そ の 他	ha						
		t o n						
		千円						
そ の 他								

別表 被害状況認定及び報告書記入の基準

被害の種類		報告番号	基準
人的被害	死者	1	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明	2	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者	3	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月以上の治療を要する見込みのもの。
	軽傷者	4	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月未満で治療できる見込みのもの。
住家被害	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯		生計を一にしている実際の生活単位をいう。
	住家全壊（全壊・流失）	5～7	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊（半壊）	8～10	住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	11～13	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で補修を必要とする程度のものである。ただしガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	14～16	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	17～19	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
罹災者	罹災世帯	20	災害により被害をうけ、通常の生活を維持することができなくなった生計を一にしている世帯で、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	罹災人員	21	罹災世帯の構成人員をいう。
非住家	非住家		住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	22～26	公用又は公共の用に供する建物。
	その他	27～29	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物（全壊、半壊したもののみ）をいう。
文教施設	文教施設	30～33	小、中、高校、特別支援学校、幼稚園における教育の用に供する施設。全壊、半壊は、住家の全壊、半壊に準じるものとする。
農地	田畑の流失埋没	34～37	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。畑については、田の例に準じて取り扱うものとする。
	田畑の冠水	34～37	田については、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。畑については田の例に準じて取り扱うものとする。
	畦畔	38	田及び畑の畦畔をいう。

2 災害救助法関係様式

2-1 災害救助費概算額調

様式1

災 害 救 助 費 概 算 額 調
(災 害 名)

紀の川市

種 目 別 区 分				員数	単価	金額	備 考	
I 救助業務に要した経費					円	円		
1 救助費								
(1)	避難所設置費	避難所	延人					
		福祉避難所	延人					
		ホテル・旅館など	延人					
		計	延人					
(2)	応急仮設住宅設置費	建設型応急住宅	戸					
		借上型仮設住宅	戸					
		計	戸					
(3)	炊出しその他による食品の給与費		延人					
(4)	飲料水の供給費							
(5)	被服寝具その他生活必需品給(貸)与費	全壊(焼)流出	世帯					
		半壊(焼)・床上浸水	世帯					
		計	世帯					
(6)	医療及び助産費	医療	延人					
		助産	延人					
		計	延人					
(7)	被災者の救出費		人					
(8)	被災した住宅の応急修理費		世帯					
(9)	生業に必要な資金の貸与費		世帯					
(10)	学用品の給与費	小学校児童	教科書	人				
			文房具等	人				
		中学校生徒	教科書	人				
			文房具等	人				
		高等学校等生徒	教科書	人				
			文房具等	人				
	計		人					
(11)	埋葬費	大 人	体					
		小 人	体					
		計	体					
(12)	死体の搜索費		体					
(13)	死体の処理費	洗浄、縫合、消毒等	体					
		一時保存	体					
		検案	体					
		計	体					
(14)	障害物の除去費		世帯					
(15)	輸 送 費							
(16)	賃金職員等雇上費							
2	実費弁償費		人					
3	扶助金		件					
4	損失補償		件					
5	法第19条の補償							
II 救助事務に要した経費								
1	都道府県事務費							
2	市町村事務費							
3	法第20条第1項の求償に係る事務費							
(合 計)								

2-2 災害救助基金報告書

様式2

令和〇〇年度災害救助基金報告書

紀の川市

概況	災害救助基金現在高 (令和 年 4月 1日)		A	円	備考
	当該年度における災害救助基金最少額		B	円	
	差引過△不足額		A-B=C	円	
	当該年度要積立額		D	円	
	当該年度積立予定額		E	円	
災害救助基金運用状況 (災害救助基金現在高内訳)	法第26条第1号の方法			円	
	同条第2号の方法			円	
	同条第3号の方法			円	
	計			円	
前年度決算状況	災害救助基金現在高 (令和 年 4月 1日)		F	円	
	災害救助基金最少額		G	円	
	差引過△不足額(F-G)		H	円	
	要積立額		I	円	
	積立額		J	円	
	支出額		K	円	
	応急仮設住宅払下収入金	基金繰入額		円	
		その他		円	
	生業資金返還額	基金繰入額		円	
		その他		円	

(注)「前年度決算状況」の各欄のうち、額が確定していないものについては見込額とすること。

2-3 避難所設置及び避難生活状況

様式3

避難所設置及び避難生活状況

						市町村名	
避難所の名称	種別	開設期間 月 日～ 月 日	延人員 人	物品使用状況		実支出額	備考
				品名	数量		
計							

- (注)1 「種別」欄は、避難所、福祉避難所、ホテル・旅館などの別に記入すること。
2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
3 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

様式4-1(建設型応急住宅)

応急仮設住宅台帳
(建設型応急住宅)

[illegible]

(注)1 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。

2 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。

3 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅等の別を記入する。

4 「仕様等」欄は、福祉仮設住宅やバリアフリー住宅等、入居者に配慮した設備の内容がわかるように記入すること。

5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。

6 「備考」欄は、入居後における経過を明らかにすること。

応急仮設住宅台帳
(借上型仮設住宅)

(注)1 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。

2 「所在地」欄は、借上型応急仮設住宅の所在住所を記入すること。

3 「間取り(対象人数)」欄は、2人以下等の家賃額上限を設定した際の部屋の広さに応じた居住可能人数を記入する。

4 「契約形態」欄は、「三者契約」、「2者契約と使用貸借」及び「その他」のいずれかで示す。

5 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにすること。

2-5 炊出し給与状況

様式5

炊出し給与状況

			市町村名	
炊出し場の名称	実施期間	延人員	実支出額	備考
	月 日～ 月 日	人	円	
計				

(注)「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

2-6 飲料水の供給簿

様式6

飲料水の供給簿

供給対象箇所の名称	供給期間	市町村名	
		実支出額	備考
	月 日～ 月 日	円	
計			

(注) 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

2-7 被服、寝具その他生活必需品の給与状況

様式7

被服、寝具その他生活必需品の給与状況

住家被害程度区分		世帯主 氏 名	基礎となっ た世帯構 成人員	給与月日	物資給与の品名			実支出額	備考
			人	月 日				円	
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

- (注) 1 住家の被害程度に、全壊(焼)流失又は半壊(焼)床上浸水の別を記入すること。
 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3 「物資給与の品名」欄は、実際に給与した物品名を品名として記載し、各給与数を記入すること。
 4 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

様式8

救護班活動狀況

救護班

班長:醫師 氏名 印

月日	市(区)町 村名	品目	措置の概要	経費 円	備考
計				円	

(注)「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

様式9

病院、診療所医療実施状況

(注)「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

様式10

助産台帳

[illegible]

様式 11

被災者救出状況記録簿

[illegible]

(注) 1 備考欄には使用した機械器具の使用用途概略を記載すること。
2 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。

様式 12

住宅応急修理記録簿

[illegible]

(注)1 実施に際し、複数の業者が施工した場合にはその旨を備考欄に記入すること。

様式13

生業資金貸付台帳

[illegible]

26

2-14 学用品の給与状況

様式14

学用品の給与状況

														市町村名		
学校名	学年	児童(生徒)氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳										実支出額	備考
					教科書					その他学用品						
					国語	算数	理科	社会	その他	鉛筆	ノート	絵の具セット	習字セット	その他		
小学校		人														
中学校		人														
高校		人														

- (注) 1 当該様式は、小学校、中学校、高等学校等教育機関の別に作成すること。
2 支給する学用品の品目については、教科書、文房具、通学用品、その他の学用品の範囲で個々の実情に応じて給与するものである。
3 給与月日欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与年月日を記入する。
4 給与品の内訳欄には、数量を記入し、備考欄には別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

様式15

埋葬台帳

[illegible]

- 28

様式16

死体処理台帳

[illegible]

2-17 障害物除去の状況

様式17

障害物除去の状況

整理番号	住家被害程度区分		除去に要した期間	市町村名	除去に要すべき状態の概要	備考
				実支出額		
			月 日～ 月 日	円		
計	半壊(焼)	世帯				
	床上浸水	世帯				

(注)1 除去に際し、複数の業者が施工した場合はその旨を備考欄に記入すること。

様式18

輸送記録簿

(注) 1 「目的」欄は主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。
2 県又は市町の車両による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
3 借上車両等による場合は、有償無償を問わず記入すること。
4 借上等に「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

2-19 実費弁償

様式19

(1) 令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況

								市町村名		
職種	従業員数		従事場所 (市町村)	従事期 間	実支出額				算定基準 による 算定額	備考
	実人員	延人員			日当	旅費	時間外 勤務手 当	計		
医師及び歯科 医師 薬剤師 保健師・助産 師・看護師 土木技術者 建築技術者 大工左官及び とび職	人	人			円	円	円	円	円	
計										

(注) 「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

様式20

(2)令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況

業者		従事者		従事場所(市町村)	従事期間	実支出額 円	備考
業種	数	実人員 人	延人員 人				
土木建築業者							
地方鉄道業者							
軌道経営者							
自動車 運送事業者							
船舶運送業者							
港湾運送業者							
計							

(注)「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

(3) 扶助金の支給状況

扶助金種類	件数	実支出額 円	積算基礎	備考
計				

(注) 1 「積算基礎」欄には支給基礎額及び支給額の積算基礎等を記入すること。
2 「備考」欄には、扶助金の支給を必要とした原因等の概要を記入すること。

(4) 損失補償費の状況

種類	実支出額	積算基礎	備考
計			

- (注) 1 「種類」欄には、法第 26 条の管理、使用、保管および収容の別に区分して記入すること。
2 「基礎積算」欄には、損失補償の額の積算基礎を記入すること。
3 「備考」欄には、損失補償の概要を記入すること。

様式23

法第19条の補償費の状況

区 分	実 支 出 額			備 考
	員 数	単 価	金 額	
1 人件費		円	円	
(1) 旅費				
(2) 役務費				
(3) 時間外勤務手当 及び深夜手当				
2 救護所設置費				
(1) 救護器材費				
(2) 消耗器材費				
(3) 借上料損料				
3 救護諸費				
(1) 薬剤				
(2) 治療材料				
(3) 医療器具破損料				
(4) 衛星材料				
(5) 死体の処理費				
(6) その他				
4 輸送費				
5 賃金職員等雇上費				
6 その他の費用				
7 扶助金				
(1) 療養扶助金				
(2) 休業扶助金				
(3) 障害扶助金				
(4) 遺族扶助金				
(5) 葬祭扶助金				
(6) 打切扶助金				
8 事務費				
(1) 消耗品費				
(2) 通信運搬費				
(3) その他				
計				

(注)「区分」の欄には、適宜必要な欄を設けて費目別に記入すること。

災害救助法第19条 都道府県等は、その都道府県知事等が第16条の規定により委託した事項を実施するため、日本赤十字社が支弁した費用に対し、その費用のための寄附金その他の収入を控除した額を補償する。

3 避難所の運営

3-1 避難者名簿

避難者名簿

避難所名						居住グループ					
①	入所日時	年 月 日 時 分				要配慮 区分※	職 業	住 所			
	ふりがな										
	代表者氏名										
②	家族 構 成	ふりがな 氏 名	年 齢	性 別	避 難 状 況 ※	※ 要 配 慮 区 分	職 業	電 話	()		
								携帯電話	()		
								所 属 自 治 会			
								家 の 被害状況	全壊・半壊・一部破損 停電・ガス停止・断水 電話不通		
								親 族 等 連 絡 先	住所 氏名 電話 ()		
								車 (使用者のみ)	車種 色 ナンバー		
								ペット	有(種類) 無		
		<<注意>>避難した人だけを書いてください。									
		※ 注 意 点	避難状況 ア. 避難所 イ. テント ウ. 車 エ. 在宅避難者 オ. 帰宅困難者 カ. その他 要配慮区分 1. 要介護 2. 視覚障害 3. 聴覚障害 4. 言語障害 5. 肢体不自由 6. 内部障害 7. 知的障害 8. 精神障害 9. 発達障害 10. 認知症 11. 乳幼児 12. 妊産婦 13. 難病 14. 傷病 15. 外国人 16. アレルギー 17. その他 ()								
			備考(特に配慮が必要なこと)								
③	個人情報の 取り扱い	ご家族の方々等に安否をお知らせするため、住所、氏名、性別を避難者名簿 等で公表し、また、他からの問い合わせに回答する予定ですが、希望しない 場合は、右の欄を「○」で囲んでください。							希望しない		

- 活動班編成時の参考としますので、過去の職業も含め、できる限り記入をお願いします。
- 避難者名簿の掲示・公開に同意されない場合でも、親類縁者の方から個別の安否確認の問い合わせには応じる場合があります。
- 配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等により個別の安否各確認の問い合わせに応じることに不都合がある方はその旨記載してください。
- 自分で記入できない方は、聞き取りますので、お申し出ください。

退所年月日	年 月 日	
退 出 先	住所：	
連 絡 先	電話番号： ()	携帯番号： ()
備 考		

避難者名簿（在宅避難者・車中泊用）

①	記入年月日	年 月 日 時 分				要配慮 区分※	職 業	住 所		
	ふりがな									
	代表者氏名									
②	家 族 構 成	ふりがな 氏 名	年 齢	性 別	避難 状況 ※	要 配 慮 区 分 ※	職 業	電 話	()	
								携帯電話	()	
								所 属 自 治 会		
								家 の 被害状況	全壊・半壊・一部破損 停電・ガス停止・断水 電話不通	
								親 族 等 連 絡 先	住所 氏名 電話 ()	
								車 (使用者のみ)	車種 色 ナンバー	
								ペット	有(種類) 無	
		<<注意>>避難した人だけを書いてください。								
		※ 注 意 点	避難状況 ア. 避難所 イ. テント ウ. 車 エ. 在宅避難者 オ. 帰宅困難者 カ. その他 要配慮区分 1. 要介護 2. 視覚障害 3. 聴覚障害 4. 言語障害 5. 肢体不自由 6. 内部障害 7. 知的障害 8. 精神障害 9. 発達障害 10. 認知症 11. 乳幼児 12. 妊産婦 13. 難病 14. 傷病 15. 外国人 16. アレルギー 17. その他 () 備考（特に配慮が必要なこと）							
③	個人情報の 取り扱い	ご家族の方々等に安否をお知らせするため、住所、氏名、性別を避難者名簿等で公表し、また、他からの問い合わせに回答する予定ですが、希望しない場合は、右の欄を「○」で囲んでください。						希望しない		
【車中泊の場合記入】 車中泊場所（必要に応じて地図を記載）										

※1 避難者名簿の掲示・公開に同意されない場合でも、親類縁者の方からの個別の安否確認の問い合わせには応じる場合があります。

※2 配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の事情により個別の安否確認の問い合わせに応じることに不都合がある方はその旨記載してください。

3-2 避難所収容日誌

避難所

責任者認印	月 日	収容人員	物品使用状況		記事	備考
			品 名	数 量		
計						

- 1 「収容人員」の欄は、当日の最多人員数を記入し、収容人員数の増減経過は「記事」の欄に記入すること。
- 2 「物品使用状況」の欄は、開設期間中に使用した品目別使用数量を記入すること。
- 3 他の市町村の住民を収容したときは、その住所氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

避難所

- 1 「摘要」欄には、購入又は受入先及び払出先を記入すること。
- 2 「備考」欄には、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
- 3 最終行欄に受払残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

4 食糧の調達・供給

4-1 炊出し受給者名簿

炊出し場

世帯主 氏名	家族 数	月 日			7 日 間 小 計			8 日目以降 小 計			合 計	実支出 額	備 考
		朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕			
計													

1 「備考」欄には、給食内容を記入すること。

4-2 食糧品現品給与簿

給 与 年月日	給 与 人 員	食数	給与物品内訳			受 領 書				
			米	パ ン	缶 詰	住 所	世 帯 主	家 族 数	受 領 印	避 難 先 住 所 氏 名

4-3 炊出しその他による食品給与物品受払簿

品 名				単位・呼称					
年 月 日		摘 要		受	払	残	購入単価	購 入 金 額	備 考
計									

- 1 「摘要」欄に、購入又は受入先及び払出先を記入すること。
- 2 最終行欄には、受払残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

4-4 炊出し用物品借用簿

品 名	数 量	期 間	金 額	所 有 者 氏 名	使 用 避 難 所 名	備 考

1 「期間」欄には、(月 日から 月 日まで 日間) と記入する。

5 自衛隊の派遣依頼

5-1 部隊等の派遣依頼書

第 号
年 月 日

和歌山県知事 殿

紀の川市長

部隊等の派遣依頼書

災害対策基本法第68条の2の規定により、部隊等の災害派遣を依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣を依頼する理由

2 派遣を希望する期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 区 域

(2) 活動内容

4 その他

5-2 部隊等の撤収依頼書

第 号
年 月 日

和歌山県知事 殿

紀の川市長

部隊等の撤収依頼書

○年○月○日災害派遣を受けた部隊等の撤収を下記のとおり依頼いたします。

記

- 1 撤収日付
- 2 撤収を依頼する理由

6 林野火災時の応援要請

6-1 林野火災用空中消火資機材借受申請書

第 号
年 月 日

和歌山県知事

殿

紀の川市長

林野火災用空中消火資機材借受申請書

和歌山県林野火災用空中消火資機材運用要綱第5条の規定により下記のとおり資機材を借り受けたいので申請します。

記

- 1 資機材借受けの目的
- 2 借受け希望資機材の種類及び数量
- 3 借受け希望期間
- 4 引渡し希望日時及び場所

6-2 林野火災用空中消火資機材使用報告書

		第	号
		年	月 日
和歌山県知事			
殿			
紀の川市長			
林野火災用空中消火資機材使用報告書			
年 月 日付け 消第 号により貸付け決定を受けた資機材の使用状況等について和歌山県林野火災用空中消火資機材運用要綱第11条の規定により下記のとおりですので報告いたします。			
記			
1 資機材の使用状況			
2 その他			
(1) 火災発生日時			
(2) 火災発生場所			
(3) 鎮火日時			
(4) 出火原因			
(5) 被害状況			
(6) 消火活動状況			
(7) その他参考事項			

7 ヘリコプターの運航要請

7-1 防災ヘリコプター緊急運航要請書

防災ヘリコプター緊急運航要請書

受信時間		時		分		現在	
1 要請機関名	TEL			発信者			
2 災害の種別	(1) 救急 (2) 救助 (3) 災害応急(調査・広報) (4) 火災防御 (5) その他						
3 活動内容	調査	広報	撮影	傷病者搬送	空中消火	救急	救助
	輸送 (品名数量			)		その他 ()	
4 発生場所 及び 発生時間	市町村		地内				
	(発生時間)	年	月	日	時	分	
	(目 標)						
	(離着陸場所)						
5 現地の気象 条件	天候	風向	風速	気温			
	視程	m	気象予警報 (	警報・注意報)			
6 現場指揮者	所属・職名・氏名						
7 現場との 連絡手段	無線種別 (主運用波 4 c h、統制波 1・2・3) 現場指揮本部 (車) 呼出名称 (コールサイン)						
8 要 請 を 必 要 と す る 理 由	※ 災害の状況、要請する活動内容、受け入れ体制を記入すること (救助の場合には、事故の原因、事故の状況、人数等も記入のこと)						
目 標	別添地図のとおり ※目標が明確となる大きめの図面を添付のうえ、住宅地図のページ数を明記のこと						

和歌山県防災航空センター TEL 0739-45-8211

FAX 0739-45-8213

9 傷病者搬送の場合	傷病者	フリガナ			年齢	歳	性別	男・女
		氏名						
	症状							
	離着場所の目標等	出場先の所在地及び目標			搬送先の所在地及び目標			
	搭乗者	医師の氏名				関係者の氏名		
		看護師の氏名						
	病院への搬送方法	救急車の手配	有・無		病院の手配	有・無		
	受入病院	所在地名称			連絡先	TEL		
搬送先の消防本部の担当者職氏名		消防本部		課 TEL				
10 必要資機材								
11 他航空機への要請		有・無		(有の場合) 機関名		要請機数		機
12 その他必要事項								

※ 以下の項目は、防災航空隊で出場の可否を決定の後、連絡します。

1 使用無線等	無線種別 (全国波、県波) 現場指揮本部 (車) 呼出名 (コールサイン)		
2 到着予定時間	年	月	日 (曜日) 時 分
3 活動予定時間	時間	分	
4 燃料の確保	要手配・手配不要		ℓ (ドラム缶 本)

受信者	和歌山県防災航空隊	

7-2 災害速報

災 害 速 報 （緊急運航第 号）

災害活動種別	1 救 急	2 救 助	3 災害応急(調査・広報)	4 火災防御	5 その他		
要 請 機 関 名							
発 生 場 所							
発 生 日 時	年 月 日 () 時 分 頃						
要 請 日 時	年 月 日 () 時 分				要請方法 電話及びFAX		
事 故 概 要							
要救助者(内訳)	死者(性別・年齢)		傷 病 者	重	症	名	
	名			中	等	症	名
	行方不明者			軽	症	名	
	名			そ	の	他	名
要 救 助 者 数	計 0 名						
活動の状況							
要救助者の 住所・氏名等 及び参考事項							
報 告 者 氏 名			活動従事者				

7-3 災害状況報告書

災 害 状 況 報 告 書

要 請 機 関 名			
要 請 活 動 種 別	(1) 救急 (2) 救助 (3) 災害応急(調査・広報) (4) 火災防御 (5) その他		
発 生 場 所			
発 生 日 時	年 月 日 () 時 分 頃		
要 請 日 時	年 月 日 () 時 分	要 請 方 法	
事 故 概 要			
災害発生場所 の 天 候	天候_____ 風向_____m 視程_____ 気温_____℃ 注意報等_____ 発令中		
死 傷 者 等	死者(性別・年齢) 計 名	負傷者等 名 うち重傷 名 軽傷 名	
	行方不明 名		
要 救 護 者 数		救助人員	名
活 動 の 状 況			
そ の 他 参 考 事 項			
報 告 者 氏 名			

8 義援金・救援物資の受付

8-1 義援金受付簿

No.	受 領 日	住 所	金 額 (円)	備 考
	入 金 日	氏 名		
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			

8-2 救援物資受付簿

No.	受 領 日	住 所	物 資 名	数 量	備 考
		氏 名			
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				

8-3 受領書

(義援金)

受 領 書		
様		
金		円也
ただし、義援金として上記正に受領いたしました。		
年	月	日
紀 の 川 市 長 印		

(救援物資)

受 領 書		
様		
物資名及び数量		
ただし、救援物資として上記正に受領いたしました。		
年	月	日
紀 の 川 市 長 印		

9 保健衛生

9-1 災害時における保健活動日報

避難所日報(避難者状況)			避難所名											避難所コード						
活動日	年	月	日	記載者(所属・職名・職種)																

◆配慮を要する者◆		
	人数	うち要継続支援人数
高齢者(65歳以上)	人	人
うち75歳以上	人	人
要介護認定者	人	人
妊婦	人	人
じよ婦	人	人
乳児	人	人
幼児・児童	人	人
うち障害児・医療的ケア児	人	人

	人数	うち要継続支援人数
障害者	人	人
身体障害者	人	人
知的障害者	人	人
精神障害者	人	人
難病患者	人	人
在宅酸素療法・呼吸器療法	人	人
透析(腹膜透析含む)	人	人
アレルギー疾患	人	人

	人数	うち要継続支援人数
服薬者	人	人
降圧薬	人	人
糖尿病薬	人	人
向精神薬	人	人
他の治療薬	人	人
その他	人	人
要継続支援合計人数(実人数)	人	

特記事項																	

◆対応すべきニーズがある者◆			*まだ解決しておらず、速やかに対応しなければならないニーズがある避難者数を記載する。														
	該当	特記事項(→左の欄のその内容、アセスメント等記載)															
医療ニーズのある者	□無・□有	人															
うち医薬品がない者	□無・□有	() 人															

	該当	特記事項(→左の欄のその内容、アセスメント等記載)															
保健福祉ニーズのある者	□無・□有	人															
高齢者	□無・□有	() 人															
障害者・児	□無・□有	() 人															
その他	□無・□有	() 人															
こころのケアが必要な者	□無・□有	() 人															

◆感染症・食中毒等症状がある者◆																	
	該当	特記事項(→左の欄のその内容、アセスメント等記載)															
総数(実人数)	□無・□有	人															
発熱	□無・□有	() 人															
咳・痰	□無・□有	() 人															
下痢・嘔吐	□無・□有	() 人															

対応内容・結果																	
課題/申し送り																	

(2020年版)	写真送信の場合は再度記載→	避難所コード				

10-1 相談連絡票

＊処理済み後は災害対策本部へ連絡

10-2 罹災証明書

様式第3号（第4条関係）

第 号

罹災証明書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏名	続柄	生年月日
罹災原因	年 月 日の による		
被災住家の所在地			
住家の被害の程度			
浸水区分			

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

備 考	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

紀の川市長

11 水防

11-1 紀の川洪水予報発表文例

発表者		→	第1受報者	→	第2受報者	→	第3受報者
国土交通省 気象庁	和歌山河川国道事務所 和歌山地方気象台 奈良地方気象台		機関名		機関名		機関名

正規

紀の川氾濫注意情報

紀の川洪水予報第〇号
洪水注意報（発表）
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分

和歌山河川国道事務所・和歌山地方気象台・奈良地方気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】紀の川では、当分の間、氾濫注意水位を超える水位が続く見込み
（主 文）

【警戒レベル2相当】紀の川の五條水位観測所（五條市）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

【警戒レベル2相当】紀の川の三谷水位観測所（伊都郡かつらぎ町）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

【警戒レベル2相当】紀の川の船戸水位観測所（岩出市）では、当分の間、「氾濫注意水位」を超える水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意して下さい。

（雨量）

所により1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
五條流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
三谷流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
船戸流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

紀の川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1				レベル2				レベル3				レベル4			
	水位(m)及び流量(m ³ /s)		水防団 待機				氾濫 注意				避難 判断				氾濫 危険			
五條 水位観測所 (五條市)	00日00時00分の状況	7.50 ↓																
	00日01時00分の予測	7.55																
	00日02時00分の予測	7.60																
	00日03時00分の予測	7.65																
	00日04時00分の予測	7.70																
	00日05時00分の予測	7.75																
	00日06時00分の予測	7.78																
三谷 水位観測所 (伊都郡かつらぎ町)	00日00時00分の状況	3.50 ↓																
	00日01時00分の予測	3.55																
	00日02時00分の予測	3.60																
	00日03時00分の予測	3.70																
	00日04時00分の予測	3.80																
	00日05時00分の予測	3.90																
	00日06時00分の予測	4.00																
船戸 水位観測所 (岩出市)	00日00時00分の状況	5.70 ↓																
	00日01時00分の予測	5.65 ↓																
	00日02時00分の予測	5.70																
	00日03時00分の予測	5.75																
	00日04時00分の予測	5.80																
	00日05時00分の予測	5.85																
	00日06時00分の予測	5.90																

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4は、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	五條水位観測所	三谷水位観測所	船戸水位観測所
	五條市	伊都郡かつらぎ町	岩出市
レベル4水位 氾濫危険水位※	8.10	4.80	7.00
レベル3水位 避難判断水位※	7.80	4.60	6.80
レベル2水位 氾濫注意水位	7.50	3.50	5.00
レベル1水位 水防団待機水位	5.00	2.00	4.00
受け持ち区間	紀の川	紀の川	紀の川
	左岸 栄山寺橋(奈良県五條市)から和歌山県伊都郡九度山町・同かつらぎ町境 右岸 栄山寺橋(奈良県五條市)から和歌山県橋本市・同伊都郡かつらぎ町境	左岸 和歌山県伊都郡九度山町・同かつらぎ町境から貴志川合流点(和歌山県紀の川市) 右岸 和歌山県橋本市・同伊都郡かつらぎ町境から和歌山県紀の川市・同岩出市境	左岸 貴志川合流点(和歌山県岩出市)から海まで 右岸 和歌山県紀の川市・同岩出市境から海まで
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	奈良県○○○○○○○ 和歌山県○○○○○○○	和歌山県○○○○○○○	和歌山県○○○○○○○

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp https://frl.river.go.jp https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 和歌山河川国道事務所 電話：073-424-2471

気象関係：気象庁 和歌山地方気象台 電話：073-422-1328

気象庁 奈良地方気象台 電話：0742-22-2555

紀の川洪水予報(臨時)
令和〇年〇月〇日〇時〇分
国土交通省 和歌山河川国道事務所
気象庁 和歌山地方气象台
奈良地方气象台

「〇県の大雨は峠を越えたが、河川の増水、氾濫はこれから」

〇県の大雨は峠を越え、大雨特別警報は警報に切り替わりますが、[紀の川の洪水はこれからも警戒が必要です / 和歌山県、奈良県などに降った大雨による洪水が、これから紀の川の下流に到達します]。天候が回復しても、氾濫が発生するおそれがあるため、洪水への一層の警戒が必要です。

■ **紀の川** では、 **氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報)** を発表中です。

紀の川 の 船戸 水位観測所(和歌山県岩出市) 区間において氾濫が発生。船戸 水位観測所(和歌山県岩出市)では、区間内での浸水範囲の拡大に注意が必要です。各自安全確保を図るなど、適切な防災行動を取ってください。

紀の川 の 三谷 水位観測所(和歌山県伊都郡かつらぎ町)では、水位が上昇中であり、当分の間、氾濫危険水位を超える水位が続く見込み。氾濫のおそれあり。

紀の川 の 五條 水位観測所(奈良県五條市)では、避難判断水位を超過しており、水位は上昇中。

河川名	水位観測所	水位状況	今後の見込み
紀の川	船戸 (和歌山県岩出市)	氾濫発生中	浸水範囲の拡大に注意
紀の川	三谷 (和歌山県伊都郡かつらぎ町)	氾濫危険水位超過	水位上昇中
紀の川	五條 (奈良県五條市)	避難判断水位超過	水位上昇中

発表中の指定河川洪水予報は下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報 <https://www.river.go.jp/>

気象庁HP <https://www.jma.go.jp/>

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 和歌山河川国道事務所 tel:073-424-2471

気象関係：気象庁 和歌山地方气象台 tel:073-422-1328

奈良地方气象台 tel:0742-22-2555

11-2 紀の川水防警報・情報受信紙

水防警報情報発表用紙

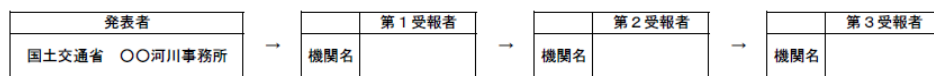
紀の川	五條三谷船戸貴志	水防	警報情報	第 号	待機準備出動解除	令和 年 月 日 時 分	近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所発表
台風 号	前線	のため	五條三谷船戸貴志	地点の水位は	本日 時 分現在	m	cmで、
低気圧							
今までの上流域の平均累加雨量は約 mmです。							
今後の降雨は	依然降り続く 小雨の 降り止む	見込みで	五條三谷船戸貴志	地点の水位は	なおも上昇 横ばい 低下		となり
計画高水位		を上回る					
氾濫危険水位		程度の					
避難判断水位					見込みです。		
氾濫注意水位		を下回る					
水防団待機水位							
第1段階	水防機関は、状況の変化に即応できるよう待機して下さい。						
第2段階	水防機関は、出動の準備をして下さい。						
第3段階	水防機関は、出動して下さい。						
第4段階	水防警報を解除します。						

災害対策部長	災害対策副部長	災害対策部付	対策班長	対策係長	主務

FAX宛先	マイクロ番号	確認時刻	送信者	受信者
本局水災害予報センター	86-3866			
河川管理課	771-331,308,350 333~5			
船戸出張所	771-6121~6			
五條出張所	771-6541~2			
奈良県河川課	769-9049			
和歌山県河川課	779-8-3074			
河川情報センター	718-21,22, 23, 25			

11-3 水位周知河川の水位情報受信様式

別紙-5



正 規

○○川氾濫注意情報

○○年○○月○○日○○時○○分
国土交通省 ○○川河川事務所発表
(第○○号)

【主文】

【警戒レベル2相当情報【洪水】】○○川の□□□水位観測所（●●市△△）では、○○日○○時○○分頃に氾濫注意水位（△△△. △△m）に到達しました。洪水に関する情報に注意して下さい。

（参考）

○○川 □□□水位観測所（●●市△△）
（受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎）

氾濫危険水位 （相当換算水位）	×××. ××m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	○○○. ○○m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	△△△. △△m	氾濫の発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1危険箇所の避難判断水位、
氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先
国土交通省 ○○河川事務所 ○○○○課 電話：000-000-0000（内線）○○○

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

別紙-5

発表者	→	第1受報者	→	第2受報者	→	第3受報者
国土交通省 ○○河川事務所		機関名		機関名		機関名

正 規

○○川氾濫警戒情報

○○年○○月○○日○○時○○分
国土交通省 ○○川河川事務所発表
(第○○号)

【主文】
【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】○○川の□□□水位観測所(●●市△△)では、○○日○○時○○分頃に、避難準備・高齢者等避難開始の発令の目安となる避難判断水位(○○○.○○m)に到達しました。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

(参考)
○○川 □□□水位観測所(●●市△△)
(受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎)

氾濫危険水位 (相当換算水位)	×××.××m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	○○○.○○m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	△△△.△△m	氾濫の発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位、
氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先
国土交通省 ○○河川事務所 ○○○○課 電話：000-000-0000（内線）○○○

(参考)
「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

別紙-5

発表者	第1受報者	第2受報者	第3受報者
国土交通省 ○○河川事務所	機関名	機関名	機関名

正 規

○○川氾濫危険情報

○○年○○月○○日○○時○○分
国土交通省 ○○川河川事務所発表
(第○○号)

【主文】

【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】○○川の□□□水位観測所（●●市△△）では、○○日○○時○○分頃に、避難勧告の発令の目安となる氾濫危険水位（×××.××m）に到達しました。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

（参考）

○○川 □□□水位観測所（●●市△△）
（受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎）

氾濫危険水位 (相当換算水位)	×××.××m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	○○○.○○m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	△△△.△△m	氾濫の発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区内の第1位危険箇所の避難判断水位、
氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先
国土交通省 ○○河川事務所 ○○○○課 電話：000-000-0000（内線）○○○

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから http://www.river.go.jp/	携帯電話から http://i.river.go.jp/

別紙-5

発表者	→	第1受報者	→	第2受報者	→	第3受報者
国土交通省 ○○河川事務所		機関名		機関名		機関名

正 規

○○川氾濫発生情報

○○年○○月○○日○○時○○分
国土交通省 ○○川河川事務所発表
(第○○号)

【主文】

【警戒レベル5相当情報〔洪水〕】○○川では、●●市●●地区(△△岸)付近より(堤防決壊による)氾濫が発生しました。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

(参考)

○○川 □□□水位観測所(●●市△△)
(受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎)

氾濫危険水位 (相当換算水位)	×××.××m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	○○○.○○m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	△△△.△△m	氾濫の発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1危険箇所の避難判断水位、
氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先
国土交通省 ○○河川事務所 ○○○○課 電話：000-000-0000(内線)○○○

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

別紙-5

発表者	→	第1受報者	→	第2受報者	→	第3受報者
国土交通省 ○○河川事務所		機関名		機関名		機関名

正 規

○○川氾濫注意情報解除

○○年○○月○○日○○時○○分
 国土交通省 ○○河川事務所発表
 (第○○号)

【主文】

○○川の□□□水位観測所(●●市△△)では、○○日○○時○○分頃に氾濫注意水位(△△△.△△m)を下回りました。

(参考)

○○川 □□□水位観測所(●●市△△)
 (受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎)

氾濫危険水位
 (相当換算水位)

×××.××m

水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位
 いつ氾濫してもおかしくない状態
 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階

避難判断水位

○○○.○○m

避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階

氾濫注意水位

△△△.△△m

氾濫の発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1危険箇所の避難判断水位、
 氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先

国土交通省 ○○河川事務所 ○○○○課 電話：000-000-0000 (内線) ○○○

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

11-4 水防実施状況報告書

別紙様式

水防実施状況報告書

管 理 団 体 名		作成責任者		印				
水防活動実施の台風又は豪雨名		報告年月日		平成 年 月 日				
場 所	右 川 岸 地先 m 左		管理団体分	県支出分	計			
	地区							
日 時	自 月 日 時 至 月 日 時		人 件 費	出動手当	円			
出 動 人 員	水防団員	消防団員		その他	計			
	水防作業の概況及び工法			主要資材費				
水 防 の 結 果	効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人
	被害	m	ha	ha	棟	m	m	人
他の団体よりの応援出動状況				食 糧 費				
居住者出動状況				そ の 他				
警察の援助状況				計				
現場指導者公吏氏名				主要資材費				
水防関係者の死傷				その他資材費				
備 考				材料等借料				
				そ の 他				
				計				
				俵			枚	
				か ま す			枚	
				む し ろ			枚	
				な わ			巻 m	
				丸 太			本	
立退きの状況及びそれを指示した理由								
水防功労者の氏名、年齢、所属及び功績概要								
堤防その他の施設の異常の有無及び緊急工事を必要とするものが生じた時は、その場所及び損傷状況								
水防活動に関する自己批判								

(注) 1. この報告書は各水防管理団体において作成すること。
2. 水防箇所ごとに作成すること。

別紙様式(付図)

令和〇〇〇〇年台風〇号における水防活動
(〇〇県〇〇市消防団・平成〇〇年〇月〇日～〇日)

〇概要

〇〇市消防 令和〇〇年〇月〇日、〇日、台風〇号に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約12時間	〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)
月の輪工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

11－5 水防協力団体指定申請書

紀の川市水防協力団体指定申請書

年 月 日

紀の川市水防管理者

紀の川市長 様

住 所

(事務所所在地)

団体の名称

代表者氏名

水防法第36条第1項及び紀の川市水防協力団体指定要領第4の規定に基づき、紀の川市水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体協力活動業務計画書」(別紙2)を添えて申請します。

11-6 水防協力団体協力活動業務計画書

水防協力団体協力活動業務計画書

下記の紀の川市の実施する水防活動に協力します。

記

※ご協力いただける項目の番号に○印を記入してください

I 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの消防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力（指定要領3-（1）関係）

- 1 災害時における土のうの袋詰めや運搬などの水防活動への支援
- 2 災害時における小さな子供やお年寄りなどの災害時要援護者の救護
- 3 災害時における住民に対する洪水注意報、警報などの情報の広報
- 4 災害時における住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援

II 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供（指定要領3-（2）関係）
具体的な資器材の種類・数量及び保管場所等

[]

III 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供（指定要領3-（3）関係）

- 1 日常における河川管理施設や許可工作物の安全性の点検や巡視
- 2 災害時における河川水位状況、雨量、強風状況などの情報連絡

IV 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究（指定要領3-（4）関係）

- 1 市が作成する洪水ハザードマップの配布

V 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発（指定要領3-（5）関係）

- 1 実体験等に基づく、浸水箇所や危険箇所などの地域住民に対する水防知識の講習

VI 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等（指定要領3-（6）関係）

- 1 消防団が開催する水防演習への参加
- 2 住民の避難訓練の実施

◎その他ご協力いただける活動がありましたら内容をご記入ください。

[]

11－7 水防協力団体認定書

紀の川市水防協力団体認定書	
年 月 日	
住 所 (事務所所在地)	
団体の名称	
代 表 者	様
	紀の川市水防管理者 紀の川市長
水防法第36条第1項及び紀の川市水防協力団体指定要領第4の規定に基づき、貴団体を紀の川市水防協力団体に指定します。	

11－8 水防協力団体協力活動報告書

紀の川市水防協力団体協力活動報告書	
年 月 日	
紀の川市水防管理者	
紀の川市長	様
	住 所 (事務所所在地) 団体の名称 代表者氏名
別紙のとおり水防活動を実施しましたので、紀の川市水防協力団体指定要領第6の規定に基づき提出します。	

11-10 避難確保計画・浸水防止計画作成報告書

年 月 日	
(宛先) 紀の川市長 洪水時等避難確保計画・浸水防止計画作成(変更) 報告書	
所 有 者 ・ 管 理 者 (共同での報告の場合は代表者)	
住所	
施設の所有者名 又は管理者名	
電話番号	担当者 ()
水防法第15条の(2・3・4)項の規定に基づき、別添のとおり洪水時等の避難確保計画・浸水防止計画作成(変更)したので報告します。	
施設の名称 (変更の場合は 変更後の名称)	
施設の所在地	
施設の用途 その他必要事項 (変更の場合は 主要な変更事項)	
洪水予報等の伝達先 (※電話番号、FAX、 担当者等)	
※ 受 付 印	※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ※欄は、記入しないこと。
 - 3 「避難確保計画」「浸水防止計画」のうち、報告しないものは消すこと。
- ※ 報告する者の住所、電話番号は、法人その他の団体にあっては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び電話番号を記入すること。

11-11 自衛水防組織及び統括管理者等の連絡先報告書

年 月 日		
(宛先) 紀の川市長 自衛水防組織及び統括管理者等の連絡先 (変更) 報告書 所 有 者 ・ 管 理 者 (共同での報告の場合は代表者) 住 所 施設の所有者名 又は管理者名 電話番号 担当者 () 水防法第15条の(2・3・4)の規定に基づき、自衛水防組織の構成員等を別添のとおり報告します。		
施設の名称 (変更の場合は) (変更後の名称)		
施設の所在地		
自衛水防組織の設置	統括管理者の氏名・連絡先	
	洪水予報等の伝達を受ける構成員の氏名及び連絡先	
	自衛水防組織の内部組織の編成及び構成員	別紙「自衛水防組織図」のとおり
※ 受 付 印		※ 経 過 欄

備考

1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ※欄は、記入しないこと。

3 自衛水防組織図を添付すること。

※ 報告する者の住所、電話番号は、法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び電話番号を記入してください。

11-12 申出の取下げ届出書

(宛先) 紀の川市長 申出の取下げ届出書 所 有 者 ・ 管 理 者 (共同の場合は代表者) 住所 施設の所有者名 又は管理者名 電話番号 担当者 () 紀の川市地域防災計画に定める大規模工場その他の施設として申出していた事項について、申出を下記の理由により取下げます。	年 月 日
施設の名称	
施設の所在地	
申出を取り下げる理由	
※ 受 付 印	※ 経 過 欄

備考

1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ※欄は、記入しないこと。

※ 届出する者の住所、電話番号は、法人その他の団体にあっては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び電話番号を記入すること。

12-1 災害時要援護者名簿の様式

[illegible]

13 受援計画

13-1 受援管理シート

【受援管理シート】

基礎情報

受援業務名			受援期間 (予定)		
各課受援 窓口担当	組織名			職・氏名	
受援業務担当	組織名			職・氏名	
業務分担		業務内容			
紀の川市 職員	応援 職員				

①【応援必要数等報告】 各課受援窓口担当から受援班へ

		報告日時	
必要人員数及び期間	備考（人数内訳、要件、資機材、集合場所等）		

②【要請先との調整結果伝達】 受援班から各課受援窓口担当へ

			報告日時	
応援可能数	応援団体	期間	備考	

③【応援受入報告】 各課受援窓口担当から受援班へ

		報告日時	
応援受入数	応援団体	備考	

13-2 人的応援要請・受入報告書

【人的応援要請・受入報告書】

報告者

受援課名	
窓口担当者	



報告先（人的受援調整班）

担当者名	

①【要請内容報告】 各課受援窓口担当から受援班へ

			報告日時	
要請日時				
要請先	団体名			
	連絡窓口	所属		
		職・氏名		
		連絡先		
根拠				
要請方法（文書の場合は写しを添付）				
要請内容	業務名			
	活動場所			
	要件			
	人員数			
	派遣期間			
	その他			

②【応援受入報告】 各課受援窓口担当から人的受援調整班へ

		報告日時	
受入日時			
受入人員			
その他			